

厚生労働省 平成30年度障害者総合福祉推進事業
食事提供体制加算等に関する実態調査
報 告 書

平成31年3月
三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社

<目 次>

1 事業要旨	1
2 事業の目的	2
3 事業概要	2
4 調査結果	4
(1) 国保連データを用いた食事提供体制加算等の算定状況分析	4
(2) 食事の提供に関する実態調査結果	8
① 事業所について	8
② 食事提供体制加算について	11
③ 食事（昼食）の提供状況について	12
④ 食事の提供に係る職員の状況について	25
⑤ 食費の状況について	29
⑥ 利用者の状況について（利用者票調査）	32
(3) 食事の提供に関する実態調査（児童発達支援）結果	43
① 事業所について	43
② 食事提供加算について	45
③ 食事（昼食）の提供状況について	46
④ 食事の提供に係る職員の状況について	56
⑤ 食費の状況について	59
⑥ 利用者の状況について（利用者世帯票調査）	62
(4) 利用者の送迎に関する実態調査結果	69
① 事業所について	69
② 送迎加算について	73
③ 送迎の状況等について	74
④ 利用者の通所、送迎の内容等について	80
⑤ 就労継続支援 A 型の利用者の状況について	85
⑥ 放課後等デイサービスの利用者の状況について	87
5 調査結果の考察	89
6 参考資料（調査票）	92

1 事業要旨

- 本事業では、食事提供体制加算・食事提供加算及び送迎加算の今後のあり方等を検討するための基礎資料の作成を目的として、事業所における食事の提供や送迎の状況について実態把握を行うための調査を実施した。調査は、加算算定状況に関するデータ分析、食事の提供や送迎の状況等に関する事業所への調査票調査などを中心として実施した。

- 本事業の実施により、以下の状況が明らかになった。

(食事提供体制加算・食事提供加算及び事業所における食事の提供の状況)

- 食事提供体制加算・食事提供加算は、加算対象サービスを提供している事業所のほぼ半数が算定しており、また、加算対象サービスの利用者のうち、約4割が加算の対象者となっていることがわかった。
- 障害福祉サービス等の通所事業所において、約7割の事業所が利用者に食事を提供していることがわかった。また、食事を提供している事業所の半数以上が事業所内で調理を行っており、約2割が加算算定条件に該当する外部委託を行っていることがわかった。
- 食事を提供する際、多くの事業所では、定期的な体重の測定・記録や、疾患・摂食・嚥下機能の状況把握などを実施しており、特に障害の程度の重い人が利用する生活介護等の事業所では、多くの事業所でこれらの取組が実施されていることがわかった。また、これらの事業所では、調整食の提供を行っている事業所も多いことがわかった。
- 多くの事業所が、栄養バランスや、食事の楽しさ、食べやすさなどに配慮した食事を提供している一方、食事に関して、利用者の体重増加や、早食い・丸呑み、偏食等で困っている事業所も少なくないことがわかった。
- 事業所の利用者の食生活については、食事の栄養バランスなどについて、自分で考えたり、家族等に考えてもらう人が多いが、特に何もしないという人も少なくないことがわかった。また、食事の準備などについて、困っていることのある人も少なくないことがわかった。

(送迎加算及び事業所における送迎の状況)

- 送迎加算は、加算対象サービスを提供している事業所の約6割が算定しており、また、加算対象サービスの利用者のうち、約4割が加算の対象者となっていることがわかった。
- 障害福祉サービス等の通所事業所において、約7割の事業所が利用者の送迎を行っており、加算算定していないが送迎を行っている事業所も少なくないことがわかった。
- 送迎の実施理由は、本人・家族の要望、重度の障害者など自ら通所の困難な利用者がいること、利用者の通所時の安全確保などが多いことがわかった。一方、通勤・通学や通所のための個別訓練を実施している事業所は少ないことがわかった。
- 1日の送迎状況について、平均で通所者の半数弱が事業所による送迎を利用していることがわかった。送迎状況はサービス別で違いが見られ、障害の程度の重い人が利用する生活介護や、利用者が子どもである放課後等デイサービス等では、利用者の7～8割が事業所による送迎を利用している一方、一般就労に近い人が利用する就労継続支援A型では、事業所による送迎利用は2割程度となっていることがわかった。

【報告書の公開について】本報告書は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（事業実施者）の公式ホームページ（<https://www.murc.jp/>）で公開する。

2 事業の目的

食事提供体制加算・食事提供加算は、障害者の通所事業所等において、事業所内調理等により食事の提供を行った際に算定される加算である。食費についてはサービス利用者の自己負担が原則となっているが、低所得者の負担軽減等を図るため、当該加算が経過措置として残され、措置期間が延長されている。

この加算については、障害者の生活のうえで必要不可欠の加算であるとの意見がある一方、対象サービスを利用しない人には恩恵がなく、不平等を指摘する意見もある。介護保険制度においては、類似加算はすでに廃止され、障害福祉における当該加算も経過措置の延長で存続している状況で、位置づけも必ずしも明確ではない状況である。現状は食費の補足給付の意味合いが強く、栄養改善等の観点も含め、位置づけを改めて検討する必要があるものと考えられる。

送迎加算については、通所系のサービスに広く加算されているものであるが、通所系サービスにより、その内容や利用者は異なっており、一律の加算算定に再考も求められている。特に、一般就労に近い形での就労支援を行う就労継続支援A型と、学齢期以上の障害児が利用する放課後等デイサービスについては、「通勤」「通い」という社会生活訓練の側面を考えると、送迎について限定すべきとの意見もある。一方、地域によって公共交通機関の整備状況等も異なっており、一律に自主通所は難しいとの考え方もあり、実態をふまえた適切な送迎支援のあり方の検討が必要となっている。

本調査研究は、上記の認識等をふまえ、食事提供体制加算・食事提供加算や送迎加算の前提である、事業所における食事の提供や送迎の状況について実態把握を行い、今後の報酬体系の検討にあたって参考となる資料の作成を行うことを目的として実施した。

3 事業概要

(1) 国保連データを用いた食事提供体制加算等の算定状況分析

食事提供体制加算・食事提供加算及び送迎加算については、国保連の報酬請求実績データにより加算算定の状況等の把握が可能である。そこで、このデータを用いて、障害福祉サービス等事業所における加算算定の特性等について分析を行った。国保連の報酬請求実績データについては、厚生労働省より提供を受けた平成29年4月請求分～平成30年3月請求分の1年間のデータを用いた。

なお、各加算の算定対象となるサービスは以下の通りである。

(加算算定対象のサービス)

食事提供体制加算	生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
食事提供加算	児童発達支援
送迎加算	生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス

(2) 実態調査の実施

障害福祉サービス等事業所における食事提供、送迎の状況を把握するため、実態調査を行った。調査概要は以下の通りである。なお、調査対象（障害福祉サービス等事業所）の抽出にあたっては、厚生労働省より提供を受けた母集団リストを利用した。

●食事提供に関する実態調査

調査対象	・食事提供体制加算・食事提供加算対象の通所サービス事業所及びサービス利用者 ・サービス種別に計 6,800 事業所を無作為抽出（障害者サービス 5,607 事業所、障害児サービス 1,193 事業所） ・調査対象事業所を通して、サービス利用者（利用世帯）への調査も実施した
調査方法	・郵送留置郵送回収法（アンケート調査票方式） ・利用者（利用世帯）への調査は、各事業所で利用者（利用世帯）の中から調査対象を無作為抽出いただき、調査票を配布、利用者（利用世帯）から直接事務局へ返信用封筒で郵送いただく方法とした ・調査票は、障害者サービスと障害児サービス（児童発達支援）で加算の要件等が異なるため、それぞれ別の調査票とした
調査期間	平成 30 年 10 月～12 月
主な調査項目	[事業所への調査] ・事業所の概要（運営主体、利用者数等）、食事提供体制加算等の算定状況、食事の提供状況、食事の提供方法、調理員等の勤務形態・労働時間・給与の状況、食費の徴収状況 等 [利用者への調査] ・利用者属性（障害種別・程度、年齢、世帯等）、世帯収入・食費、普段の食事の状況、食事の調達方法、食事で困っていること 等

●送迎に関する実態調査

調査対象	・送迎加算対象の通所サービス事業所 ・サービス種別に計 3,200 事業所を無作為抽出
調査方法	・郵送留置郵送回収法（アンケート調査票方式）
調査期間	平成 30 年 10 月～12 月
主な調査項目	[事業所への調査] ・事業所の概要（運営主体、利用者数等）、送迎加算の算定状況、送迎の実施状況・実施理由、送迎内容（送迎に要する時間、送迎人数の内訳、送迎車両の運用状況等）、就労継続支援 A 型・放課後等デイサービス利用者の送迎状況 等

(回収状況)

		発送数	未達数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
食事提供に関する実態調査（障害者サービス）	事業所	5,607	45	3,127	56.2%	2,921	52.5%
	利用者	-	-	19,494	-	15,441	-
食事提供に関する実態調査（障害児サービス）	事業所	1,193	6	664	55.9%	587	49.5%
	利用者	-	-	2,550	-	2,029	-
送迎に関する実態調査	事業所	3,200	24	1,953	61.5%	1,879	59.2%

※有効回答数は、回収数から休止・廃止事業所票や記入不備票などの数を除いたものである

4 調査結果

(1) 国保連データを用いた食事提供体制加算等の算定状況分析

①食事提供体制加算・食事提供加算

国保連の報酬請求実績データより、食事提供体制加算・食事提供加算に関して平成 29 年 4 月請求分～平成 30 年 3 月請求分の 1 年間（12 か月）を集計したところ、加算対象サービスの事業所数は 39,701 事業所、うち、加算を算定している事業所は 21,365 事業所となっている。また、加算対象サービスの利用者全数は 820,015 人、うち、加算を算定している事業所を利用している利用者数は 479,727 人となっている。

加算を算定している事業所を利用している利用者のうち、加算の対象となっている利用者数は 348,580 人、加算の回数（加算対象の食事提供数）は 4,976,672 回である。

図表 1 食事提供体制加算・食事提供加算の集計値

サービス種別	事業所数	うち、加算算定している事業所数	利用者数	うち、加算算定している事業所の利用者数	加算算定している事業所における、加算対象となる利用者数	加算算定している事業所における、加算の回数
全体	39,701	21,365	820,015	479,727	348,580	4,976,672
生活介護	9,794	6,783	293,042	215,440	127,742	1,965,894
短期入所	4,565	3,959	57,709	52,020	48,124	294,555
宿泊型自立訓練	237	163	3,481	2,481	2,379	62,483
自立訓練（機能訓練）	181	102	2,286	1,526	553	4,921
自立訓練（生活訓練）	1,166	633	12,314	6,159	4,646	64,692
就労移行支援	3,357	1,677	33,692	14,904	11,704	174,299
就労継続支援 A 型	3,732	1,412	68,473	26,524	19,865	341,116
就労継続支援 B 型	11,249	6,078	235,513	135,480	115,317	1,858,501
児童発達支援	5,321	466	111,187	22,965	16,584	197,008
医療型児童発達支援	98	92	2,318	2,230	1,668	13,203

※表の数値はすべて、12か月分を合計して12で割った数（月平均）である

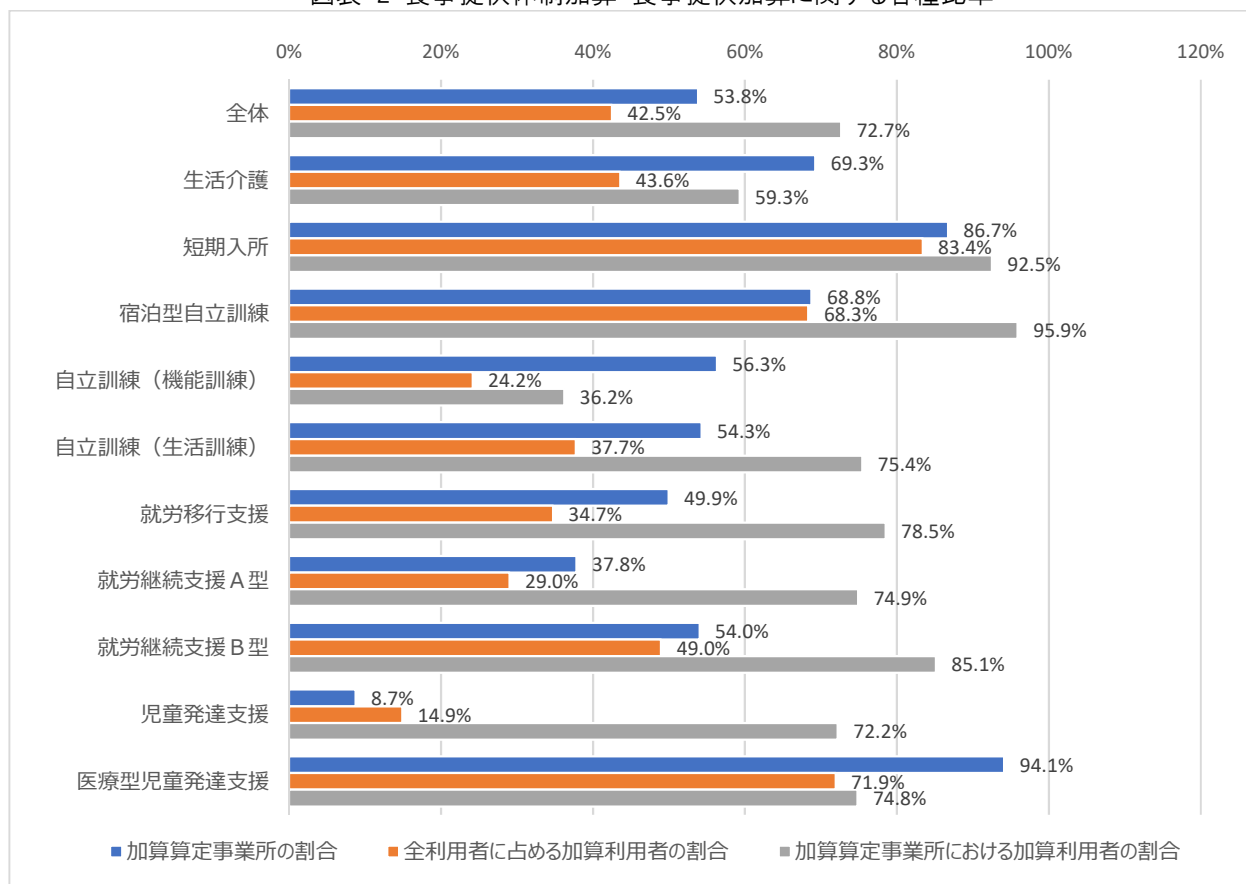
上記集計値より各種比率を見ると、まず、加算算定事業所の割合については、全体で 53.8%となっている。サービス別で差異が見られ、医療型児童発達支援の割合が最も高くなっている。生活介護では約 7 割、就労支援サービスでは 4～5 割の事業所が算定している。

サービス利用者に占める加算対象利用者の割合は、全体で 42.5%、サービス別では短期入所の割合が最も高くなっている。生活介護では約 4 割、就労継続支援 B 型では約半数の利用者が加算対象者である。

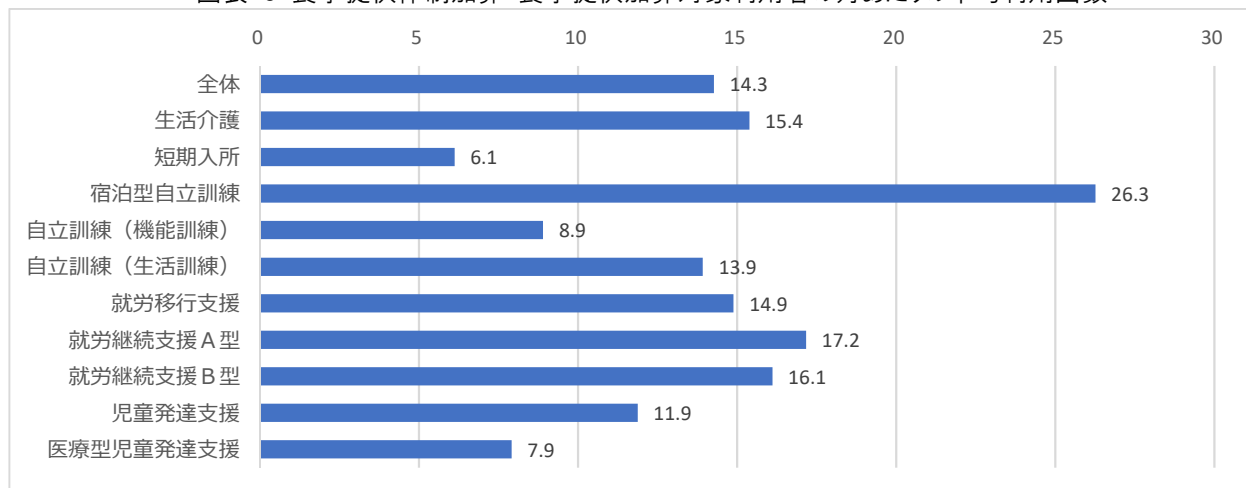
加算を算定している事業所の全利用者のうちでの加算対象利用者の割合は、全体で 72.7%、サービス別では宿泊型自立訓練の割合が最も高くなっている。利用率 7～8 割のサービスが多い。

加算対象利用者の、月あたりの平均利用回数は、全体で 14.3 回、サービス別では宿泊型自立訓練の回数が最も多くなっている。

図表 2 食事提供体制加算・食事提供加算に関する各種比率



図表 3 食事提供体制加算・食事提供加算対象利用者の月あたりの平均利用回数



②送迎加算

国保連の報酬請求実績データより、送迎加算に関して平成 29 年 4 月請求分～平成 30 年 3 月請求分の 1 年間（12 か月）を集計したところ、加算対象サービスの事業所数は 50,752 事業所、うち、加算を算定している事業所は 31,842 事業所となっている。また、加算対象サービスの利用者全数は 1,071,809 人、うち、加算を算定している事業所を利用している利用者数は 674,682 人となっている。

加算を算定している事業所を利用している利用者のうち、加算の対象となっている利用者数（送迎利用者数）は 475,656 人、加算の回数（送迎回数）は 12,140,581 回である。

図表 4 送迎加算の集計値

サービス種別	事業所数	うち、加算算定している事業所数	利用者数	うち、加算算定している事業所の利用者数	加算算定している事業所における、加算対象となる利用者数	加算算定している事業所における、加算の回数
全体	50,752	31,842	1,071,809	674,682	475,656	12,140,581
生活介護	9,794	6,586	293,042	196,773	120,117	4,845,552
短期入所	4,565	1,413	57,709	23,580	11,159	40,767
自立訓練（機能訓練）	181	72	2,286	934	470	7,663
自立訓練（生活訓練）	1,166	539	12,314	5,052	3,123	83,724
就労移行支援	3,357	1,353	33,692	10,129	6,192	187,862
就労継続支援 A 型	3,732	1,652	68,473	31,603	17,212	597,655
就労継続支援 B 型	11,249	7,345	235,513	154,635	103,054	3,181,459
児童発達支援	5,321	2,919	111,187	34,668	21,155	290,866
医療型児童発達支援	98	5	2,318	183	14	159
放課後等デイサービス	11,288	9,958	255,275	217,126	193,159	2,904,874

※表の数値はすべて、12か月分を合計して12で割った数（月平均）である

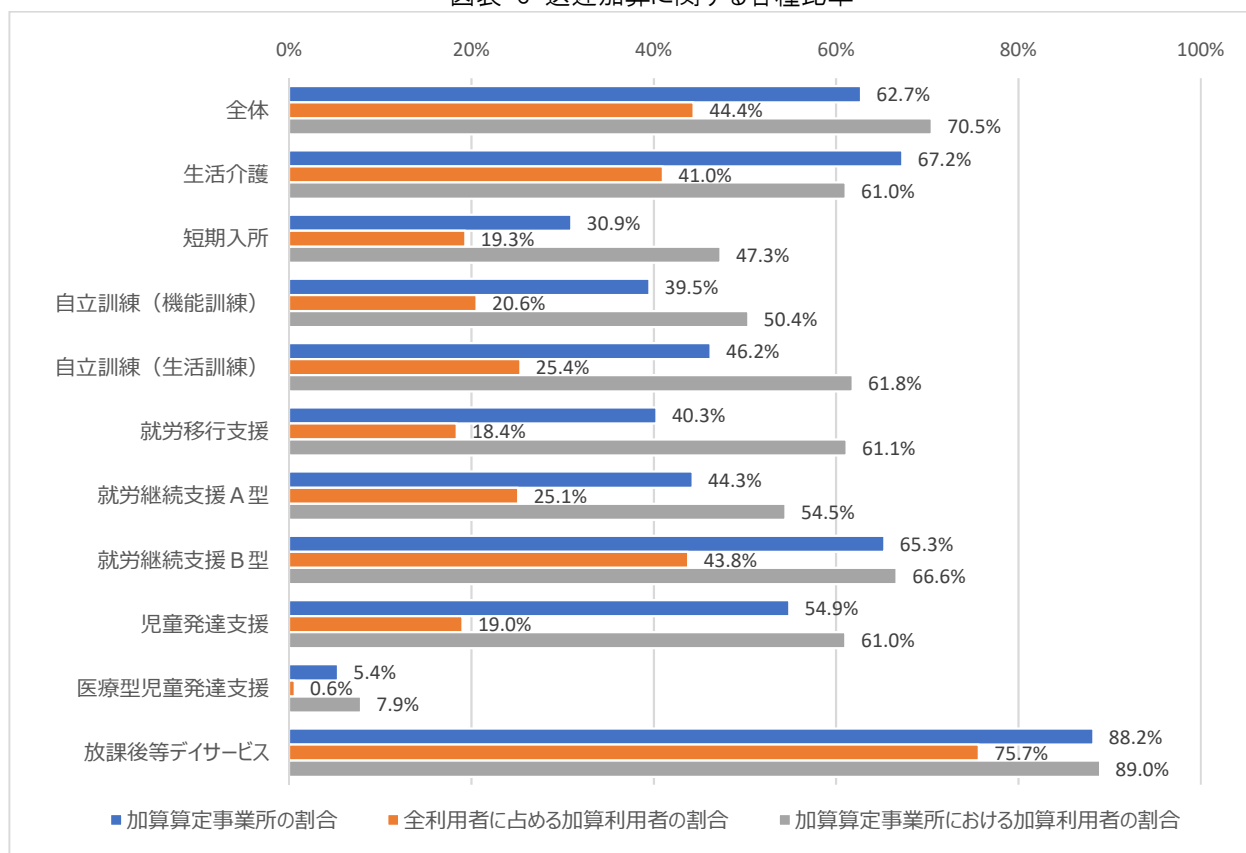
上記集計値より各種比率を見ると、まず、加算算定事業所の割合については、全体で 62.7%となっている。サービス別で差異が見られ、放課後等デイサービスの割合が最も高くなっている。生活介護、就労継続支援 B 型では約 7 割、就労継続支援 A 型では約 4 割の事業所が算定している。

サービス利用者に占める加算対象利用者の割合は、全体で 44.4%、サービス別では放課後等デイサービスの割合が最も高くなっている。生活介護、就労継続支援 B 型では約 4 割、就労継続支援 A 型では 1/4 の利用者が加算対象者である。

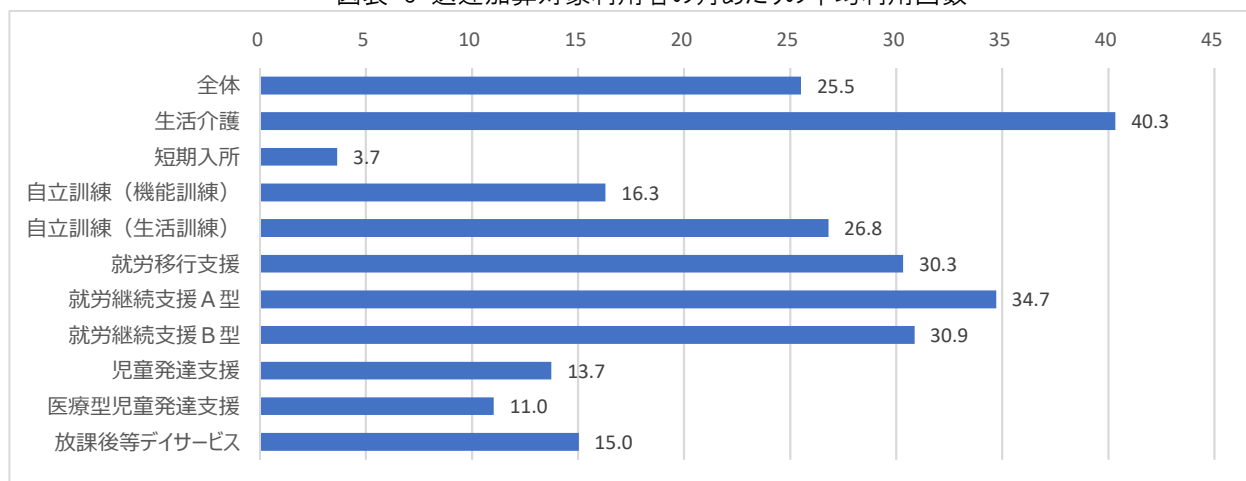
加算を算定している事業所の全利用者のうちでの加算対象利用者の割合は、全体で 70.5%、サービス別では放課後等デイサービスの割合が最も高くなっている。利用率 5～6 割のサービスが多い。

加算対象利用者の、月あたりの平均利用回数は、全体で 25.5 回、サービス別では生活介護の回数が最も多くなっている。

図表 5 送迎加算に関する各種比率



図表 6 送迎加算対象利用者の月あたりの平均利用回数



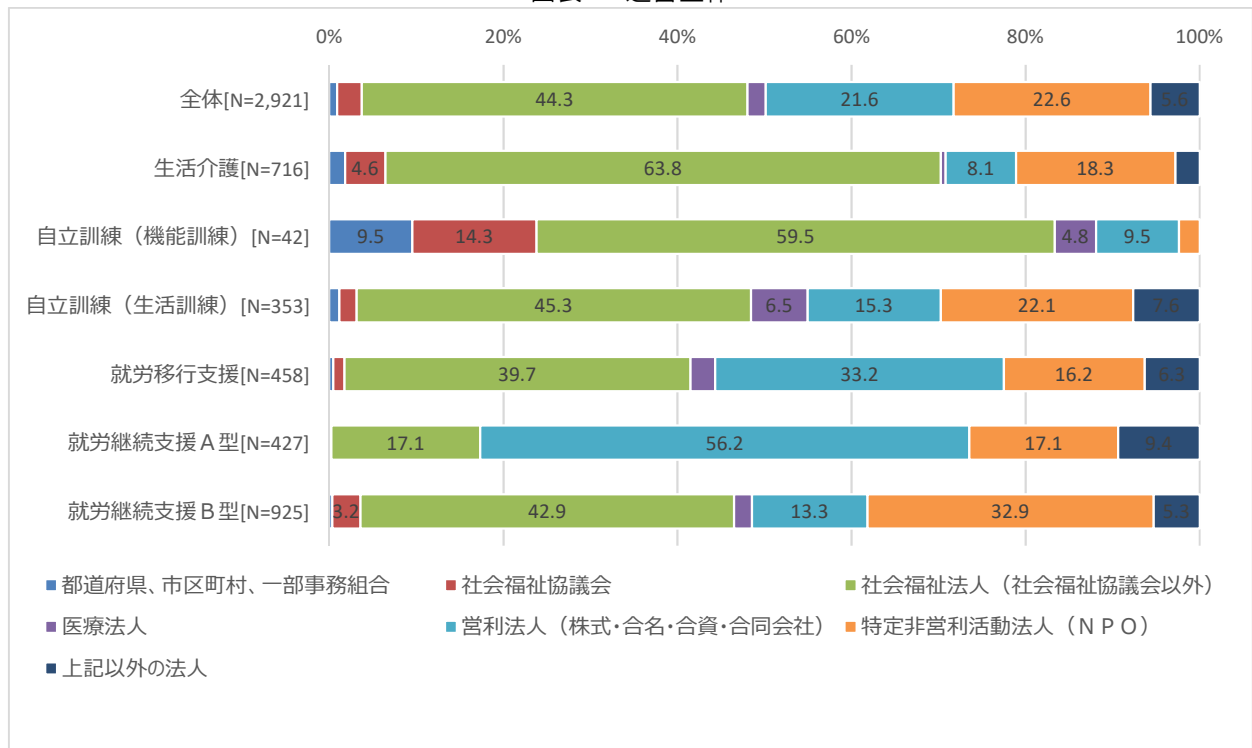
(2) 食事の提供に関する実態調査結果

①事業所について

運営主体

「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が44.3%、「特定非営利活動法人（NPO）」が22.6%、「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が21.6%等となっている。

図表 7 運営主体



定員・利用者数

定員は平均で20.4人となっている。平成30年9月の利用者数は平均で実人数20.0人、延べ人数304.6人となっている。

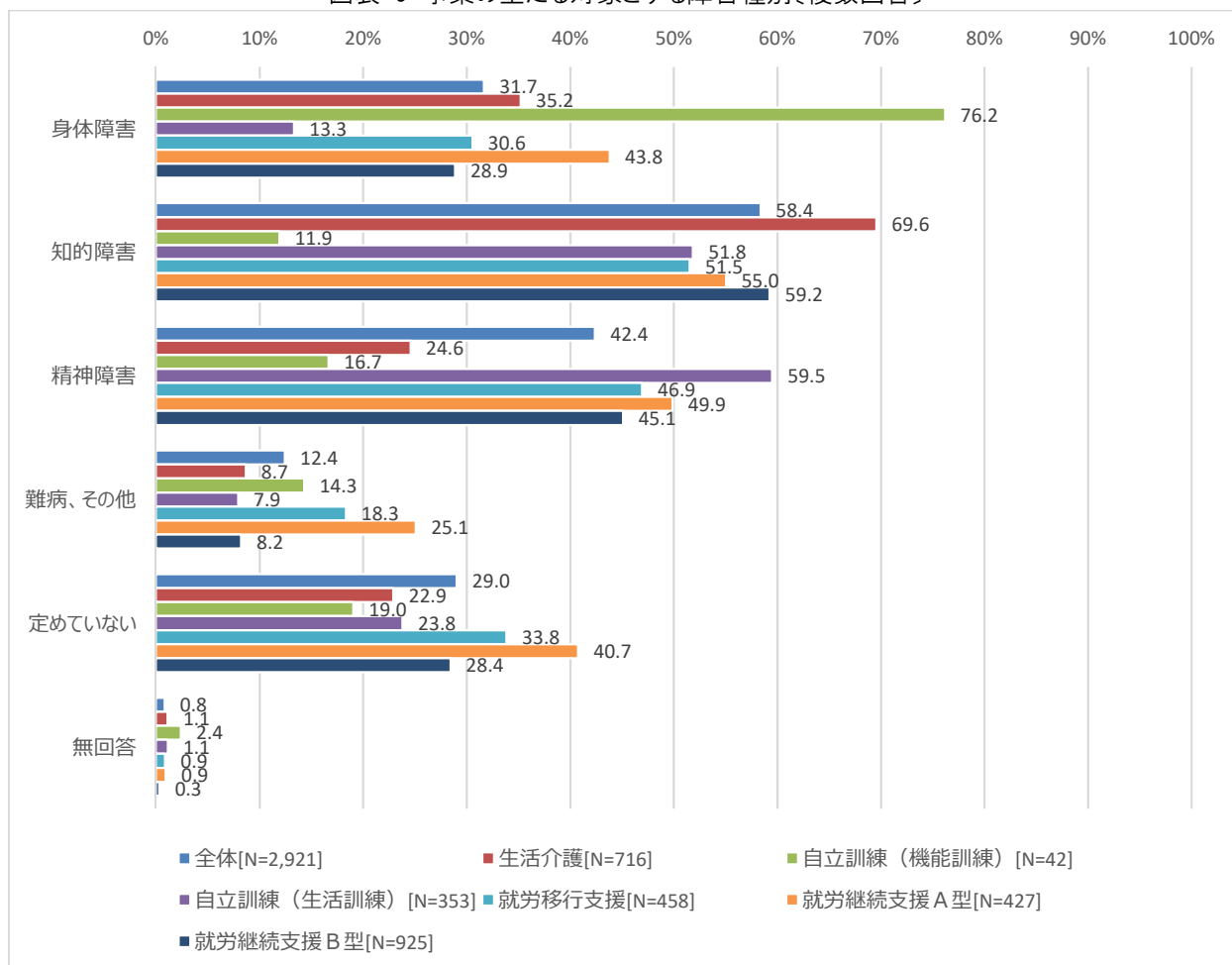
図表 8 定員・利用者数

平均値		全体 [N=2,508]	生活介護 [N=620]	自立訓練(機能訓練) [N=35]	自立訓練(生活訓練) [N=310]	就労移行支援 [N=401]	就労継続支援 A 型 [N=338]	就労継続支援 B 型 [N=804]
定員	人	20.4	22.7	17.8	13.7	16.8	19.8	23.4
平成30年9月の利用者数 (実人数)	人	20.0	23.9	12.6	12.1	14.7	19.7	23.3
平成30年9月の利用者数 (延べ人数)	人	304.6	353.9	91.7	157.9	226.5	355.6	349.9

事業の主たる対象とする障害種別

事業の主たる対象とする障害種別は、「知的障害」が58.4%、「精神障害」が42.4%、「身体障害」が31.7%、「定めていない」が29.0%等となっている。

図表 9 事業の主たる対象とする障害種別〔複数回答〕



サービス提供日数・総時間数

平成30年9月のサービス提供日数（開所日数）は平均で20.7日となっている。また、平成30年9月のサービス提供総時間数（開所総時間数）は平均で132.9時間となっている。

図表 10 サービス提供日数・総時間数

平均値		全体 [N=2,498]	生活介護 [N=630]	自立訓練(機能訓練) [N=39]	自立訓練(生活訓練) [N=306]	就労移行支援 [N=403]	就労継続支援 A 型 [N=321]	就労継続支援 B 型 [N=799]
平成30年9月のサービス提供日数（開所日数）	日	20.7	20.3	19.5	20.8	20.9	22.0	20.4
平成30年9月のサービス提供総時間数（開所総時間数）	時間	132.9	133.8	119.1	132.5	130.2	141.9	130.8

調査対象サービスと同一所在地で実施しているサービス

調査対象サービスと同一所在地で実施しているサービスとしては、「就労継続支援B型」が32.8%、「生活介護」が18.0%、「計画相談支援」が14.4%、「就労移行支援」が12.9%等となっている。また、「無回答」（同一所在地で実施しているサービスなし）は30.5%である。

図表 11 調査対象サービスと同一所在地で実施しているサービス〔複数回答〕

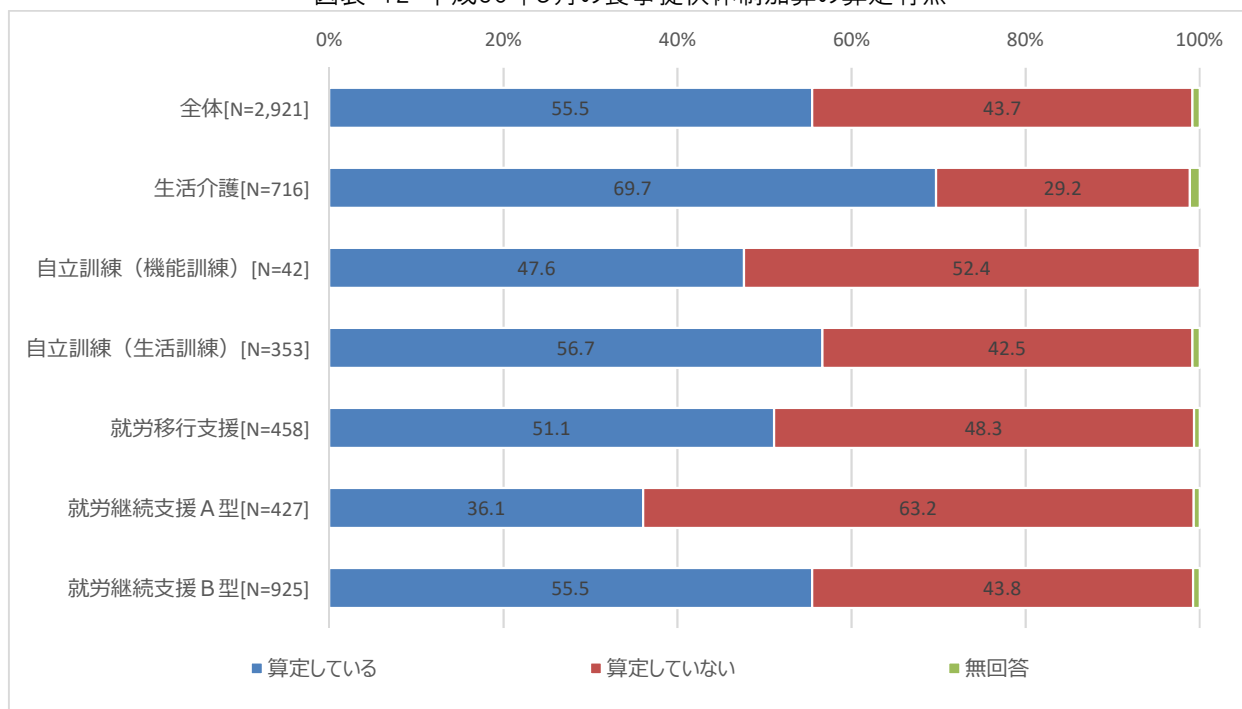
%	全体 [N=2,921]	生活介護 [N=716]	自立訓練(機能訓練) [N=42]	自立訓練(生活訓練) [N=353]	就労移行支援 [N=458]	就労継続支援 A型[N=427]	就労継続支援 B型[N=925]
居宅介護	4.5	8.0	7.1	2.8	3.1	0.7	4.6
重度訪問介護	2.5	5.4	7.1	0.8	1.3	0.5	2.1
同行援護	2.0	3.8	2.4	2.3	1.1	0.2	1.8
行動援護	2.0	4.7	4.8	1.4	0.4	0.0	1.7
療養介護	0.5	1.8	2.4	0.0	0.0	0.2	0.1
生活介護	18.0	17.7	57.1	24.4	13.3	4.4	22.7
短期入所	7.4	16.2	14.3	6.8	3.9	1.9	4.8
重度障害者等包括支援	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
共同生活援助	6.5	7.8	0.0	9.9	5.9	3.7	5.9
施設入所支援	2.6	4.5	4.8	1.7	2.2	1.2	2.4
自立訓練(機能訓練)	0.4	0.3	7.1	0.8	0.2	0.0	0.4
自立訓練(生活訓練)	3.0	1.3	21.4	10.5	2.6	0.7	1.9
宿泊型自立訓練	0.2	0.3	0.0	0.3	0.2	0.2	0.2
就労移行支援	12.9	5.3	7.1	34.3	15.1	7.3	12.4
就労継続支援A型	7.5	1.3	4.8	3.4	11.6	25.3	3.9
就労継続支援B型	32.8	37.0	28.6	47.9	54.8	17.6	20.2
就労定着支援	4.6	0.4	2.4	9.1	15.5	1.6	2.1
自立生活援助	0.2	0.3	0.0	0.3	0.2	0.5	0.1
計画相談支援	14.4	16.8	59.5	20.4	10.9	6.8	13.6
地域移行支援	2.3	1.8	19.0	4.0	2.2	0.2	2.3
地域定着支援	2.8	1.8	23.8	5.7	2.4	0.5	2.8
福祉型障害児入所施設	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1
医療型障害児入所施設	0.6	2.1	2.4	0.0	0.0	0.0	0.1
児童発達支援	3.5	7.5	23.8	2.8	2.0	0.7	1.7
医療型児童発達支援	0.3	0.3	4.8	0.3	0.4	0.0	0.2
放課後等デイサービス	6.9	14.0	19.0	7.4	4.1	2.1	4.4
居宅訪問型児童発達支援	0.1	0.3	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0
保育所等訪問支援	0.9	2.1	9.5	1.1	0.7	0.0	0.1
障害児相談支援	5.7	8.5	38.1	5.7	3.7	1.2	5.1
地域生活支援事業のサービス	3.8	6.6	7.1	4.8	1.7	0.5	3.6
介護保険サービス	2.6	4.2	14.3	2.5	0.4	0.5	3.0
無回答	30.5	23.7	9.5	15.0	17.9	51.1	39.4

②食事提供体制加算について

平成30年9月の食事提供体制加算の算定有無

「算定している」が55.5%、「算定していない」が43.7%となっている。

図表 12 平成30年9月の食事提供体制加算の算定有無



平成30年9月の加算算定人数

加算算定人数は平均で278.4人となっている。

図表 13 平成30年9月の加算算定人数

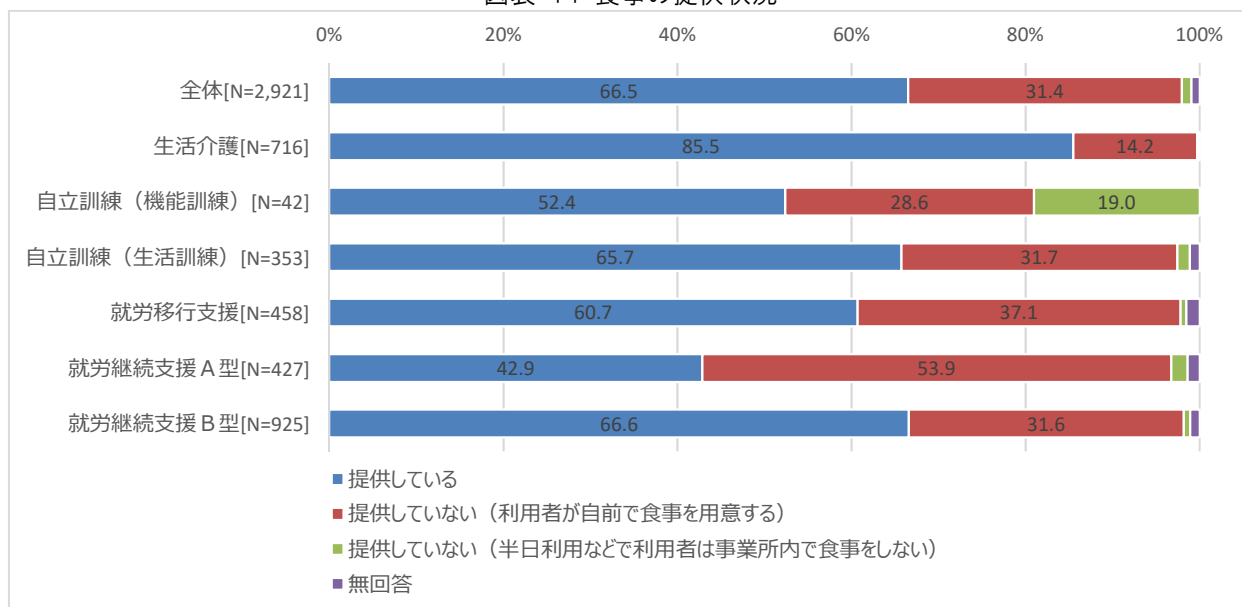
平均値		全体 [N=1,372]	生活介護 [N=420]	自立訓練(機能 訓練)[N=19]	自立訓練(生活 訓練)[N=180]	就労移行支援 [N=199]	就労継続支援 A 型[N=121]	就労継続支援 B 型[N=433]
加算算定人数	人	278.4	345.8	52.9	128.6	191.8	271.9	326.8

③食事（昼食）の提供状況について

食事の提供状況

「提供している」が66.5%、「提供していない（利用者が自前で食事を用意する）」が31.4%となっている。

図表 14 食事の提供状況

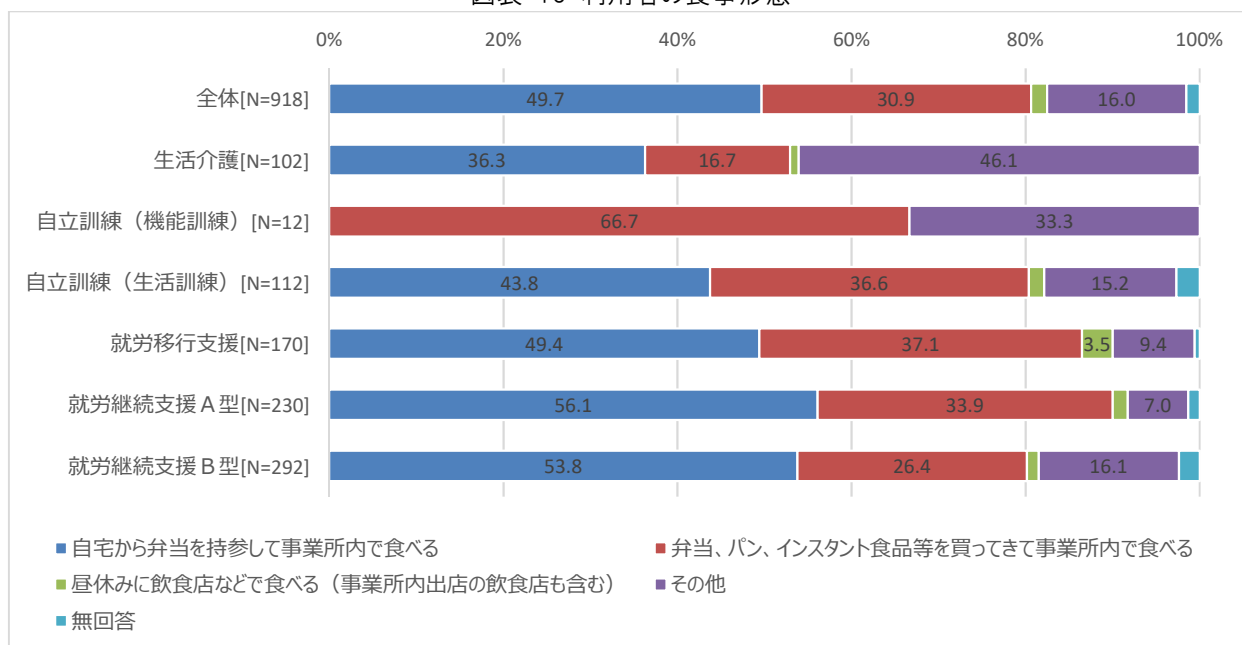


食事を提供していない事業所の状況

（利用者の食事形態）

「自宅から弁当を持参して事業所内で食べる」が49.7%、「弁当、パン、インスタント食品等を買ってきて事業所内で食べる」が30.9%等となっている。

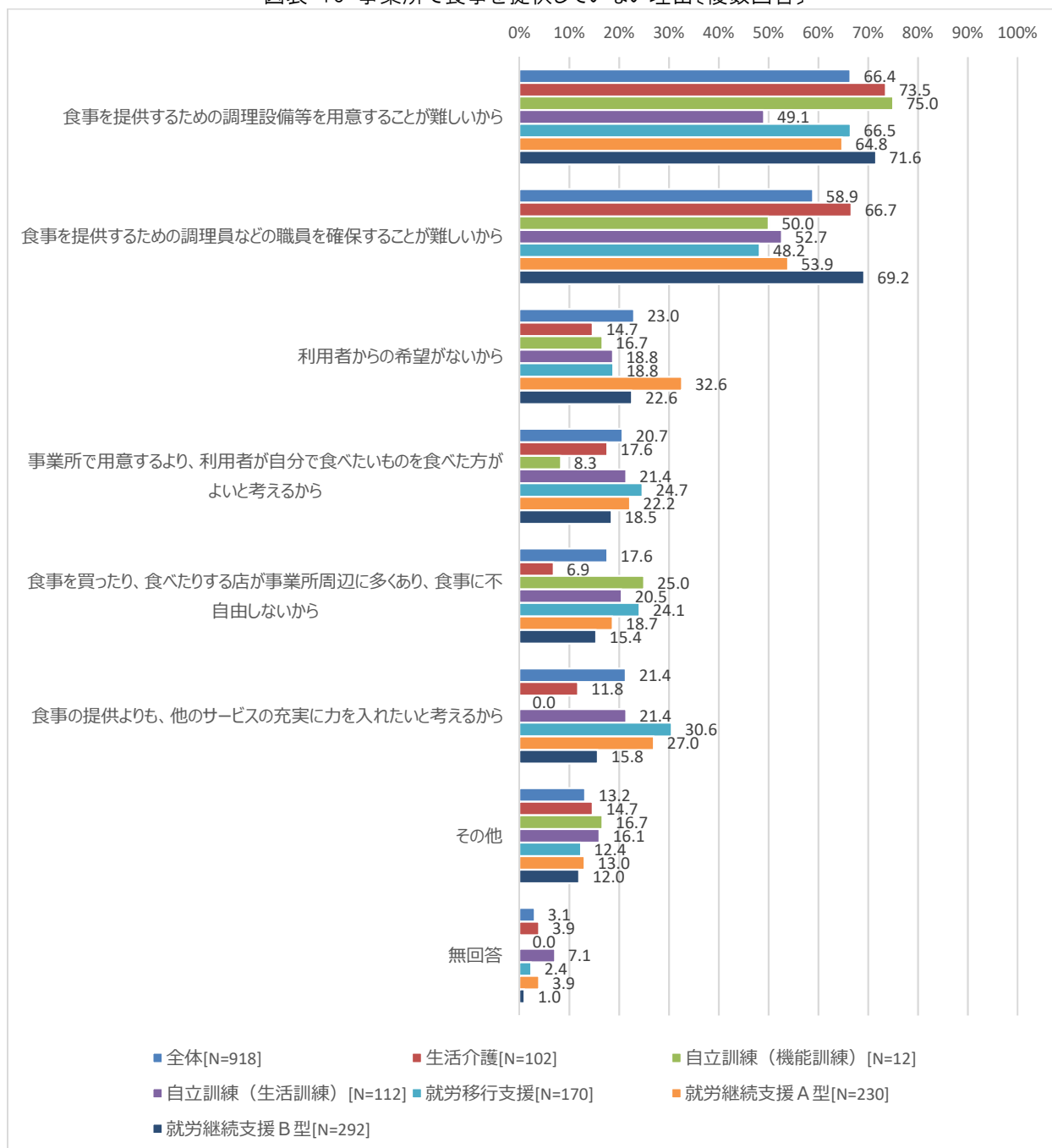
図表 15 利用者の食事形態



(事業所で食事を提供していない理由)

食事を提供していない事業所に、その理由を聞いたところ、「食事を提供するための調理設備等を用意することが難しいから」が66.4%、「食事を提供するための調理員などの職員を確保することが難しいから」が58.9%等となっている。

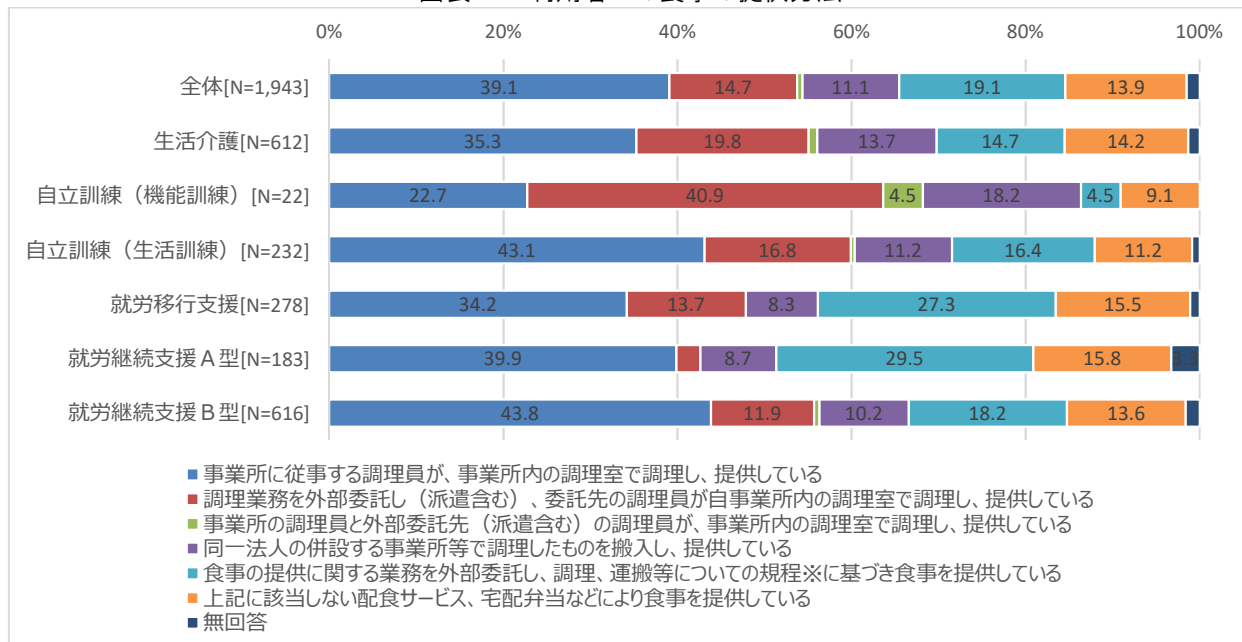
図表 16 事業所で食事を提供していない理由〔複数回答〕



利用者への食事の提供方法

食事を提供している事業所に、提供方法を聞いたところ、「事業所に従事する調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している」が39.1%、「食事の提供に関する業務を外部委託し、調理、運搬等についての規程に基づき食事を提供している」が19.1%等となっている。

図表 17 利用者への食事の提供方法

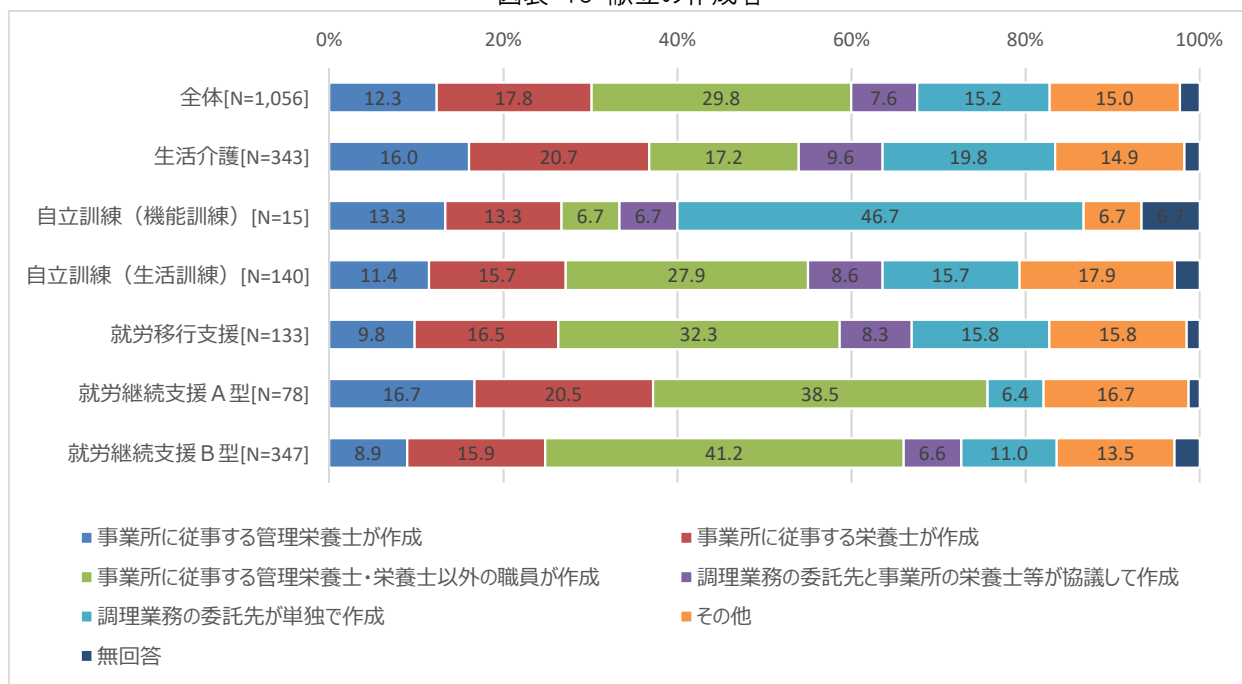


献立の状況

（献立の作成者）

献立の作成者は、「事業所に従事する管理栄養士・栄養士以外の職員が作成」が29.8%、「事業所に従事する栄養士が作成」が17.8%、「調理業務の委託先が単独で作成」が15.2%等となっている。

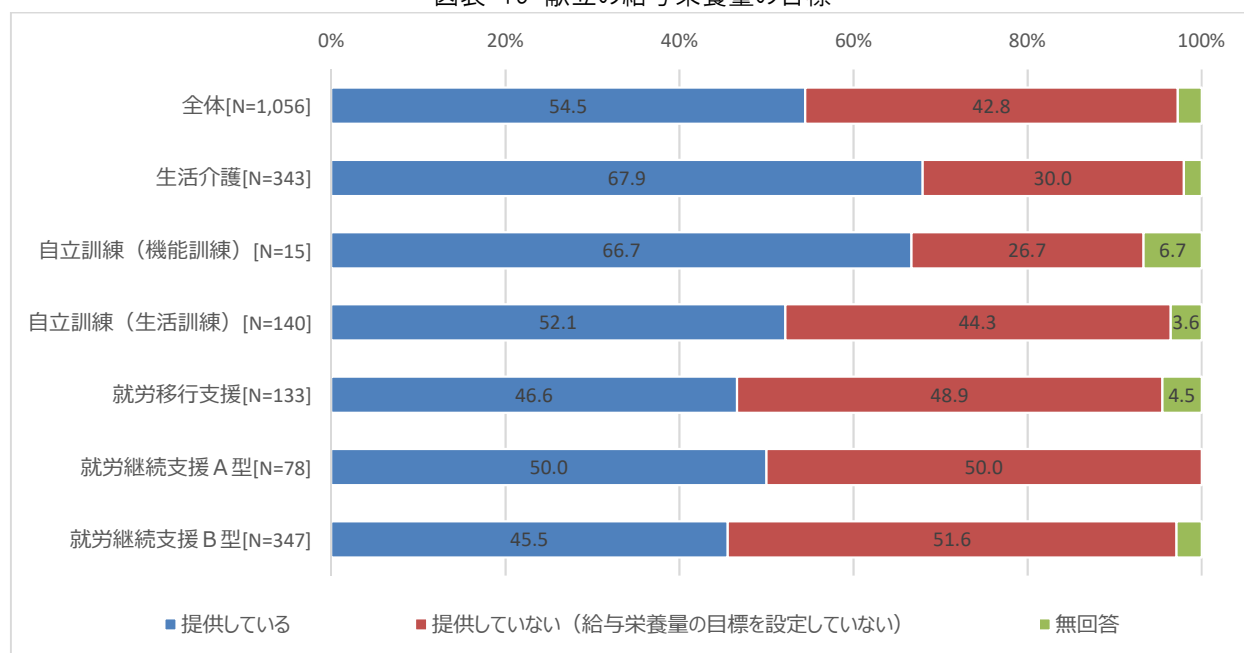
図表 18 献立の作成者



（献立の給与栄養量の目標）

献立の給与栄養量の目標は、「提供している」が54.5%、「提供していない（給与栄養量の目標を設定していない）」が42.8%となっている。

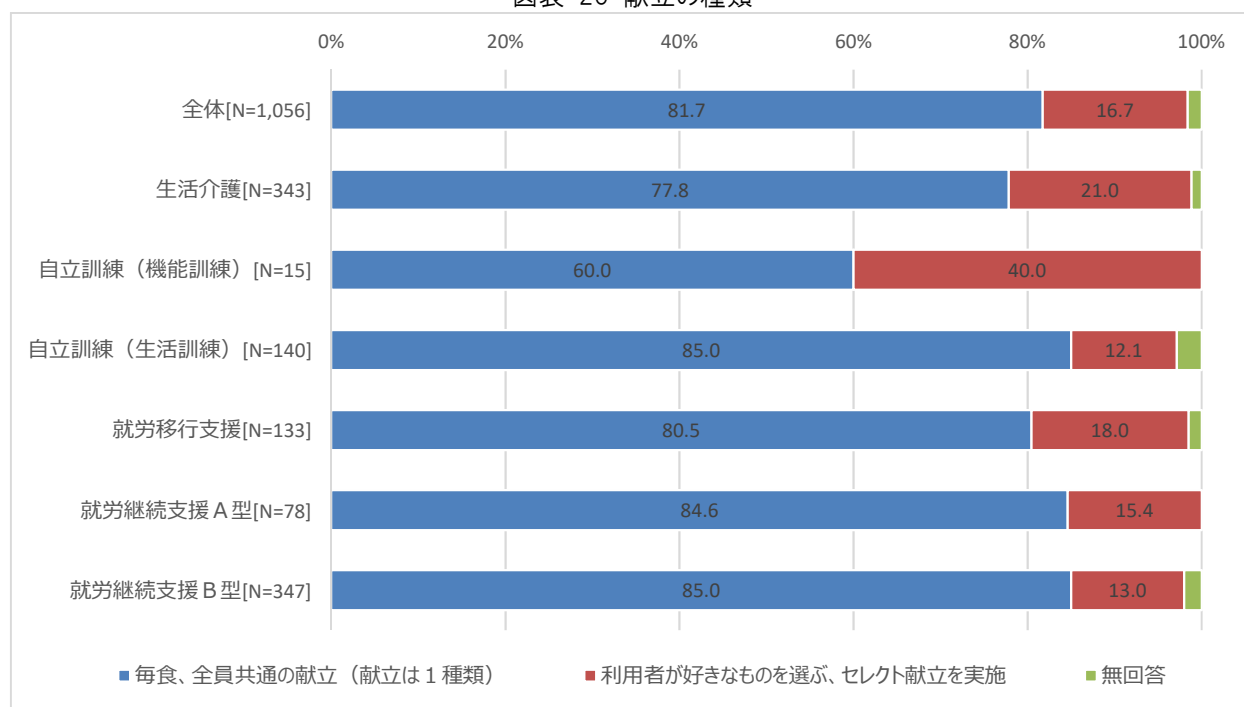
図表 19 献立の給与栄養量の目標



（献立の種類）

献立の種類は、「毎食、全員共通の献立（献立は1種類）」が81.7%、「利用者が好きなものを選ぶ、セレクト献立を実施」が16.7%となっている。

図表 20 献立の種類

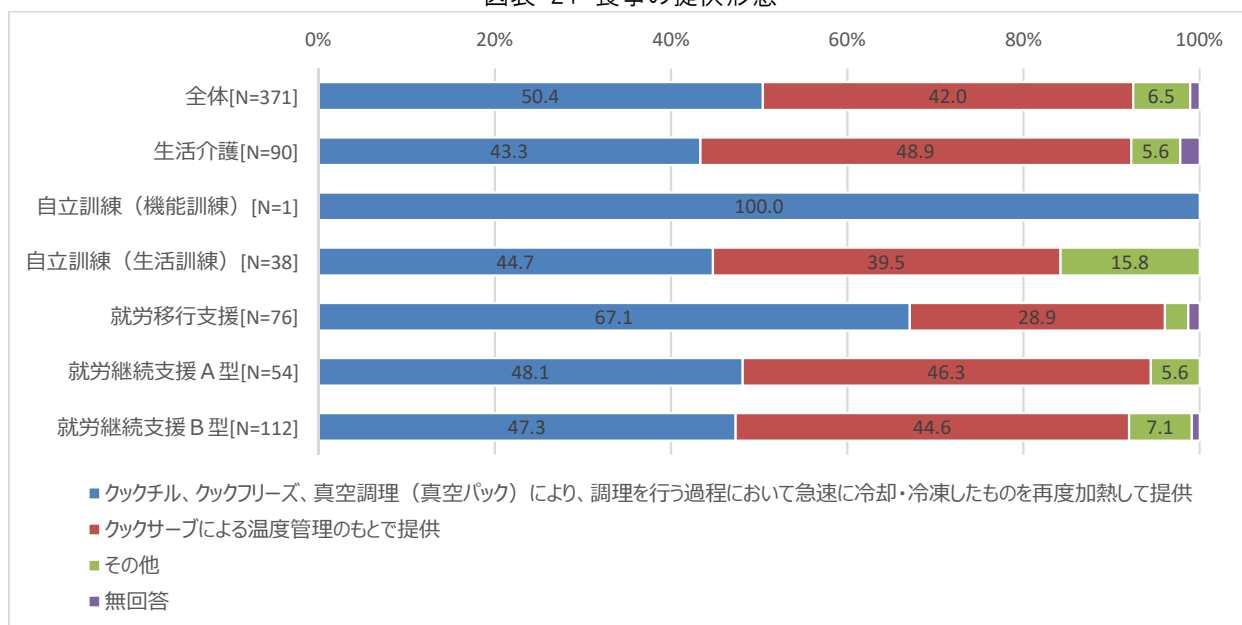


食事の外部委託の状況

（食事の提供形態）

食事提供を外部委託している事業所に、その提供形態を聞いたところ、「クックチル、クックフリーズ、真空調理（真空パック）により、調理を行う過程において急速に冷却・冷凍したものを再度加熱して提供」が50.4%、「クックサーブによる温度管理のもとで提供」が42.0%となっている。

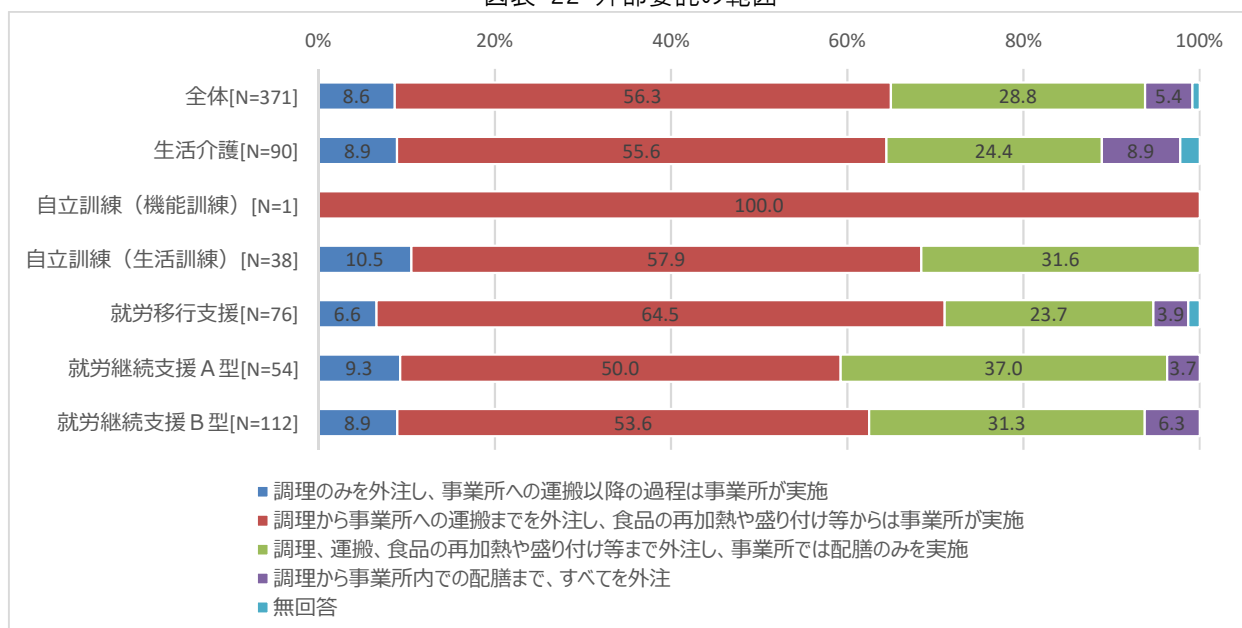
図表 21 食事の提供形態



（外部委託の範囲）

外部委託の範囲は、「調理から事業所への運搬までを外注し、食品の再加熱や盛り付け等からは事業所が実施」が56.3%、「調理、運搬、食品の再加熱や盛り付け等まで外注し、事業所では配膳のみを実施」が28.8%等となっている。

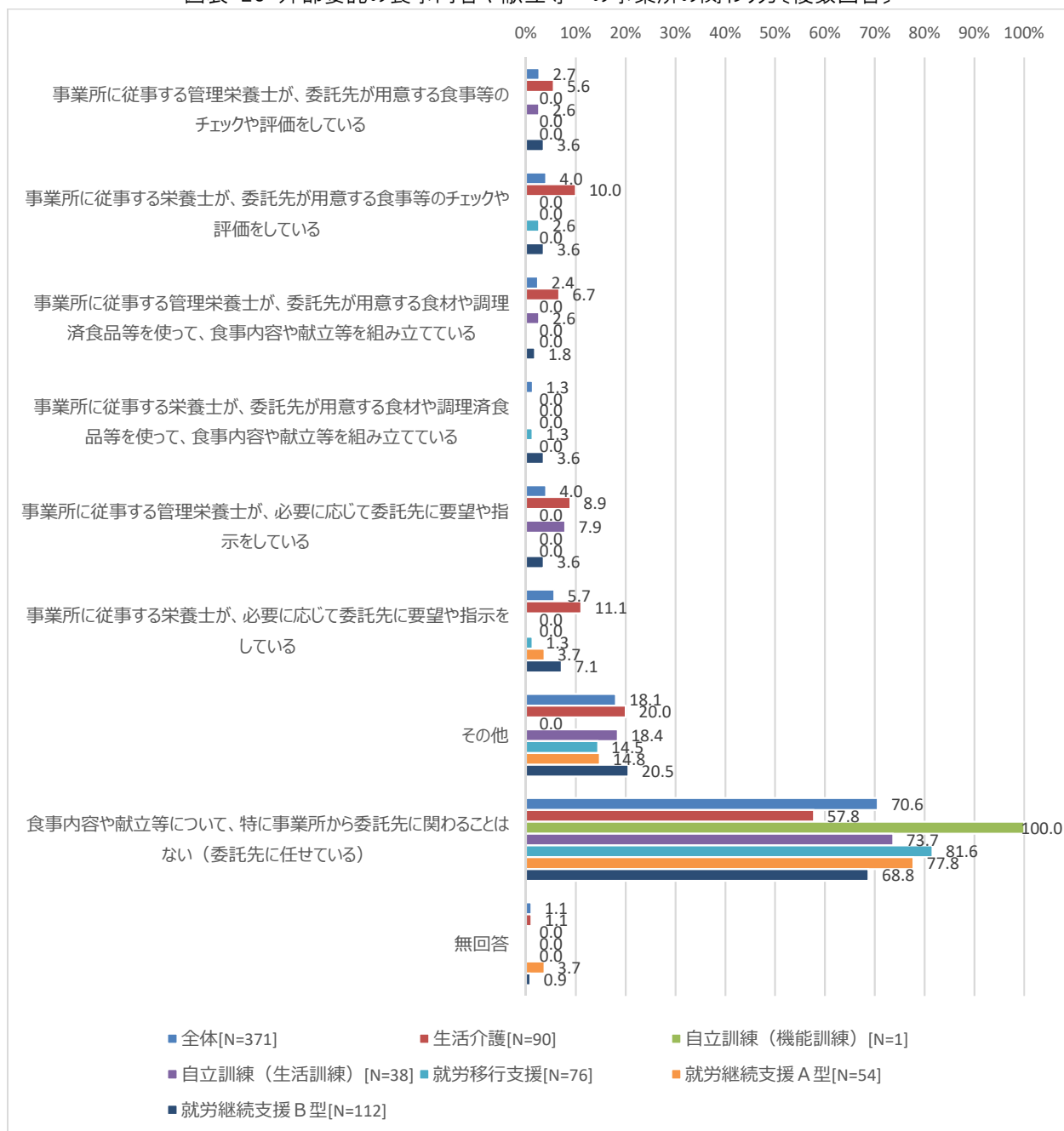
図表 22 外部委託の範囲



(外部委託の食事内容や献立等への事業所の関わり方)

外部委託の食事内容や献立等への事業所の関わり方については、「食事内容や献立等について、特に事業所から委託先に関わることはない（委託先に任せている）」が70.6%となっている。

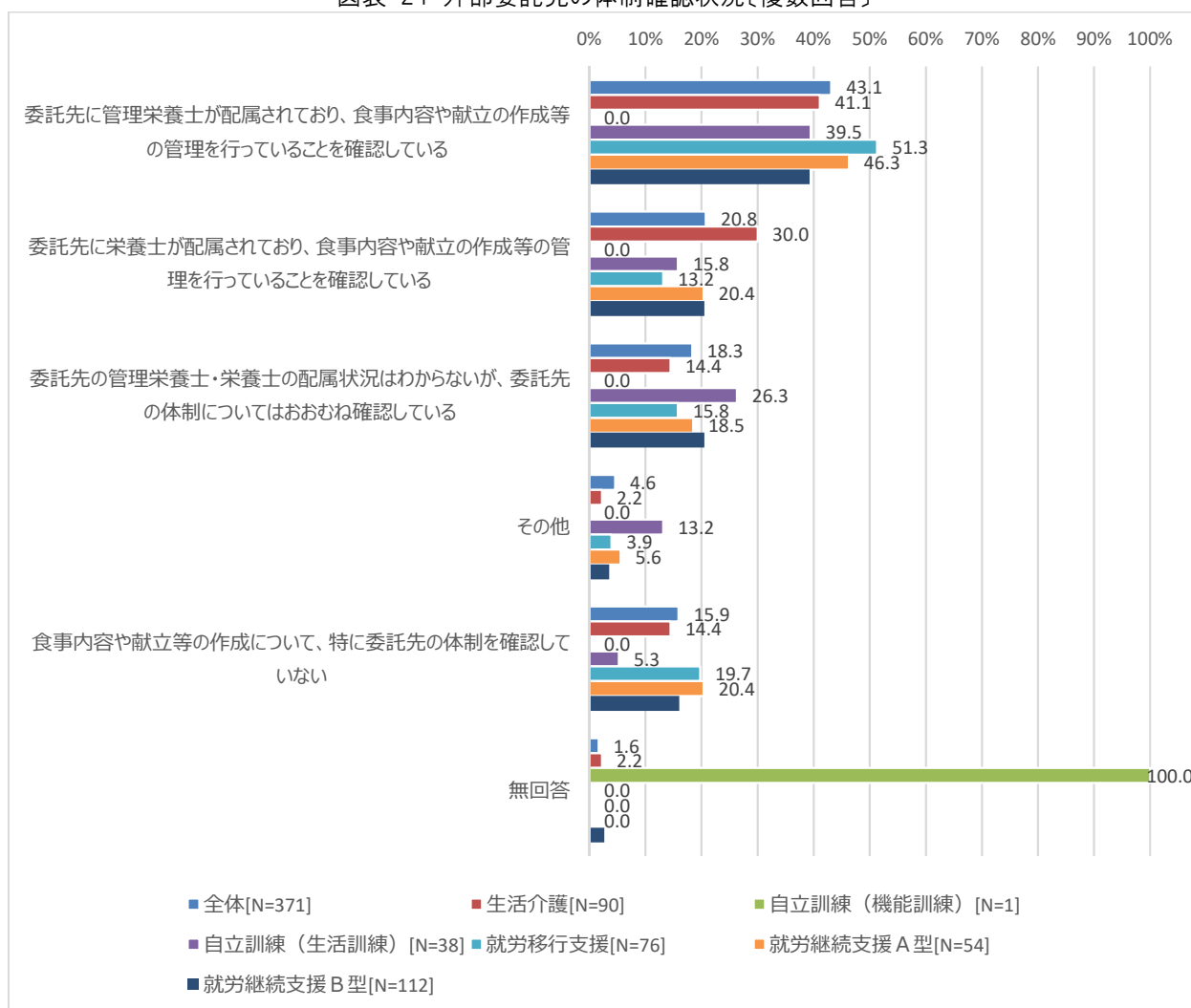
図表 23 外部委託の食事内容や献立等への事業所の関わり方〔複数回答〕



(外部委託先の体制確認状況)

外部委託先の体制確認状況については、「委託先に管理栄養士が配属されており、食事内容や献立の作成等の管理を行っていることを確認している」が43.1%、「委託先に栄養士が配属されており、食事内容や献立の作成等の管理を行っていることを確認している」が20.8%、「委託先の管理栄養士・栄養士の配属状況はわからないが、委託先の体制についてはおおむね確認している」が18.3%、「食事内容や献立等の作成について、特に委託先の体制を確認していない」が15.9%となっている。

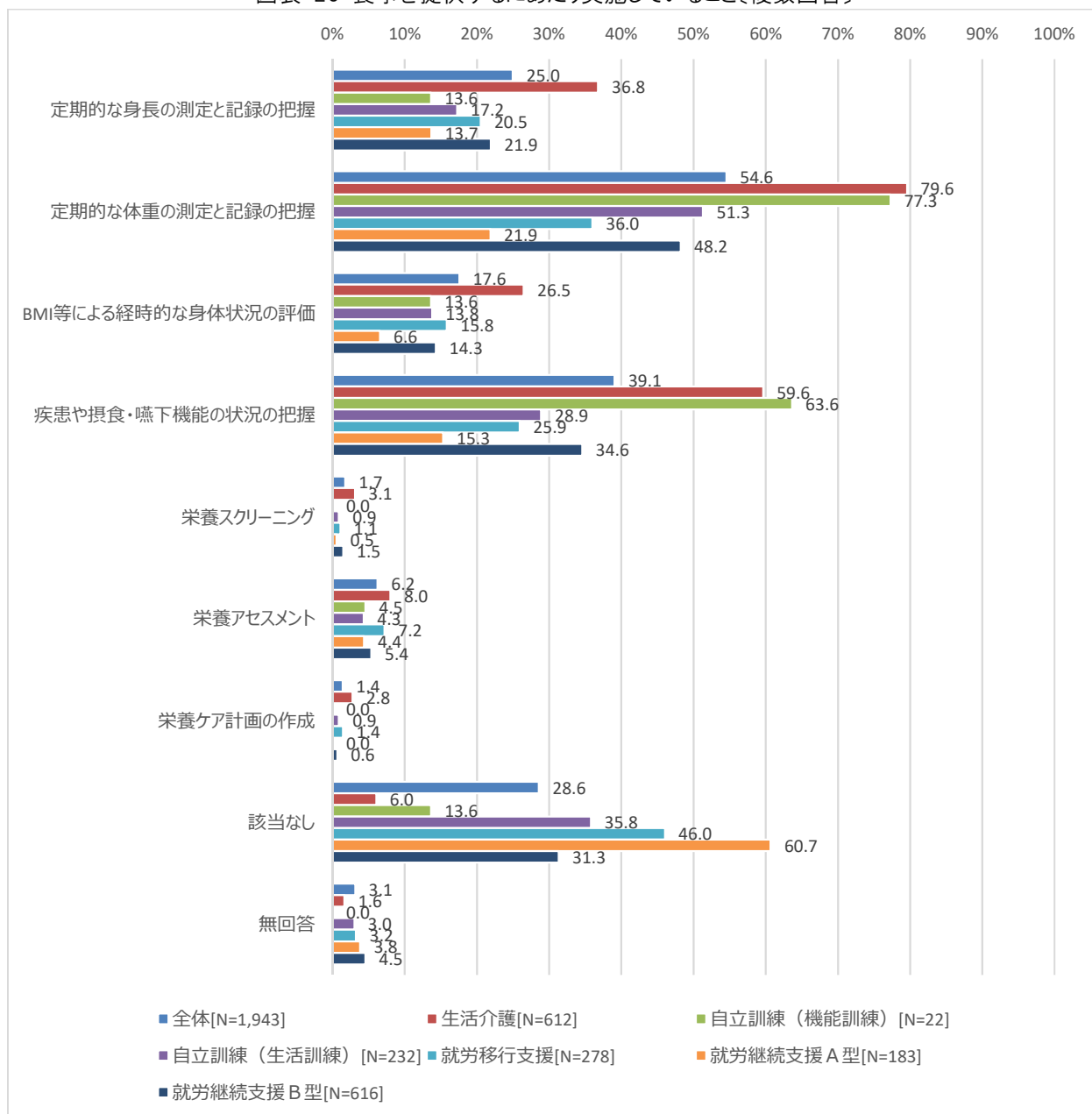
図表 24 外部委託先の体制確認状況〔複数回答〕



食事を提供するにあたり実施していること

「定期的な体重の測定と記録の把握」が54.6%、「疾患や摂食・嚥下機能の状況の把握」が39.1%、「該当なし」が28.6%、「定期的な身長測定と記録の把握」が25.0%等となっている。

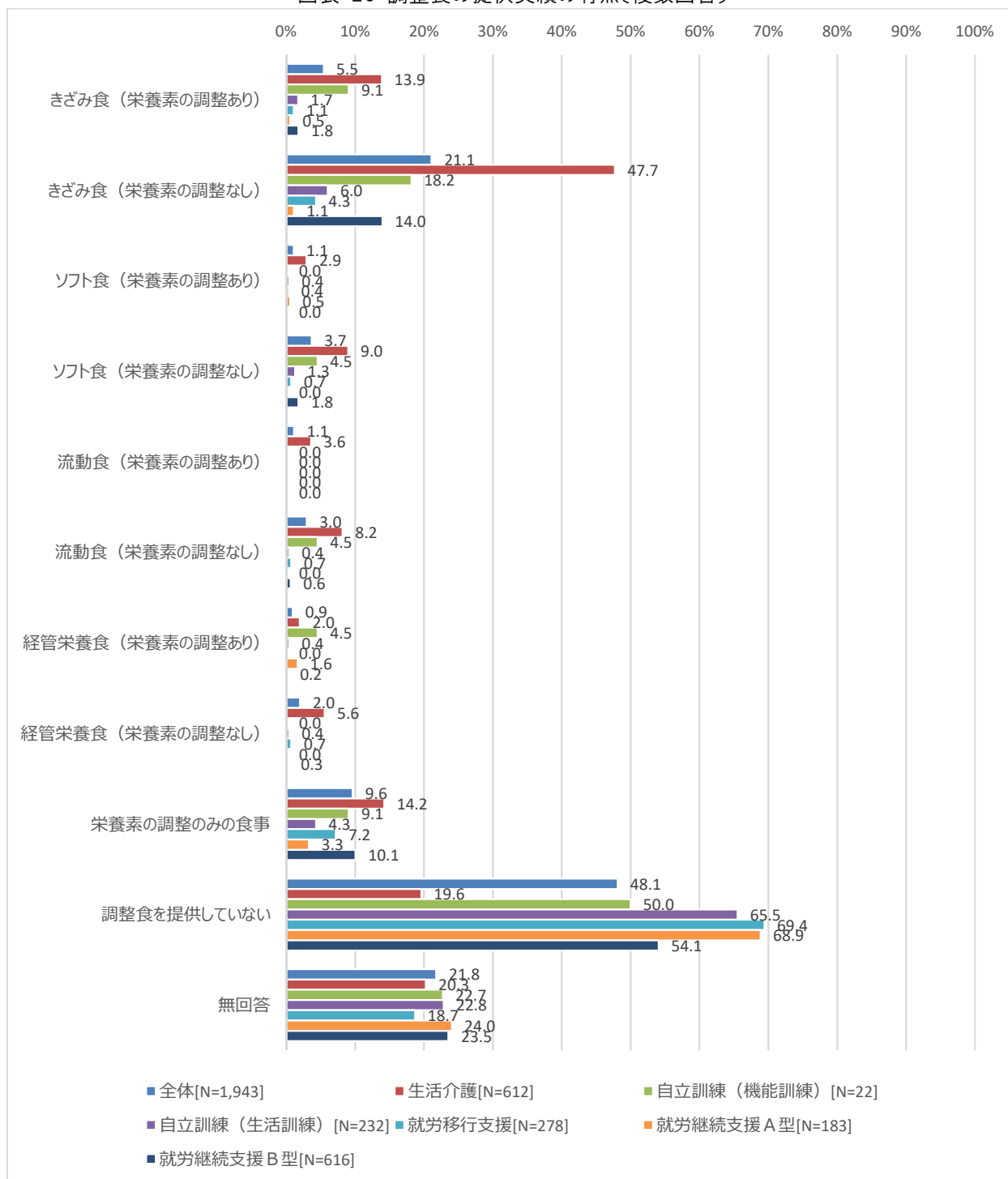
図表 25 食事を提供するにあたり実施していること〔複数回答〕



平成30年9月の調整食の提供実績

調整食の提供実績は、「調整食を提供していない」が48.1%となっている。提供しているものでは、「きざみ食（栄養素の調整なし）」が21.1%等となっている。

図表 26 調整食の提供実績の有無〔複数回答〕



調整食の提供実績のある事業所に、提供人数を聞いたところ、1事業所平均の利用実人数で、「経管栄養食（栄養素の調整あり）」6.5人、「きざみ食（栄養素の調整なし）」4.9人等となっている。

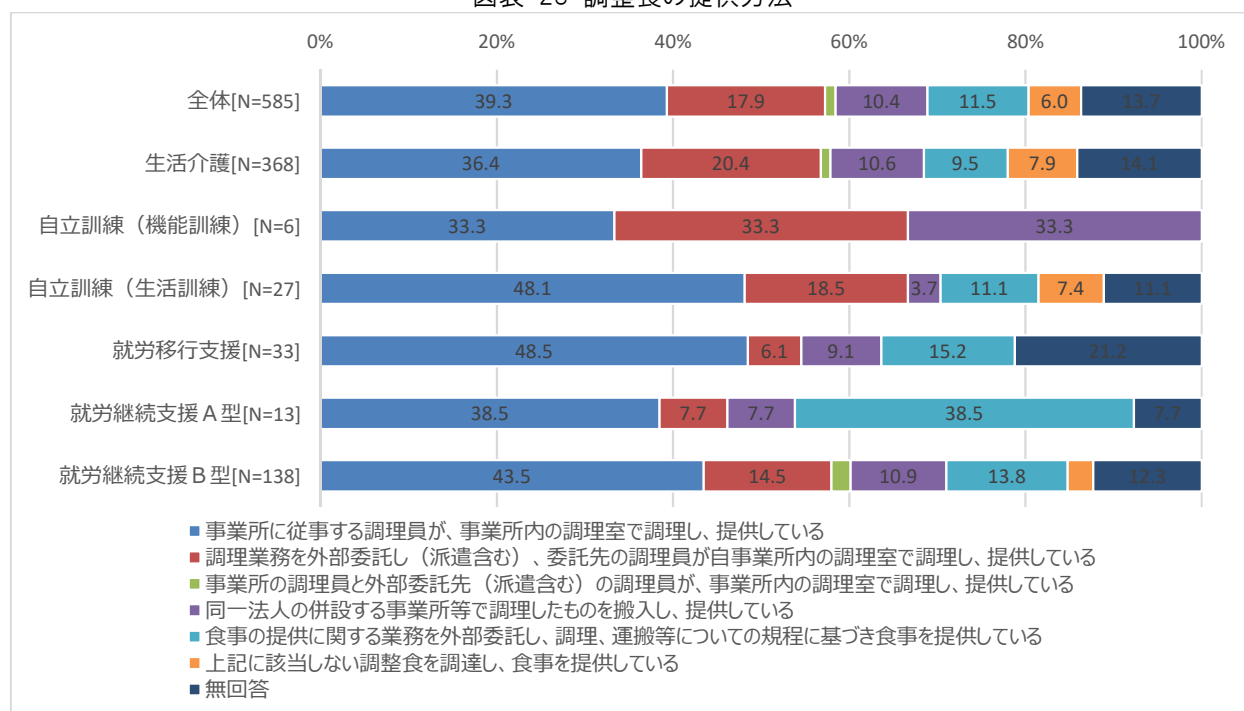
図表 27 平成30年9月の調整食の提供実績

平均値			全体 [N=90]	生活介護 [N=73]	自立訓練 (機能訓練) [N=2]	自立訓練 (生活訓練) [N=3]	就労移行支 援[N=1]	就労継続支 援 A 型 [N=1]	就労継続支 援 B 型 [N=10]
①きざみ食（栄養素の調整あり）	利用実人数	人	4.4	4.8	1.0	3.3	1.0	1.0	3.4
	利用延べ人数	人	61.1	65.7	9.5	66.7	10.0	22.0	44.6
②きざみ食（栄養素の調整なし）	利用実人数	人	4.9	5.7	2.0	3.7	2.0	1.0	2.8
	利用延べ人数	人	66.7	75.1	19.3	61.5	25.8	21.0	44.7
③ソフト食（栄養素の調整あり）	利用実人数	人	3.8	3.1	0.0	13.0	0.0	0.0	0.0
	利用延べ人数	人	52.2	31.2	0.0	325.0	0.0	0.0	0.0
④ソフト食（栄養素の調整なし）	利用実人数	人	2.6	2.8	0.0	1.0	2.0	0.0	1.6
	利用延べ人数	人	27.9	29.8	0.0	16.5	2.0	0.0	21.8
⑤流動食（栄養素の調整あり）	利用実人数	人	4.2	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用延べ人数	人	35.5	35.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑥流動食（栄養素の調整なし）	利用実人数	人	3.0	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5
	利用延べ人数	人	32.9	33.8	0.0	0.0	0.0	0.0	14.0
⑦経管栄養食（栄養素の調整あり）	利用実人数	人	6.5	2.1	1.0	1.0	0.0	29.5	0.0
	利用延べ人数	人	99.0	12.8	15.0	9.0	0.0	531.0	0.0
⑧経管栄養食（栄養素の調整なし）	利用実人数	人	3.7	3.8	0.0	0.0	3.0	0.0	1.0
	利用延べ人数	人	19.4	19.7	0.0	0.0	28.0	0.0	1.0
⑨栄養素の調整のみの食事	利用実人数	人	4.5	5.2	1.5	2.6	6.9	4.2	3.4
	利用延べ人数	人	59.5	69.5	12.5	42.1	94.3	34.4	43.8

調整食の提供方法

調整食の提供方法は、「事業所に従事する調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している」が39.3%、「調理業務を外部委託し（派遣含む）、委託先の調理員が自事業所内の調理室で調理し、提供している」が17.9%等となっている。

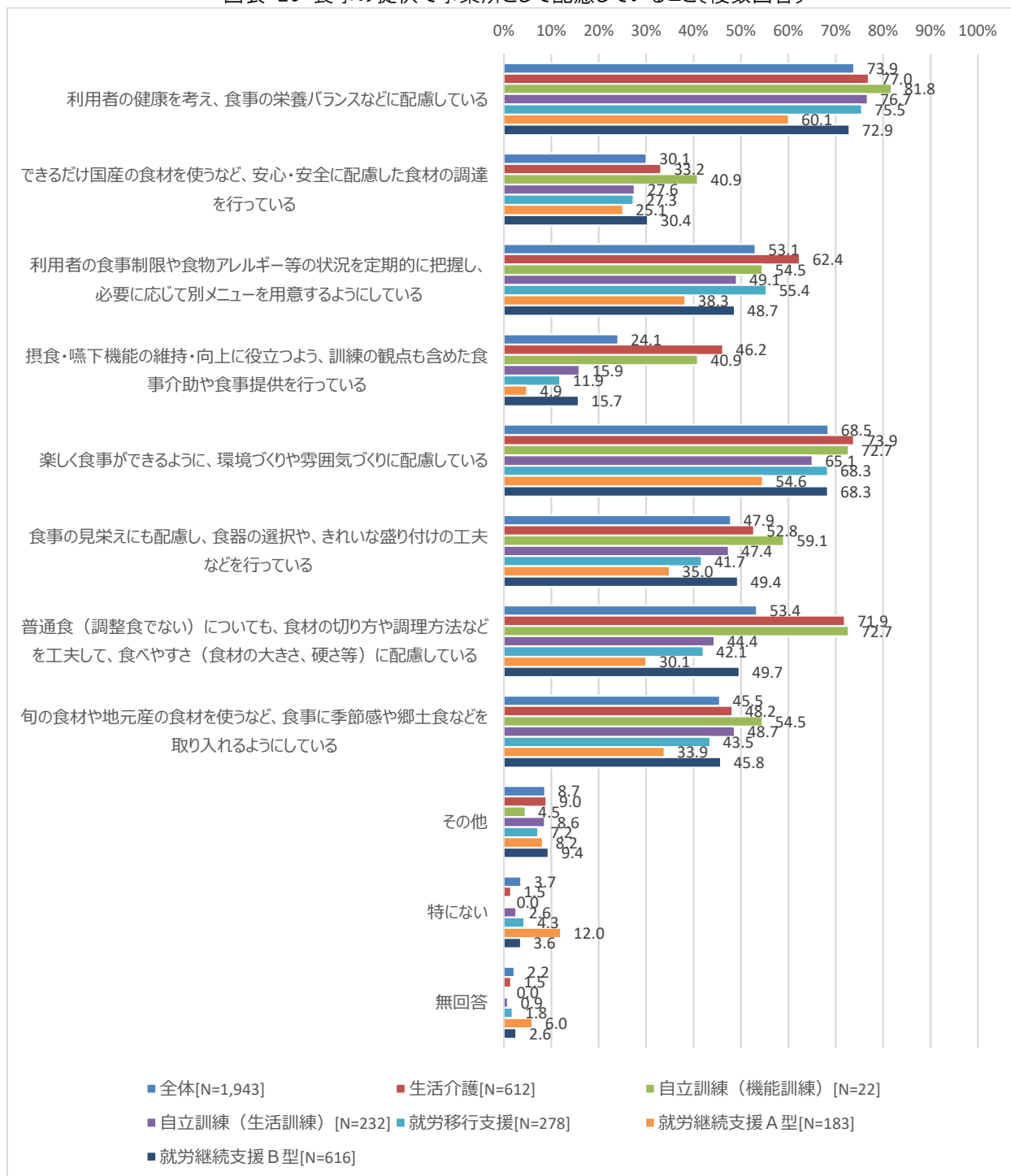
図表 28 調整食の提供方法



食事の提供で事業所として配慮していること

「利用者の健康を考え、食事の栄養バランスなどに配慮している」が73.9%、「楽しく食事ができるように、環境づくりや雰囲気づくりに配慮している」が68.5%、「普通食（調整食でない）についても、食材の切り方や調理方法などを工夫して、食べやすさ（食材の大きさ、硬さ等）に配慮している」が53.4%、「利用者の食事制限や食物アレルギー等の状況を定期的に把握し、必要に応じて別メニューを用意するようにしている」が53.1%等となっている。

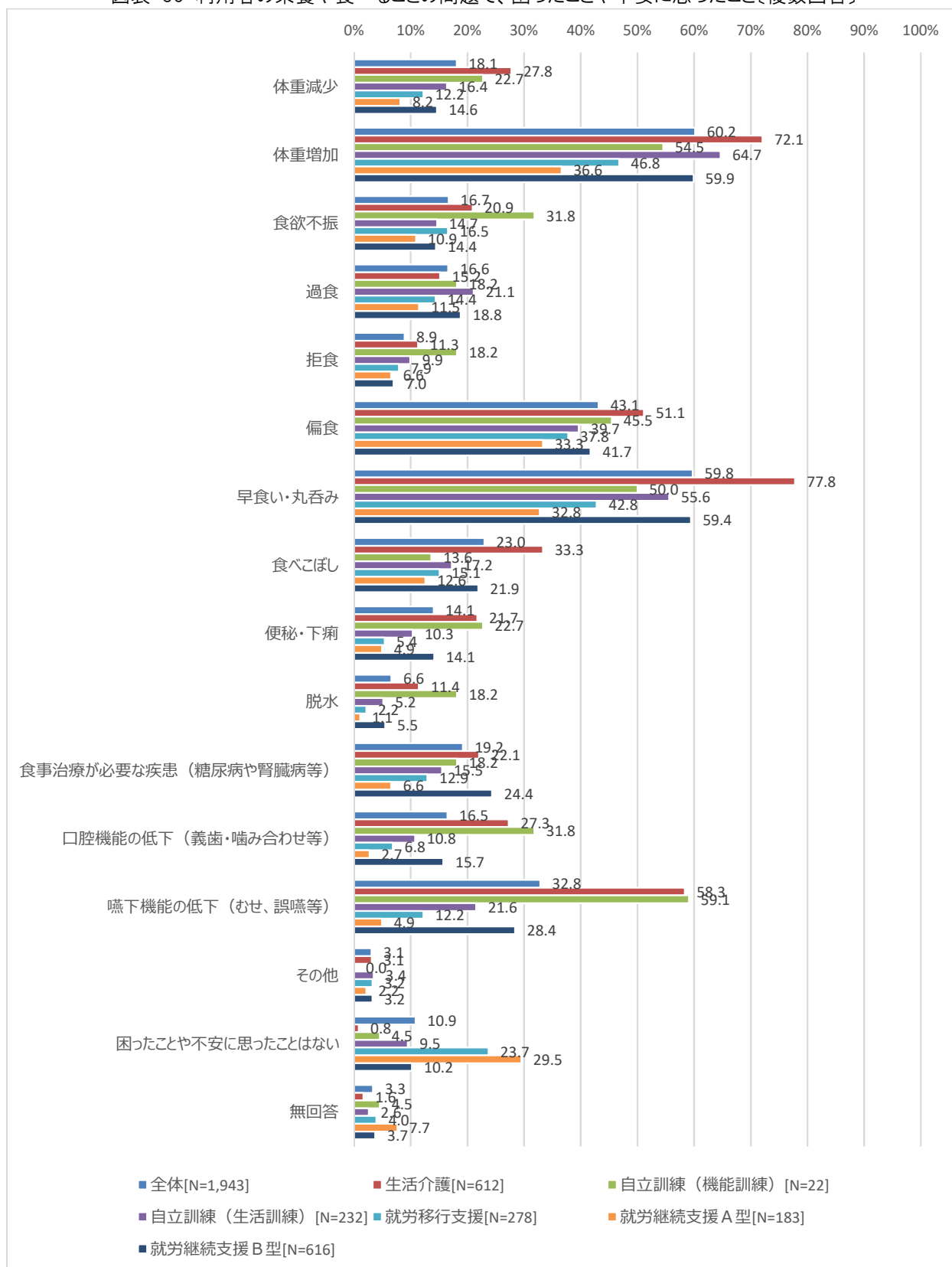
図表 29 食事の提供で事業所として配慮していること〔複数回答〕



利用者の栄養や食べることの問題で、困ったことや不安に思ったこと

「体重増加」が60.2%、「早食い・丸呑み」が59.8%、「偏食」が43.1%等となっている。

図表 30 利用者の栄養や食べることの問題で、困ったことや不安に思ったこと〔複数回答〕



食事の提供についての考え方や方針等

事業所における食事の提供についての考え方や方針等を自由記入で聞いたところ、1,004件の回答があった。利用者一人ひとりの状態に合わせた食事提供、栄養バランス、健康維持や疾病予防、楽しい食事、安全な食事などに心がけるという回答が多い。

(主な意見)

- ・食事は、生活の中で利用者が最も楽しみにしていることのひとつであるため、おいしく、楽しく食べられるようなメニューやレシピを日々考え、工夫しています。安全に食事ができるよう、衛生面についても毎日の消毒や清潔さを心がけています。
- ・季節を感じられる、行事に合わせたメニュー、選択メニュー、リクエストメニューなど、利用者がおいしく、楽しみながら食事できるように献立を立てています。また、一人ひとりの体調、健康状態も把握し、その都度、食材や調理方法を変えています。
- ・栄養バランスを考えて、美味しく食べられるように献立を考えています。肥満傾向の方もいますので、家庭と連絡を取りながら本人の了解のもと、食事量の調節を行っています。
- ・食事も大事な支援の一つとして考え、栄養面だけではなく、自立支援や生活の質を高めるうえでとても大切な支援と捉えています。
- ・利用者の咀嚼機能や嚥下機能の状態に合わせて、食事形態を変更しています。また、誤嚥性肺炎に配慮が必要な利用者にはマンツーマンで食事介助を行っています。
- ・食事を通して、食事についての正しい習慣やマナーを身に付ける。また自分の健康に対しても関心を持ってもらい、衛生面や、健康的な食事の摂り方などに気をつける事ができるように支援する。
- ・管理栄養士の管理のもと、栄養・利用者の嗜好・障害の特性等に配慮した食事の提供と支援を行っている。
- ・男性のひとり暮らしの方も多く、昼の給食がとても重要となります。できるだけバランスよく、温かいものは温かく食べてもらえるように心がけています。また、糖尿の方や肥満傾向の方も多いので、野菜たっぷりのヘルシーメニューが中心です。
- ・利用者の健康や食への意識を高め、自立する際の訓練の一環として、重視しています。特に、就労移行では、仕事を継続するために、生活リズムに食事の大切さを伝えられるよう支援を行っています。
- ・昼食を皆で一緒に食べる事も社会性向上の訓練の一環と考えている。昼食は栄養補給の重要な機会であり、バランスの良い食事の提供を心がけている。
- ・安全な食材を使った安心できる、また季節を感じることができそうな給食を提供できるよう心がけています。また、メニューに関するアンケート・聞き取りも随時行い、利用者の希望に沿うことができるような献立にしています。
- ・利用者への食事提供を通じた健康管理を重視しており、法人として一元管理された環境の中で、管理栄養士による献立作成や調理業者との密な連携、適切な配送体制等を実現しています。毎日の食事が喜びに満ち、日々の活力になるよう、利用者の嗜好の把握、食事内容の改善等に継続的に取り組んでいます。
- ・身体状態に合わせた調理を行い、常食、特小刻み食、やわらか食の提供を行っている。
- ・必要に応じてユニバーサル食器を使用し、郷土料理や旬の食材を使用している。
- ・個人個人の嚥下機能の状態、アレルギー、偏食等の情報に留意し食事提供しています。 など

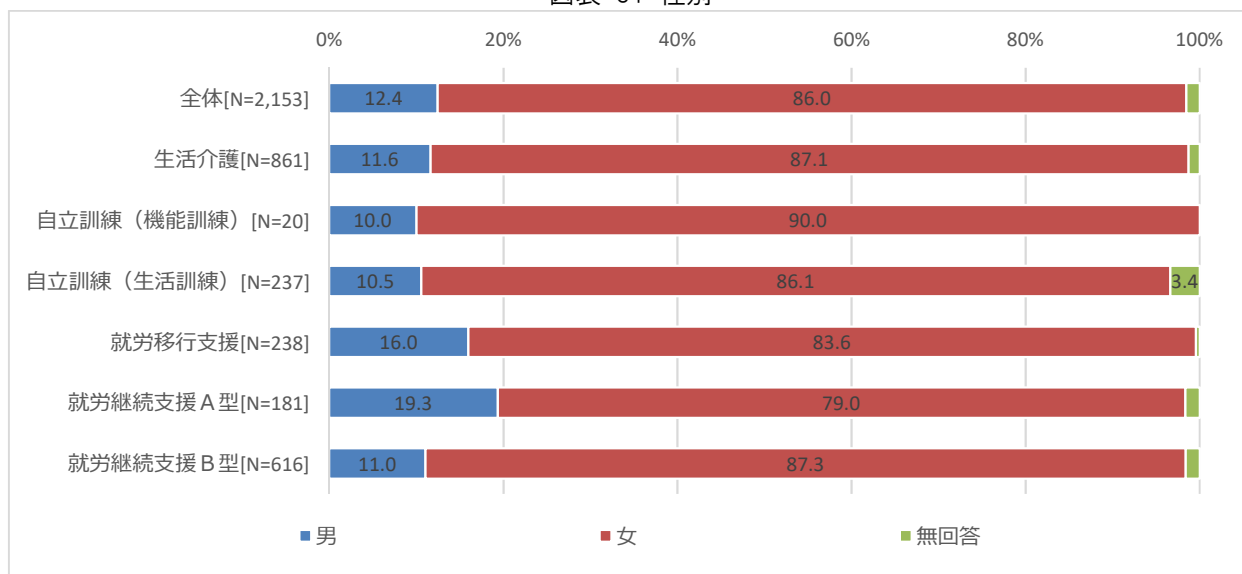
④食事の提供に係る職員の状況について

食事提供に係る職員の状況

(性別)

「女」が86.0%、「男」が12.4%となっている。

図表 31 性別



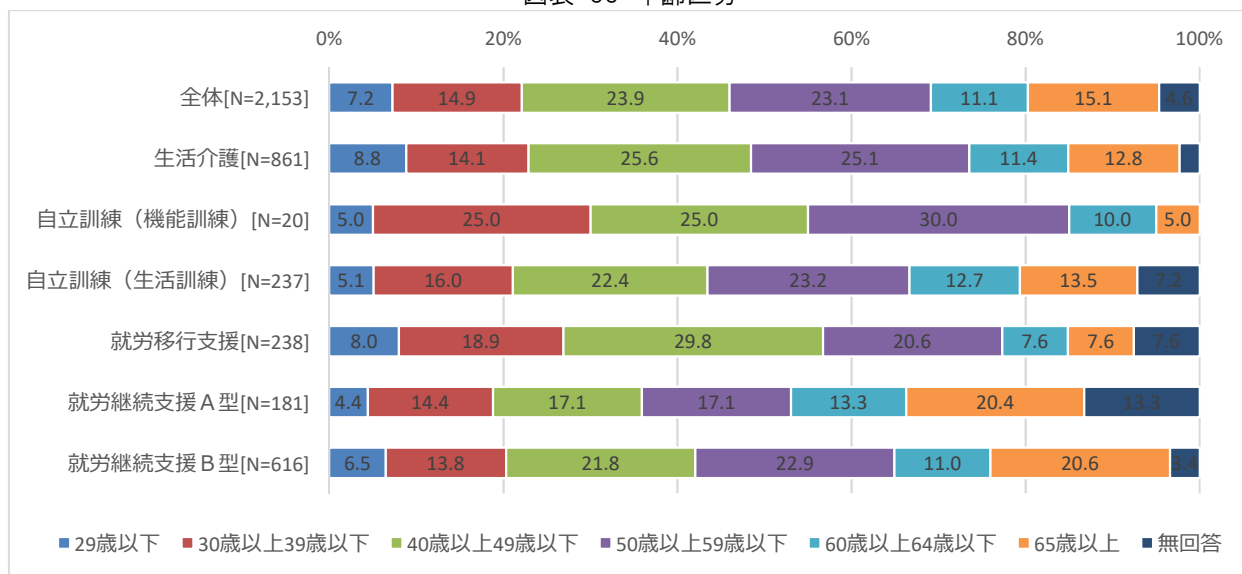
(年齢（平成30年9月末日時点）)

平均年齢は49.8歳となっている。年齢区分で見ると、「40歳以上49歳以下」が23.9%、「50歳以上59歳以下」が23.1%等となっている。

図表 32 年齢(平成30年9月末日時点)

平均値		全体 [N=2,053]	生活介護 [N=841]	自立訓練(機能 訓練)[N=20]	自立訓練(生活 訓練)[N=220]	就労移行支援 [N=220]	就労継続支援 A 型[N=157]	就労継続支援 B 型[N=595]
年齢	歳	49.8	49.2	46.5	50.1	46.3	52.1	51.5

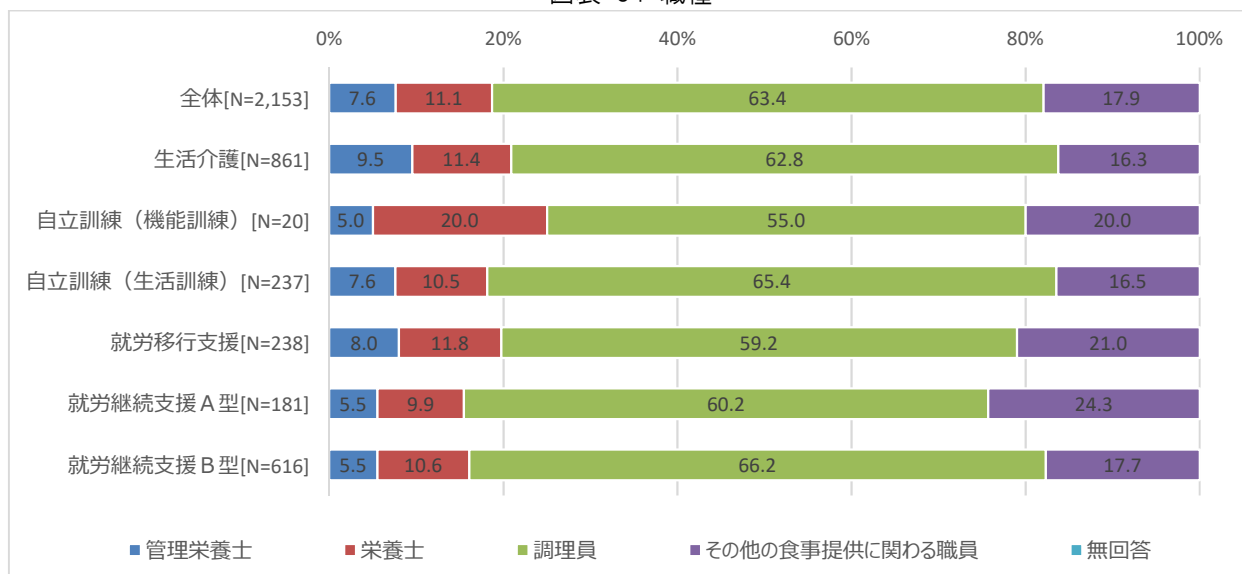
図表 33 年齢区分



(職種)

「調理員」が63.4%、「その他の食事提供に関わる職員」が17.9%、「栄養士」が11.1%、「管理栄養士」が7.6%となっている。

図表 34 職種



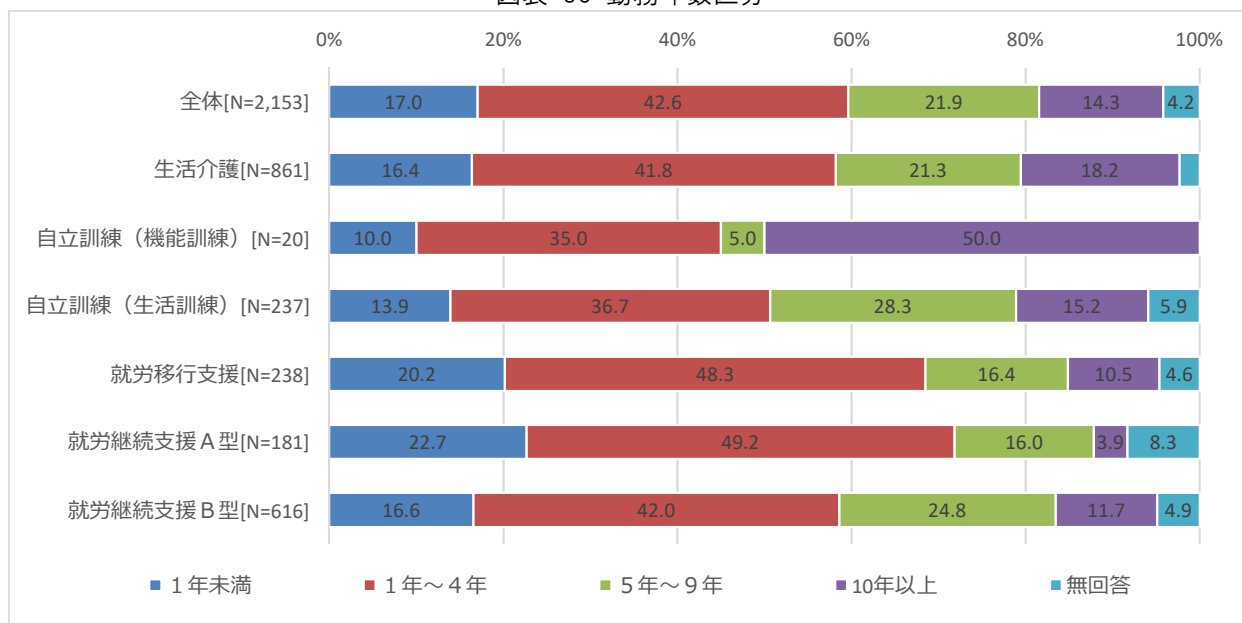
(勤務年数(対象事業所に配属されてから、平成30年9月までの年月))

勤務年数は平均で5.2年となっている。勤務年数区分で見ると、「1年～4年」が42.6%、「5年～9年」が21.9%、「1年未満」が17.0%、「10年以上」が14.3%となっている。

図表 35 勤務年月

平均値		全体 [N=2,063]	生活介護 [N=841]	自立訓練(機能 訓練)[N=20]	自立訓練(生活 訓練)[N=223]	就労移行支援 [N=227]	就労継続支援 A 型[N=166]	就労継続支援 B 型[N=586]
勤務年月	年	5.2	5.8	8.3	5.8	4.2	3.2	5.0

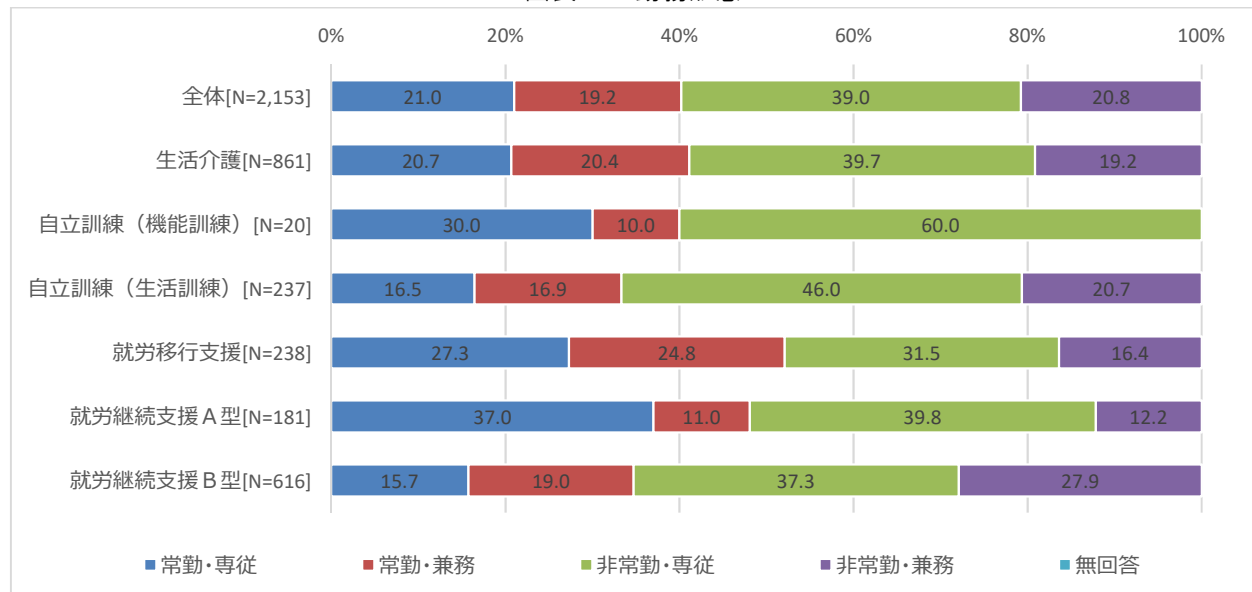
図表 36 勤務年数区分



(勤務形態)

「非常勤・専従」が39.0%、「常勤・専従」が21.0%、「非常勤・兼務」が20.8%、「常勤・兼務」が19.2%となっている。

図表 37 勤務形態



(実労働日数(平成30年9月の勤務日数))

実労働日数は平均で17.2日となっている。

図表 38 実労働日数(平成30年9月の勤務日数)

平均値		全体 [N=1,855]	生活介護 [N=754]	自立訓練(機能 訓練)[N=17]	自立訓練(生活 訓練)[N=201]	就労移行支援 [N=214]	就労継続支援A 型[N=137]	就労継続支援 B型[N=533]
実労働日数	日	17.2	16.8	18.2	17.2	17.9	18.5	17.1

(実労働時間(平成30年9月の勤務時間総数))

実労働時間は平均で110.8時間となっている。うち、食事の提供に関する業務時間は平均で76.6時間となっている。

図表 39 実労働時間(平成30年9月の勤務時間総数)

平均値		全体 [N=1,856]	生活介護 [N=754]	自立訓練(機能 訓練)[N=17]	自立訓練(生活 訓練)[N=201]	就労移行支援 [N=214]	就労継続支援 A型[N=137]	就労継続支援 B型[N=533]
実労働時間	時間	110.8	110.8	127.3	105.8	122.4	119.5	105.3
うち、食事の提供に 関する業務時間	時間	76.6	82.3	81.0	81.3	70.1	85.0	67.2

(月額給与(基本給+手当+一時金半年分の1/6))

月額給与は平均で210,999円となっている。

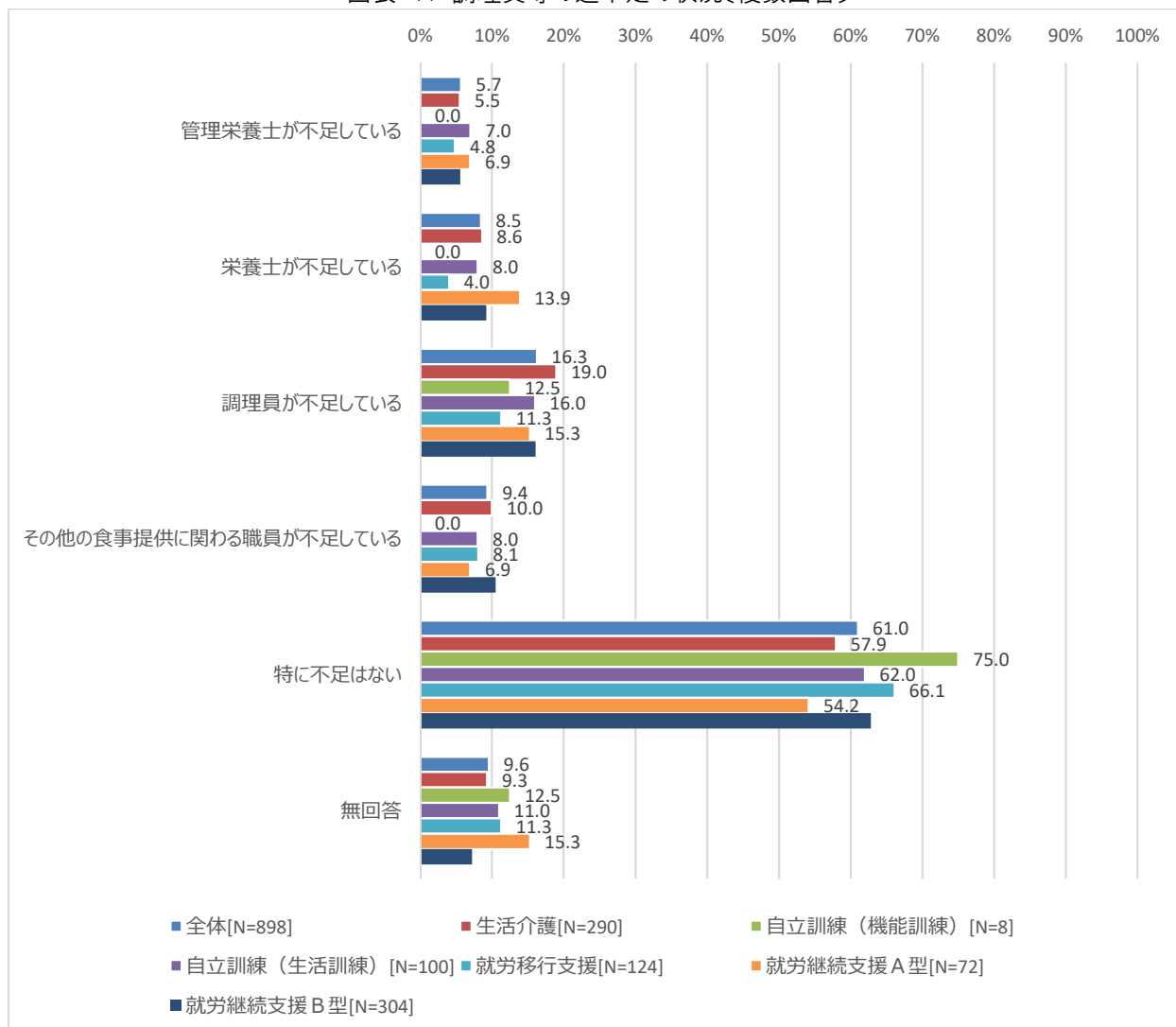
図表 40 月額給与

平均値		全体 [N=1,704]	生活介護 [N=700]	自立訓練(機能 訓練)[N=12]	自立訓練(生活 訓練)[N=188]	就労移行支援 [N=192]	就労継続支援A 型[N=126]	就労継続支援 B型[N=486]
月額給与	円	210,999	222,483	267,093	195,494	212,567	192,076	203,357

調理員等の過不足の状況

「特に不足はない」が61.0%となっている。

図表 41 調理員等の過不足の状況〔複数回答〕



⑤食費の状況について

平成30年9月分の食費徴収人数・徴収額総額

1事業所平均で、一般所得者（食事提供体制加算の対象外の者）では、食費の徴収人数は8.3人、食費の徴収額（総額）は39,275.2円となっている。低所得者等（食事提供体制加算の対象者）では、食費の徴収人数は18.8人、食費の徴収額（総額）は72,951.9円となっている。

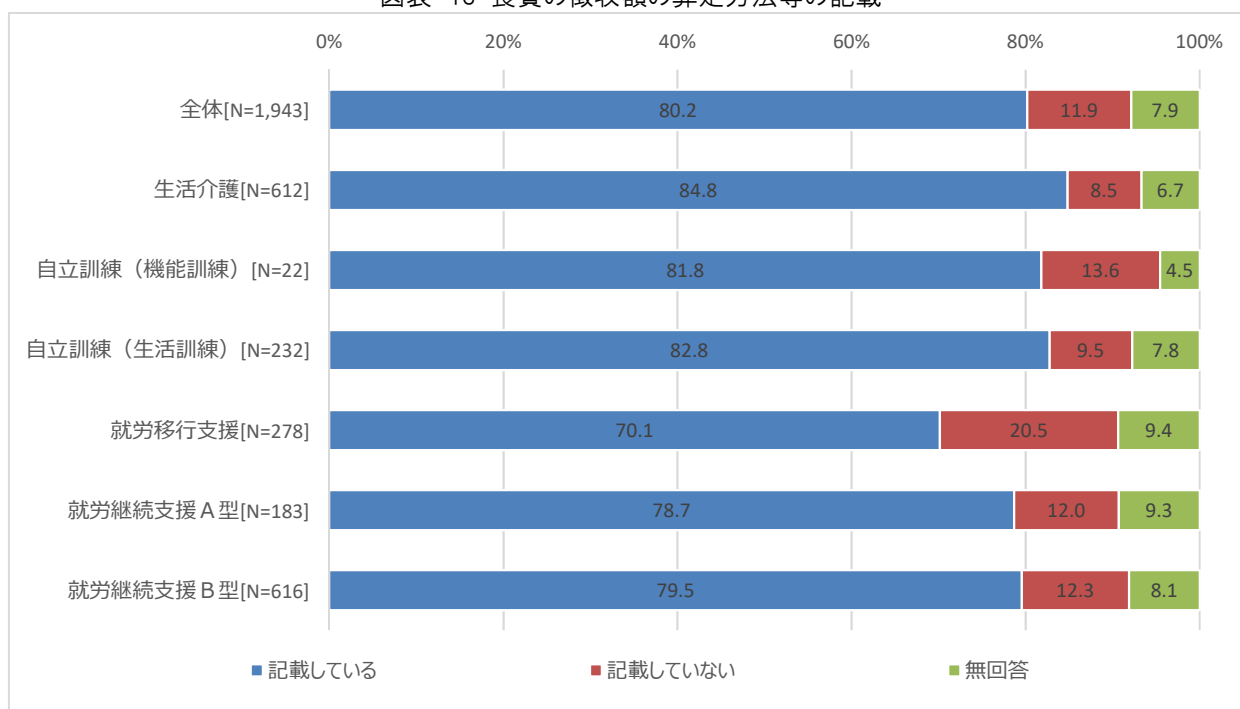
図表 42 平成30年9月分の食費徴収人数・徴収額総額

平均値			全体 [N=158]	生活介護 [N=69]	自立訓練(機能訓練) [N=4]	自立訓練(生活訓練) [N=11]	就労移行支援 [N=11]	就労継続支援A型 [N=8]	就労継続支援B型 [N=55]
①一般所得者 (食事提供体制加算の対象外の者)	食費の徴収人数	人	8.3	10.2	1.5	3.3	4.7	6.6	8.3
	食費の徴収額(総額)	円	39,275.2	53,036.1	3,630.0	10,013.6	18,000.9	18,599.6	37,718.5
②低所得者等 (食事提供体制加算の対象者)	食費の徴収人数	人	18.8	25.0	5.5	8.2	9.8	14.8	21.6
	食費の徴収額(総額)	円	72,951.9	106,827.2	10,790.9	25,753.2	34,397.5	49,268.3	79,366.5
③その他	食費の徴収人数	人	15.9	18.7	0.0	7.8	12.5	8.8	17.8
	食費の徴収額(総額)	円	78,826.3	102,443.3	0.0	40,961.3	52,244.6	49,936.9	78,817.6

食費の徴収額の算定方法等の記載

「記載している」が80.2%、「記載していない」が11.9%となっている。

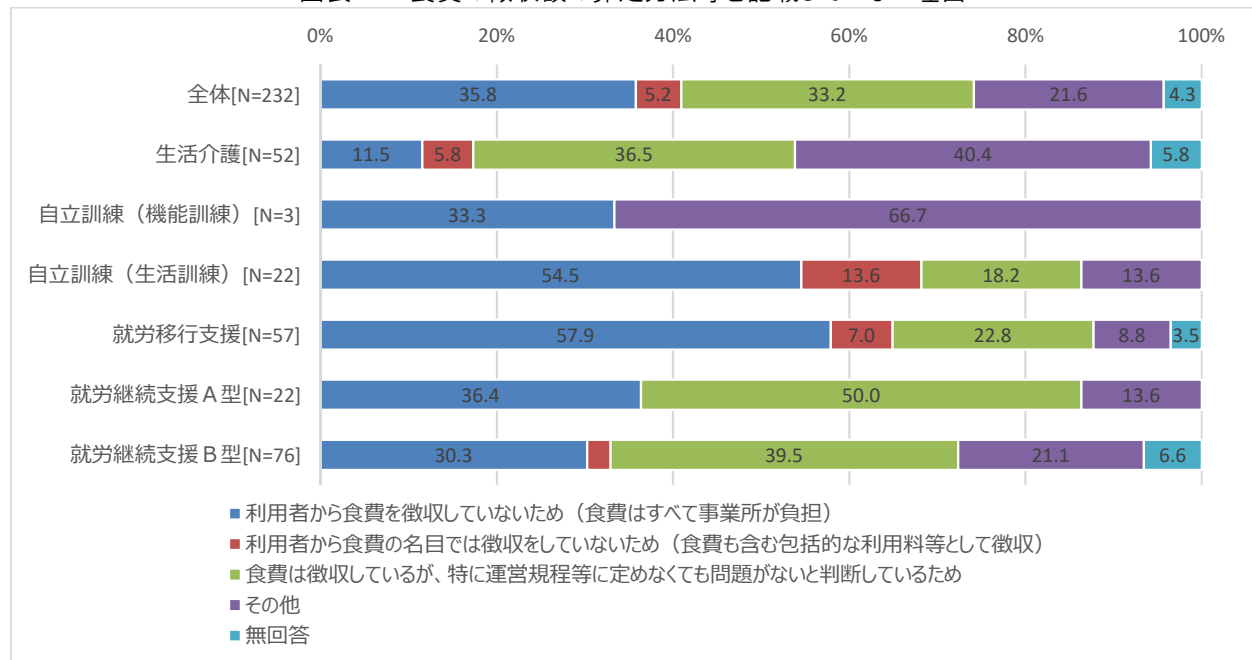
図表 43 食費の徴収額の算定方法等の記載



食費の徴収額の算定方法等を記載していない理由

食費の徴収額の算定方法等を記載していない事業所に、その理由を聞いたところ、「利用者から食費を徴収していないため（食費はすべて事業所が負担）」が35.8%、「食費は徴収しているが、特に運営規程等に定めなくても問題がないと判断しているため」が33.2%等となっている。

図表 44 食費の徴収額の算定方法等を記載していない理由



平成30年9月分の利用者1人あたり食費算定負担額

利用者1人あたり食費算定負担額については、1事業所平均で、一般所得者（食事提供体制加算の対象外の者）では464.7円、うち、食材費299.7円、人件費163.6円となっている。低所得者等（食事提供体制加算の対象者）では286.1円、うち、食材費249.8円、人件費37.5円となっている。

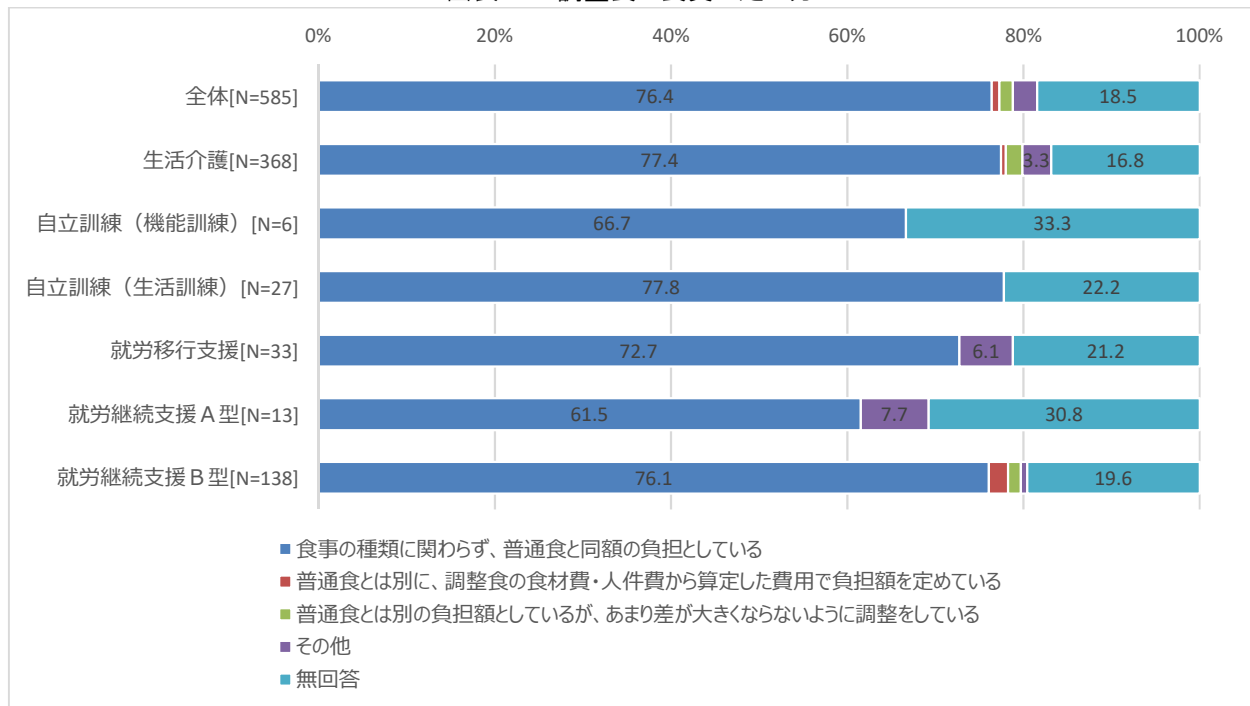
図表 45 平成30年9月分の利用者1人あたり食費算定負担額

平均値			全体 [N=464]	生活介護 [N=169]	自立訓練 (機能訓練) [N=10]	自立訓練 (生活訓練) [N=55]	就労移行 支援 [N=56]	就労継続 支援 A 型 [N=42]	就労継続 支援 B 型 [N=132]
①一般所得者（食事提供体制加算の対象外の者）の1人あたり本人負担額	食費の負担額	円	464.7	501.4	573.6	469.7	447.6	411.7	431.4
	うち、食材費	円	299.7	320.2	312.7	302.1	272.3	288.3	286.8
	うち、人件費	円	163.6	179.0	260.9	167.5	172.6	123.3	144.0
②低所得者等（食事提供体制加算の対象者）の1人あたり本人負担額	食費の負担額	円	286.1	312.3	294.9	281.3	267.3	256.3	274.6
	うち、食材費	円	249.8	276.4	261.5	240.9	230.9	223.3	238.7
	うち、人件費	円	37.5	37.6	33.5	45.5	35.3	34.7	35.9
③その他	食費の負担額	円	342.2	408.6	0.0	340.0	251.4	322.0	317.2
	うち、食材費	円	327.2	401.0	0.0	250.0	251.4	322.0	303.2
	うち、人件費	円	15.0	7.6	0.0	90.0	0.0	0.0	14.0

調整食の食費の定め方

調整食の食費の定め方については、「食事の種類に関わらず、普通食と同額の負担としている」が76.4%となっている。

図表 46 調整食の食費の定め方



調整食の平成30年9月分の利用者1人あたり食費算定負担額

調整食の1人あたり食費算定負担額については、回答が少なく、1事業所平均は以下の通りとなっている。

図表 47 調整食の平成30年9月分の利用者1人あたり食費算定負担額

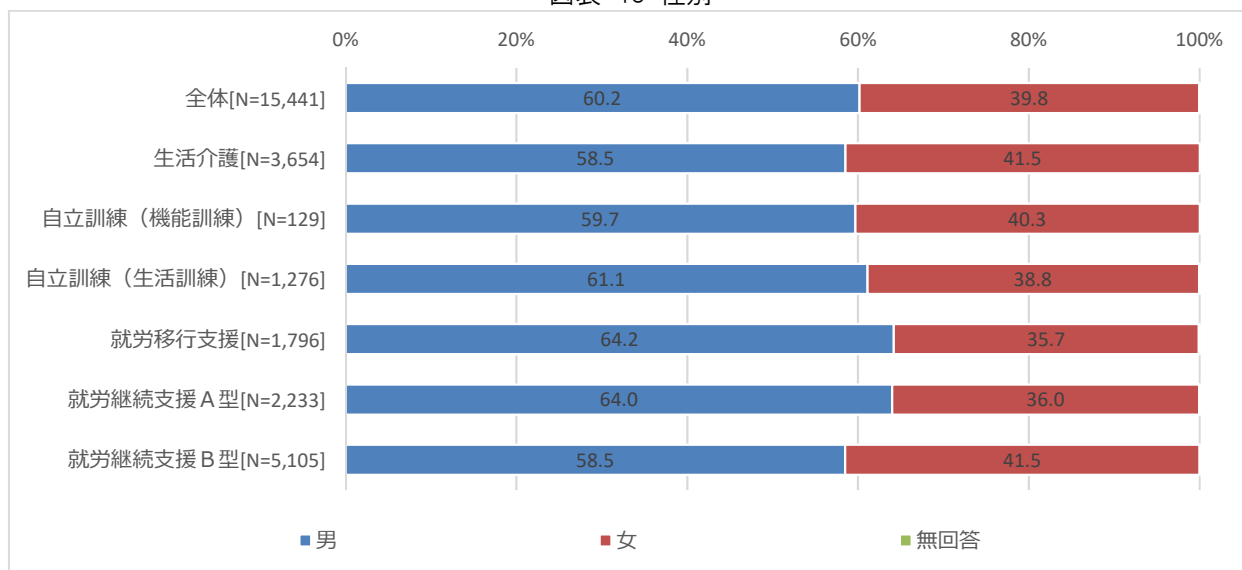
平均値			全体[N=6]	生活介護[N=4]	就労継続支援 B 型 [N=2]
①一般所得者（食事提供体制加算の対象外の者）の1人あたり本人負担額	食費の負担額	円	497.5	505.0	482.5
	うち、食材費	円	407.8	398.0	427.5
	うち、人件費	円	89.7	107.0	55.0
②低所得者等（食事提供体制加算の対象者）の1人あたり本人負担額	食費の負担額	円	355.8	289.5	408.8
	うち、食材費	円	315.8	277.0	346.8
	うち、人件費	円	40.0	12.5	62.0
③その他	食費の負担額	円	400.0	400.0	0.0
	うち、食材費	円	400.0	400.0	0.0
	うち、人件費	円	0.0	0.0	0.0

⑥利用者の状況について（利用者票調査）

性別

「男」が60.2%、「女」が39.8%となっている。

図表 48 性別



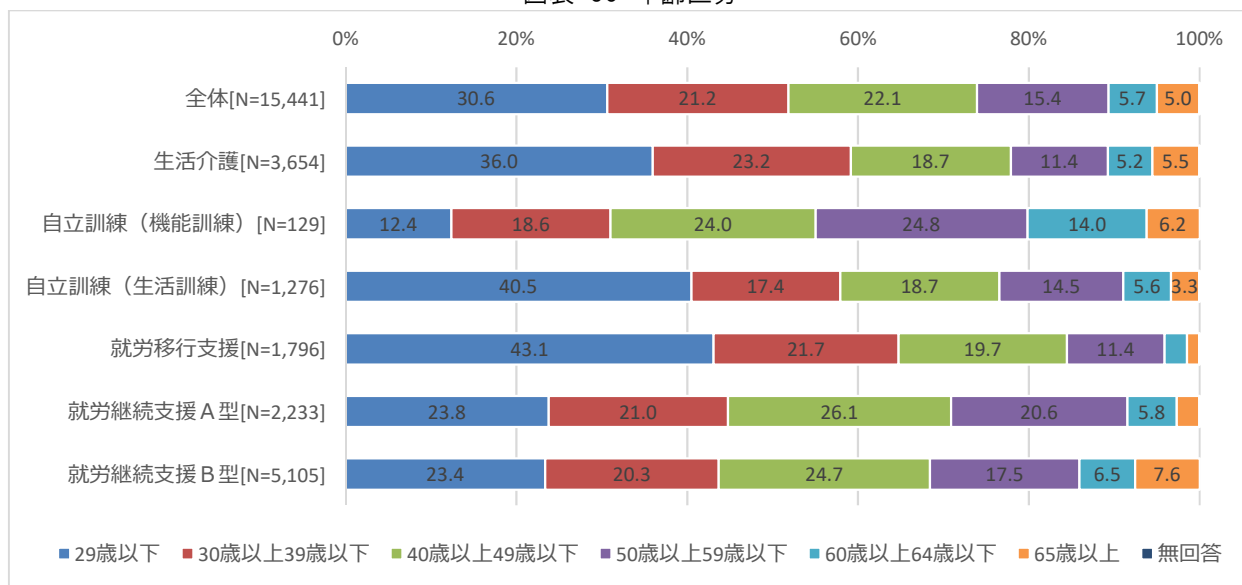
年齢

平均年齢は39.5歳となっている。年齢区分で見ると、「29歳以下」が30.6%、「40歳以上49歳以下」が22.1%、「30歳以上39歳以下」が21.2%等となっている。

図表 49 年齢

平均値		全体 [N=15,437]	生活介護 [N=3,653]	自立訓練(機能 訓練)[N=129]	自立訓練(生活 訓練) [N=1,275]	就労移行支援 [N=1,795]	就労継続支援 A 型 [N=2,232]	就労継続支援 B 型 [N=5,105]
年齢	歳	39.5	37.9	46.9	36.8	34.6	41.0	42.3

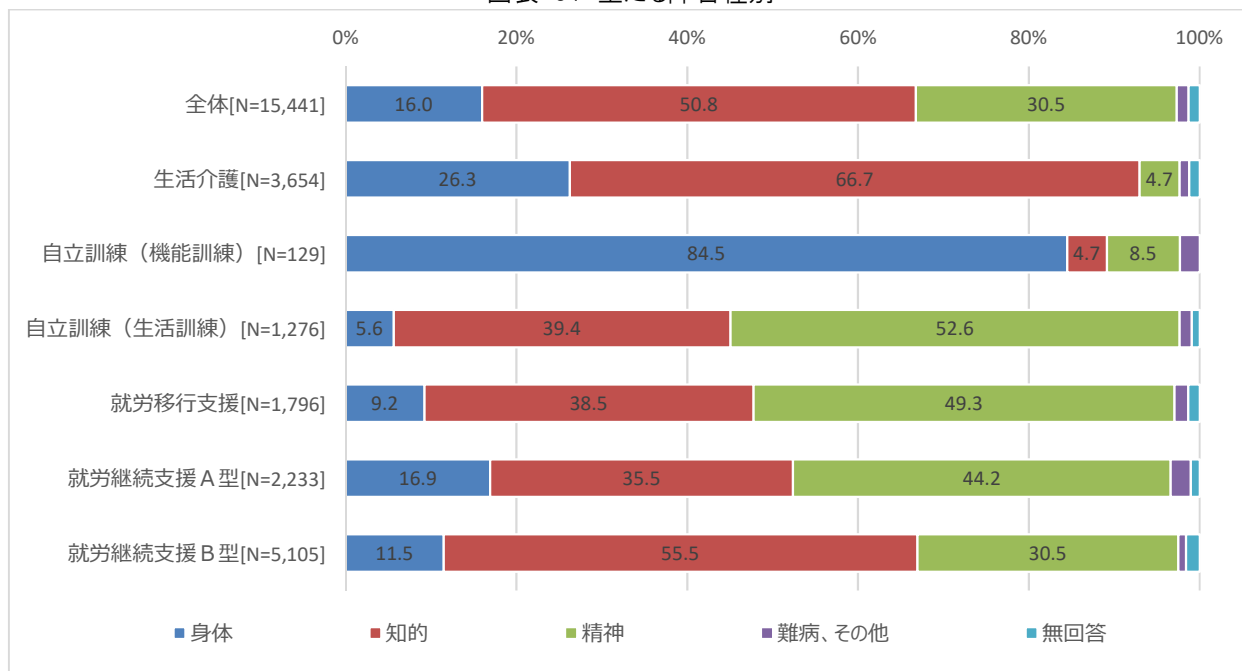
図表 50 年齢区分



主たる障害種別

「知的」が50.8%、「精神」が30.5%、「身体」が16.0%等となっている。

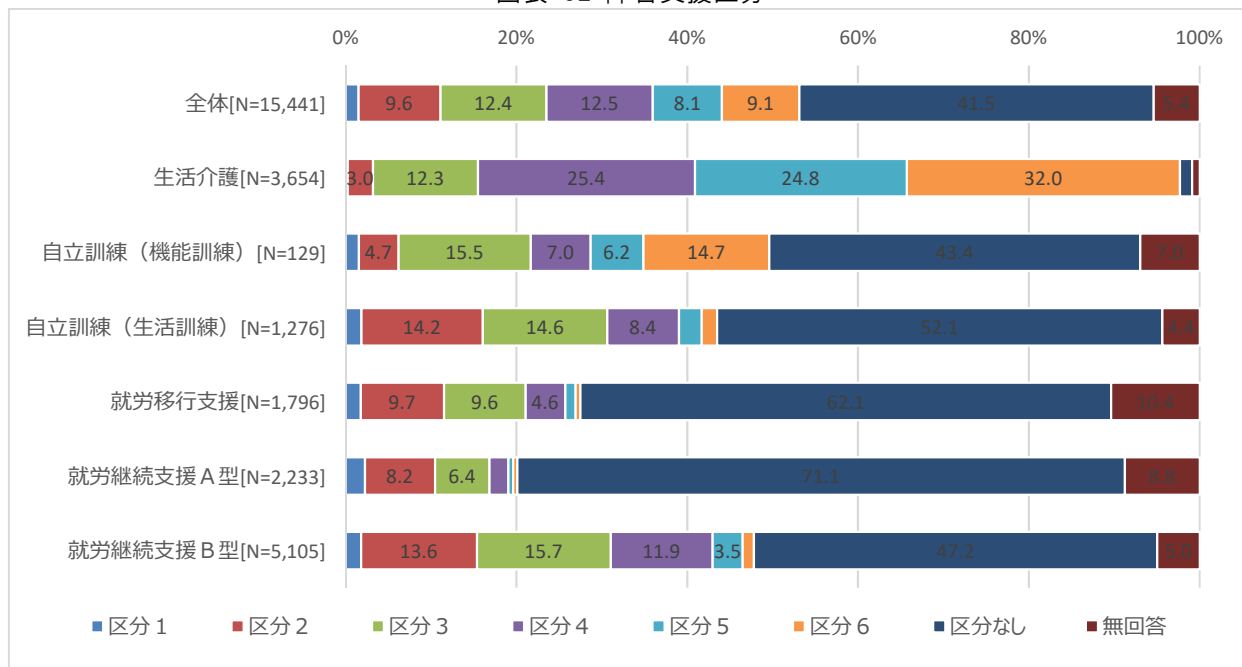
図表 51 主たる障害種別



障害支援区分

「区分なし」が41.5%、「区分4」が12.5%、「区分3」が12.4%等となっている。

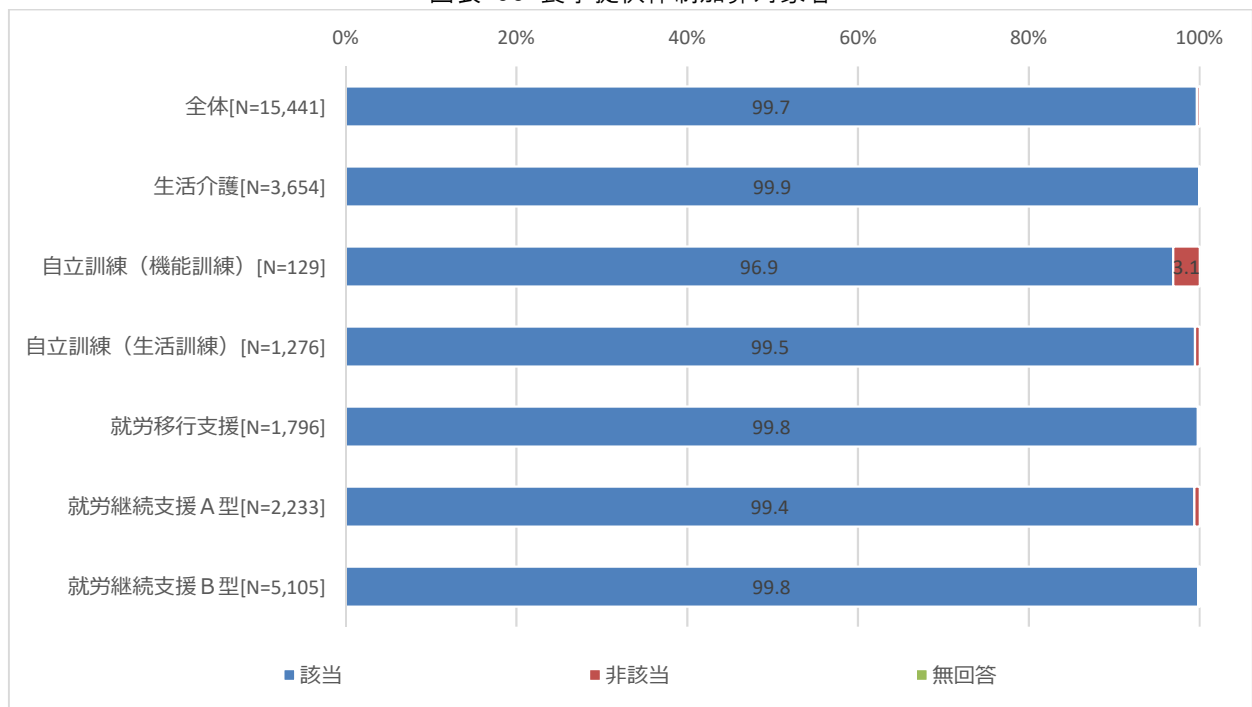
図表 52 障害支援区分



食事提供体制加算対象者

「該当」が99.7%となっている。

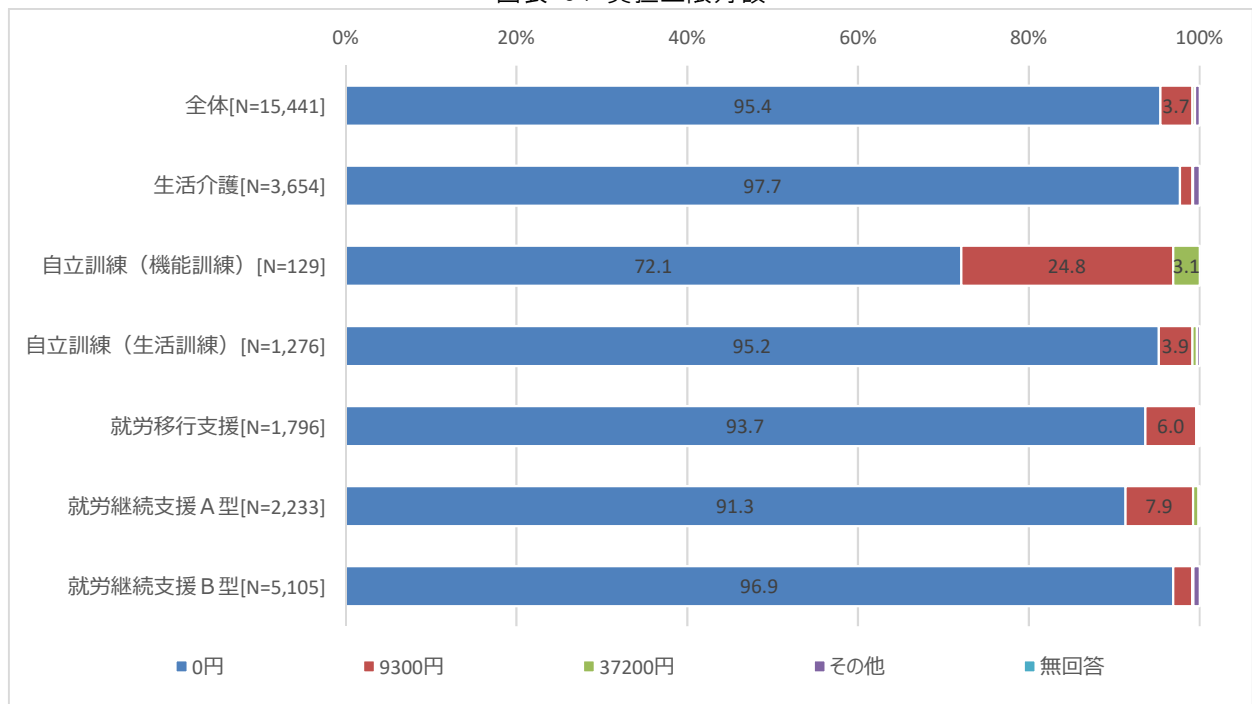
図表 53 食事提供体制加算対象者



負担上限月額

「0円」が95.4%、「9300円」が3.7%となっている。なお、「その他」の場合の回答金額の平均は6,194.5円である。

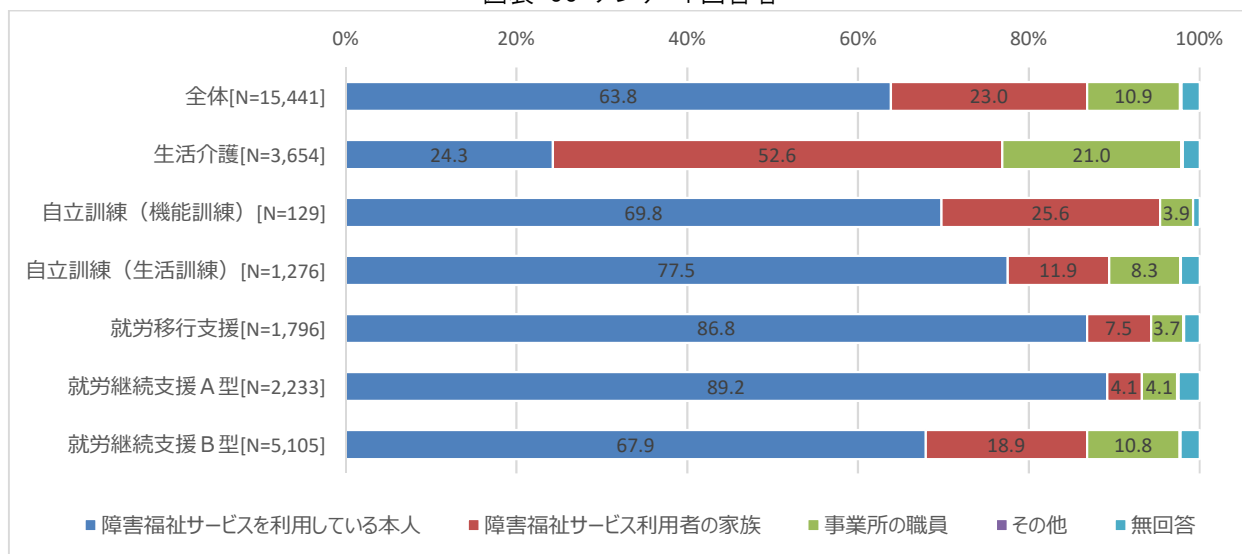
図表 54 負担上限月額



調査回答者

利用者票の回答者は、「障害福祉サービスを利用している本人」が63.8%、「障害福祉サービス利用者の家族」が23.0%、「事業所の職員」が10.9%となっている。

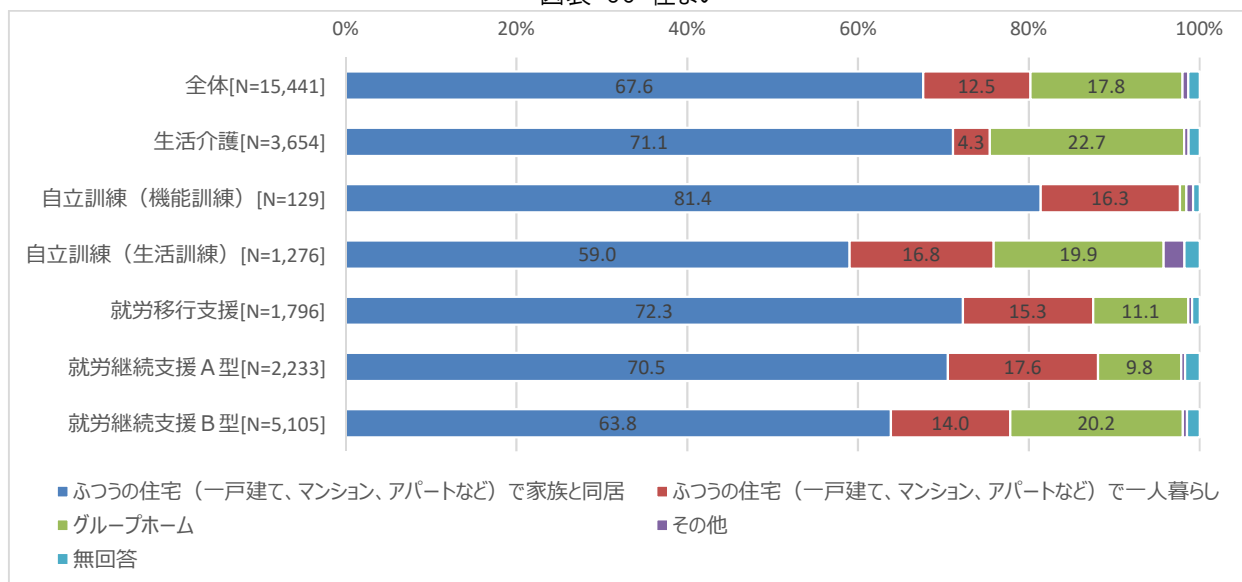
図表 55 アンケート回答者



住まい

「ふつうの住宅（一戸建て、マンション、アパートなど）で家族と同居」が67.6%、「グループホーム」が17.8%、「ふつうの住宅（一戸建て、マンション、アパートなど）で一人暮らし」が12.5%となっている。

図表 56 住まい



家族数

住まいが「ふつうの住宅」の回答者に家族数を聞いたところ、平均で3.4人となっている。

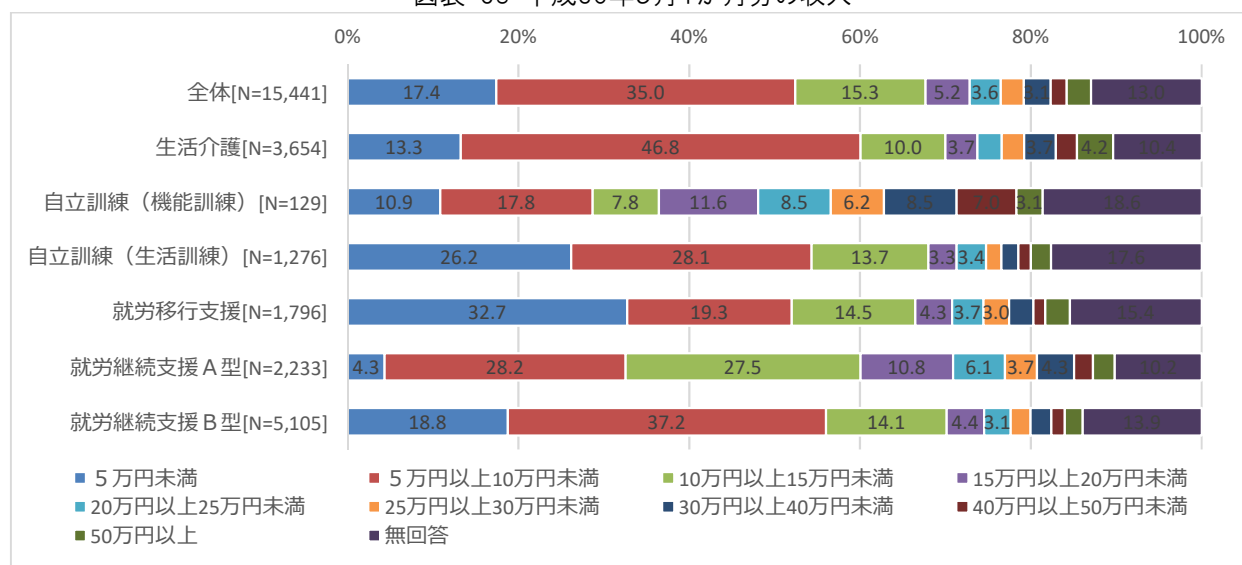
図表 57 家族数

平均値		全体 [N=10,213]	生活介護 [N=2,559]	自立訓練(機能 訓練)[N=102]	自立訓練(生活 訓練)[N=731]	就労移行支援 [N=1,266]	就労継続支援 A 型 [N=1,526]	就労継続支援 B 型 [N=3,191]
家族数	人	3.4	3.6	3.5	3.5	3.5	3.3	3.4

平成30年9月1か月分の収入

「5万円以上10万円未満」が35.0%、「5万円未満」が17.4%、「10万円以上15万円未満」が15.3%、等となっている。なお、「50万円以上」と回答した人に金額を聞いたところ、平均で79.9万円である。

図表 58 平成30年9月1か月分の収入



平成30年9月1か月分の食費

1か月の食費は平均で28,780.3円となっている。そのうち、通所先の事業所に支払っている食費は平均で2,471.9円となっている。

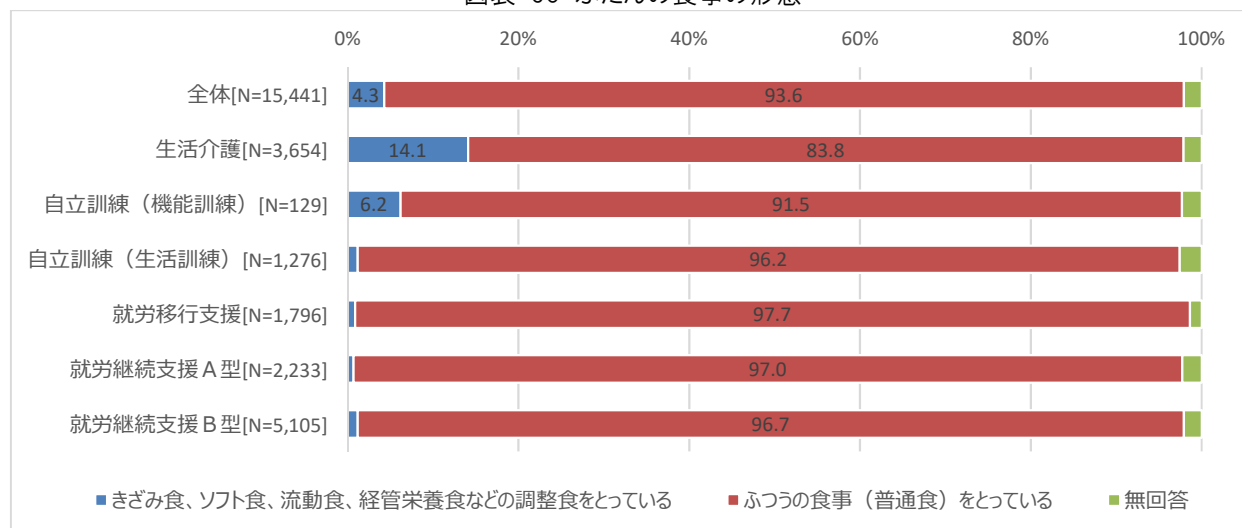
図表 59 平成30年9月1か月分の食費

平均値		全体 [N=9,217]	生活介護 [N=2,072]	自立訓練(機能訓練) [N=69]	自立訓練(生活訓練) [N=731]	就労移行支援 [N=1,110]	就労継続支援 A型 [N=1,455]	就労継続支援 B型 [N=2,986]
1か月の食費	円	28,780	30,459	34,953	29,447	24,908	30,371	28,120
そのうち、通所先の事業所に支払っている食費	円	2,472	4,307	1,476	1,982	1,398	1,188	2,372

ふだんの食事の形態

「ふつうの食事（普通食）をとっている」が93.6%となっている。

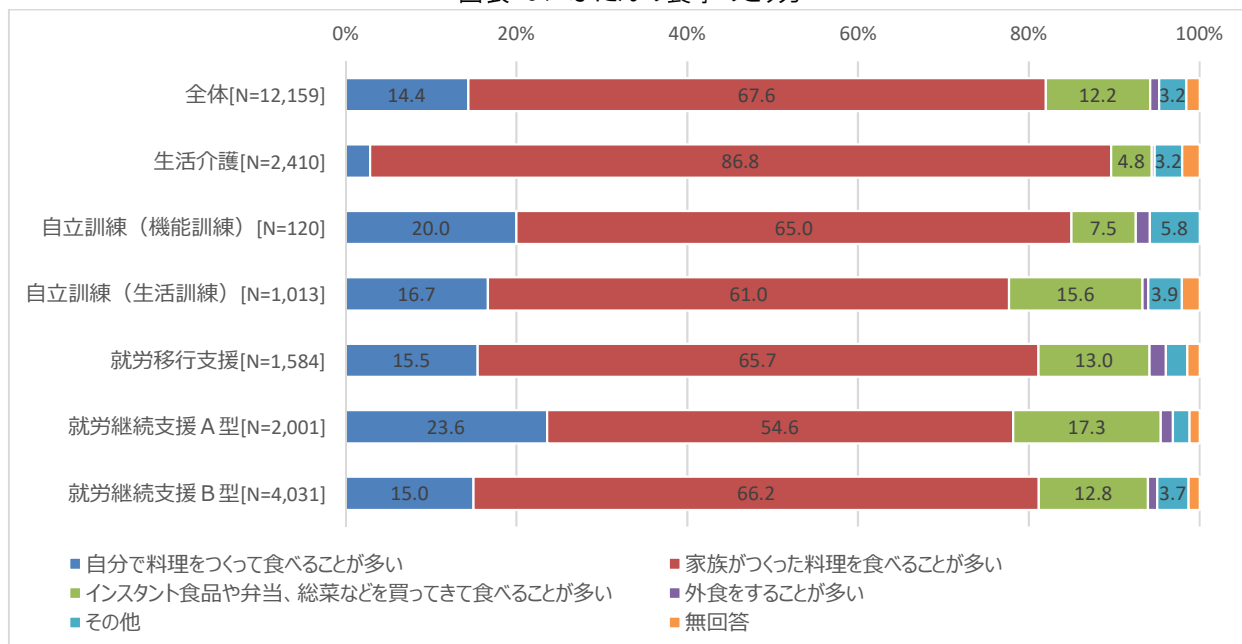
図表 60 ふだんの食事の形態



ふだんの食事のとり方

「家族がつくった料理を食べることが多い」が67.6%となっている。

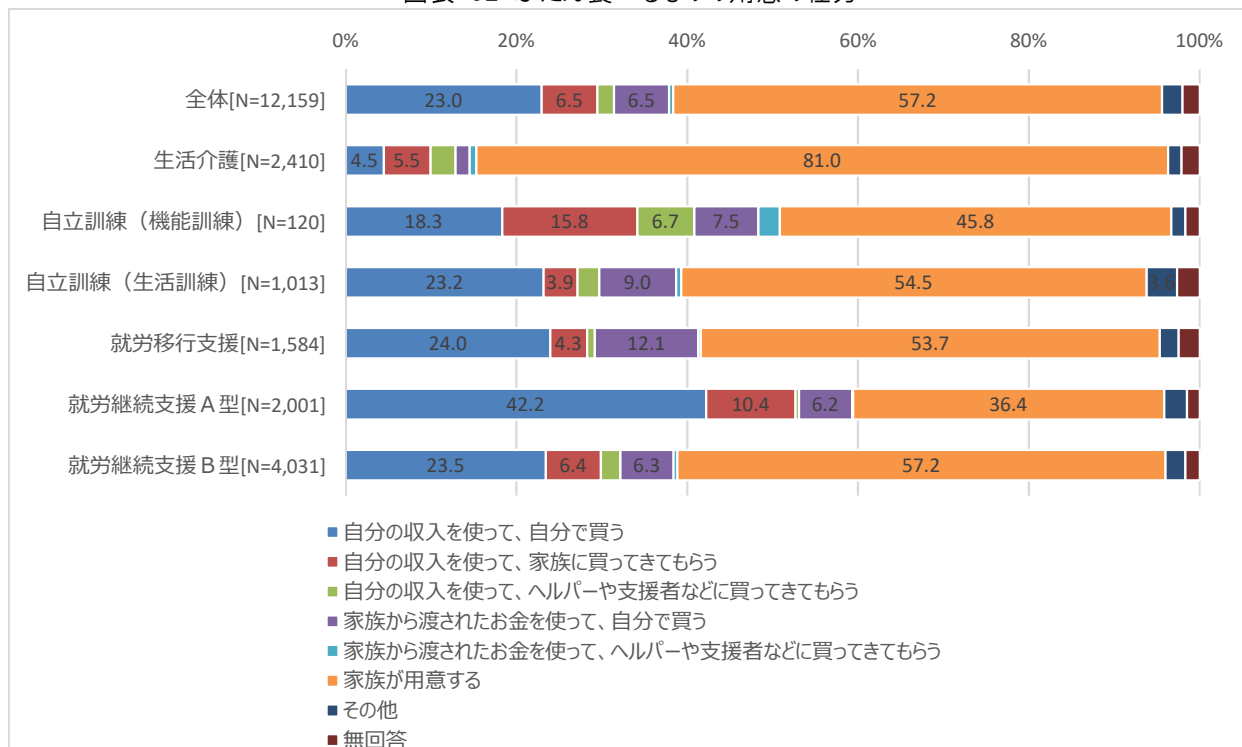
図表 61 ふだんの食事のとり方



ふだん食べるものの用意の仕方

「家族が用意する」が57.2%、「自分の収入を使って、自分で買う」が23.0%等となっている。

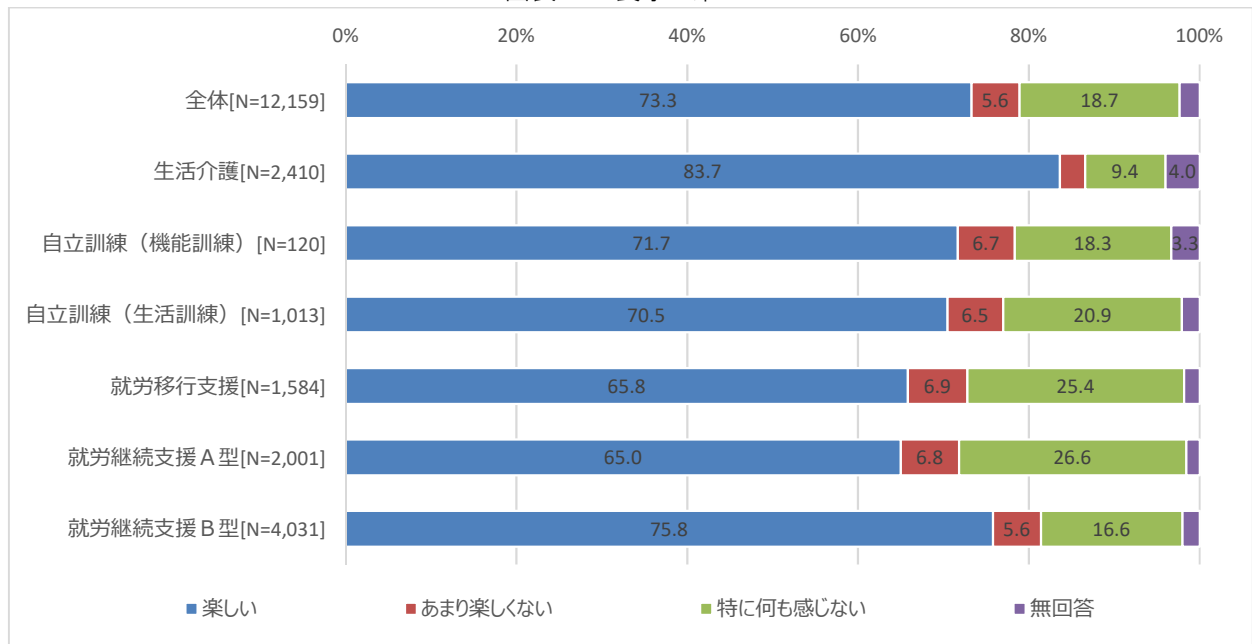
図表 62 ふだん食べるものの用意の仕方



食事の楽しさ

「楽しい」が73.3%となっている。

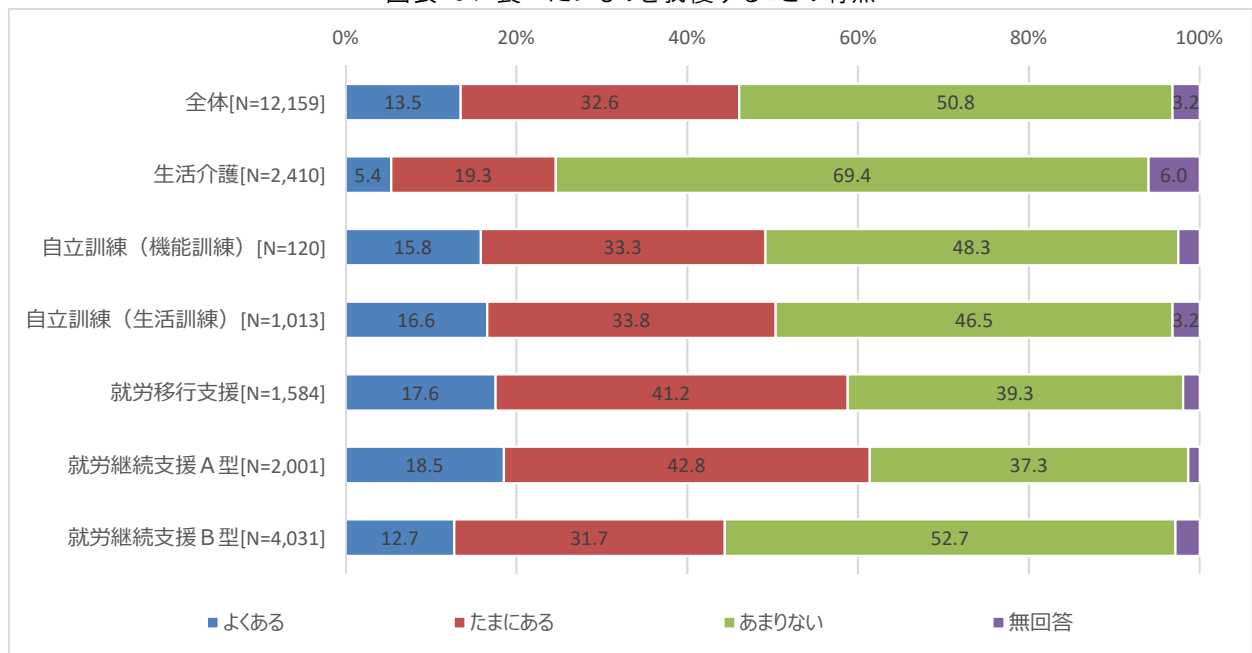
図表 63 食事の楽しさ



食べたいものを我慢することの有無

「あまりない」が50.8%、「たまにある」が32.6%、「よくある」が13.5%となっている。

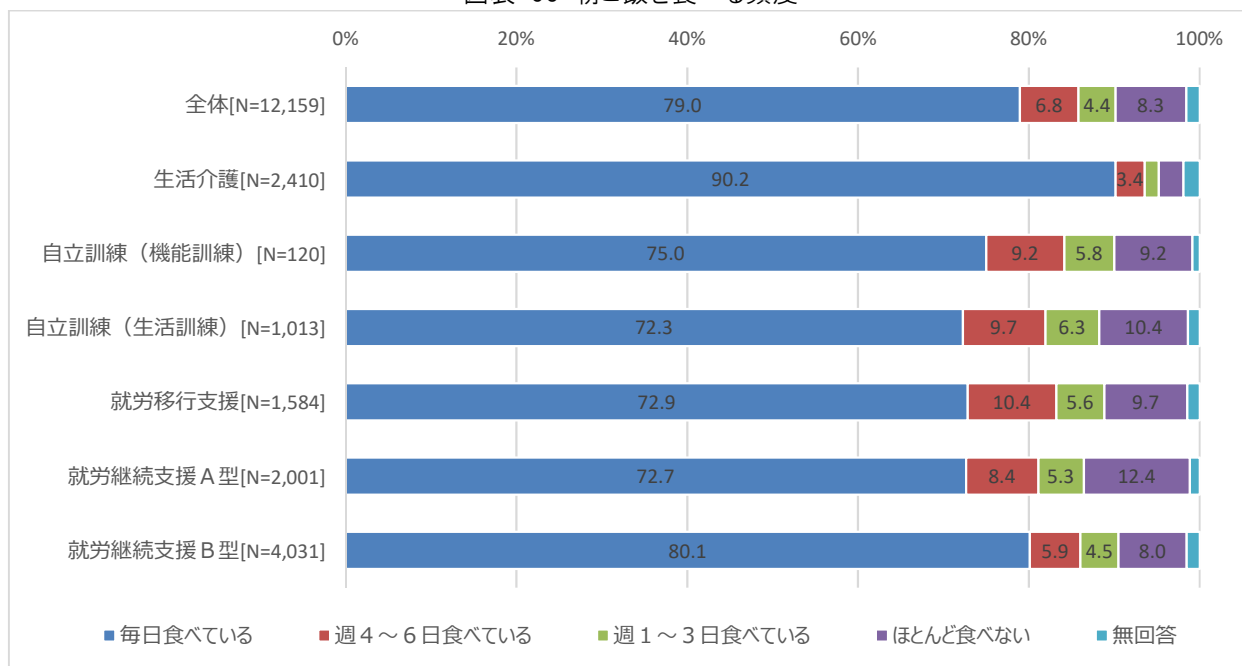
図表 64 食べたいものを我慢することの有無



朝ご飯を食べる頻度

「毎日食べている」が79.0%、「ほとんど食べない」が8.3%、「週4～6日食べている」が6.8%、「週1～3日食べている」が4.4%となっている。

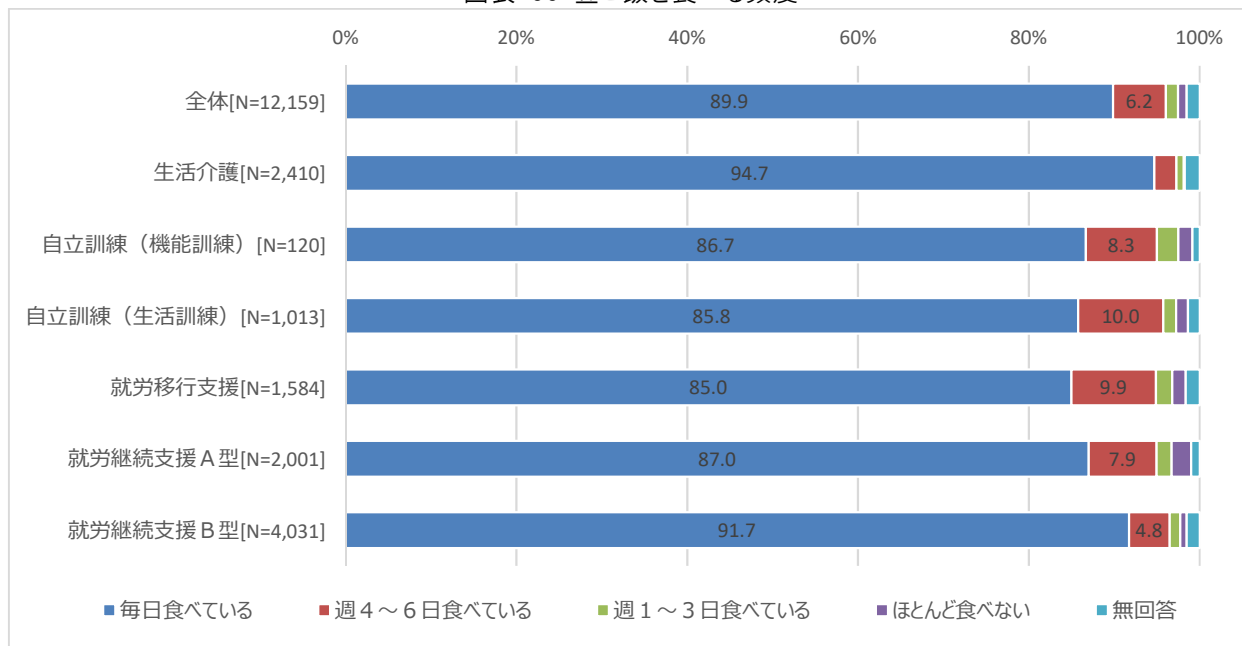
図表 65 朝ご飯を食べる頻度



昼ご飯を食べる頻度

「毎日食べている」が89.9%、「週4～6日食べている」が6.2%、「週1～3日食べている」が1.4%、「ほとんど食べない」が1.0%となっている。

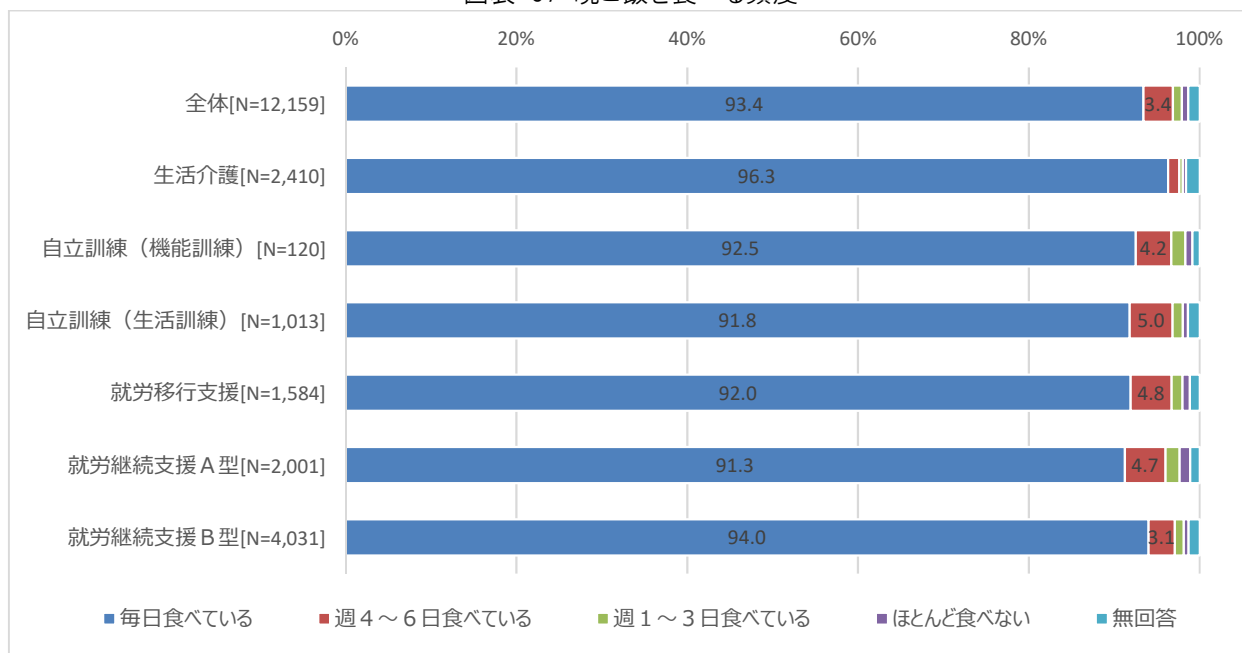
図表 66 昼ご飯を食べる頻度



晩ご飯を食べる頻度

「毎日食べている」が93.4%、「週4～6日食べている」が3.4%、「週1～3日食べている」が1.1%、「ほとんど食べない」が0.7%となっている。

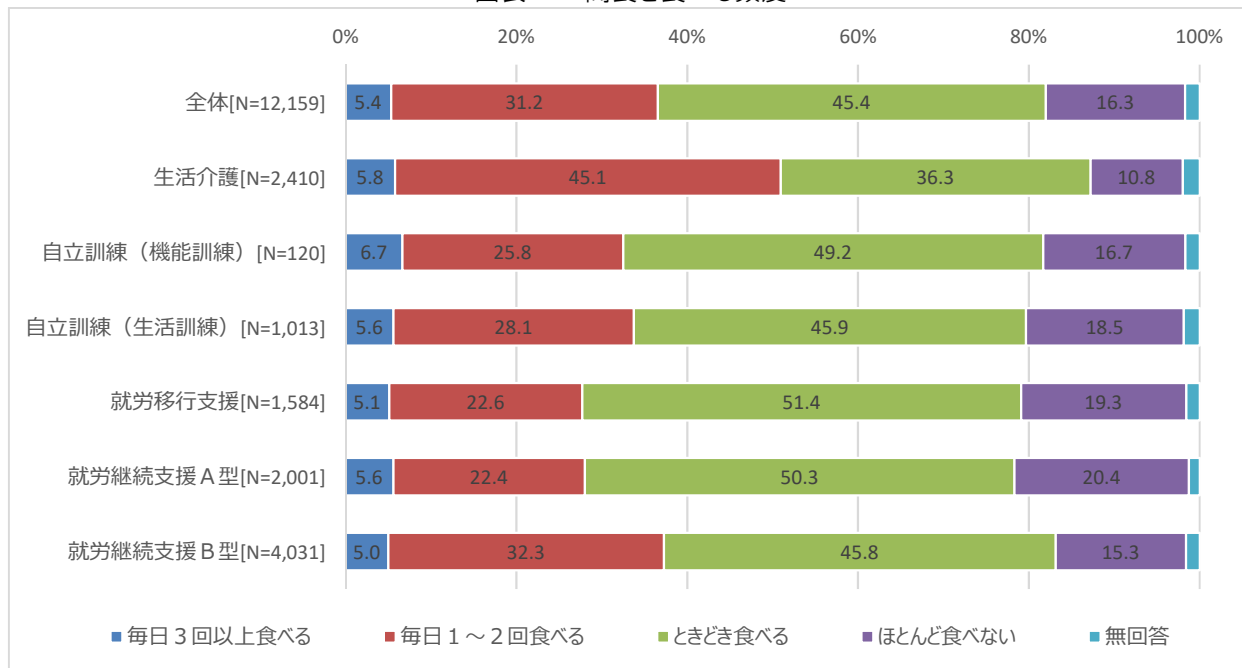
図表 67 晩ご飯を食べる頻度



間食を食べる頻度

「ときどき食べる」が45.4%、「毎日1～2回食べる」が31.2%、「ほとんど食べない」が16.3%、「毎日3回以上食べる」が5.4%となっている。

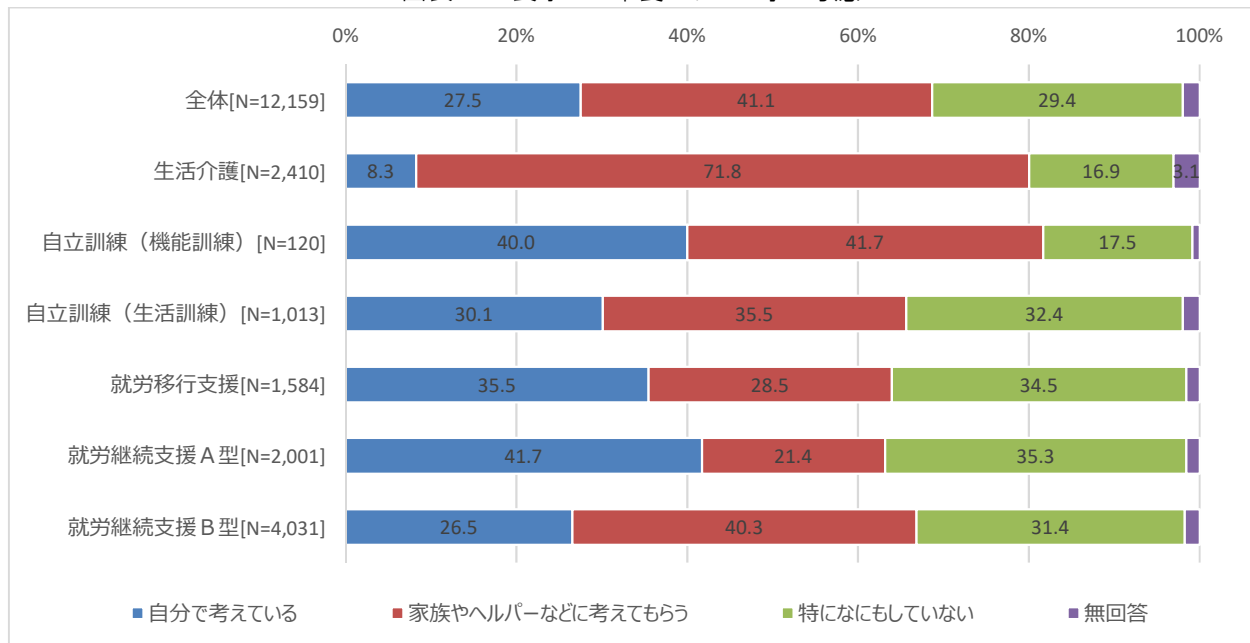
図表 68 間食を食べる頻度



食事での栄養バランス等の考慮

「家族やヘルパーなどに考えてもらう」が41.1%、「特になにもしていない」が29.4%、「自分で考えている」が27.5%となっている。

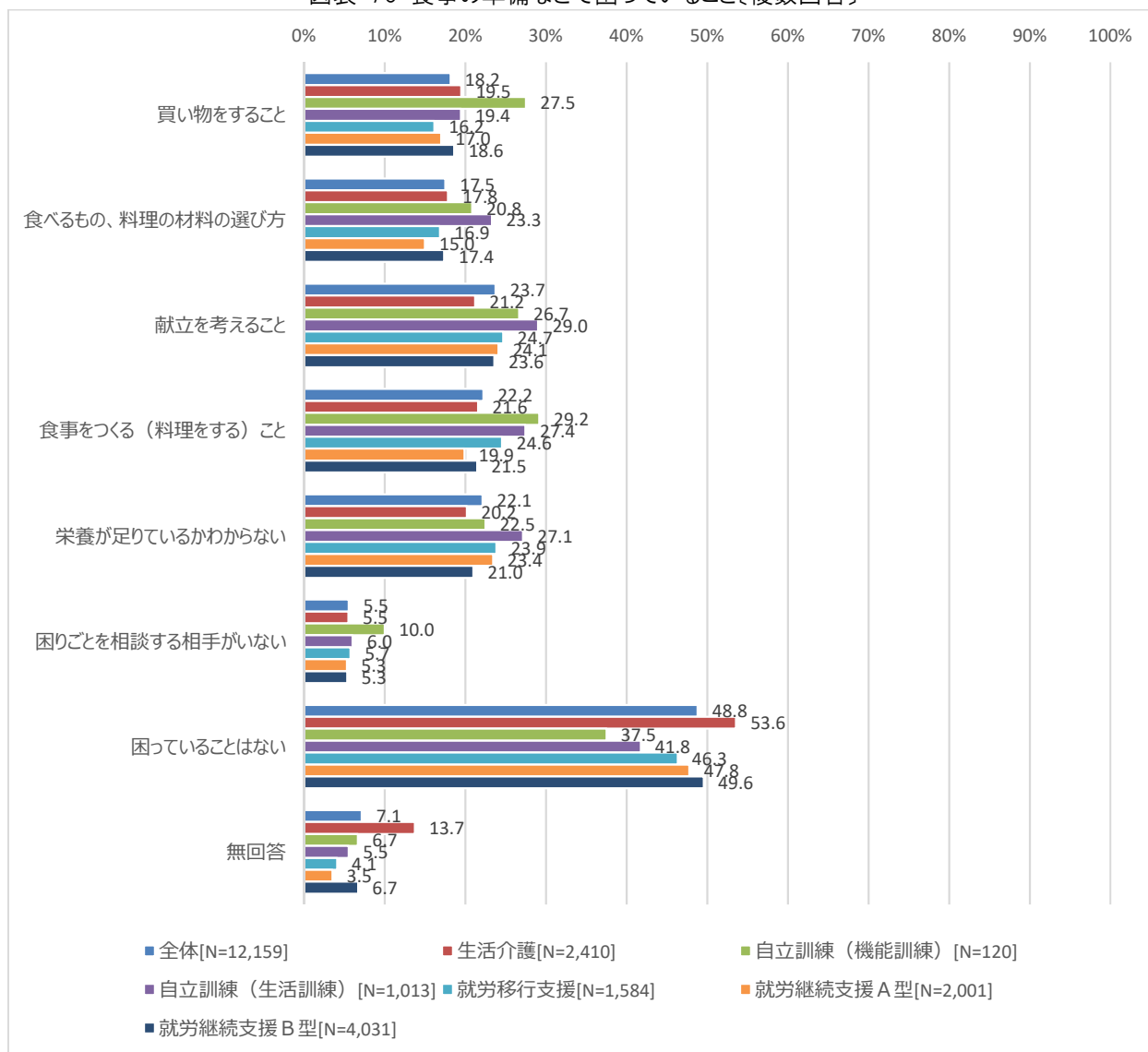
図表 69 食事での栄養バランス等の考慮



食事の準備などで困っていること

「困っていることはない」が48.8%となっている。困っていることとしては、「献立を考えること」が23.7%、「食事をつくる（料理をする）こと」が22.2%、「栄養が足りているかわからない」が22.1%等となっている。

図表 70 食事の準備などで困っていること〔複数回答〕



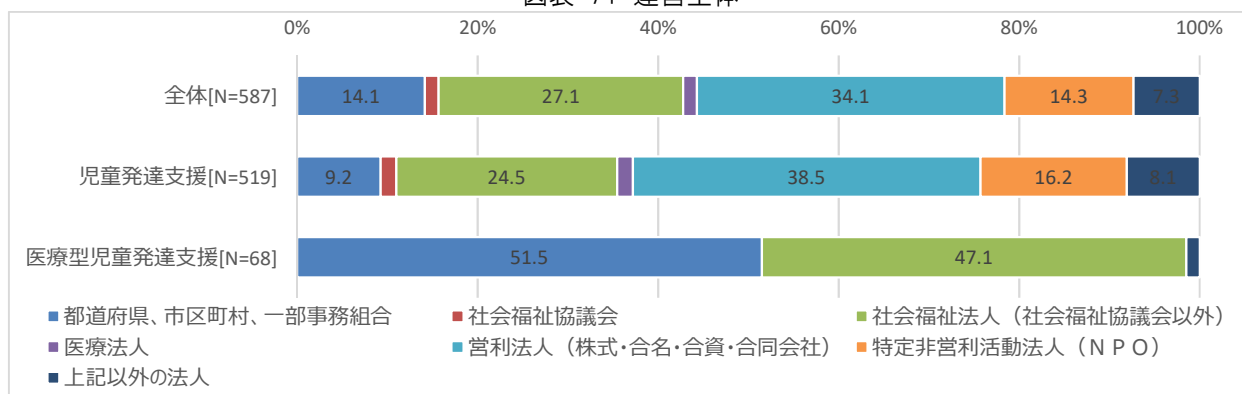
(3) 食事の提供に関する実態調査（児童発達支援）結果

①事業所について

運営主体

「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が34.1%、「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が27.1%、「特定非営利活動法人（NPO）」が14.3%、「都道府県、市区町村、一部事務組合」が14.1%等となっている。

図表 71 運営主体



定員・利用者数

1事業所の平均で、定員は16.6人となっている。平成30年9月の利用者数は、実人数25.1人、延べ人数155.3人となっている。

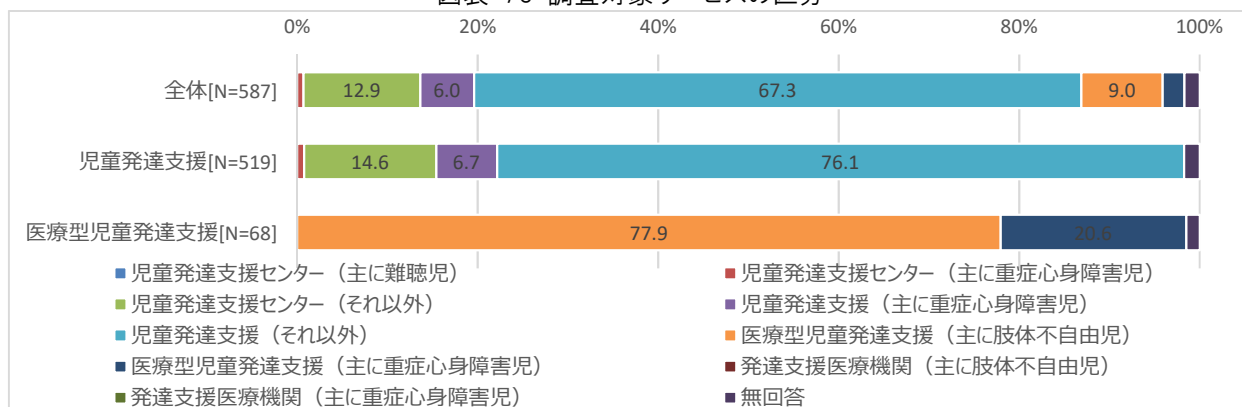
図表 72 定員・利用者数

平均値		全体[N=513]	児童発達支援[N=448]	医療型児童発達支援[N=65]
定員	人	16.6	14.2	33.3
平成30年9月の利用者数（実人数）	人	25.1	25.0	25.3
平成30年9月の利用者数（延べ人数）	人	155.3	151.9	178.7

調査対象サービスの区分

「児童発達支援（それ以外）」が67.3%等となっている。

図表 73 調査対象サービスの区分



サービス提供日数・総時間数

平成30年9月のサービス提供日数（開所日数）は平均で20.2日となっている。サービス提供総時間数（開所総時間数）は平均で129.1時間となっている。

図表 74 サービス提供日数・総時間数

平均値		全体[N=522]	児童発達支援[N=459]	医療型児童発達支援 [N=63]
平成30年9月のサービス提供日数 （開所日数）	日	20.2	20.6	17.5
平成30年9月のサービス提供総時間 数（開所総時間数）	時間	129.1	131.5	111.1

調査対象サービスと同一所在地で実施しているサービス

「放課後等デイサービス」が64.7%、「保育所等訪問支援」が25.7%等となっている。

図表 75 調査対象サービスと同一所在地で実施しているサービス〔複数回答〕

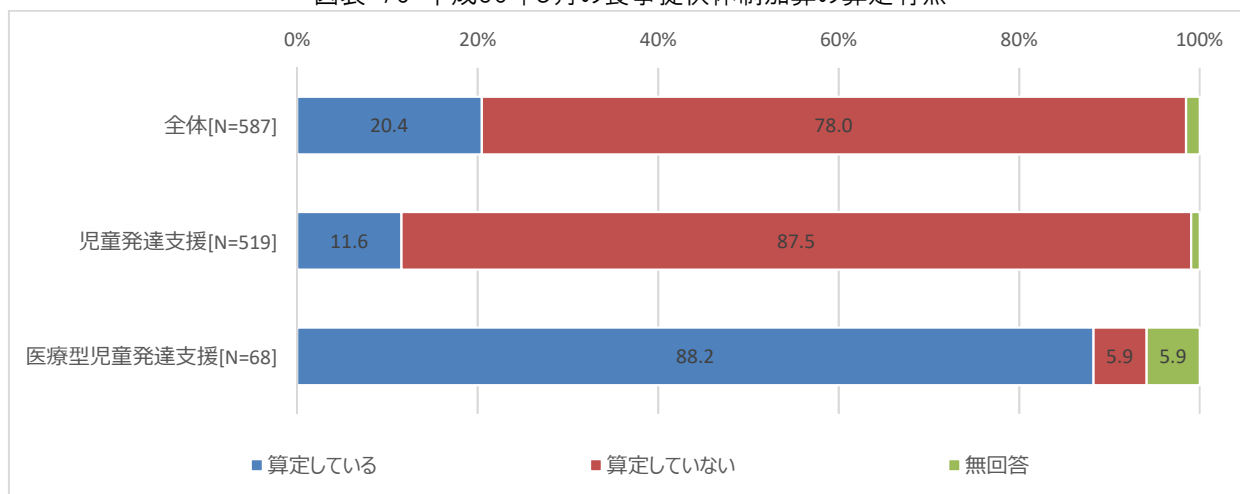
%	全体[N=587]	児童発達支援[N=519]	医療型児童発達支援[N=68]
居宅介護	2.0	2.3	0.0
重度訪問介護	1.2	1.3	0.0
同行援護	0.7	0.8	0.0
行動援護	1.2	1.3	0.0
療養介護	3.4	1.3	19.1
生活介護	13.1	10.4	33.8
短期入所	8.0	5.2	29.4
重度障害者等包括支援	0.0	0.0	0.0
共同生活援助	1.0	1.2	0.0
施設入所支援	2.9	2.1	8.8
自立訓練（機能訓練）	2.2	1.2	10.3
自立訓練（生活訓練）	1.9	1.0	8.8
宿泊型自立訓練	0.2	0.0	1.5
就労移行支援	2.0	1.2	8.8
就労継続支援A型	0.2	0.2	0.0
就労継続支援B型	3.6	2.9	8.8
就労定着支援	0.9	0.8	1.5
自立生活援助	0.0	0.0	0.0
計画相談支援	15.3	11.8	42.6
地域移行支援	1.9	1.3	5.9
地域定着支援	2.4	1.9	5.9
福祉型障害児入所施設	1.0	1.0	1.5
医療型障害児入所施設	3.9	1.0	26.5
児童発達支援	22.1	18.5	50.0
医療型児童発達支援	2.2	1.3	8.8
放課後等デイサービス	64.7	70.5	20.6
居宅訪問型児童発達支援	1.5	1.2	4.4
保育所等訪問支援	25.7	20.2	67.6
障害児相談支援	22.1	17.9	54.4
地域生活支援事業のサービス	3.1	2.5	7.4
介護保険サービス	1.2	1.2	1.5
無回答	15.2	16.2	7.4

②食事提供加算について

平成30年9月の食事提供加算の算定有無

「算定していない」が78.0%、「算定している」が20.4%となっている。

図表 76 平成30年9月の食事提供体制加算の算定有無



平成30年9月の加算算定人数

加算を算定している事業所の、加算算定人数の1事業所平均は、食事提供加算（Ⅰ）213.8人、食事提供加算（Ⅱ）26.3人となっている。

図表 77 平成30年9月の加算算定人数

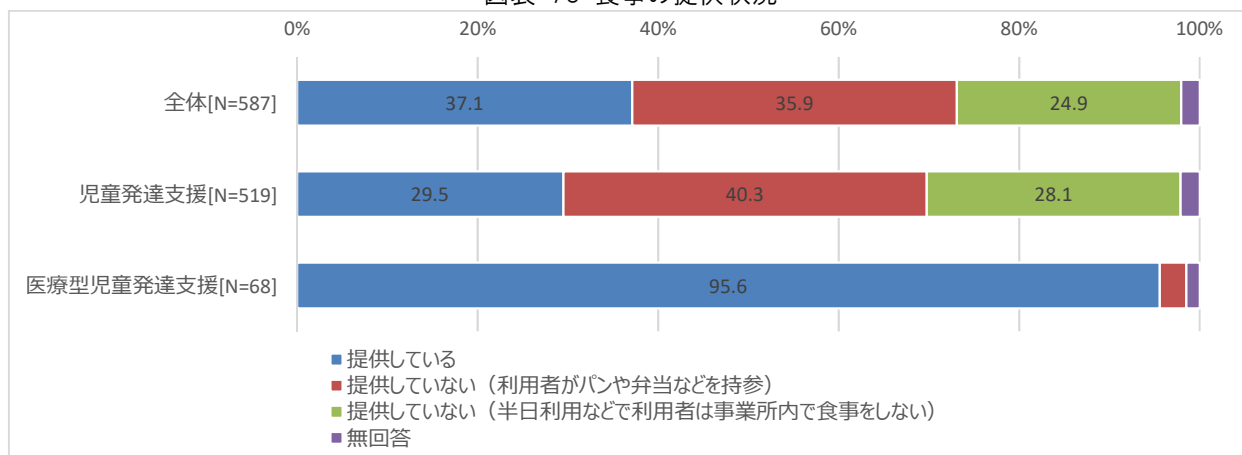
平均値		全体[N=117]	児童発達支援[N=58]	医療型児童発達支援[N=59]
食事提供加算（Ⅰ）	人	213.8	299.2	129.8
食事提供加算（Ⅱ）	人	26.3	37.1	15.9

③食事（昼食）の提供状況について

食事の提供状況

「提供している」が37.1%、「提供していない（利用者がパンや弁当などを持参）」が35.9%、「提供していない（半日利用などで利用者は事業所内で食事をしない）」が24.9%となっている。

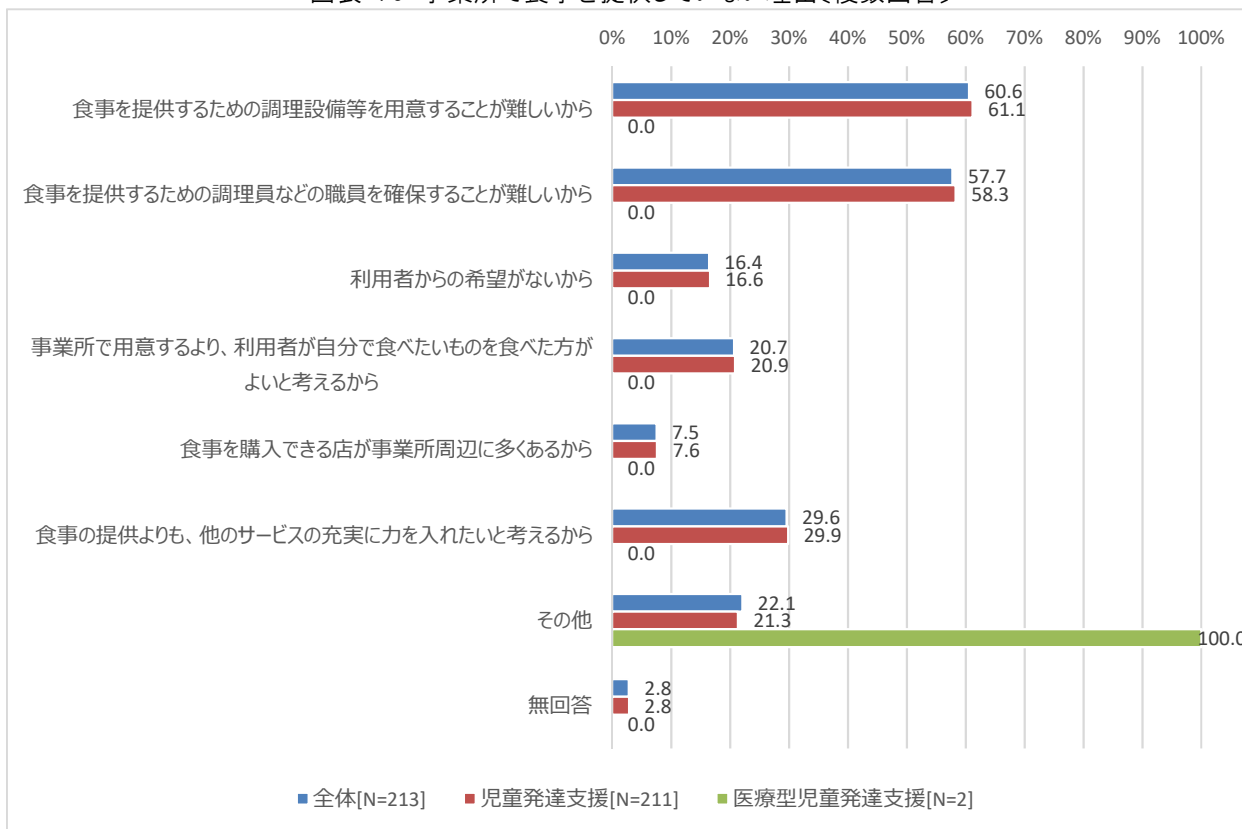
図表 78 食事の提供状況



事業所で食事を提供していない理由

食事を提供していない事業所に、その理由を聞いたところ、「食事を提供するための調理設備等を用意することが難しいから」が60.6%、「食事を提供するための調理員などの職員を確保することが難しいから」が57.7%等となっている。

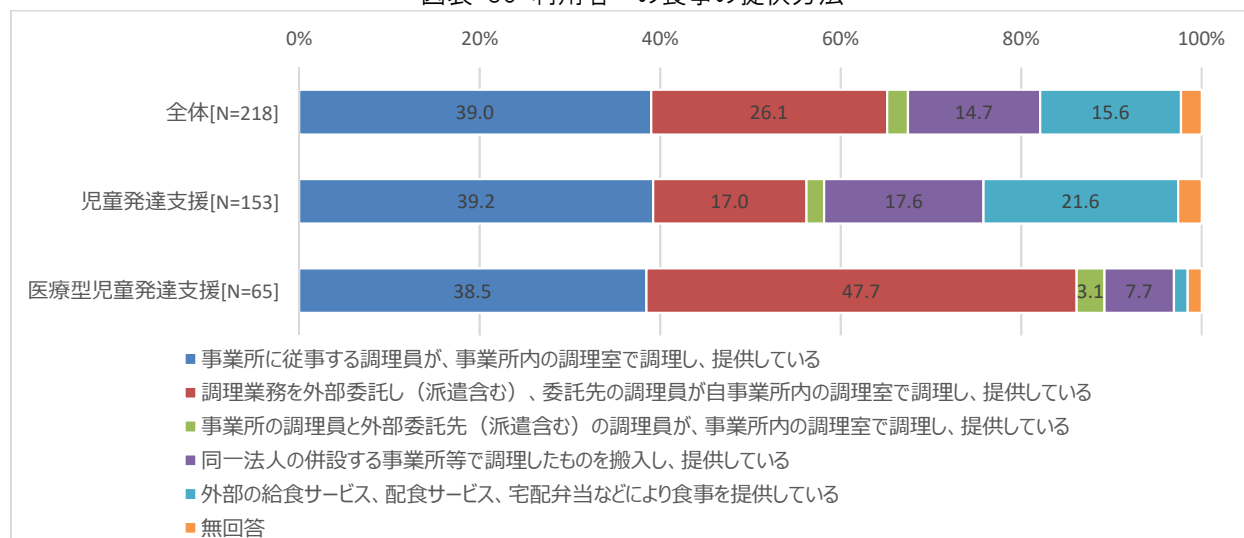
図表 79 事業所で食事を提供していない理由〔複数回答〕



利用者への食事の提供方法

食事を提供している事業所に、提供方法を聞いたところ、「事業所に従事する調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している」が39.0%、「調理業務を外部委託し（派遣含む）、委託先の調理員が自事業所内の調理室で調理し、提供している」が26.1%等となっている。

図表 80 利用者への食事の提供方法

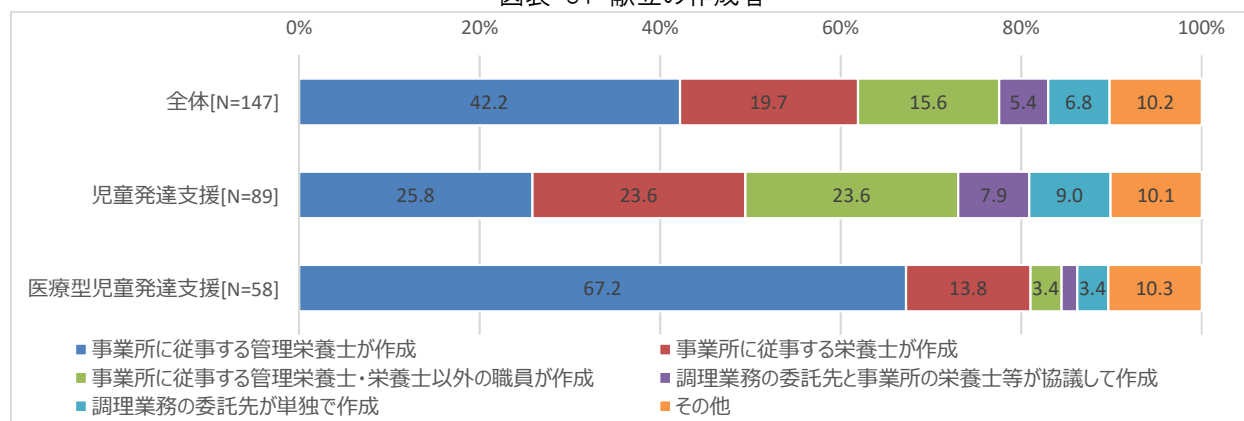


献立の状況

（献立の作成者）

献立の状況について、献立の作成者は、「事業所に従事する管理栄養士が作成」が42.2%、「事業所に従事する栄養士が作成」が19.7%、「事業所に従事する管理栄養士・栄養士以外の職員が作成」が15.6%等となっている。

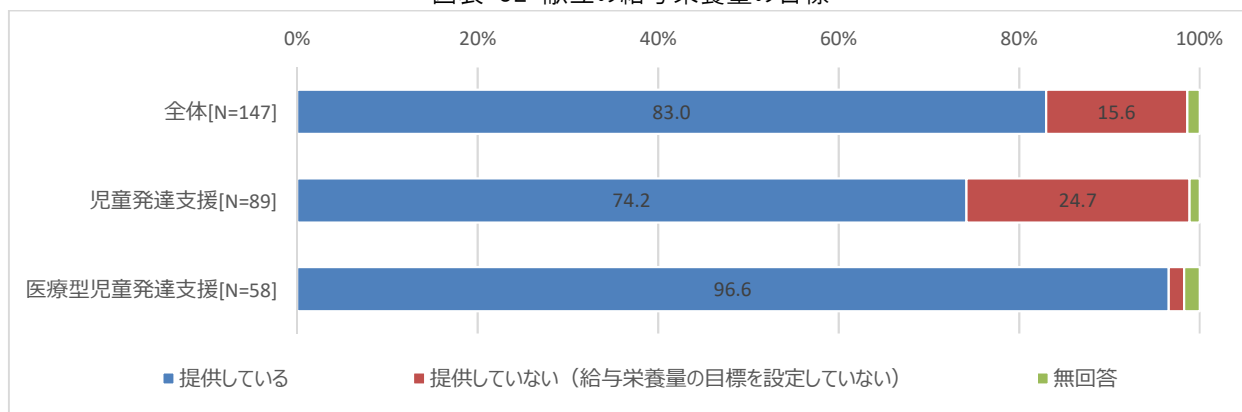
図表 81 献立の作成者



（献立の給与栄養量の目標）

献立の給与栄養量の目標は、「提供している」が83.0%、「提供していない（給与栄養量の目標を設定していない）」が15.6%となっている。

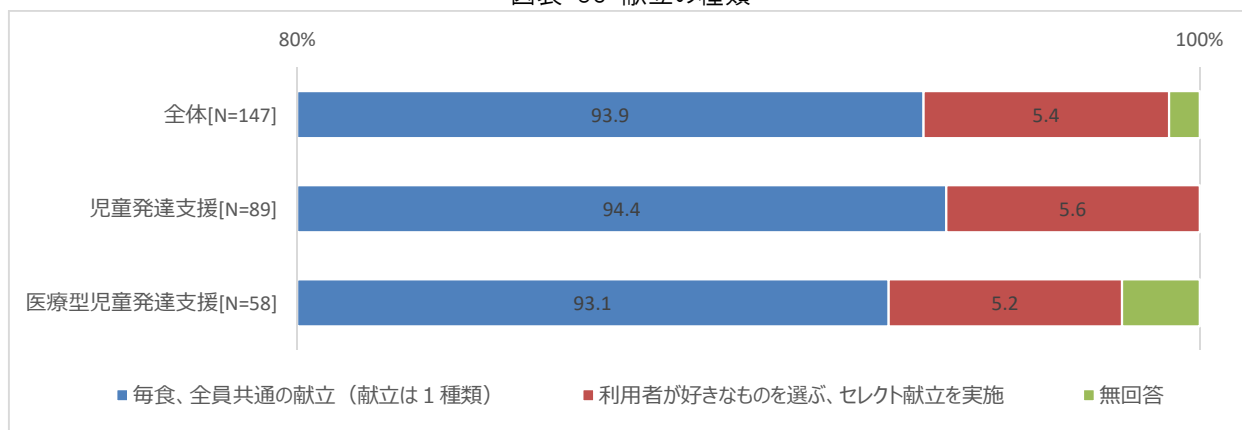
図表 82 献立の給与栄養量の目標



（献立の種類）

「毎食、全員共通の献立（献立は1種類）」が93.9%、「利用者が好きなものを選ぶ、セレクト献立を実施」が5.4%となっている。

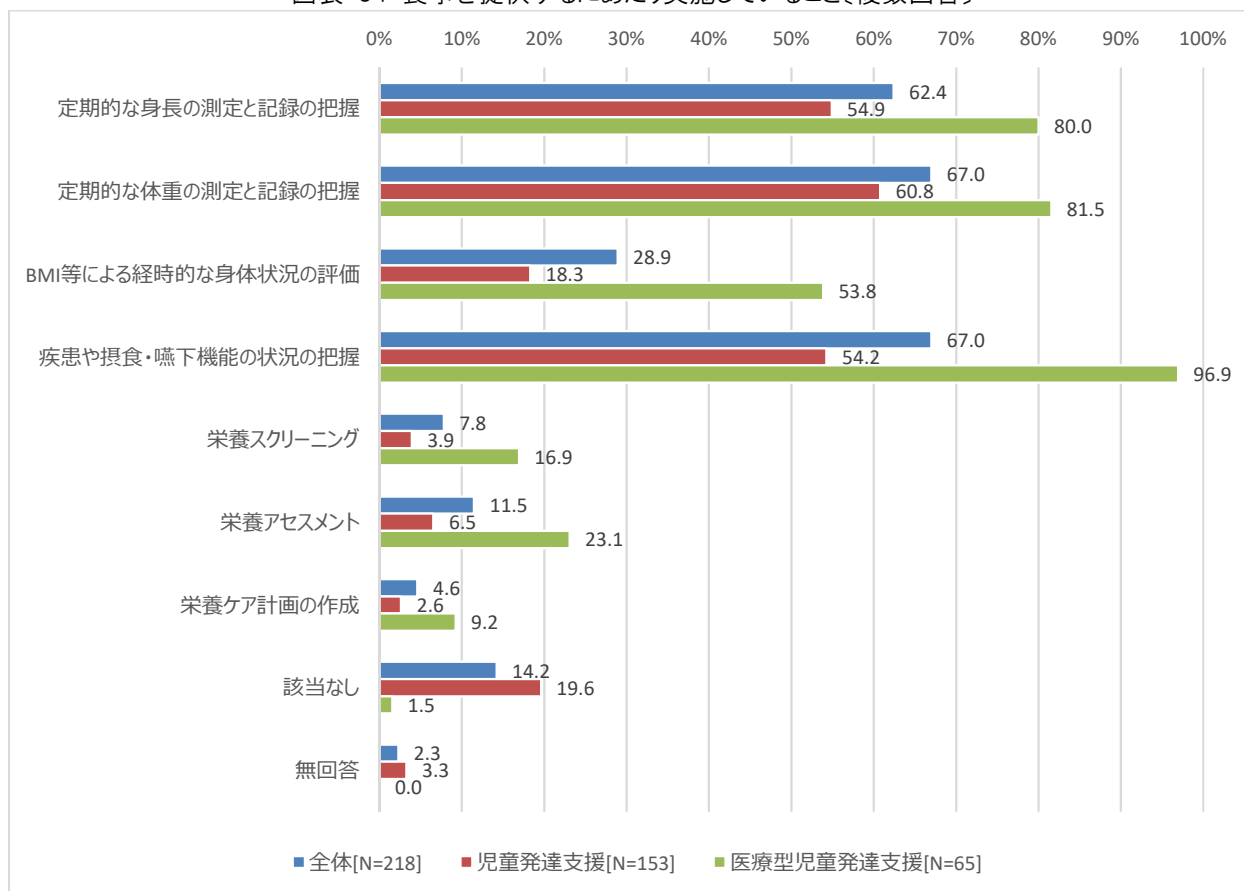
図表 83 献立の種類



食事を提供するにあたり実施していること

「定期的な体重の測定と記録の把握」が67.0%、「疾患や摂食・嚥下機能の状況の把握」が67.0%、「定期的な身長測定と記録の把握」が62.4%等となっている。

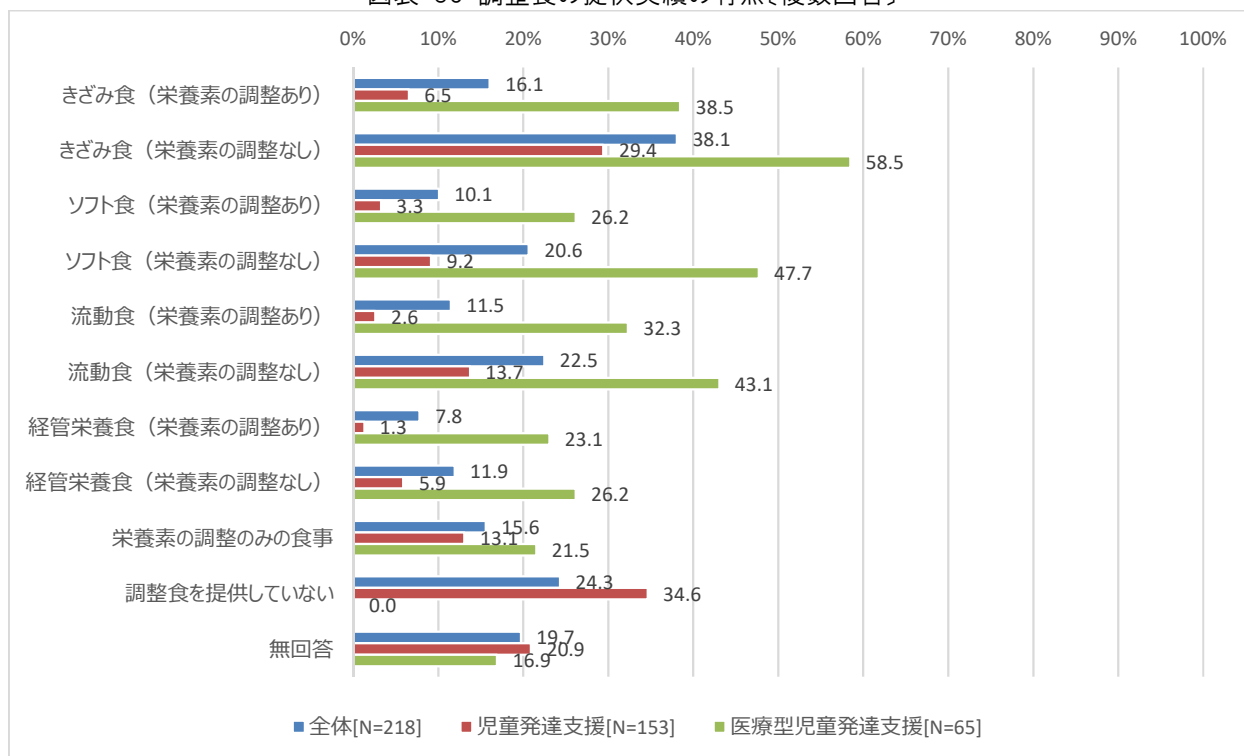
図表 84 食事を提供するにあたり実施していること〔複数回答〕



平成30年9月の調整食の提供実績

調整食の提供実績は、「きざみ食（栄養素の調整なし）」が38.1%、「流動食（栄養素の調整なし）」が22.5%、「ソフト食（栄養素の調整なし）」が20.6%等となっている。一方、「調整食を提供していない」は24.3%である。

図表 85 調整食の提供実績の有無〔複数回答〕



調整食の提供実績のある事業所に、提供人数を聞いたところ、利用実人数の平均で、「きざみ食（栄養素の調整なし）」5.9人、「栄養素の調整のみの食事」4.8人等となっている。

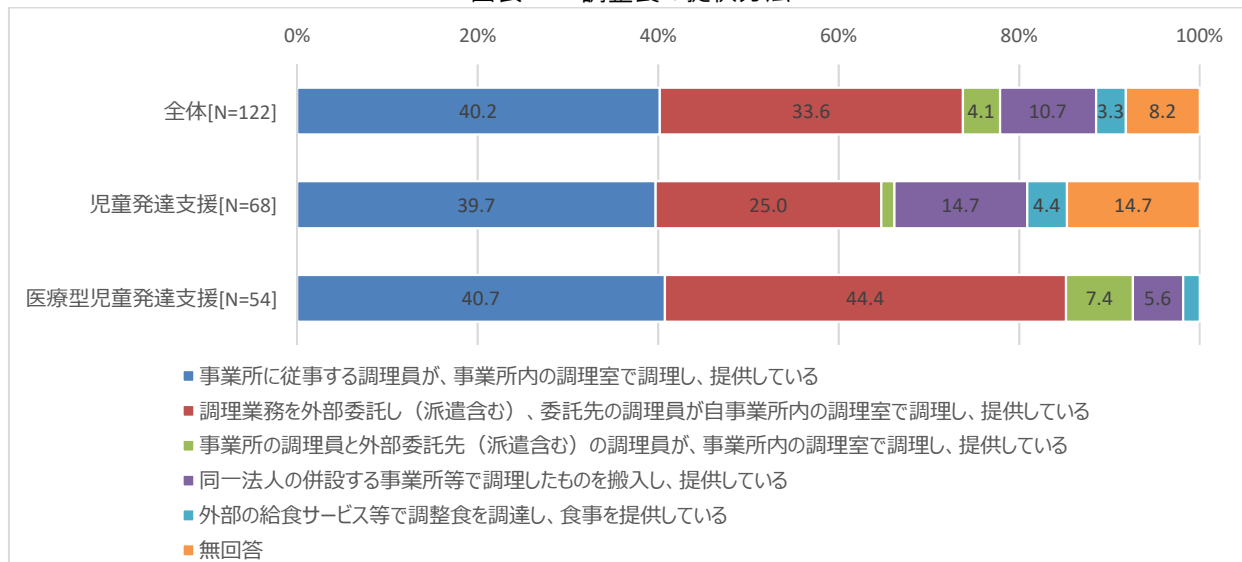
図表 86 平成30年9月の調整食の提供実績

平均値			全体[N=31]	児童発達支援[N=9]	医療型児童発達支援[N=22]
①きざみ食（栄養素の調整あり）	利用実人数	人	3.0	1.9	3.4
	利用延べ人数	人	24.6	17.7	27.4
②きざみ食（栄養素の調整なし）	利用実人数	人	5.9	4.0	8.1
	利用延べ人数	人	47.8	33.9	64.5
③ソフト食（栄養素の調整あり）	利用実人数	人	3.3	3.0	3.4
	利用延べ人数	人	27.4	18.8	30.1
④ソフト食（栄養素の調整なし）	利用実人数	人	6.1	8.0	5.2
	利用延べ人数	人	48.8	74.9	35.7
⑤流動食（栄養素の調整あり）	利用実人数	人	3.3	1.3	3.9
	利用延べ人数	人	25.4	13.3	28.9
⑥流動食（栄養素の調整なし）	利用実人数	人	3.4	3.8	3.0
	利用延べ人数	人	22.6	26.9	18.4
⑦経管栄養食（栄養素の調整あり）	利用実人数	人	2.4	1.0	2.6
	利用延べ人数	人	12.6	7.0	13.5
⑧経管栄養食（栄養素の調整なし）	利用実人数	人	2.3	1.4	2.6
	利用延べ人数	人	13.2	6.4	16.3
⑨栄養素の調整のみの食事	利用実人数	人	4.8	5.9	3.7
	利用延べ人数	人	47.0	60.4	32.5

調整食の提供方法

「事業所に従事する調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している」が40.2%、「調理業務を外部委託し（派遣含む）、委託先の調理員が自事業所内の調理室で調理し、提供している」が33.6%等となっている。

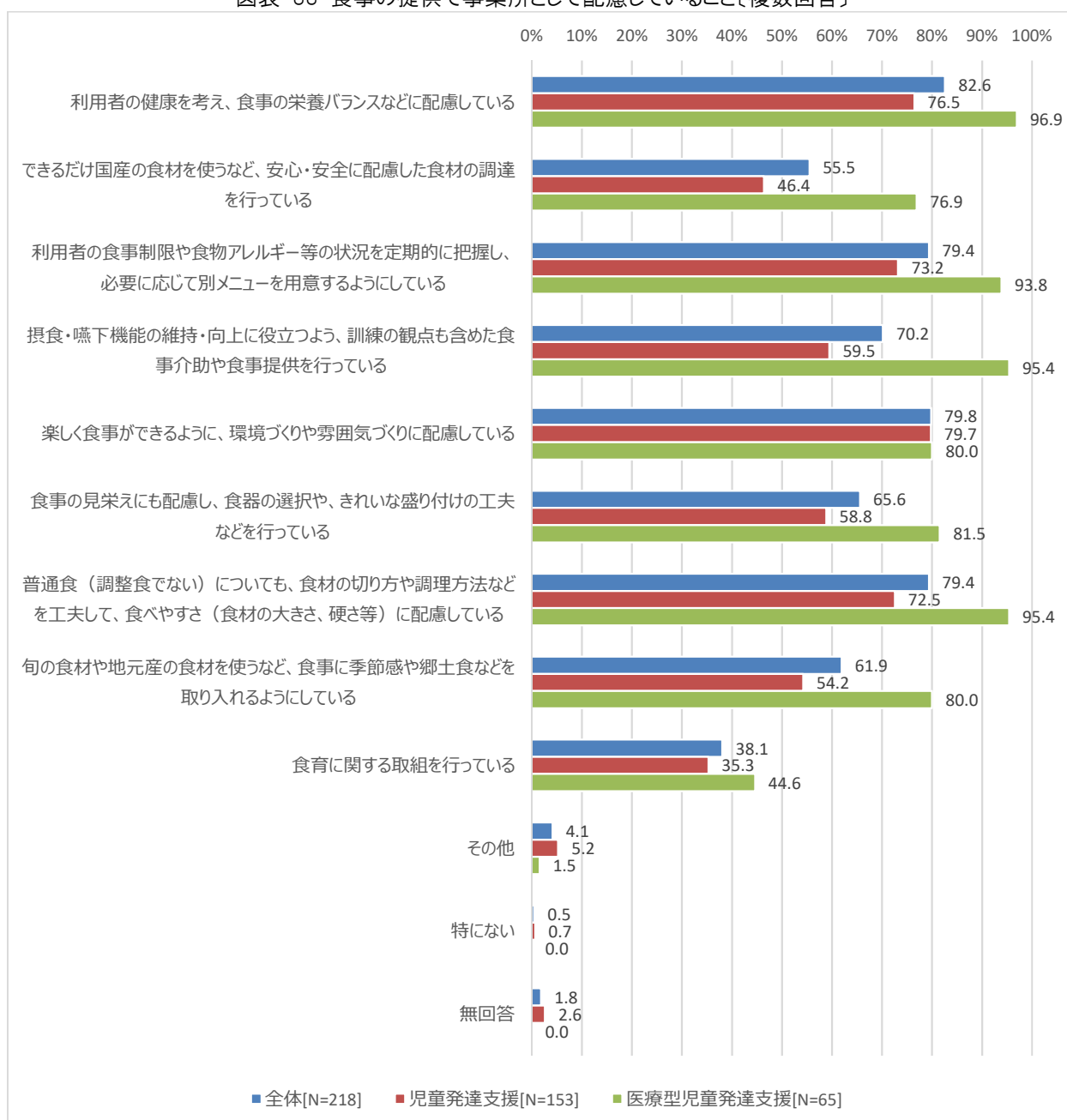
図表 87 調整食の提供方法



食事の提供で事業所として配慮していること

「利用者の健康を考え、食事の栄養バランスなどに配慮している」が82.6%、「楽しく食事ができるように、環境づくりや雰囲気づくりに配慮している」が79.8%、「利用者の食事制限や食物アレルギー等の状況を定期的に把握し、必要に応じて別メニューを用意するようにしている」「普通食（調整食でない）についても、食材の切り方や調理方法などを工夫して、食べやすさ（食材の大きさ、硬さ等）に配慮している」がいずれも79.4%、「摂食・嚥下機能の維持・向上に役立つよう、訓練の観点も含めた食事介助や食事提供を行っている」が70.2%等となっている。

図表 88 食事の提供で事業所として配慮していること〔複数回答〕



食事の提供で事業所として配慮していることとして、「食育に関する取組を行っている」と回答した事業所に、その内容を自由記入で聞いたところ、95件の回答があった。事業所で利用者と野菜などを育てたり、収穫した食材を使った調理実習など、体験型の食育を行っているという回答が多い。また、食育に関する保護者への情報提供や、食育関連の保護者向け研修などの回答も多くなっている。

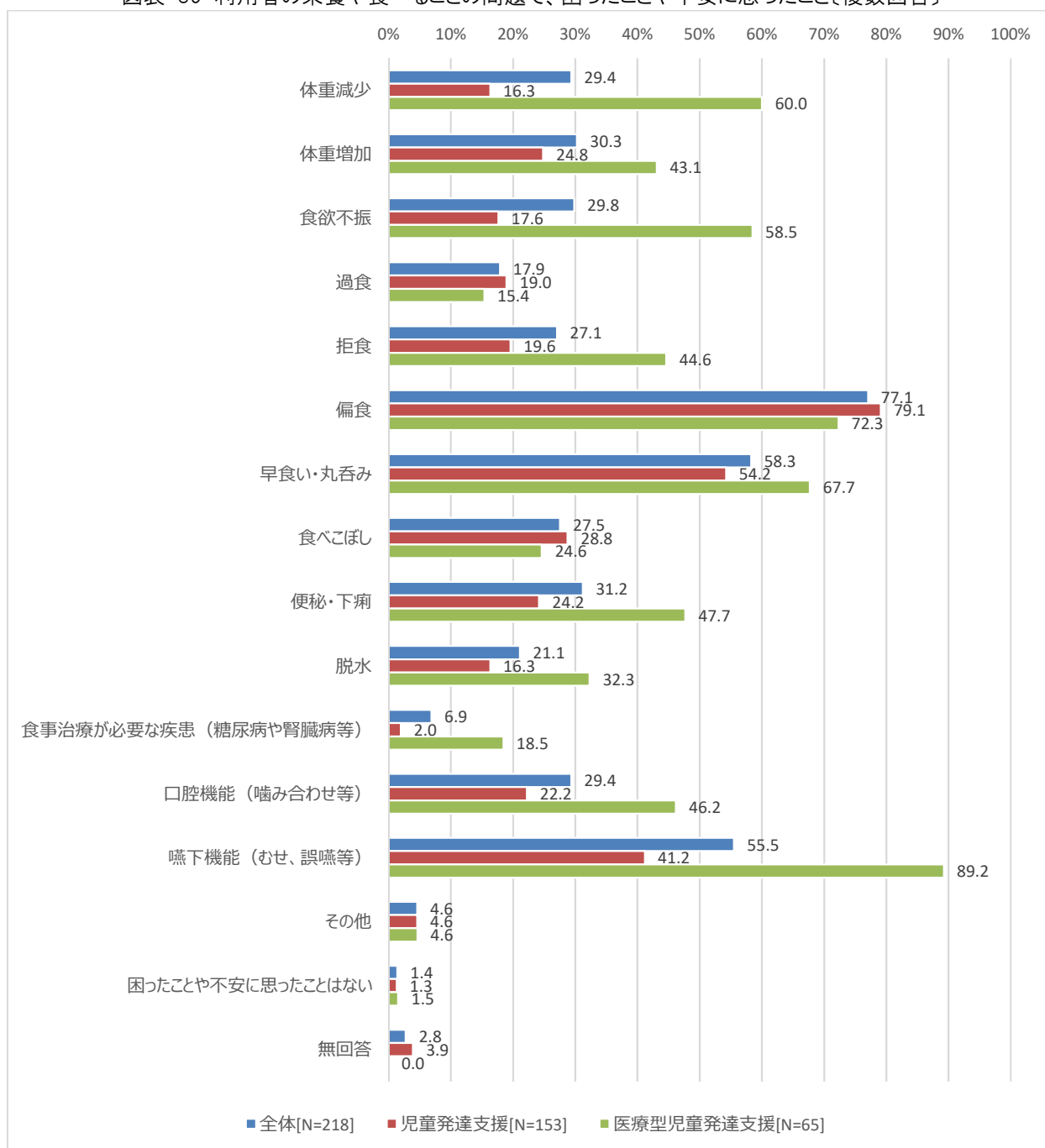
(主な意見)

- ・バケツで稲を育て収穫、食べるまでを体験する。畑作業、生の果物でジュース作り、手作りおやつ・クッキング体験、お買い物、お手伝い等。
- ・毎月、おやつ作りを実施し食育に繋がっています。その他、プランターでトマトや芋などの野菜を育てています。
- ・季節の野菜を使い、簡単な調理をして食べる等の活動を行い、材料とどんな物ができるかを体験できる機会にしている。
- ・献立表に食育に関連した記事を載せている。
- ・保護者会で、栄養士から食育についての説明を行っている。児童と共に野菜の栽培に取り組んでいる。
- ・野菜を栽培するなど、食に関心を持てるように配慮している。また、収穫した野菜を調理するなど食育の取り組みを行っている。
- ・畑での野菜作り、収穫した物を使ってのクッキング保育。
- ・月に1回、事業所内で調理実習を行っている。芋掘りを行ない、掘ったお芋でおやつ作りをしている。
- ・食に関する絵本を療育に取り入れる。必要時、個々に合わせた食事形態（アレルギーを含む）の相談に応じる。親子クッキングを実施し、食への関心を広げる。
- ・保育のクッキングで児童が保育士と食材に触れながら料理をし食べる体験をする。
- ・園で児童と育てた野菜を使って調理に使用したり、クッキングを行っている。
- ・保護者を対象とし、こどもの食事について食育研修を行っている。
- ・毎月の「給食だより」で、食物と栄養の関係を子どもや家庭に伝えている。
- ・野菜の栽培、収穫した野菜は給食で提供。
- ・栄養便りを発行している。クッキング保育で食への関心を高めている。
- ・園庭でとれた野菜を使ったクッキング等の活動をし、季節を五感で体験できるようにしている。保護者向け食形態調理法の研修等を実施している。
- ・重度の児童が多いので、食材に触れる、臭いをかぐ、混ぜる等を通じて、食べ物に興味を持ち、雰囲気を楽しむことができるよう取組を行っている。 など

利用者の栄養や食べることで、困ったことや不安に思ったこと

「偏食」が77.1%、「早食い・丸呑み」が58.3%、「嚥下機能（むせ、誤嚥等）」が55.5%等となっている。

図表 89 利用者の栄養や食べることで、困ったことや不安に思ったこと〔複数回答〕



食事の提供についての考え方や方針等

事業所における食事の提供についての考え方や方針等を自由記入で聞いたところ、151件の回答があった。利用者一人ひとりの状態に合わせた食事提供、楽しい食事、安全な食事などに心がけるという回答や、偏食への対応、摂食・嚥下機能の維持向上などを挙げる回答が多くなっている。

(主な意見)

- ・利用する個々の状態にあわせた食事の提供を実施しています。事業所内で調理し提供することにより、食べることの大切さが自然と身につくよう、食育を通した心と身体の成長へと繋がるようにサービス提供しています。
- ・児童発達支援における重要な支援内容として位置づけている。園児個々の状況に応じて、離乳食、刻み食、アレルギー対応等、特別な食事形態に対応し、摂食や嚥下、食事に関する日常生活動作の獲得に向け、取り組んでいる。
- ・発達に合せて常食へと移行できるように栄養士、作業療法士らと連携をとりながら支援している。栄養摂取のみを目的にするのではなく、摂食、嚥下機能の維持、向上を目指している。
- ・幼児向けの献立を検討し、食べやすさや味つけに配慮している。
- ・発達障害の児童が多く、「～しか食べない」という偏食の子が多いため、保護者と相談しながら少しでも食べられるものを増やすことができるようにあの手この手で指導しています。また、食事の時間を意識したり着席すること、食器を使って食べることなども指導しています。
- ・生活のリズムを形成する時期にあたる幼児が通う当園においては、食事に関しても重要な支援の1つとして位置付けています。栄養士、児童指導員、看護師等、各職種が日々の情報交換や定例の給食委員会において連携し、子ども一人ひとりの特性に応じた食事支援を行うとともに、家庭からの相談に応じたりアドバイスを言ったりしています。
- ・美味しい給食のため、可能な限り地元食材を使用し、手作りを心がけた季節感のある献立を作る。
- ・利用者が食べることに興味を広げ、食べる楽しさ、いろいろなものを食べるうれしさを一緒に食べる人たちと感じられるよう、旬の素材を利用しながら、様々なメニューを取り入れ、豊かな給食づくりを進める。家庭とともに食生活を考える機会を作る。
- ・個別の摂食嚥下機能に応じて、食形態・食事姿勢・食事の介助方法を保育士と共に検討していく。成長・発達に応じて、各々を変更するための再評価を行う。
- ・食育、栄養バランスに考慮しながら個々にあわせた安全な給食を提供する。特に幼児期の食物アレルギーに関しては年々複雑になる可能性もあり、給食全体としてリスク低減を図り、給食業務を標準化させる。様々な嚥下機能に合わせて安全な食形態を提供し、随時、保育士やSTと情報を共有する。
- ・児童の嚥下機能を把握し、個々の状況に適した形態食を提供する。栄養バランスに配慮し、健康増進を図り、摂食や嚥下機能の向上を目指していく。
- ・就学前児童を対象とするため、バランスの良い園児一人ひとりの成長発達に応じた栄養摂取を基本とし、発達、嗜好、摂食機能が多様なため、個々への細かな対応をし、個々の身体づくり、食の幅を広げ、今後の日常生活を豊かにするため、楽しい食事場面の経験の積み重ねを大切にしている。 など

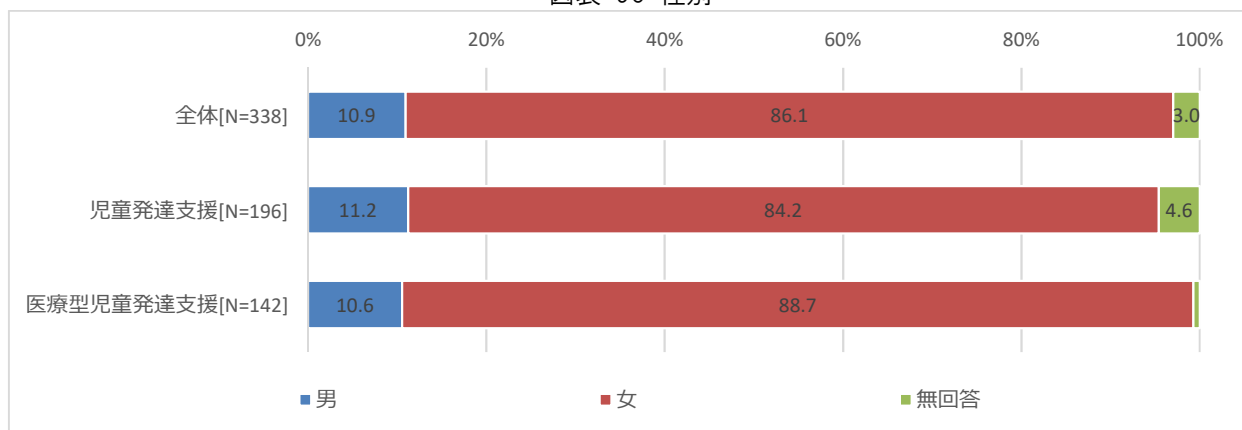
④食事の提供に係る職員の状況について

食事提供に係る職員の状況

(性別)

「女」が86.1%、「男」が10.9%となっている。

図表 90 性別



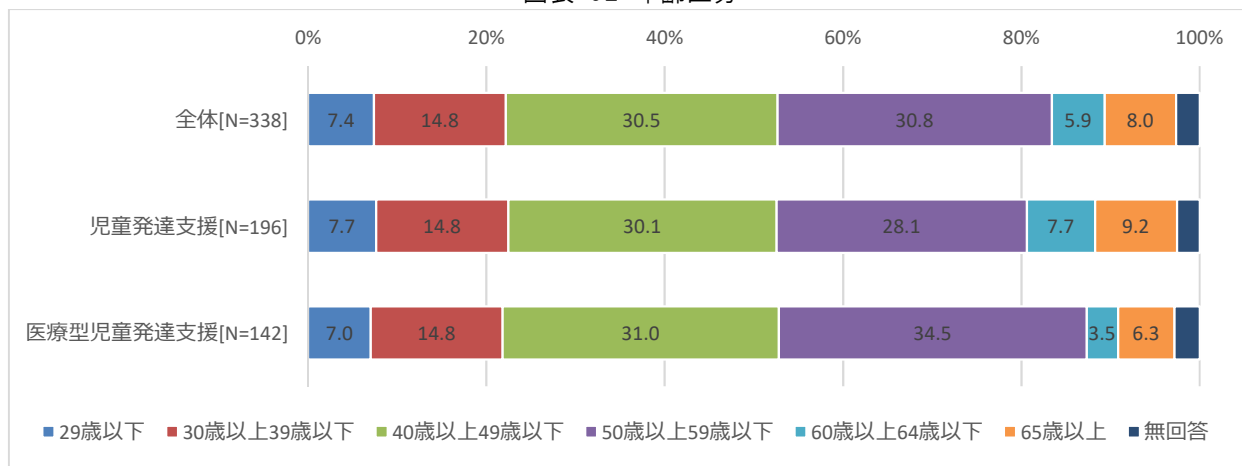
(年齢(平成30年9月末日時点))

平均年齢は47.6歳となっている。年齢区分で見ると、「50歳以上59歳以下」が30.8%、「40歳以上49歳以下」が30.5%等となっている。

図表 91 年齢(平成30年9月末日時点)

平均値		全体[N=329]	児童発達支援[N=191]	医療型児童発達支援[N=138]
年齢	歳	47.6	47.8	47.4

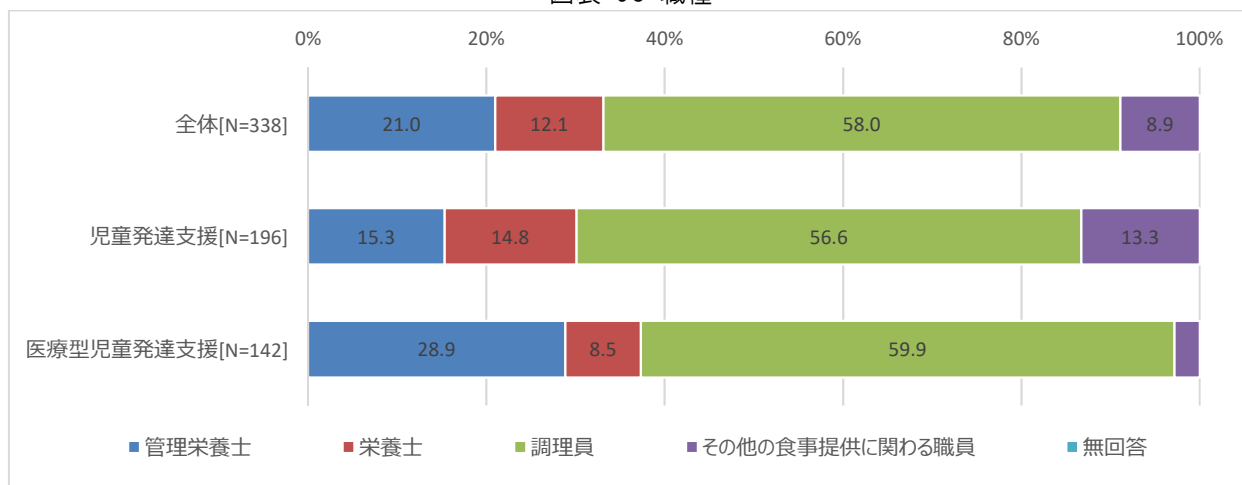
図表 92 年齢区分



(職種)

「調理員」が58.0%、「管理栄養士」が21.0%、「栄養士」が12.1%、「その他の食事提供に関わる職員」が8.9%となっている。

図表 93 職種



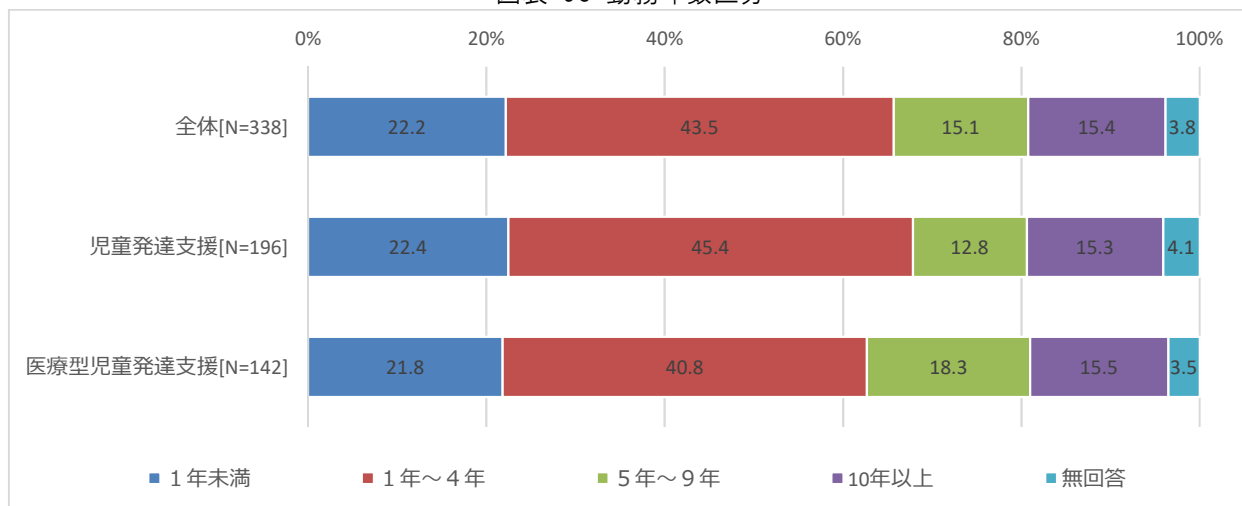
(勤務年月（対象事業所に配属されてから、平成30年9月までの年月））

勤務年月は平均で5.2年となっている。勤務年数区分で見ると、「1年～4年」が43.5%、「1年未満」が22.2%、「10年以上」が15.4%、「5年～9年」が15.1%となっている。

図表 94 勤務年月（対象事業所に配属されてから、平成30年9月までの年月）

平均値		全体[N=325]	児童発達支援[N=188]	医療型児童発達支援[N=137]
勤務年月	年	5.2	5.2	5.0

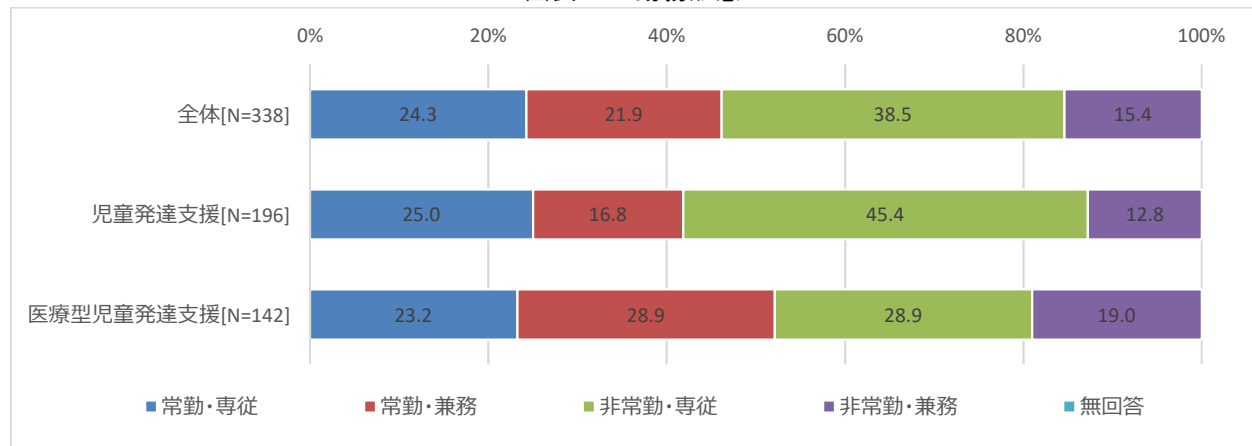
図表 95 勤務年数区分



（勤務形態）

「非常勤・専従」が38.5%、「常勤・専従」が24.3%、「常勤・兼務」が21.9%、「非常勤・兼務」が15.4%となっている。

図表 96 勤務形態



（実労働日数（平成30年9月の勤務日数））

実労働日数は平均で16.3日となっている。

図表 97 実労働日数（平成30年9月の勤務日数）

平均値		全体[N=284]	児童発達支援[N=172]	医療型児童発達支援[N=112]
実労働日数	日	16.3	16.6	15.9

（実労働時間（平成30年9月の勤務時間総数））

実労働時間は平均で107.8時間となっている。うち、食事の提供に関する業務時間は平均で84.9時間となっている。

図表 98 実労働時間（平成30年9月の勤務時間総数）

平均値		全体[N=284]	児童発達支援[N=172]	医療型児童発達支援[N=112]
実労働時間	時間	107.8	105.3	111.7
うち、食事の提供に関する業務時間	時間	84.9	87.7	80.6

（月額給与（基本給＋手当＋一時金半年分の1/6））

月額給与は平均で268,035円となっている。

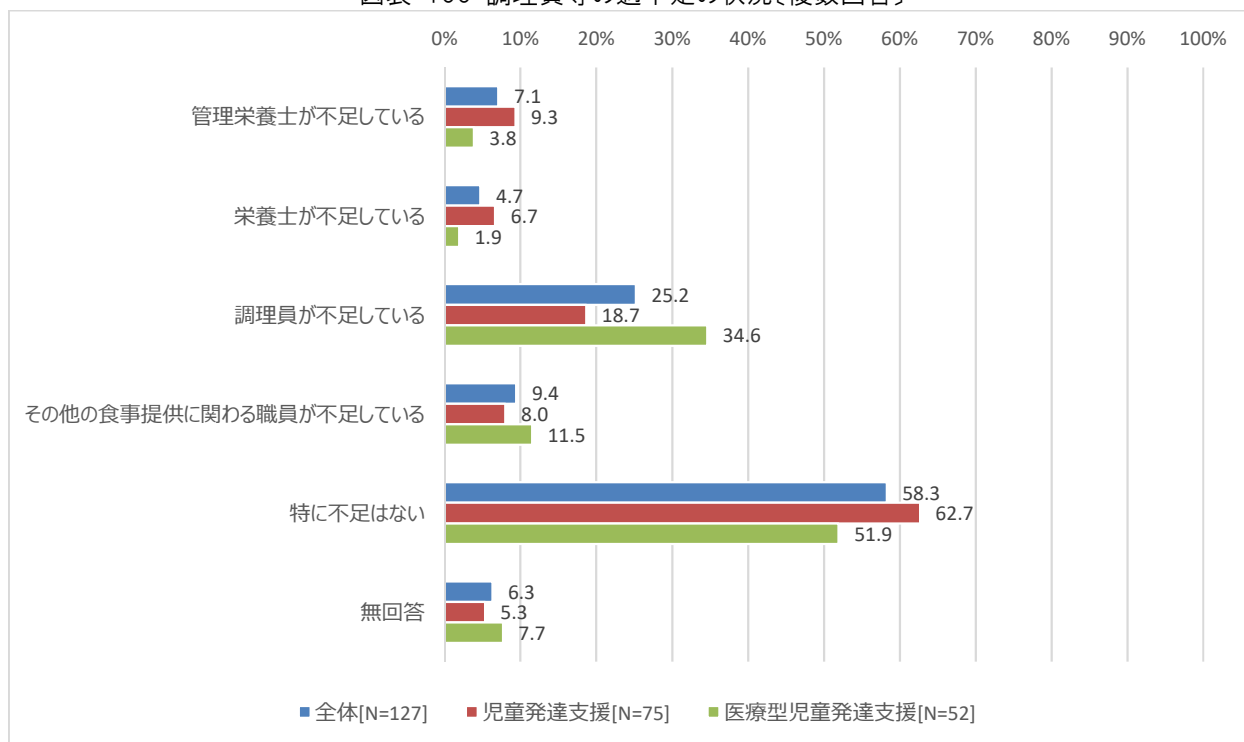
図表 99 換算月額給与

平均値		全体[N=265]	児童発達支援[N=168]	医療型児童発達支援[N=97]
月額給与	円	268,035	238,989	318,340

調理員等の過不足の状況

「特に不足はない」が58.3%、「調理員が不足している」が25.2%、「その他の食事提供に関わる職員が不足している」が9.4%、「管理栄養士が不足している」が7.1%、「無回答」が6.3%、「栄養士が不足している」が4.7%となっている。

図表 100 調理員等の過不足の状況〔複数回答〕



⑤食費の状況について

平成30年9月分の食費徴収人数・徴収額総額

食費徴収人数・徴収額総額について、1事業所平均で、「一般所得者（食事提供加算の対象外の者）」では、食費の徴収人数3.6人、食費の徴収額（総額）10,146.8円となっている。「中間所得者（食事提供加算（Ⅰ）の対象者）」では、食費の徴収人数23.3人、食費の徴収額（総額）47,663.1円となっている。「低所得者等（食事提供加算（Ⅱ）の対象者）」では、食費の徴収人数3.6人、食費の徴収額（総額）5,522.6円となっている。

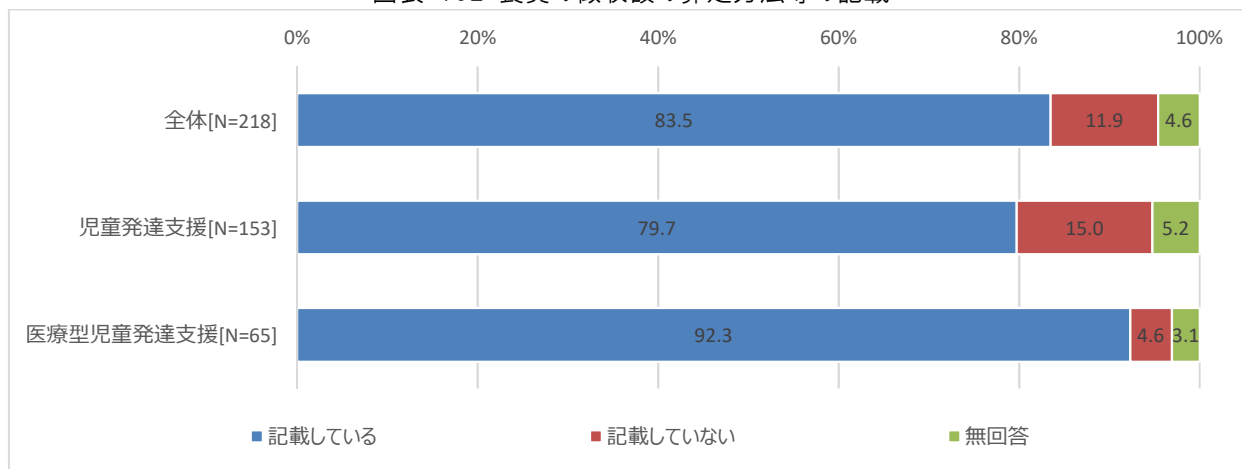
図表 101 平成30年9月分の食費徴収人数・徴収額総額

平均値			全体[N=88]	児童発達支援[N=55]	医療型児童発達支援[N=33]
①一般所得者（食事提供加算の対象外の者）	食費の徴収人数	人	3.6	4.2	2.8
	食費の徴収額（総額）	円	10,146.8	11,463.6	7,952.2
②中間所得者（食事提供加算（Ⅰ）の対象者）	食費の徴収人数	人	23.3	29.5	17.7
	食費の徴収額（総額）	円	47,663.1	72,961.7	24,751.2
③低所得者等（食事提供加算（Ⅱ）の対象者）	食費の徴収人数	人	3.6	3.9	3.2
	食費の徴収額（総額）	円	5,522.6	7,434.2	3,117.7
④その他	食費の徴収人数	人	9.7	9.7	0.0
	食費の徴収額（総額）	円	18,466.2	18,466.2	0.0

食費の徴収額の算定方法等の記載

「記載している」が83.5%、「記載していない」が11.9%となっている。

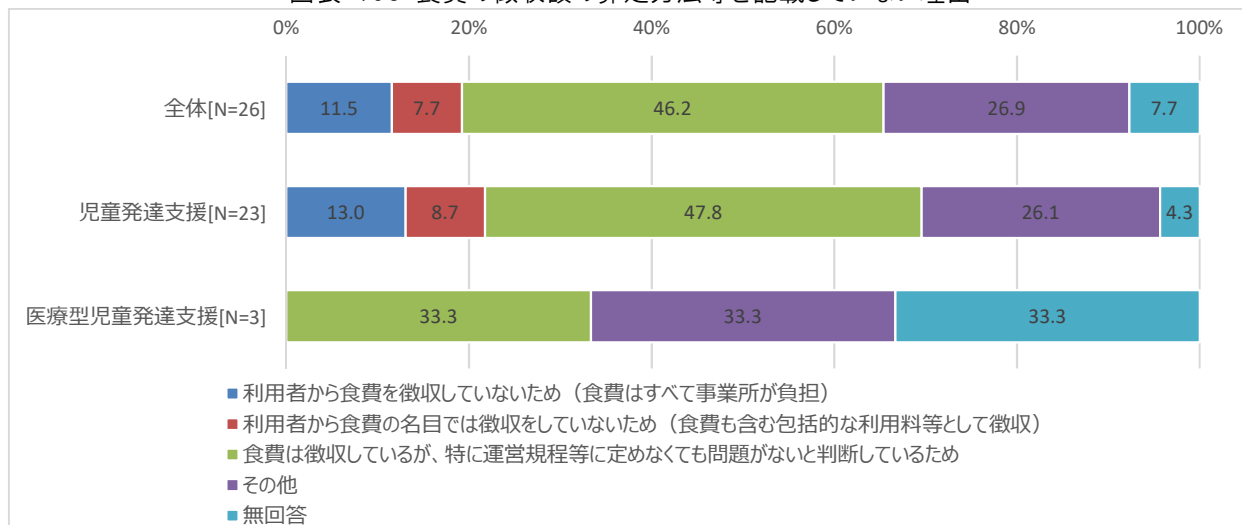
図表 102 食費の徴収額の算定方法等の記載



食費の徴収額の算定方法等を記載していない理由

食費の徴収額の算定方法等を記載していないと回答したところに、その理由を聞いたところ、「食費は徴収しているが、特に運営規程等に定めなくても問題がないと判断しているため」が46.2%、「利用者から食費を徴収していないため（食費はすべて事業所が負担）」が11.5%等となっている。

図表 103 食費の徴収額の算定方法等を記載していない理由



平成30年9月分の利用者1人あたり食費算定負担額

利用者1人あたり食費算定負担額については、1事業所平均で、「一般所得者（食事提供加算の対象外の者）」では食費の負担額408.9円、うち食材費277.3円、うち人件費131.7円となっている。「中間所得者（食事提供加算（Ⅰ）の対象者）」では食費の負担額234.4円、うち食材費219.4円、うち人件費15.0円となっている。「低所得者等（食事提供加算（Ⅱ）の対象者）」では食費の負担額158.4円、うち食材費150.0円、うち人件費8.4円となっている。

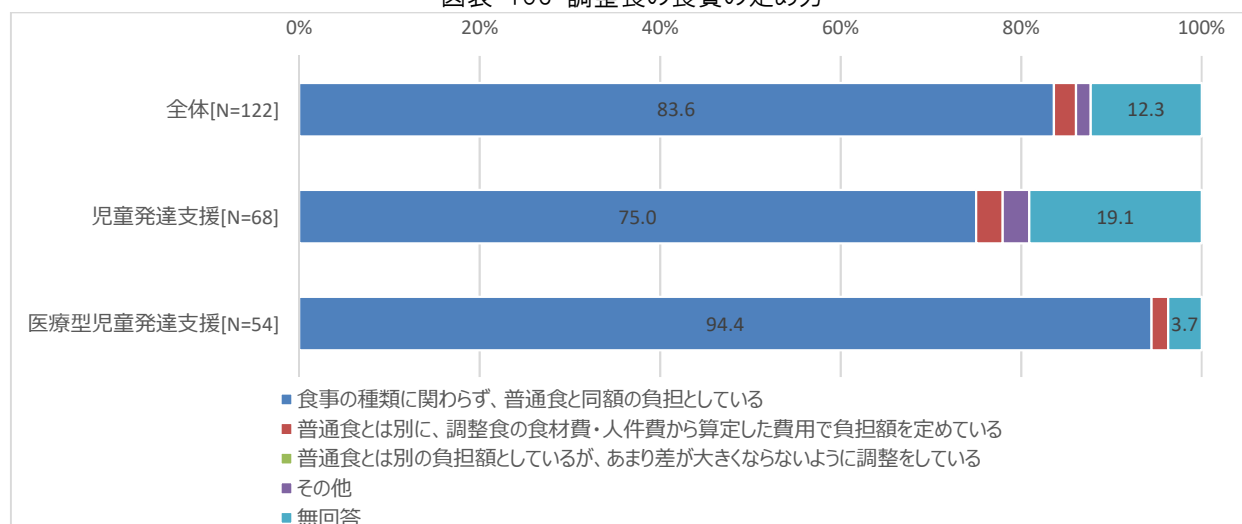
図表 104 平成30年9月分の利用者1人あたり食費算定負担額

平均値			全体[N=70]	児童発達支援[N=36]	医療型児童発達支援[N=34]
①一般所得者（食事提供加算の対象外の者）の1人あたり本人負担額	食費の負担額	円	408.9	377.2	442.6
	うち、食材費として	円	277.3	261.8	293.6
	うち、人件費として	円	131.7	115.3	149.0
②中間所得者（食事提供加算（Ⅰ）の対象者）の1人あたり本人負担額	食費の負担額	円	234.4	239.9	229.5
	うち、食材費として	円	219.4	225.7	213.8
	うち、人件費として	円	15.0	14.2	15.7
③低所得者等（食事提供加算（Ⅱ）の対象者）の1人あたり本人負担額	食費の負担額	円	158.4	180.3	130.3
	うち、食材費として	円	150.0	171.4	122.6
	うち、人件費として	円	8.4	8.9	7.7
④その他	食費の負担額	円	332.1	332.1	0.0
	うち、食材費として	円	292.0	292.0	0.0
	うち、人件費として	円	40.1	40.1	0.0

調整食の食費の定め方

調整食の食費の定め方については、「食事の種類に関わらず、普通食と同額の負担としている」が83.6%となっている。なお、普通食と別に負担額を定めている事業所は少なく、調整食の利用者1人あたり食費算定負担額については、回答は0だった。

図表 105 調整食の食費の定め方

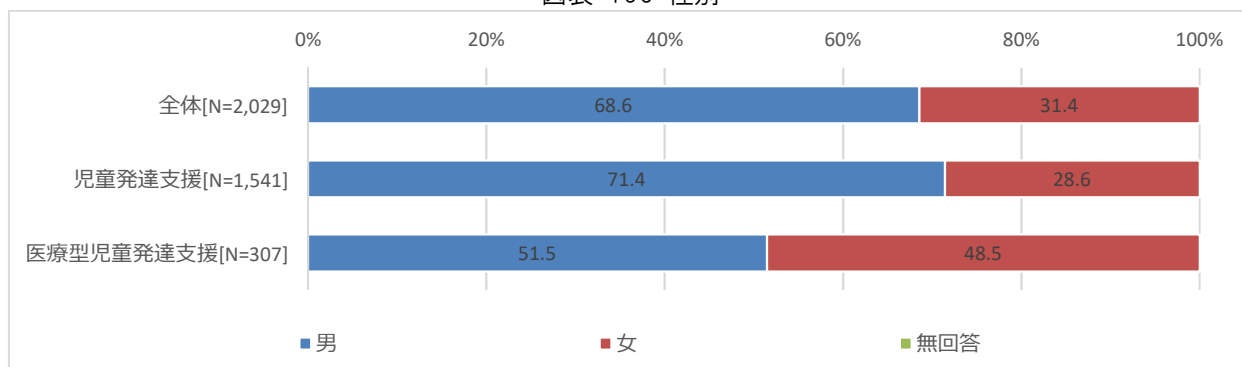


⑥利用者の状況について（利用者世帯票調査）

性別

「男」が68.6%、「女」が31.4%となっている。

図表 106 性別



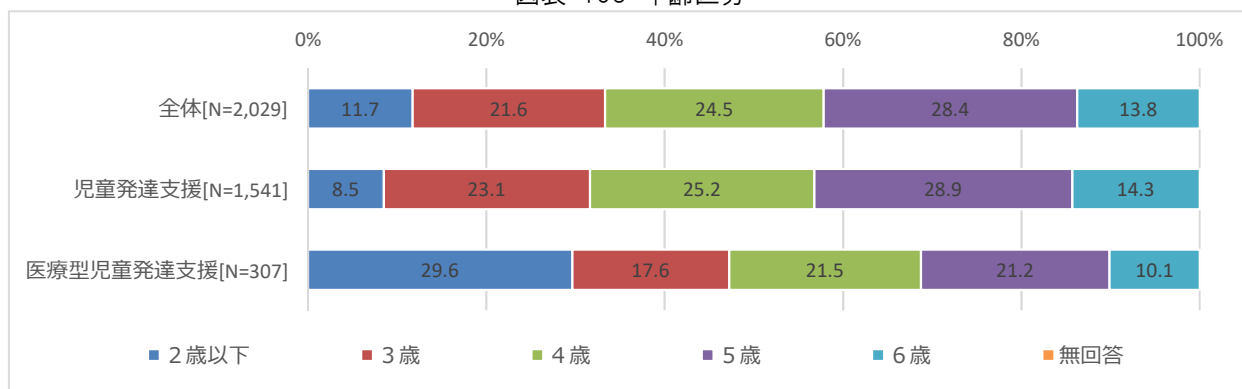
年齢

平均年齢は4.1歳となっている。年齢区分で見ると、「5歳」が28.4%、「4歳」が24.5%、「3歳」が21.6%、「6歳」が13.8%、「2歳以下」が11.7%となっている。

図表 107 年齢

平均値		全体[N=2,029]	児童発達支援[N=1,541]	医療型児童発達支援[N=307]
年齢	歳	4.1	4.2	3.6

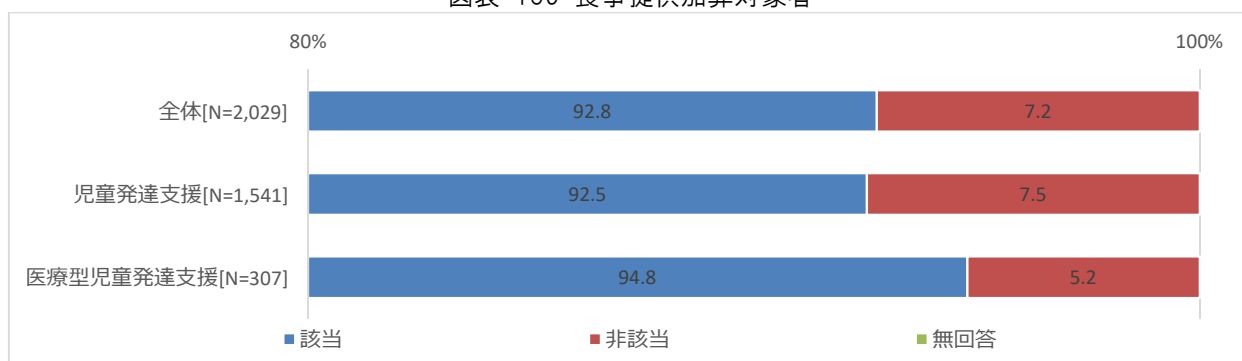
図表 108 年齢区分



食事提供加算対象者

「該当」が92.8%、「非該当」が7.2%となっている。

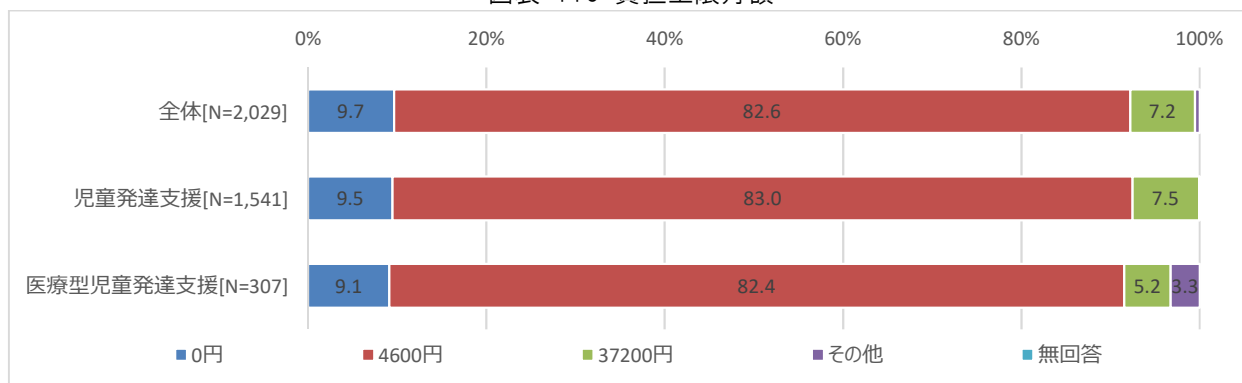
図表 109 食事提供加算対象者



負担上限月額

「4600円」が82.6%、「0円」が9.7%、「37200円」が7.2%となっている。なお、「その他」の場合の回答金額平均は4,901.4円である。

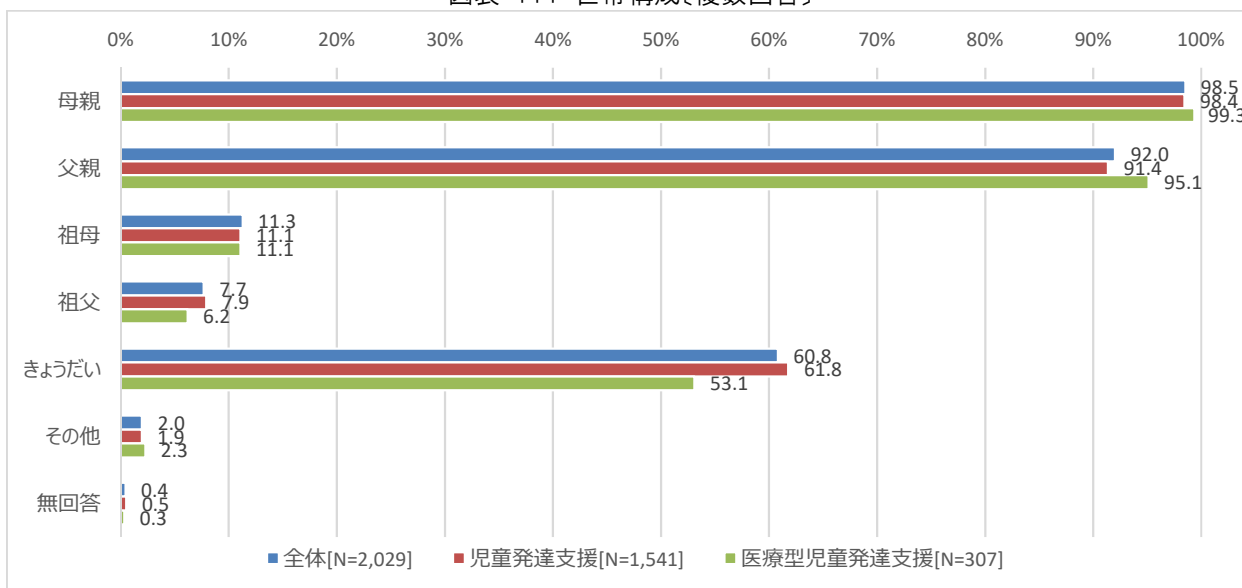
図表 110 負担上限月額



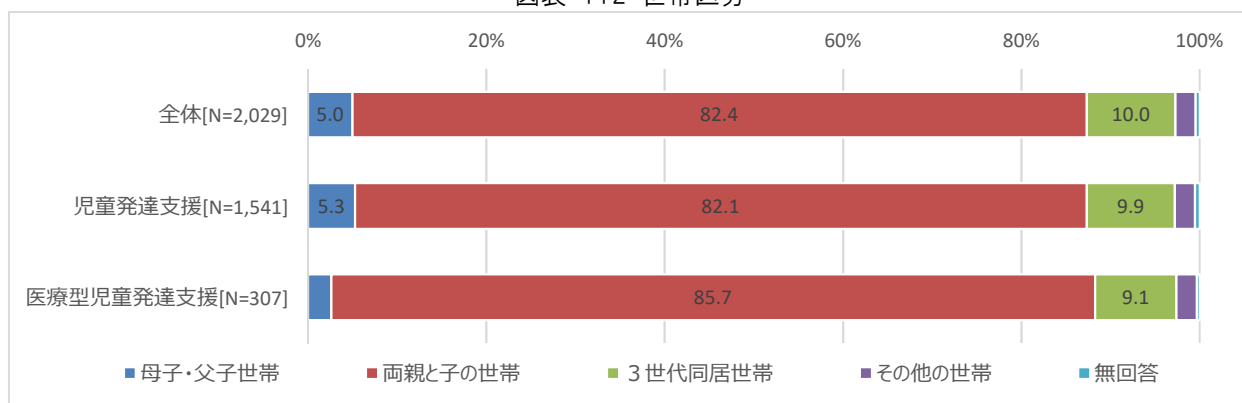
世帯構成

「母親」が98.5%、「父親」が92.0%、「きょうだい」が60.8%、「祖母」が11.3%、「祖父」が7.7%となっている。世帯区分とした場合は、「両親と子の世帯」が82.4%、「3世代同居世帯」が10.0%、「母子・父子世帯」が5.0%である。

図表 111 世帯構成〔複数回答〕



図表 112 世帯区分



きょうだい数（利用者本人除く）

きょうだい数（利用者本人除く）は平均で1.4人となっている。

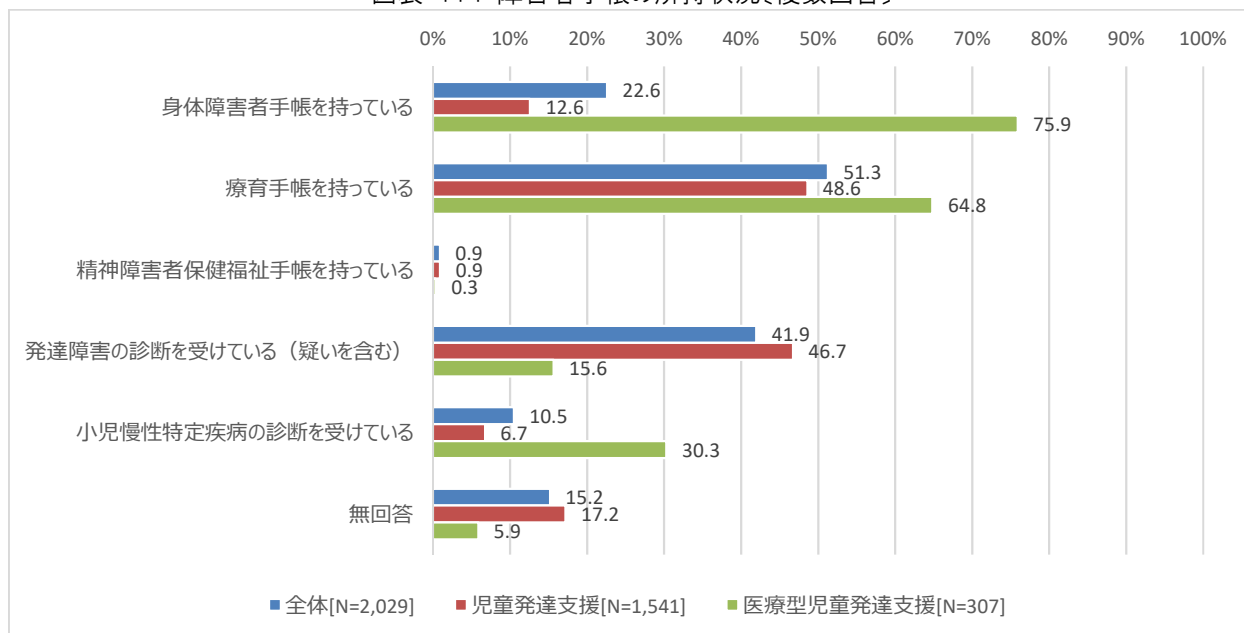
図表 113 きょうだい数(利用者本人除く)

平均値		全体[N=1,231]	児童発達支援[N=950]	医療型児童発達支援[N=162]
きょうだい数（利用者本人除く）	人	1.4	1.3	1.4

障害者手帳の所持状況

「療育手帳を持っている」が51.3%、「発達障害の診断を受けている（疑いを含む）」が41.9%、「身体障害者手帳を持っている」が22.6%等となっている。

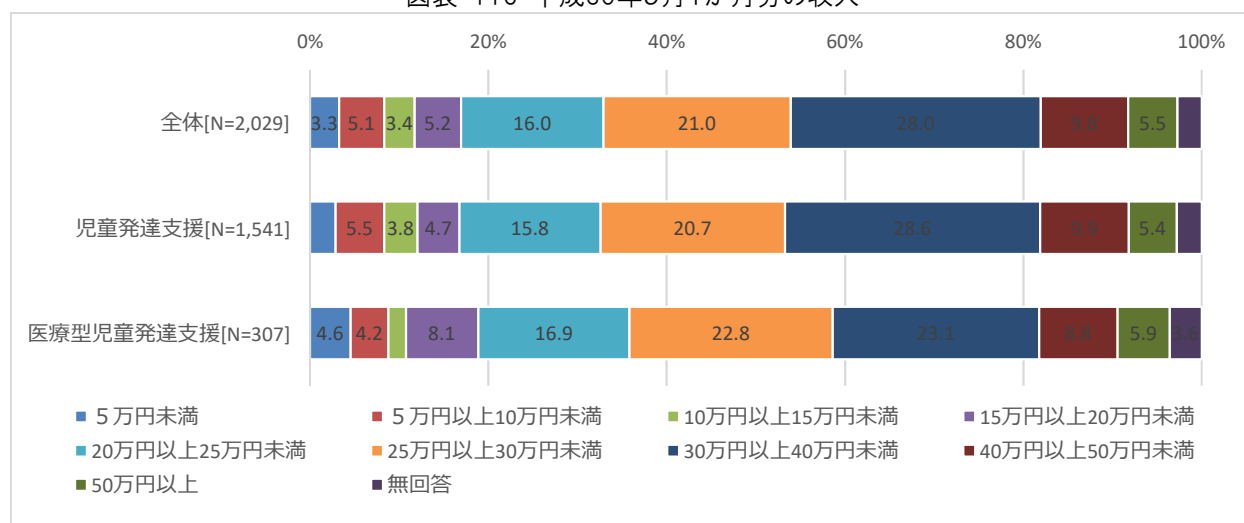
図表 114 障害者手帳の所持状況〔複数回答〕



平成30年9月1か月分の収入

「30万円以上40万円未満」が28.0%、「25万円以上30万円未満」が21.0%、「20万円以上25万円未満」が16.0%等となっている。なお、収入50万円以上の場合の回答金額平均は66.9万円である。

図表 115 平成30年9月1か月分の収入



平成30年9月1か月分の食費

1か月の食費は平均で56,117.1円となっている。そのうち、通所先の事業所に支払っている食費（給食費）は平均で1,254.2円、通所先の事業所に支払っている食費（おやつ代など給食費以外）は平均で139.1円となっている。

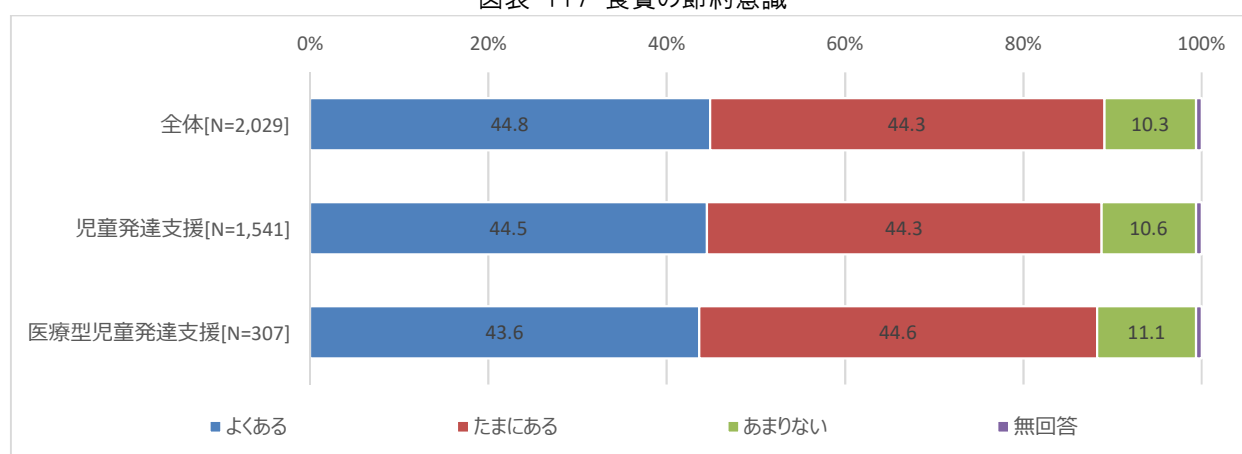
図表 116 平成30年9月1か月分の食費

平均値		全体[N=1,598]	児童発達支援[N=1,204]	医療型児童発達支援[N=247]
1か月の食費	円	56,117	56,223	56,210
そのうち、通所先の事業所に支払っている食費（給食費）	円	1,254	1,057	2,150
そのうち、通所先の事業所に支払っている食費（おやつ代など給食費以外）	円	139	157	69

食費の節約意識

「よくある」が44.8%、「たまにある」が44.3%、「あまりない」が10.3%となっている。

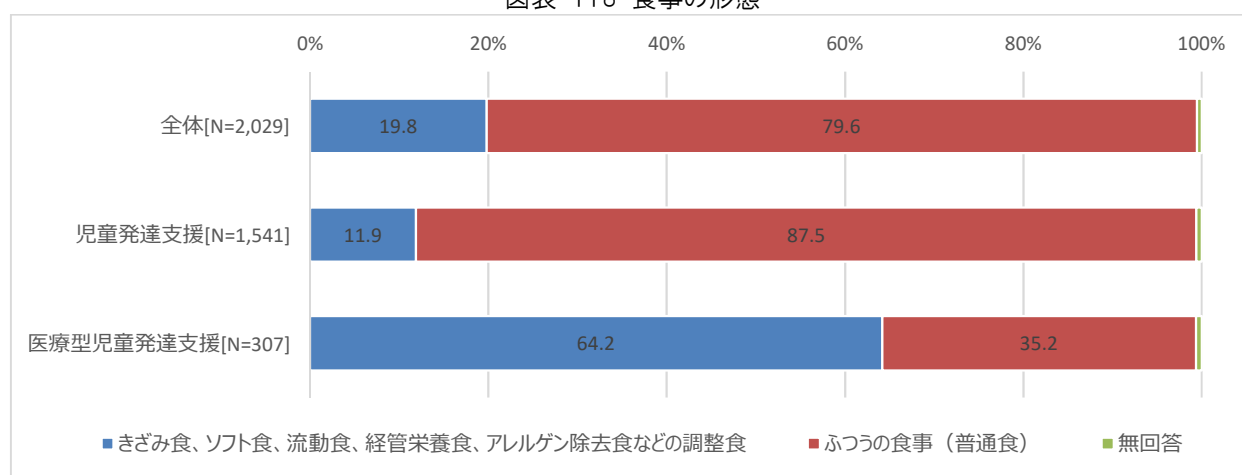
図表 117 食費の節約意識



食事の形態

「ふつうの食事（普通食）」が79.6%、「きざみ食、ソフト食、流動食、経管栄養食、アレルギー除去食などの調整食」が19.8%となっている。

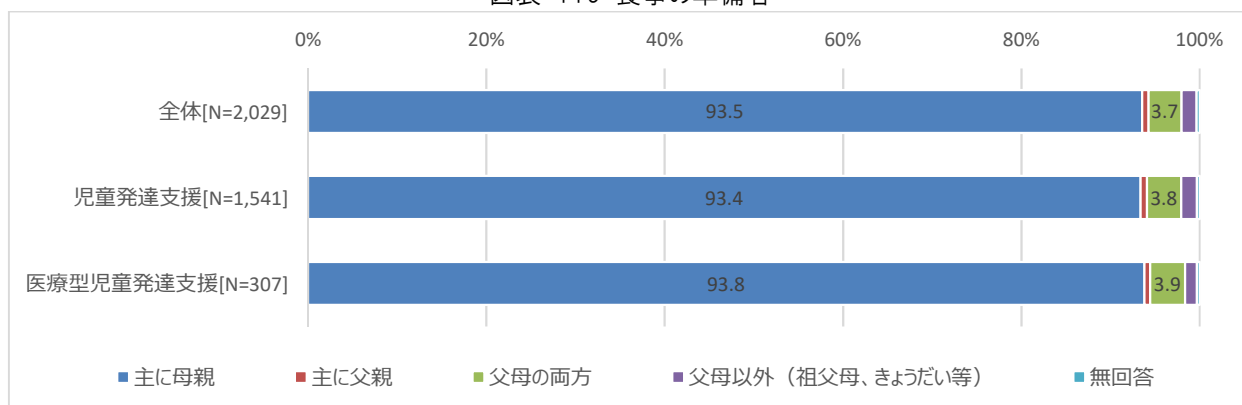
図表 118 食事の形態



食事の準備者

「主に母親」が93.5%となっている。

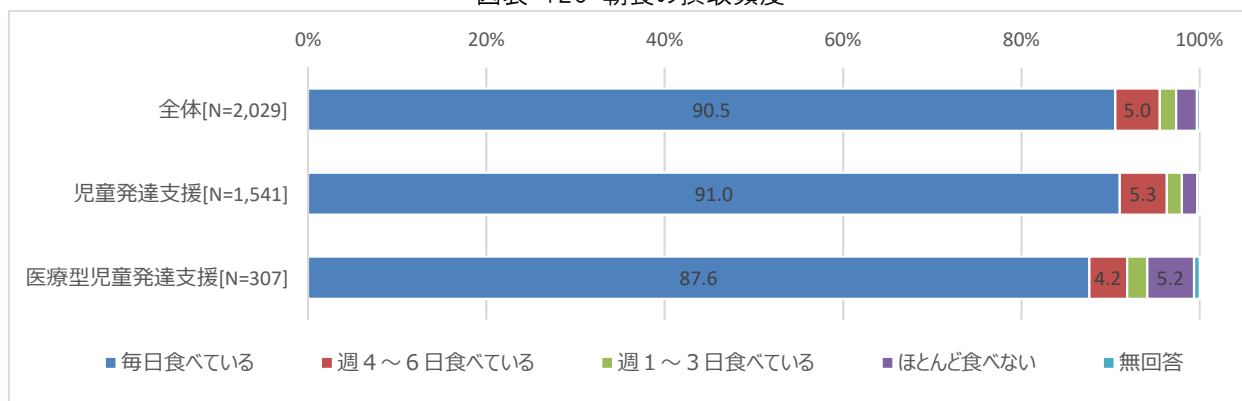
図表 119 食事の準備者



朝食の摂取頻度

「毎日食べている」が90.5%、「週4～6日食べている」が5.0%、「ほとんど食べない」が2.4%、「週1～3日食べている」が1.8%となっている。

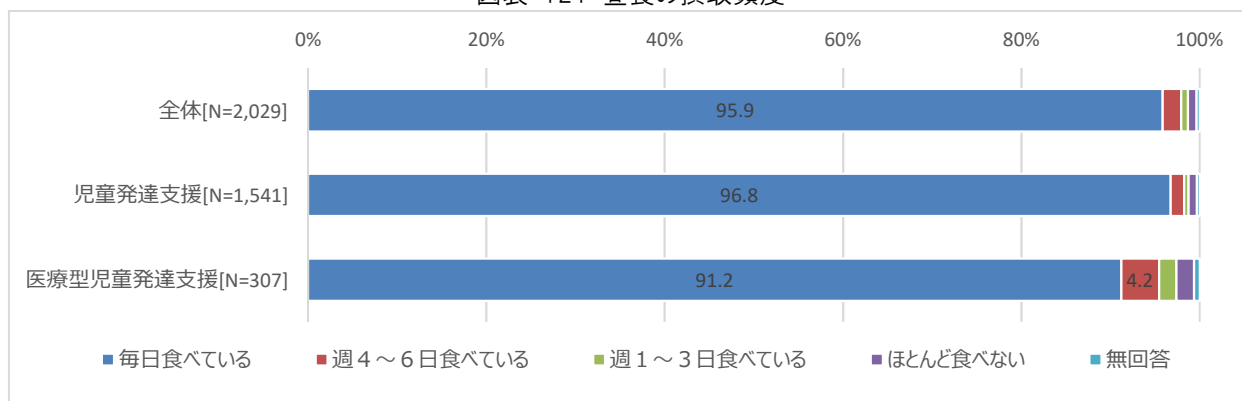
図表 120 朝食の摂取頻度



昼食の摂取頻度

「毎日食べている」が95.9%、「週4～6日食べている」が2.1%、「ほとんど食べない」が1.0%、「週1～3日食べている」が0.7%となっている。

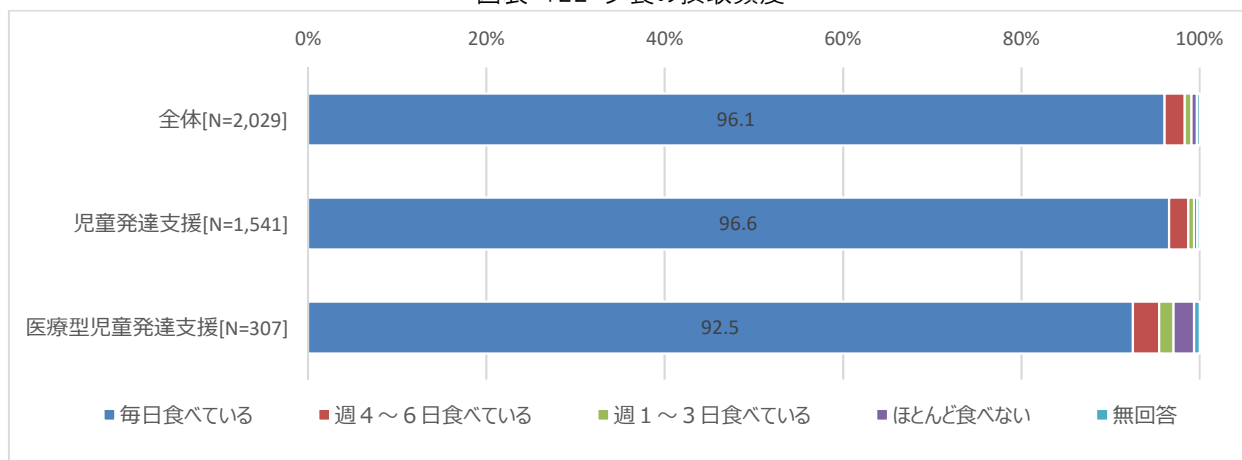
図表 121 昼食の摂取頻度



夕食の摂取頻度

「毎日食べている」が96.1%、「週4～6日食べている」が2.3%、「週1～3日食べている」が0.7%、「ほとんど食べない」が0.6%となっている。

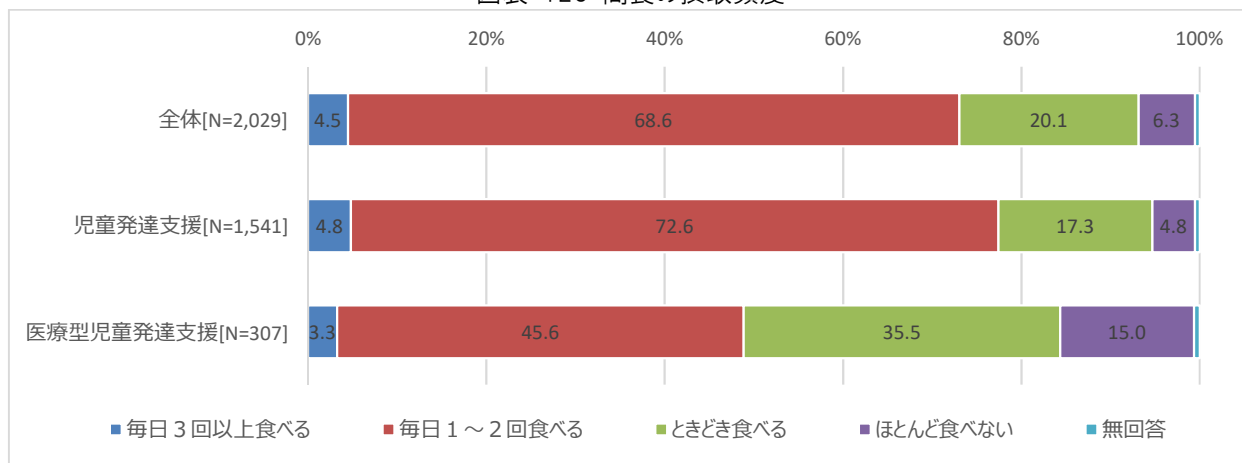
図表 122 夕食の摂取頻度



間食の摂取頻度

「毎日1～2回食べる」が68.6%、「ときどき食べる」が20.1%、「ほとんど食べない」が6.3%、「毎日3回以上食べる」が4.5%となっている。

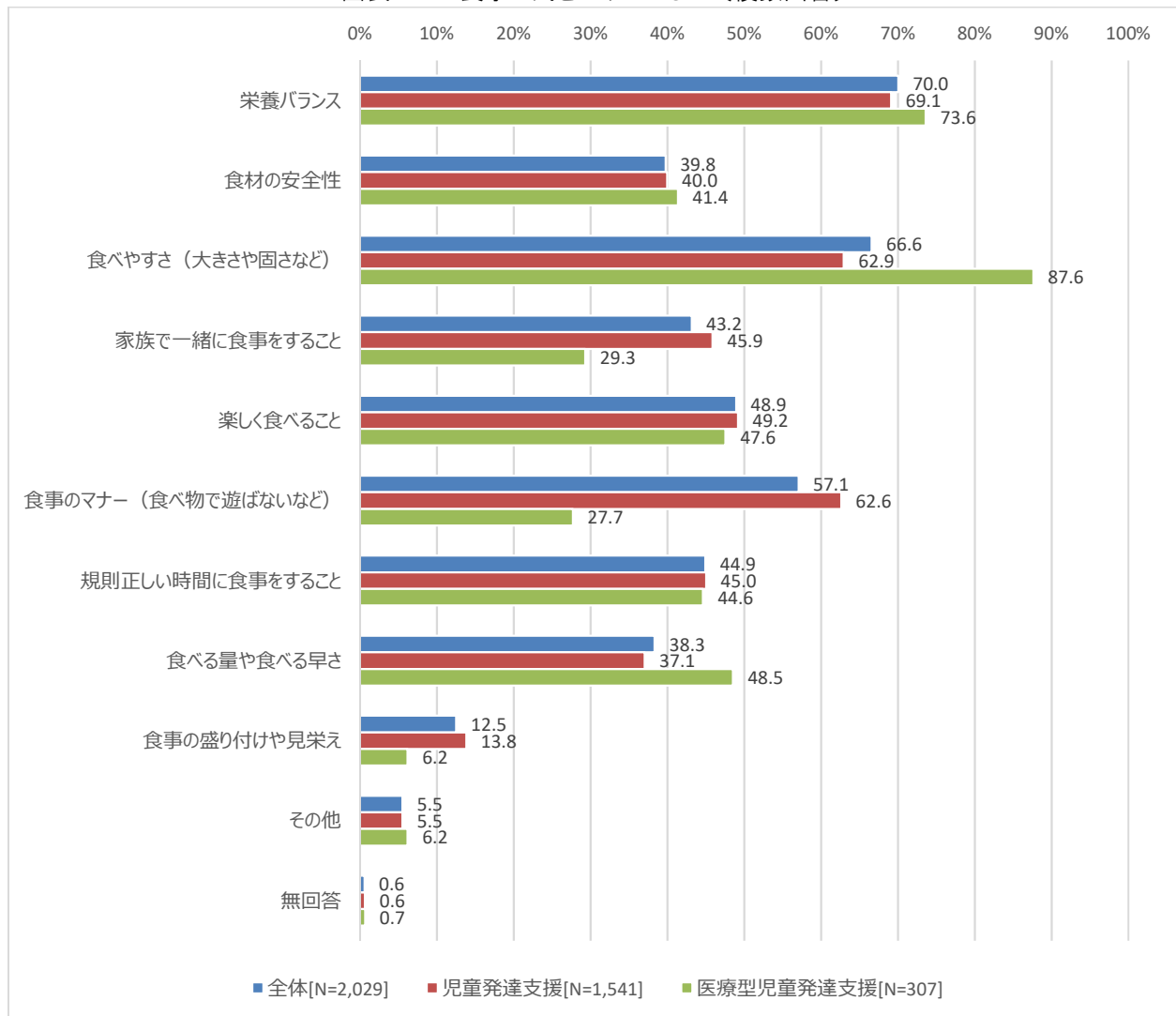
図表 123 間食の摂取頻度



食事で気をつけていること

「栄養バランス」が70.0%、「食べやすさ（大きさや固さなど）」が66.6%、「食事のマナー（食べ物で遊ばないなど）」が57.1%等となっている。

図表 124 食事で気をつけていること〔複数回答〕



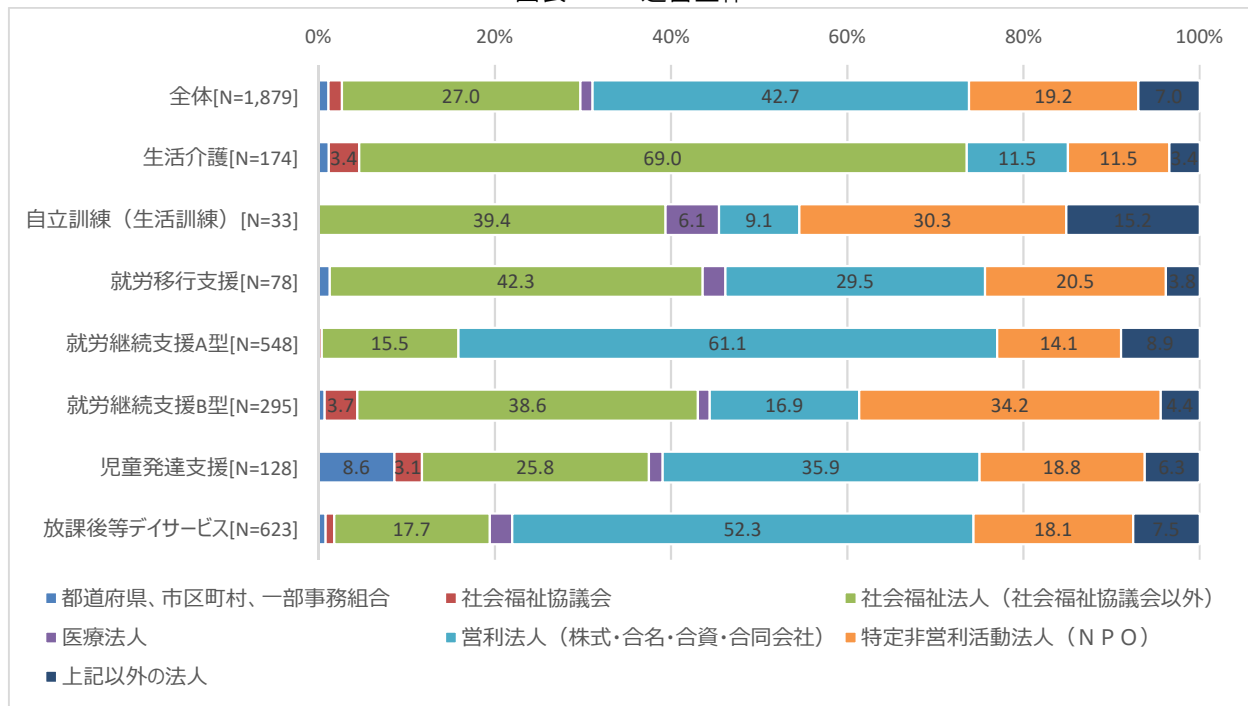
(4) 利用者の送迎に関する実態調査結果

①事業所について

運営主体

「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が42.7%、「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が27.0%、「特定非営利活動法人（NPO）」が19.2%等となっている。

図表 125 運営主体



定員・利用者数

定員は平均で17.0人となっている。平成30年9月の利用者数は平均で実人数21.4人、延べ人数266.4人となっている。

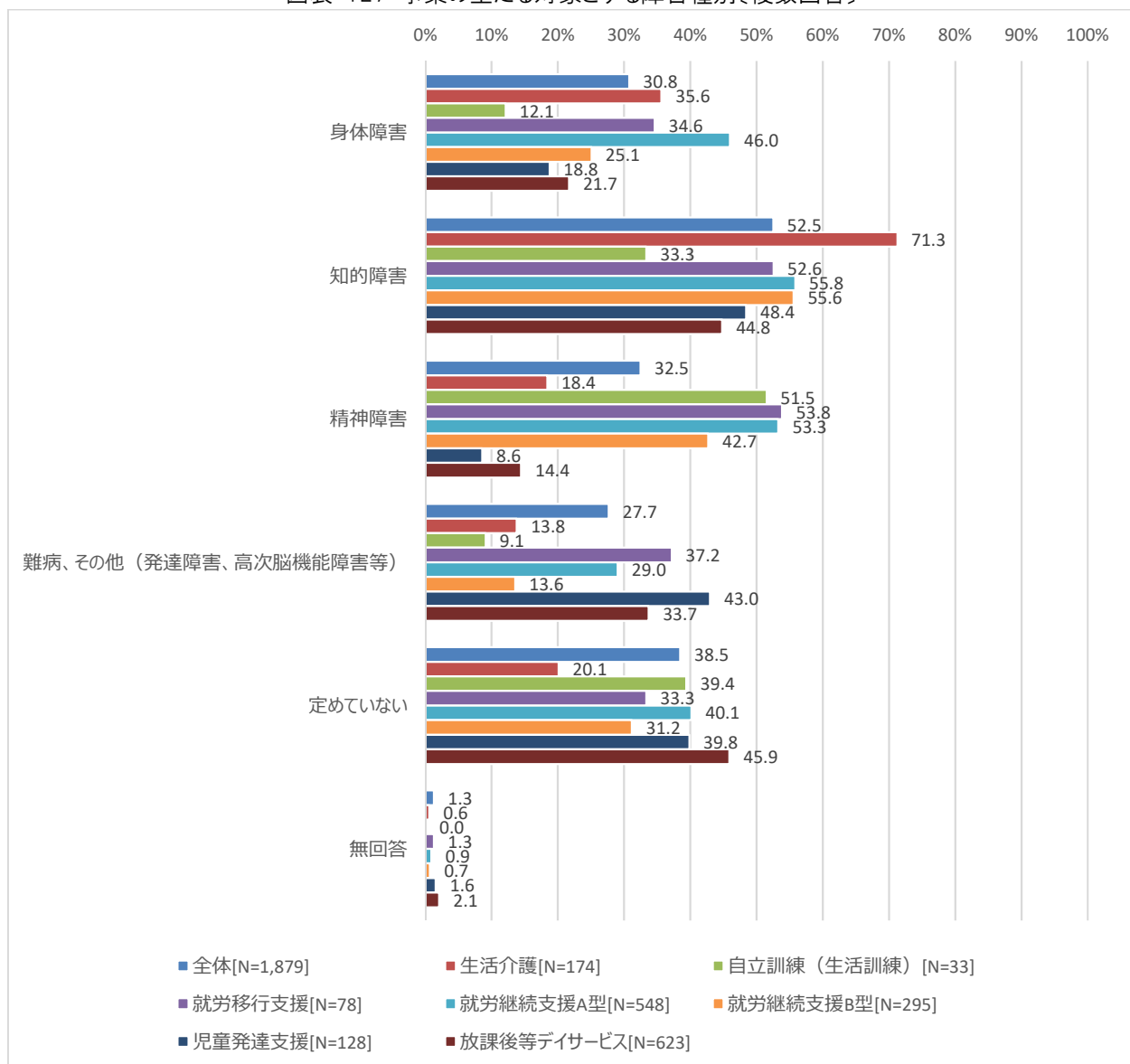
図表 126 定員・利用者数

平均値		全体 [N=1,613]	生活介護 [N=156]	自立訓練 (生活訓練) [N=31]	就労移行支 援[N=74]	就労継続支 援A型 [N=488]	就労継続支 援B型 [N=262]	児童発達支 援[N=95]	放課後等デ イサービス [N=507]
定員	人	17.0	23.4	18.9	16.0	19.2	22.1	15.3	10.7
平成30年9月の利用者数 (実人数)	人	21.4	24.6	15.6	13.9	19.6	21.7	25.9	22.7
平成30年9月の利用者数 (延べ人数)	人	266.4	351.7	191.6	201.4	334.9	319.8	165.1	179.7

事業の主たる対象とする障害種別

「知的障害」が52.5%、「定めていない」が38.5%、「精神障害」が32.5%、「身体障害」が30.8%、「難病、その他（発達障害、高次脳機能障害等）」が27.7%となっている。

図表 127 事業の主たる対象とする障害種別〔複数回答〕



平成30年9月のサービス提供日数、サービス提供総時間数

平成30年9月のサービス提供日数（開所日数）は平均で21.5日となっている。サービス提供総時間数（開所総時間数）は平均で132.8時間となっている。

図表 128 平成30年9月のサービス提供日数、サービス提供総時間数

平均値		全体 [N=1,615]	生活介護 [N=154]	自立訓練(生 活訓練) [N=31]	就労移行支 援[N=71]	就労継続支 援A型 [N=427]	就労継続支 援B型 [N=250]	児童発達支 援[N=115]	放課後等デ イサービス [N=567]
平成30年9月のサービ ス提供日数（開所日数）	日	21.5	19.9	20.2	20.8	22.0	20.4	20.8	22.3
平成30年9月のサービ ス提供総時間数（開所 総時間数）	時間	132.8	132.1	120.3	126.9	140.7	129.0	139.6	128.7

調査対象サービスと同一所在地で実施しているサービス

「就労継続支援B型」が16.9%、「児童発達支援」が16.8%、「放課後等デイサービス」が16.0%、「生活介護」が10.6%等となっている。「無回答」（同一所在地で実施しているサービスなし）は38.4%である。

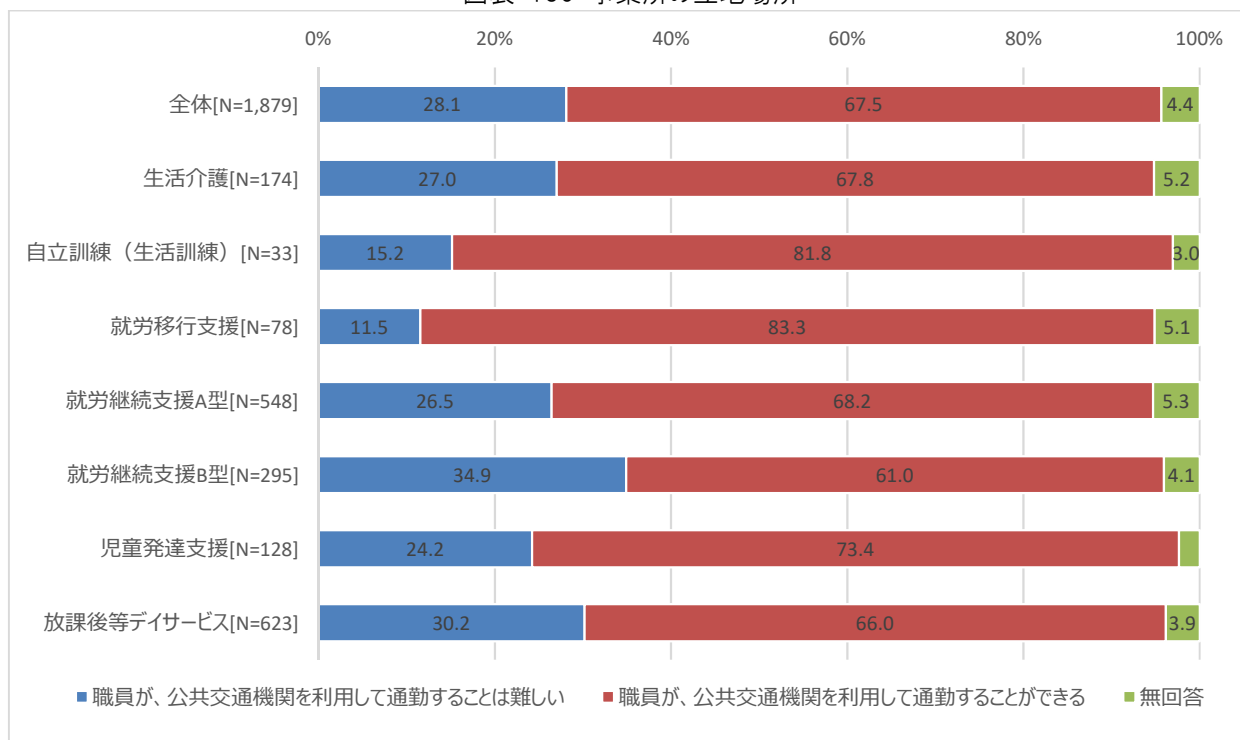
図表 129 調査対象サービスと同一所在地で実施しているサービス〔複数回答〕

%	全体 [N=1,879]	生活介護 [N=174]	自立訓練(生活 訓練) [N=33]	就労移行支 援[N=78]	就労継続支 援A型 [N=548]	就労継続支 援B型 [N=295]	児童発達支 援[N=128]	放課後等デ イサービス [N=623]
居宅介護	4.6	12.1	3.0	2.6	1.5	3.1	3.1	6.7
重度訪問介護	3.5	8.0	0.0	1.3	1.1	2.7	3.1	5.3
同行援護	2.6	5.2	3.0	1.3	1.1	2.4	3.1	3.2
行動援護	2.4	7.5	3.0	1.3	0.5	2.4	1.6	3.0
療養介護	1.0	4.0	0.0	0.0	0.4	0.0	3.1	0.8
生活介護	10.6	13.8	18.2	6.4	5.5	20.0	9.4	10.3
短期入所	6.0	18.4	9.1	3.8	3.5	4.1	6.3	5.6
重度障害者等包括支援	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
共同生活援助	3.8	8.6	15.2	3.8	3.8	5.1	0.0	1.9
施設入所支援	2.3	5.2	6.1	3.8	2.6	1.4	1.6	1.6
自立訓練(機能訓練)	0.4	0.0	0.0	1.3	0.7	0.0	0.8	0.2
自立訓練(生活訓練)	1.1	0.6	21.2	1.3	0.7	1.0	1.6	0.3
宿泊型自立訓練	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.0	0.2
就労移行支援	5.5	6.3	15.2	11.5	5.7	12.9	0.8	1.4
就労継続支援A型	8.4	1.7	3.0	7.7	23.0	3.4	0.8	1.6
就労継続支援B型	16.9	31.0	36.4	52.6	21.7	18.6	3.1	5.3
就労定着支援	1.5	1.7	0.0	20.5	0.7	2.0	0.0	0.0
自立生活援助	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
計画相談支援	8.8	17.8	9.1	12.8	5.8	11.2	10.9	6.9
地域移行支援	1.3	2.3	3.0	3.8	0.7	2.0	1.6	0.8
地域定着支援	1.4	2.9	3.0	3.8	0.7	2.7	1.6	0.6
福祉型障害児入所施設	0.4	1.1	3.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.6
医療型障害児入所施設	0.7	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	0.6
児童発達支援	16.8	13.2	0.0	2.6	0.9	2.0	32.0	38.2
医療型児童発達支援	0.4	2.9	0.0	1.3	0.0	0.0	0.8	0.0
放課後等デイサービス	16.0	15.5	9.1	3.8	2.6	5.4	60.2	25.8
居宅訪問型児童発達支援	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
保育所等訪問支援	3.6	2.9	0.0	0.0	0.2	0.3	15.6	6.6
障害児相談支援	6.8	13.2	0.0	6.4	2.0	5.1	16.4	8.5
地域生活支援事業のサービス	3.9	6.9	6.1	3.8	0.9	4.1	3.9	5.5
介護保険サービス	2.9	4.0	3.0	1.3	1.5	2.4	1.6	4.5
無回答	38.4	29.9	18.2	21.8	52.6	41.4	14.8	35.0

事業所の立地場所

「職員が、公共交通機関を利用して通勤することができる」が67.5%、「職員が、公共交通機関を利用して通勤することは難しい」が28.1%となっている。

図表 130 事業所の立地場所



「職員が、公共交通機関を利用して通勤することができる」と回答した事業所の、最寄りの駅・バス停から事業所までの時間（徒歩）は平均で7.5分となっている。

図表 131 最寄りの駅・バス停から事業所までの時間

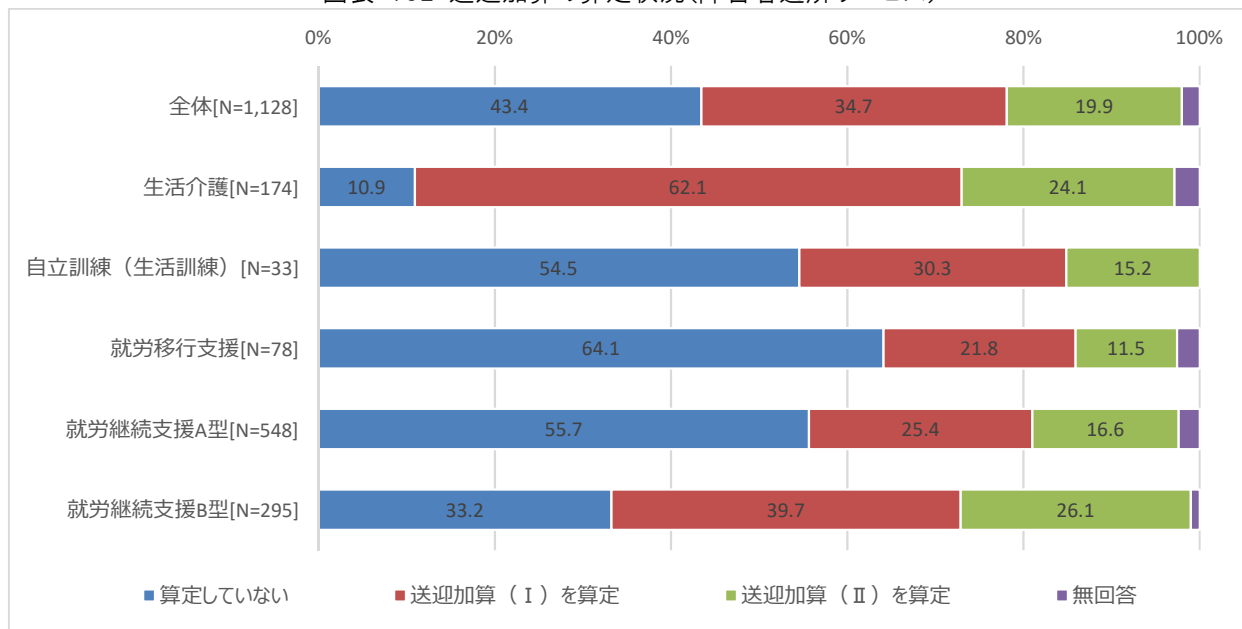
平均値		全体 [N=1,263]	生活介護 [N=117]	自立訓練 (生活訓練) [N=27]	就労移行 支援 [N=65]	就労継続 支援A型 [N=372]	就労継続 支援B型 [N=179]	児童発達 支援 [N=92]	放課後等 デイス ビス [N=411]
最寄りの駅・バス停から事業所 までの時間（徒歩）	分	7.5	8.2	9.4	7.2	7.0	7.9	7.0	7.7

②送迎加算について

平成30年9月の送迎加算算定有無 (障害者通所サービス)

「算定していない」が43.4%、「送迎加算（Ⅰ）を算定」が34.7%、「送迎加算（Ⅱ）を算定」が19.9%となっている。

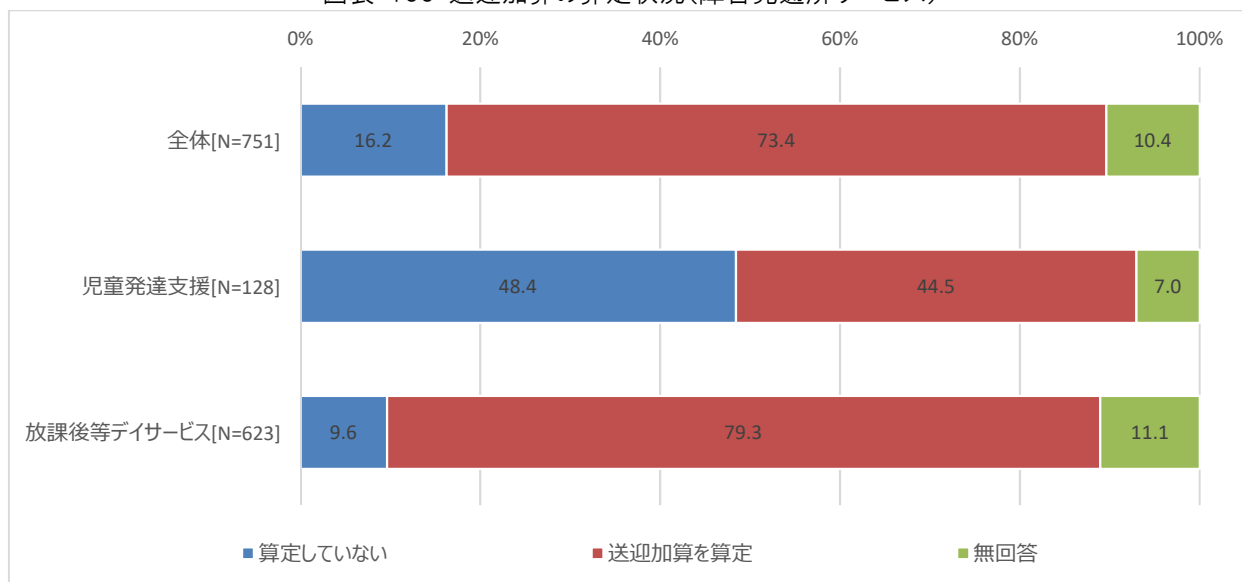
図表 132 送迎加算の算定状況(障害者通所サービス)



(障害児通所サービス)

「送迎加算を算定」が73.4%、「算定していない」が16.2%となっている。

図表 133 送迎加算の算定状況(障害児通所サービス)



加算算定の状況

(平成30年9月の加算算定回数)

算定回数は平均で304.3回となっている。そのうち、30%減算の回数は平均で0.7回となっている。

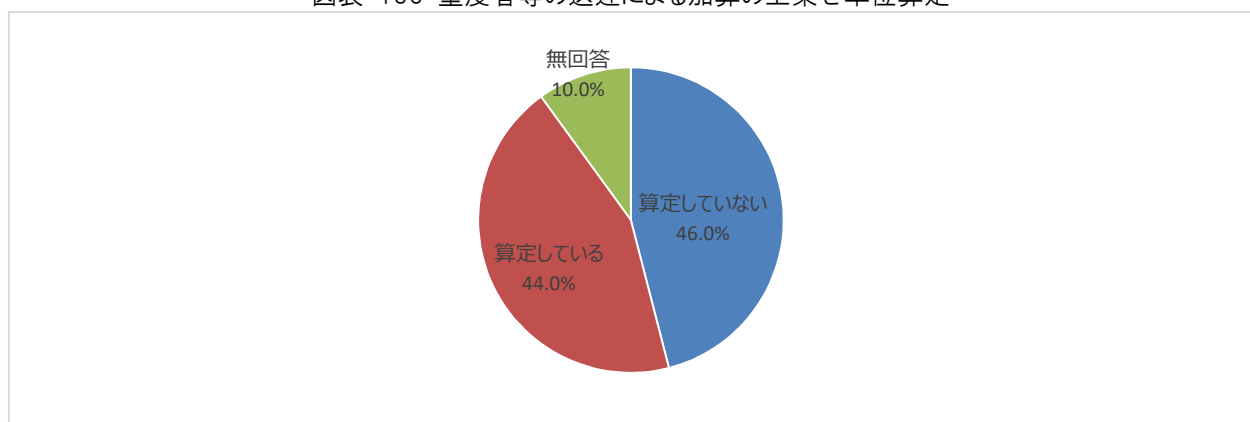
図表 134 平成30年9月の加算算定回数

平均値		全体 [N=898]	生活介護 [N=118]	自立訓練 (生活訓練) [N=13]	就労移行支 援[N=23]	就労継続支 援A型 [N=171]	就労継続支 援B型 [N=153]	児童発達支 援[N=43]	放課後等デ イサービス [N=377]
算定回数	回	304.3	417.3	200.7	139.7	318.5	339.7	173.7	276.6
そのうち、30%減算の回数	回	0.7	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	4.4	0.9

(重度者等の送迎による加算の上乗せ単位算定)

生活介護の事業所で、重度者等の送迎による加算の上乗せ単位算定は、「算定していない」が46.0%、「算定している」が44.0%となっている。

図表 135 重度者等の送迎による加算の上乗せ単位算定

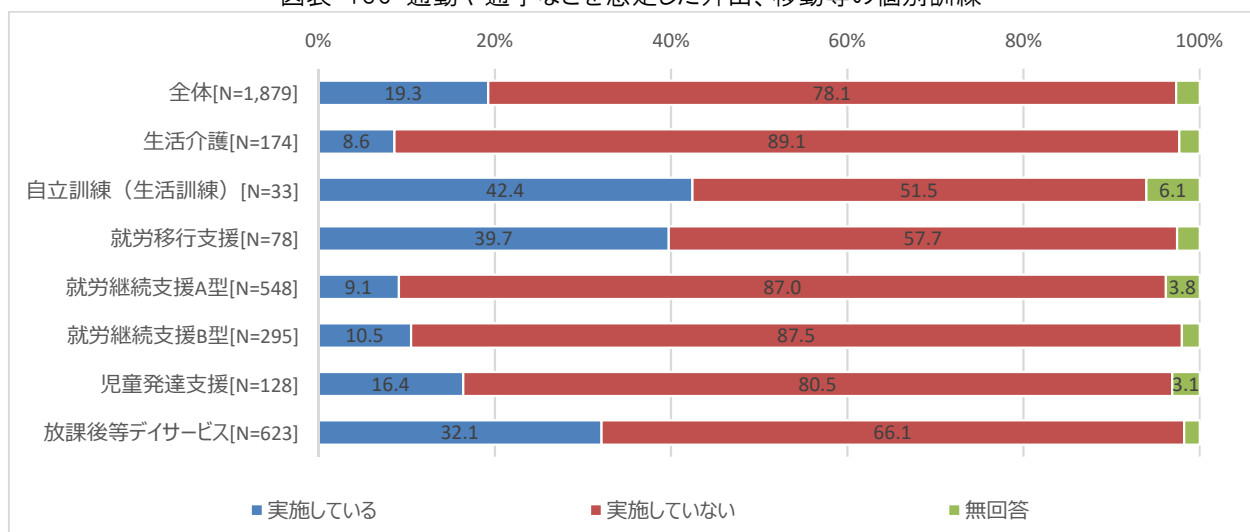


③送迎の状況等について

通勤や通学などを想定した外出、移動等の個別訓練

「実施していない」が78.1%、「実施している」が19.3%となっている。

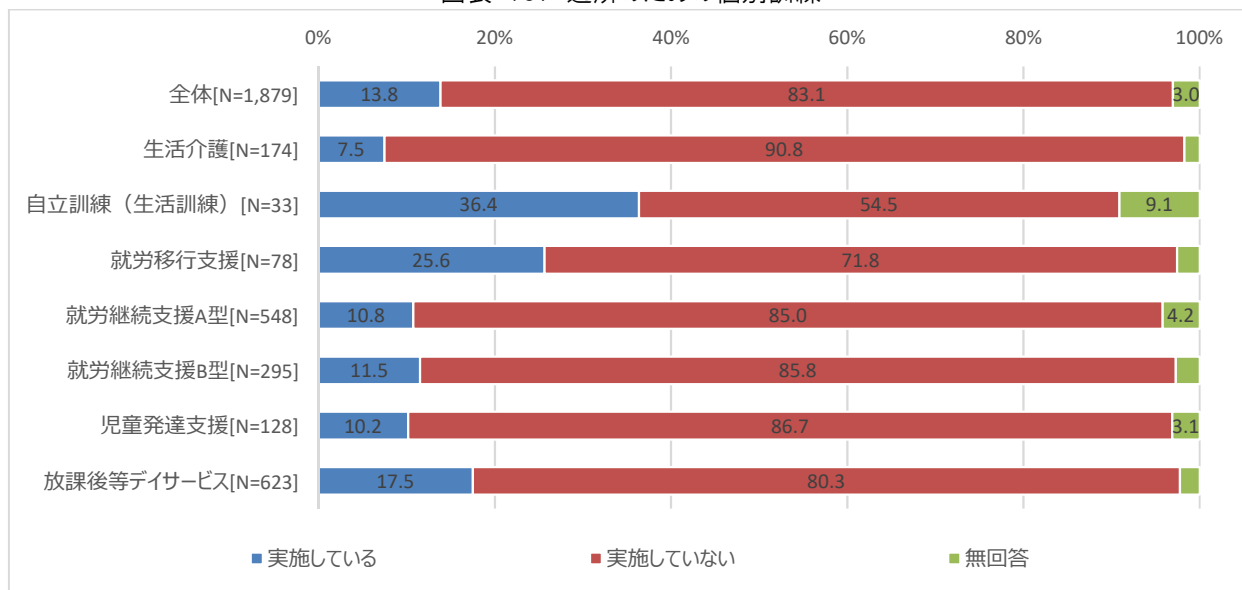
図表 136 通勤や通学などを想定した外出、移動等の個別訓練



通所のための個別訓練

「実施していない」が83.1%、「実施している」が13.8%となっている。

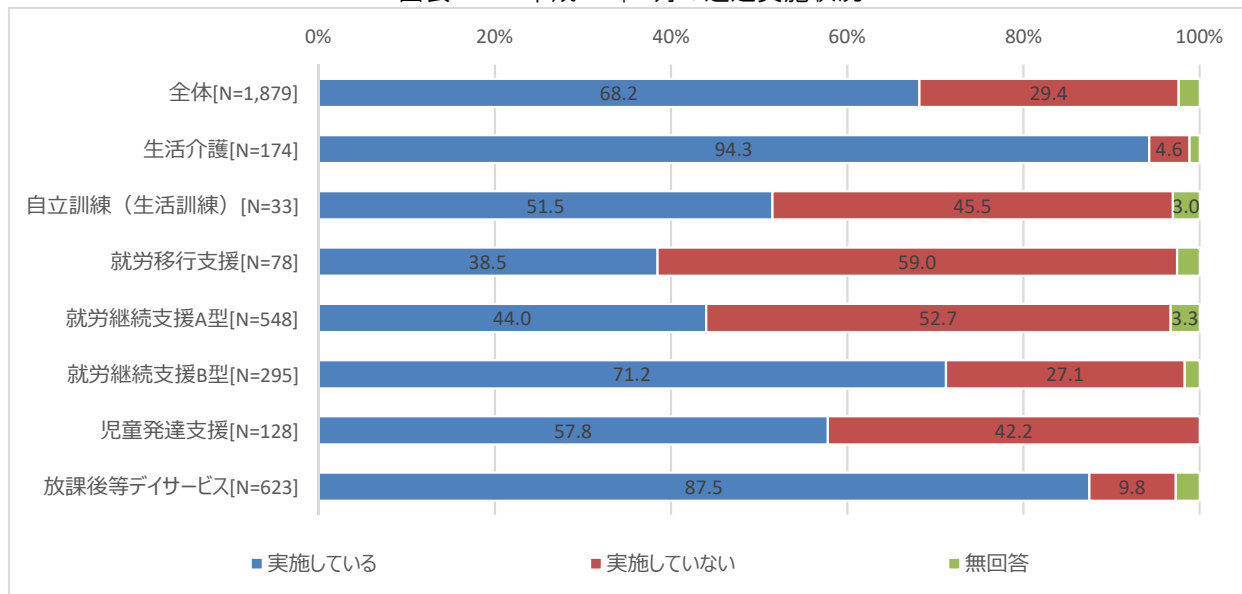
図表 137 通所のための個別訓練



平成30年9月の送迎実施状況

「実施している」が68.2%、「実施していない」が29.4%となっている。

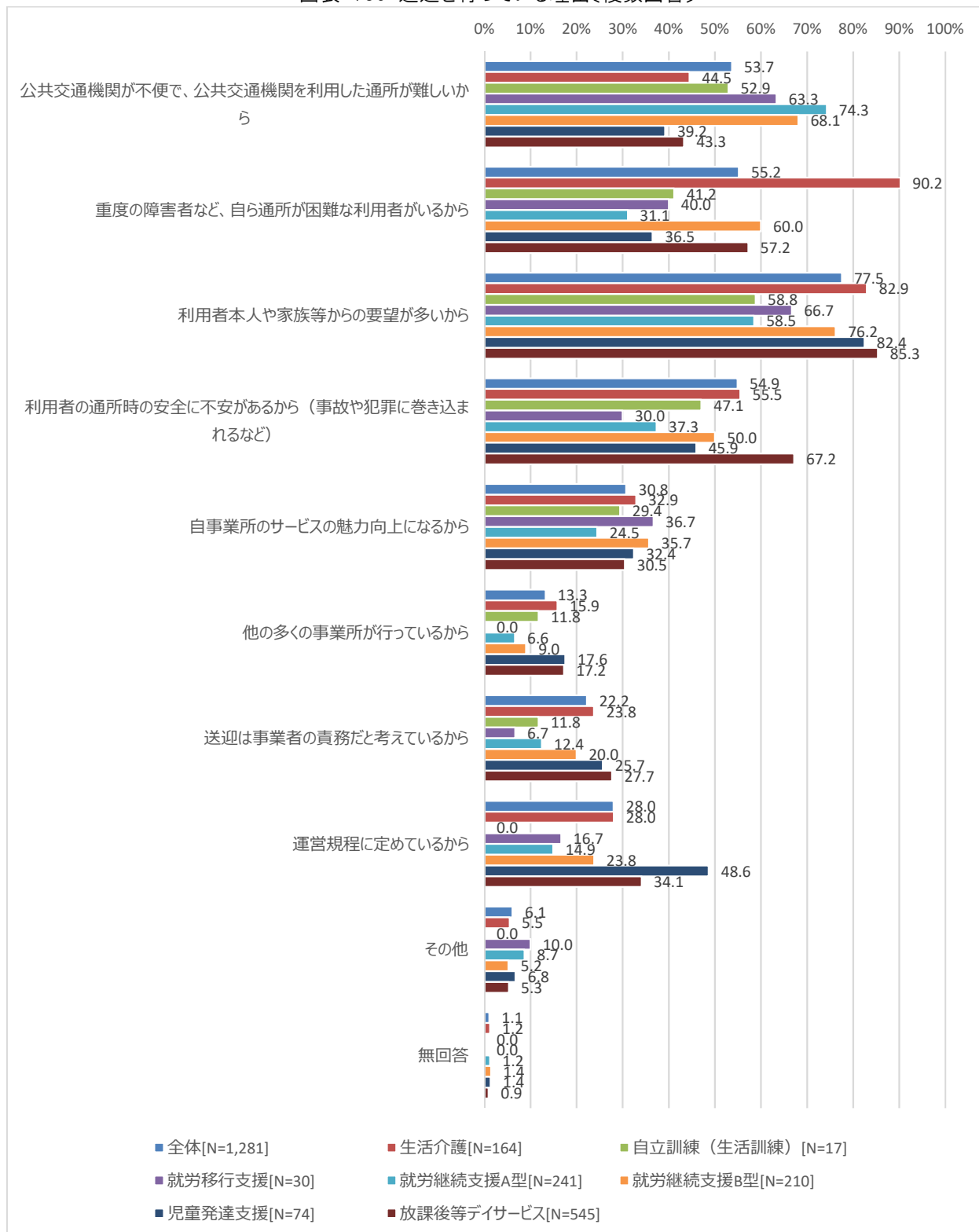
図表 138 平成30年9月の送迎実施状況



送迎を行っている理由

送迎を行っている事業所に、その理由を聞いたところ、「利用者本人や家族等からの要望が多いから」が77.5%、「重度の障害者など、自ら通所が困難な利用者があるから」が55.2%、「利用者の通所時の安全に不安があるから（事故や犯罪に巻き込まれるなど）」が54.9%、「公共交通機関が不便で、公共交通機関を利用した通所が難しいから」が53.7%等となっている。

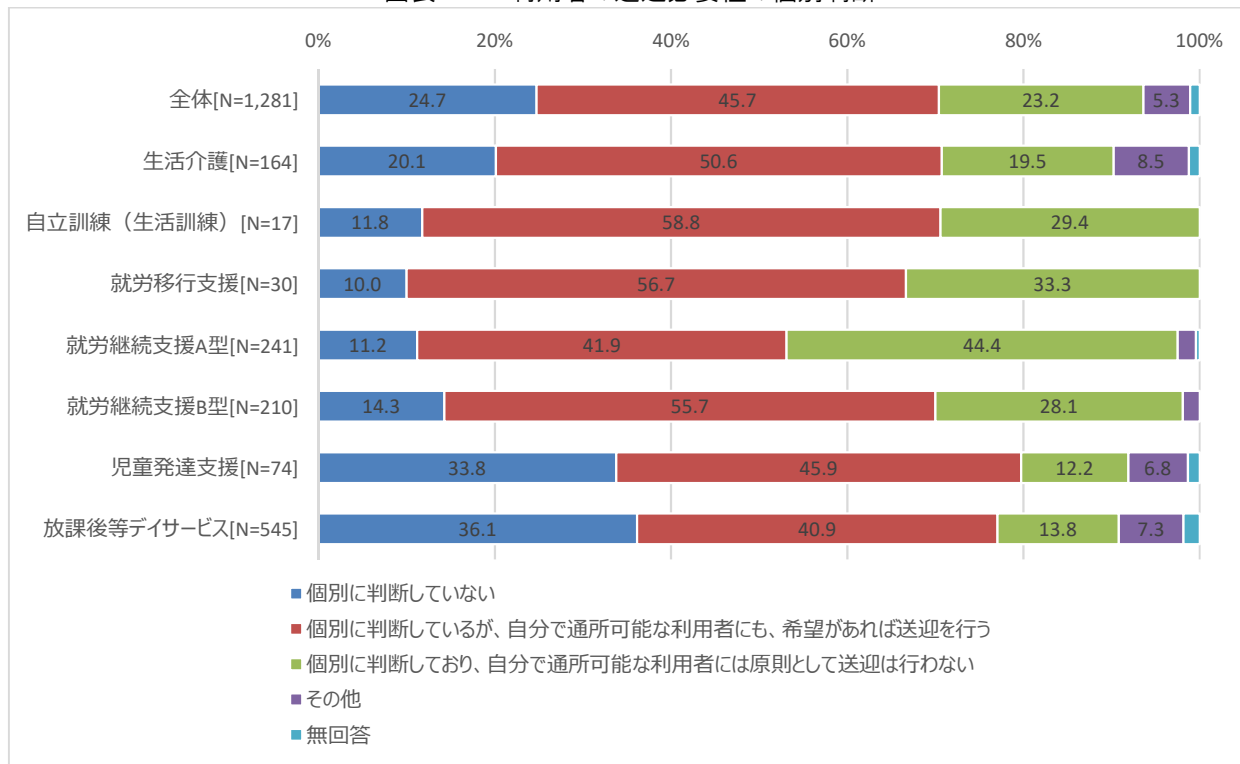
図表 139 送迎を行っている理由〔複数回答〕



利用者の送迎必要性の個別判断

「個別に判断しているが、自分で通所可能な利用者にも、希望があれば送迎を行う」が45.7%、「個別に判断していない」が24.7%、「個別に判断しており、自分で通所可能な利用者には原則として送迎は行わない」が23.2%となっている。

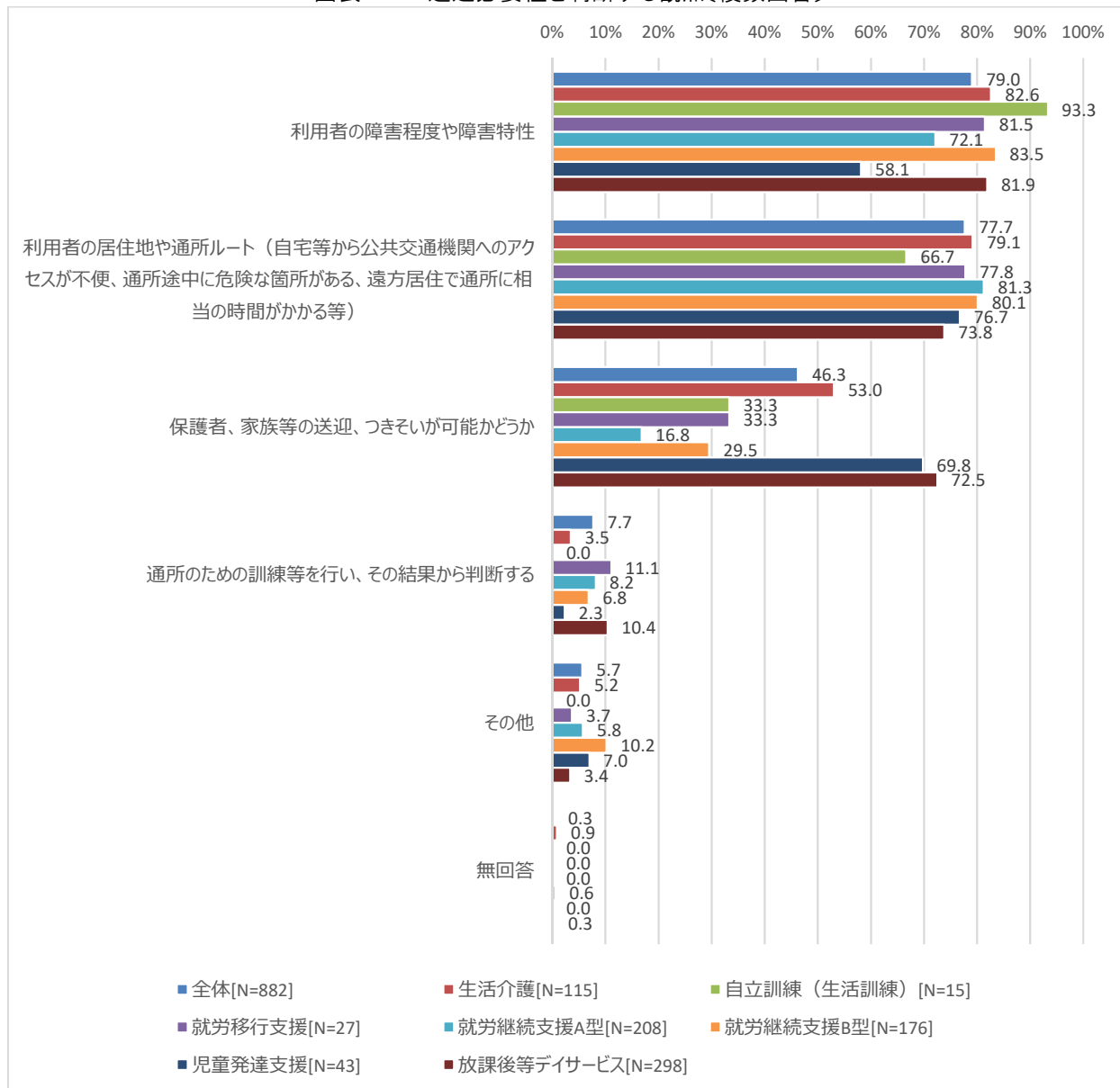
図表 140 利用者の送迎必要性の個別判断



送迎必要性を判断する観点

「利用者の障害程度や障害特性」が79.0%、「利用者の居住地や通所ルート（自宅等から公共交通機関へのアクセスが不便、通所途中に危険な箇所がある、遠方居住で通所に相当の時間がかかる等）」が77.7%、「保護者、家族等の送迎、つきそいが可能かどうか」が46.3%等となっている。

図表 141 送迎必要性を判断する観点〔複数回答〕



1 回分の送迎費用（平成30年 9 月実績）

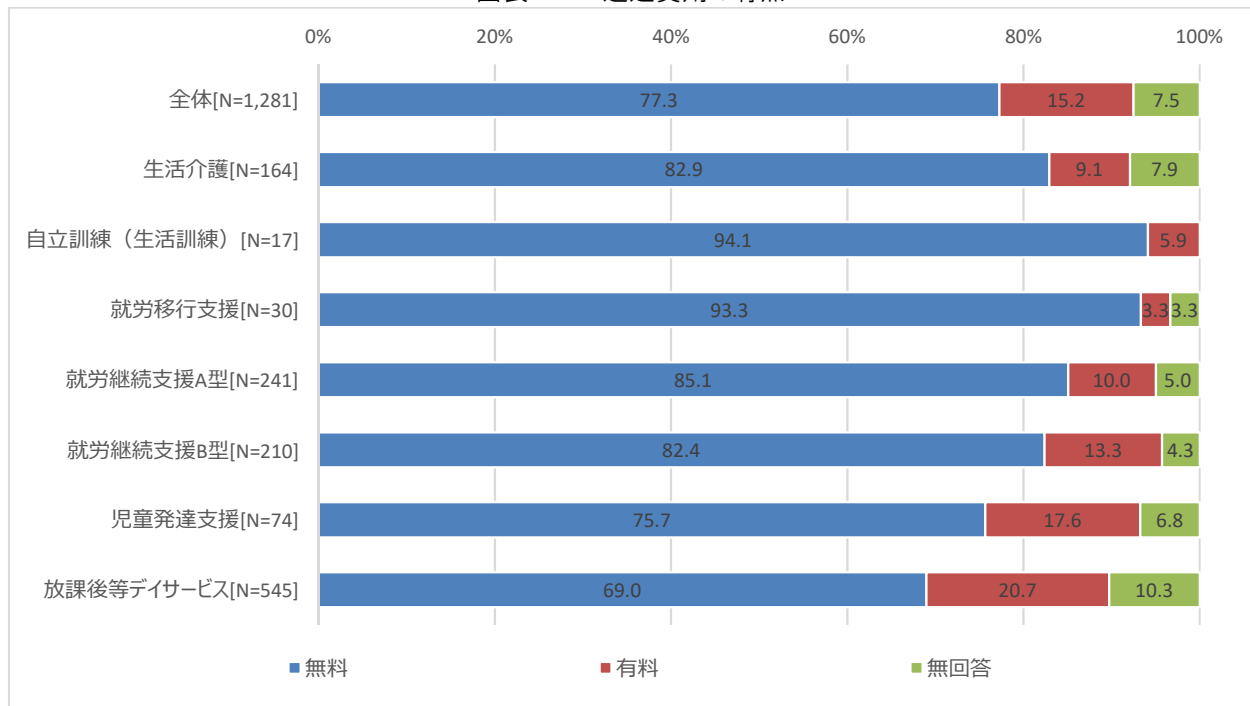
送迎費用（1 回分）は平均で37.4円となっている。

図表 142 1回分の送迎費用(平成30年9月実績)

平均値		全体 [N=1,185]	生活介護 [N=151]	自立訓練 (生活訓練) [N=17]	就労移行支 援[N=29]	就労継続支 援A型 [N=229]	就労継続支 援B型 [N=201]	児童発達支 援[N=69]	放課後等デ イサービス [N=489]
送迎費用（1 回分）	円	37.4	12.2	29.4	3.4	13.6	17.7	42.1	66.0

送迎費用については無料（0円）の回答が多く、区分で見ると、「無料」が77.3%、「有料」が15.2%となっている。

図表 143 送迎費用の有無



④利用者の通所、送迎の内容等について

1日における通所方法別の利用者数

調査対象日1日の、通所方法別の利用者数を聞いたところ、往路（自宅等→事業所）では、1事業所平均で、「自分で通所（徒歩、自転車等）」が2.3人、「自分で通所（利用者がバイク、自動車を運転）」が1.2人、「自分で通所（公共交通機関を利用）」が2.7人、「保護者、家族等が送迎」が1.4人、「事業所が送迎（送迎を委託している場合も含む）」が6.7人となっている。復路（事業所→自宅等）では、「自分で通所（徒歩、自転車等）」が2.2人、「自分で通所（利用者がバイク、自動車を運転）」が1.2人、「自分で通所（公共交通機関を利用）」が2.6人、「保護者、家族等が送迎」が1.7人、「事業所が送迎（送迎を委託している場合も含む）」が6.5人となっている。

図表 144 1日における通所方法別の利用者数

平均値			全体 [N=1,755]	生活介護 [N=167]	自立訓練(生 活訓練) [N=28]	就労移行支 援[N=73]	就労継続支 援A型 [N=526]	就労継続支 援B型 [N=285]	児童発達支 援[N=116]	放課後等デ イサービス [N=560]
往路	自分で通所（徒歩、自転車等）	人	2.3	1.3	3.0	2.2	4.3	3.9	0.1	0.4
	自分で通所（利用者がバイク、自動車を運転）	人	1.2	0.1	0.0	0.8	3.3	1.1	0.3	0.0
	自分で通所（公共交通機関を利用）	人	2.7	0.6	2.3	5.5	5.7	3.7	0.1	0.1
	保護者、家族等が送迎	人	1.4	3.0	0.5	0.5	0.4	1.3	5.6	1.2
	事業所が送迎（送迎を委託している場合も含む）	人	6.7	14.6	3.4	1.6	3.8	7.5	4.9	8.0
	その他（利用者が別に送迎サービスを利用等）	人	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.1
合計		人	14.4	19.8	9.2	10.6	17.6	17.7	10.9	9.7
復路	自分で通所（徒歩、自転車等）	人	2.2	1.3	2.9	2.0	4.3	3.8	0.1	0.3
	自分で通所（利用者がバイク、自動車を運転）	人	1.2	0.1	0.0	0.9	3.4	1.0	0.3	0.0
	自分で通所（公共交通機関を利用）	人	2.6	0.7	2.6	5.6	5.6	3.5	0.1	0.1
	保護者、家族等が送迎	人	1.7	2.3	0.3	0.4	0.3	1.2	5.8	2.3
	事業所が送迎（送迎を委託している場合も含む）	人	6.5	15.1	3.7	1.7	3.9	7.7	4.7	6.8
	その他（利用者が別に送迎サービスを利用等）	人	0.1	0.4	0.0	0.1	0.0	0.3	0.1	0.1
合計		人	14.3	19.9	9.6	10.7	17.6	17.5	11.0	9.5

1日における事業所による送迎の状況

(送迎時間・距離)

調査対象日1日について、事業所による送迎を行っている事業所に、送迎に要した時間と距離を聞いたところ、往路（自宅等→事業所）で、送迎に要した時間（送迎車両等が出発してから戻ってくるまでに要した時間）平均で60.6分となっている。送迎の範囲（事業所から送迎先までのおおよその距離）で、最も近いところの平均は2.7km、最も遠いところの平均は10.3kmとなっている。復路（事業所→自宅等）では、送迎に要した時間は平均で62.6分、送迎の範囲で最も近いところの平均2.7km、最も遠いところの平均10.6kmとなっている。

図表 145 1日における事業所による送迎の状況(①送迎時間・②距離)

平均値			全体 [N=889]	生活介護 [N=132]	自立訓練 (生活訓練) [N=10]	就労移行 支援 [N=23]	就労継続 支援A型 [N=176]	就労継続 支援B型 [N=159]	児童発達 支援 [N=55]	放課後等 デイサー ビス [N=334]
往路	①送迎に要した時間（送迎車両等が出発してから戻ってくるまでに要した時間）		分	60.6	75.4	37.0	57.2	54.3	65.8	58.7
	②送迎の範囲（事業所から送迎先までのおおよその距離）	最も近い	km	2.7	2.6	2.3	3.5	3.6	3.0	2.2
		最も遠い	km	10.3	12.3	6.9	10.8	11.4	12.5	7.9
復路	①送迎に要した時間（送迎車両等が出発してから戻ってくるまでに要した時間）		分	62.6	76.6	42.7	56.4	54.4	66.4	56.8
	②送迎の範囲（事業所から送迎先までのおおよその距離）	最も近い	km	2.7	2.6	5.1	3.6	3.7	3.1	2.2
		最も遠い	km	10.6	12.4	9.8	10.9	11.5	12.4	8.2

(送迎先別人数)

調査対象日1日について、事業所による送迎を行っている事業所に、送迎先別に利用者数を聞いたところ、1事業所平均で、往路（自宅等→事業所）では、「利用者の居宅前」が3.6人、「利用者の居宅内居室・ベッド」が0.1人、「利用者の通学・通園する学校等」が3.3人、「事業所最寄駅や利用者居宅近くに設置の集合場所等」が2.5人となっている。復路（事業所→自宅等）では、「利用者の居宅前」が6.3人、「利用者の居宅内居室・ベッド」が0.1人、「利用者の通学・通園する学校等」が0.4人、「事業所最寄駅や利用者居宅近くに設置の集合場所等」が2.5人となっている。

図表 146 1日における事業所による送迎の状況(③送迎先別)

平均値			全体 [N=1,014]	生活介護 [N=129]	自立訓練(生 活訓練) [N=15]	就労移行支 援[N=24]	就労継続支 援A型 [N=202]	就労継続支 援B型 [N=170]	児童発達支 援[N=63]	放課後等デ イサービス [N=411]
往路	利用者の居宅前	人	3.6	11.1	4.5	2.0	2.5	6.4	1.8	1.0
	利用者の居宅内居 室・ベッド	人	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者の通学・通 園する学校等	人	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	7.6
	事業所最寄駅や利 用者居宅近くに設 置の集合場所等	人	2.5	3.8	0.7	2.5	5.7	3.6	2.7	0.2
	その他	人	0.1	0.1	0.6	0.0	0.1	0.3	0.0	0.1
	合計	人	9.6	15.4	5.7	4.4	8.4	10.3	7.7	8.8
復路	利用者の居宅前	人	6.3	11.0	4.4	2.1	2.8	6.8	4.3	6.9
	利用者の居宅内居 室・ベッド	人	0.1	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者の通学・通 園する学校等	人	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.8
	事業所最寄駅や利 用者居宅近くに設 置の集合場所等	人	2.5	3.7	0.4	2.0	5.7	3.5	2.7	0.2
	その他	人	0.1	0.2	0.9	0.0	0.1	0.3	0.0	0.1
	合計	人	9.3	15.3	5.6	4.1	8.6	10.7	7.6	8.0

(送迎方法別人数)

送迎方法別では、1事業所平均で、往路（自宅等→事業所）では、「送迎車両（事業所による）」が9.5人、送迎車両（委託による）が0.1人となっている。復路（事業所→自宅等）では、送迎車両（事業所による）が9.2人、送迎車両（委託による）が0.1人となっている。

図表 147 1日における事業所による送迎の状況(④送迎方法別)

平均値			全体 [N=948]	生活介護 [N=114]	自立訓練 (生活訓練) [N=14]	就労移行支 援[N=22]	就労継続支 援A型 [N=189]	就労継続支 援B型 [N=160]	児童発達支 援[N=57]	放課後等デ イサービス [N=392]
往路	送迎車両（事業所による）	人	9.5	14.6	5.9	3.7	8.5	10.8	7.7	8.6
	送迎車両（委託による）	人	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0
	つきそい（公共交通機関）（事業所による）	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	つきそい（公共交通機関）（委託による）	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	つきそい（徒歩のみ）（事業所による）	人	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	つきそい（徒歩のみ）（委託による）	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		人	9.6	15.0	5.9	3.7	8.5	10.8	7.9	8.7
復路	送迎車両（事業所による）	人	9.2	14.8	5.7	3.5	8.5	10.7	7.7	7.9
	送迎車両（委託による）	人	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
	つきそい（公共交通機関）（事業所による）	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	つきそい（公共交通機関）（委託による）	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	つきそい（徒歩のみ）（事業所による）	人	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	つきそい（徒歩のみ）（委託による）	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		人	9.3	15.1	5.7	3.5	8.5	10.7	7.9	8.0

(敷地内送迎の送迎人数)

敷地内送迎の送迎人数（事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物への送迎人数）は、1事業所平均で、往路0.3人、復路0.3人となっている。

図表 148 1日における事業所による送迎の状況(⑤敷地内送迎の送迎人数)

平均値		全体[N=948]	生活介護 [N=114]	自立訓練(生 活訓練) [N=14]	就労移行支援 [N=22]	就労継続支援 A型[N=189]	就労継続支援 B型[N=160]	児童発達支援 [N=57]	放課後等デ イサービス [N=392]
往路	人	0.3	0.4	0.0	0.0	0.3	0.4	0.1	0.3
復路	人	0.3	0.4	0.0	0.0	0.3	0.3	0.1	0.3

1日における送迎車両の状況

調査対象日1日について、事業所による送迎を行っている事業所に、送迎車両の状況を聞いたところ、送迎車両の保有台数は平均で3.5台となっている。

往路（自宅等→事業所）について、保有する送迎車両のうち、送迎に使用した台数は、平均2.6台となっている。送迎車両を運転した運転手数は、「専属の運転手（事業所で雇用）」が平均0.6人、「事業所の他職種が兼務する運転手」が平均2.3人となっている。送迎車両の同乗職員数（運転手以外）は、「看護職員」が平均0.1人、「強度行動障害支援者養成研修等修了者」が平均0.1人、「その他の職員」が平均0.7人となっている。

復路（事業所→自宅等）について、保有する送迎車両のうち、送迎に使用した台数は、平均2.6台となっている。送迎車両を運転した運転手数は、「専属の運転手（事業所で雇用）」が平均0.6人、「事業所の他職種が兼務する運転手」が平均2.2人となっている。送迎車両の同乗職員数（運転手以外）は、「看護職員」が平均0.1人「強度行動障害支援者養成研修等修了者」が平均0.1人、「その他の職員」が平均0.6人となっている。

図表 149 1日における送迎車両の状況

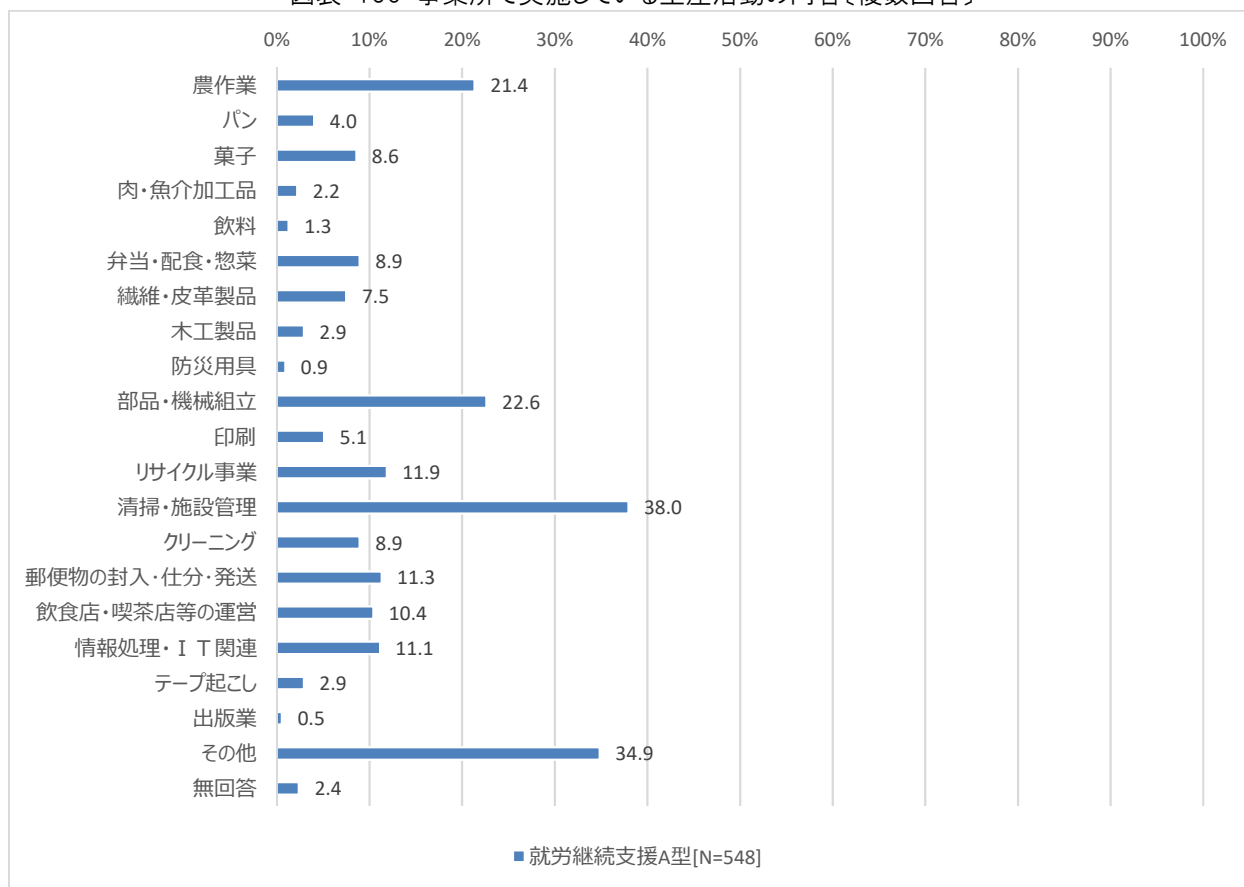
平均値			全体 [N=879]	生活介護 [N=109]	自立訓練 (生活訓練) [N=13]	就労移行支 援[N=20]	就労継続支 援A型 [N=173]	就労継続支 援B型 [N=146]	児童発達支 援[N=54]	放課後等デ イサービス [N=364]
①送迎車両の保有台数		台	3.5	4.6	3.8	2.7	2.7	3.4	3.1	3.5
往 路	②保有する送迎車両のうち、 送迎に使用した台数	台	2.6	3.6	2.1	1.9	2.0	2.5	2.1	2.9
	③送迎委託先の車両運行台数	台	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	④送迎車 両を運転 した運転 手数	専属の運転手（事 業所で雇用）	人	0.6	1.1	0.2	0.4	0.3	0.6	0.6
		事業所の他職種 が兼務する運転 手	人	2.3	2.6	2.2	1.7	1.9	2.2	2.5
		送迎委託先の運 転手	人	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	⑤送迎車 両の同乗 職 員 数 (運転手 以外)	看護職員	人	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
		認定特定行為業 務従事者	人	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		強度行動障害支 援者養成研修等 修了者	人	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2
		その他の職員	人	0.7	1.2	0.7	0.1	0.2	1.0	1.0
	②保有する送迎車両のうち、 送迎に使用した台数	台	2.6	3.6	2.2	1.9	2.1	2.5	2.1	2.7
復 路	③送迎委託先の車両運行台数	台	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	④送迎車 両を運転 した運転 手数	専属の運転手（事 業所で雇用）	人	0.6	1.1	0.1	0.3	0.3	0.5	0.6
		事業所の他職種 が兼務する運転 手	人	2.2	2.7	2.3	1.7	1.9	2.3	2.2
		送迎委託先の運 転手	人	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑤送迎車 両の同乗 職 員 数 (運転手 以外)	看護職員	人	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
		認定特定行為業 務従事者	人	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		強度行動障害支 援者養成研修等 修了者	人	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2
		その他の職員	人	0.6	1.3	0.2	0.1	0.2	1.0	0.8
	②保有する送迎車両のうち、 送迎に使用した台数	台	2.6	3.6	2.2	1.9	2.1	2.5	2.1	2.7
	③送迎委託先の車両運行台数	台	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	④送迎車 両を運転 した運転 手数	専属の運転手（事 業所で雇用）	人	0.6	1.1	0.1	0.3	0.3	0.5	0.6
		事業所の他職種 が兼務する運転 手	人	2.2	2.7	2.3	1.7	1.9	2.3	2.2
		送迎委託先の運 転手	人	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑤送迎車 両の同乗 職 員 数 (運転手 以外)	看護職員	人	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
		認定特定行為業 務従事者	人	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		強度行動障害支 援者養成研修等 修了者	人	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2
		その他の職員	人	0.6	1.3	0.2	0.1	0.2	1.0	0.8

⑤就労継続支援 A 型の利用者の状況について

事業所で実施している生産活動の内容

「清掃・施設管理」が38.0%、「部品・機械組立」が22.6%、「農作業」が21.4%等となっている。

図表 150 事業所で実施している生産活動の内容〔複数回答〕



平成29年度の退所者数・一般就労者数

利用者の通所形態別に、平成29年度の退所者数・一般就労者数を聞いたところ、退所者数全数（平成29年度）は1事業所平均で、「自分で通所」4.2人、「事業所が送迎」0.8人となっている。

また、一般就労移行者数（平成29年度）は、「自分で通所」0.8人、「事業所が送迎」0.1人となっている。

図表 151 平成29年度の退所者数・一般就労者数

就労継続支援 A 型[N=476]	平均値	①自分で通所	②事業所が送迎	③その他（家族が送迎など）
退所者数全数（平成29年度）	人	4.2	0.8	0.1
うち、一般就労移行者数（平成29年度）	人	0.8	0.1	0.0
一般就労して6か月に達した者（6か月に達した後に離職した者を含む）	人	0.5	0.1	0.0
一般就労して6か月に達する前に離職した者	人	0.2	0.0	0.0
一般就労を継続しているが、まだ6か月に達していない者	人	0.1	0.0	0.0

平成30年9月の障害別・通所形態別利用者数

利用者の通所形態別に、障害種別人数を聞いたところ、「自分で通所」の「精神障害」6.5人、「知的障害」4.7人、「身体障害」2.7人等が多くなっている。

図表 152 平成30年9月の障害別・通所形態別利用者数

就労継続支援 A 型[N=498]	平均値		①自分で通所	②事業所が送迎	③その他（家族が送迎など）
身体障害	人		2.7	0.6	0.1
知的障害	人		4.7	2.0	0.2
精神障害	人		6.5	1.5	0.1
難病、その他	人		0.3	0.1	0.0
（再掲）発達障害	人		0.6	0.1	0.0
（再掲）高次脳機能障害	人		0.1	0.1	0.0

平成30年9月の障害支援区分別・通所形態別利用者数

利用者の通所形態別に、障害支援区分別人数を聞いたところ、「自分で通所」の「区分なし」10.7人等が多くなっている。

図表 153 平成30年9月の障害支援区分別・通所形態別利用者数

就労継続支援 A 型[N=406]	平均値		①自分で通所	②事業所が送迎	③その他（家族が送迎など）
区分 1	人		0.6	0.1	0.0
区分 2	人		1.1	0.4	0.0
区分 3	人		0.9	0.3	0.0
区分 4	人		0.2	0.1	0.0
区分 5	人		0.1	0.1	0.0
区分 6	人		0.1	0.0	0.0
区分なし	人		10.7	3.4	0.2

平成30年9月の利用者実人数・延べ人数、労働時間合計、月額賃金合計

利用者の通所形態別に、利用者実人数・延べ人数、労働時間合計、月額賃金合計を聞いたところ、「自分で通所」の利用者実人数は平均14.6人、利用者延べ人数は平均269.2人となっている。労働時間の合計は平均1,224.0時間、支払賃金の合計は平均1,057,314.5円となっている。一方、「事業所が送迎」の利用者実人数は平均3.9人、利用者延べ人数は平均73.0人となっている。労働時間の合計は平均347.3時間、支払賃金の合計は平均277,752.0円となっている。

支払賃金の合計と利用者実人数から、平均賃金月額を算出すると、「自分で通所」の平均賃金月額は72,316.9円/人、「事業所が送迎」の平均賃金月額は71,924.1円/人となっている。

図表 154 平成30年9月の利用者実人数・延べ人数、労働時間合計、月額賃金合計

就労継続支援 A 型[N=311]	平均値		①自分で通所	②事業所が送迎	③その他 （家族が送迎など）
利用者実人数	人		14.6	3.9	0.3
利用者延べ人数	人		269.2	73.0	5.6
労働時間の合計	時間		1,224.0	347.3	25.4
支払賃金の合計	円		1,057,314.5	277,752.0	21,042.0
平均賃金月額（支払賃金合計/利用者実人数）	円/人		72,316.9	71,924.1	66,101.6

⑥放課後等デイサービスの利用者の状況について

平成30年9月の学年別・学校種別・通所形態別利用者数

利用者の通所形態別に、学年別・学校種別の人数を聞いたところ、1事業所平均で、「事業所が送迎」の「小学生（1～3年）・特別支援学級」3.1人、「中学生・特別支援学校」2.8人、「中卒以上」2.7人等が多くなっている。

図表 155 平成30年9月の学年別・学校種別・通所形態別利用者数

放課後等デイサービス [N=495] 平均値			①自分で通所	②事業所が送迎	③その他（家族が送迎など）
小学生（1～3年）	特別支援学校	人	0.0	2.1	0.3
	特別支援学級	人	0.1	3.1	1.0
	通級指導等	人	0.1	1.3	0.7
小学生（4～6年）	特別支援学校	人	0.1	2.0	0.2
	特別支援学級	人	0.1	2.4	0.6
	通級指導等	人	0.1	0.7	0.3
中学生	特別支援学校	人	0.1	2.8	0.2
	特別支援学級	人	0.2	0.9	0.2
	通級指導等	人	0.1	0.2	0.1
中卒以上	中卒以上	人	0.2	2.7	0.4

平成30年9月の障害別・通所形態別利用者数

利用者の通所形態別に、障害種別人数を聞いたところ、「事業所が送迎」の「知的障害」12.4人等が多くなっている。

図表 156 平成30年9月の障害別・通所形態別利用者数

放課後等デイサービス[N=454] 平均値		①自分で通所	②事業所が送迎	③その他（家族が送迎など）
身体障害	人	0.0	1.9	0.3
知的障害	人	0.9	12.4	2.4
精神障害	人	0.0	0.9	0.3
難病、その他	人	0.5	2.3	1.4
（再掲）発達障害	人	1.0	7.0	2.4
（再掲）高次脳機能障害	人	0.0	0.1	0.0

平成30年9月の手帳所持状況別・通所形態別利用者数

利用者の通所形態別に、手帳所持別人数を聞いたところ、「事業所が送迎」の手帳所持者実人数が平均13.1人、うち、療育手帳が12.6人等となっている。

図表 157 平成30年9月の手帳所持状況別・通所形態別利用者数

放課後等デイサービス[N=461] 平均値		①自分で通所	②事業所が送迎	③その他（家族が送迎など）
手帳所持者実人数	人	0.6	13.1	1.8
身体障害者手帳	人	0.0	2.1	0.4
療育手帳	人	0.6	12.6	1.8
精神障害者保健福祉手帳	人	0.0	0.3	0.1
手帳を所持していない	人	0.5	4.3	2.2

平成30年9月の通学形態別利用者実人数

利用者の通学形態別に人数を聞いたところ、1事業所平均で、「自分で通学している（送迎なし、集団登校等含む）」が9.8人、「家族が送迎している」が7.3人、「その他（家族以外の介助者が送迎など）」が5.6人となっている。

図表 158 平成30年9月の通学形態別利用者実人数

平均値		放課後等デイサービス[N=509]
自分で通学している（送迎なし、集団登校等含む）	人	9.8
家族が送迎している	人	7.3
その他（家族以外の介助者が送迎など）	人	5.6
不明	人	1.1

⑦送迎や利用者の通所に関する課題等

送迎や利用者の通所に関する課題等

送迎や利用者の通所に関する課題等を自由記入で聞いたところ、858件の回答があった。交通不便地で送迎が必要という回答が多い。医療的ケアなど利用者の重度化等により、送迎の同乗職員が多く必要になってきているが、職員確保が難しいといった回答も多くなっている。

（主な意見）

- ・ 年々利用されている方から「ドアツードア」を求める声が高まっている。保護者が高齢になればなるほど、こういったニーズは増えている。事業所としてもできるだけ対応しようと試みるが、車両の関係や人員の関係で応えられていないのが現状です。
- ・ 医療的ケアを要する利用者が増え、新規の送迎希望に応じられなくなっている。
- ・ 就労継続支援A型においては、自ら通勤することが基本的な利用者像となっているが、都会と地方、地方においても都市的地域と農村的地域により公共交通機関の多寡や運行時間等において制約があり、自ら通勤することは困難な状況です。送迎サービスは障害者の就労機会を左右する重要手段であり、当施設を利用してもらう選択肢の一つとなっています。
- ・ 地域の公共交通が都市部のように発展していないため、送迎がないと利用者の方は利用できなくなります。
- ・ 医療的ケアが必要な児童がいる場合、看護職員等吸引行為ができる人材が必要であるが、そのスタッフの確保が難しい。
- ・ 重症心身障害児の送迎において職員が複数名同乗（看護師等）しなければならない。その職員の確保が困難である。
- ・ 利用者の高齢化に伴い送迎の要望が増えており、今年度より送迎を始めましたが、今後人数も増えてくると車輛や人手の整備も必要であるが難しい状況です。
- ・ 自分で通所できそうな児童でも、保護者が不安に思っている場合、何かあった時の責任や対応を考えると、事業所側から自分で通所してくださいといづらい面がある、近い距離でも、歩道が整備されていないなどの環境や、活動後の帰宅時は暗くなっていることなど、危険な面がある。
- ・ 主な対象を重症心身障害児としているため、車椅子のスペース等で1台の車で送迎できる人数が限られている。そのため、職員体制や車両調整の関係で希望者すべての送迎ができない。 など

5 調査結果の考察

(1) 食事の提供等に関する障害福祉サービス等事業所の状況

- ・食事提供体制加算・食事提供加算については、対象サービス全体として見た場合、国保連の請求事業所データによれば、加算算定している事業所としていない事業所がほぼ半々という状況である。また、対象サービスの全利用者のうち、加算対象の利用者は約4割となっている。

(障害者通所サービスの状況)

- ・実態調査によれば、食事提供体制加算を算定している事業所（障害者通所サービス）が半数強となっており、上記とほぼ同様の傾向である。一方、食事（昼食）を提供している事業所は7割弱で、加算算定していない事業所で食事を提供している事業所も少なくないことがわかる。
- ・食事を提供している事業所の食事の提供方法は、自事業所内で調理を行っている事業所が半数強、加算に該当する外部委託事業所が約2割という状況である。多くの事業所が自事業所内で調理を行っている。また、加算に該当しない配食サービス等で食事を提供している事業所も1割程度ある。
- ・食事を外部委託している事業所では、食事内容や献立等は委託先に任せており、事業所が関わることはないうところが多いが、委託先の体制については確認をしているところが多くなっている。
- ・食事を提供する際に実施していることとしては、定期的な体重の測定・記録や、疾患・摂食・嚥下機能の状況把握などを行っている事業所が多い。これらはサービス別で違いが見られ、生活介護等では多くの事業所が実施しているが、就労継続支援A型等では実施が少なくなっており、利用者の障害程度等の差異によるものと考えられる。
- ・きざみ食などの調整食の提供については、している事業所としていない事業所がほぼ半々となっている。これもサービス別で違いが見られ、生活介護等では実施事業所が多く、就労継続支援A型等では少ない。利用者の障害程度等の差異によるものと考えられる。
- ・食事の提供にあたっては、栄養バランスや、食事の楽しさ、食べやすい食事の用意など、さまざまなことに配慮している事業所が多い。一方、食事に関して、利用者の体重増加や、早食い・丸呑み、偏食等で困っている事業所も少なくない。
- ・事業所の利用者に関しては、ひと月の食費の平均額は約28,780円、そのうち約2,472円を事業所に食費として支払っている。ふだんは家族のつくった食事を食べ、食べるものは家族が用意するという人が多い。食事について、栄養バランスなどを考えることについては、家族等に考えてもらう人が約4割、自分で考える人が約3割、特に何もしない人が約3割という状況である。食事の準備などについては、困っていない人がほぼ半数だが、献立を考えたり、食事をつくったりすることで困っている人も少なくない。

(障害児通所サービスの状況)

- ・実態調査によれば、食事提供加算を算定している事業所（障害児通所サービス）は約2割だが、児童発達支援と医療型児童発達支援で差が大きく、児童発達支援は算定事業所が約1割、医療型児童発達支援は約9割という状況である。これは国保連の請求事業所データによる分析とも同様の傾向である。
- ・一方、食事（昼食）を提供している事業所は4割弱となっており、食事を提供している事業所で加算を算定している事業所は半数程度である。
- ・食事を提供している事業所の食事の提供方法は、自事業所内で調理を行っている事業所が6割強、外部サービス利用が2割弱であり、多くの事業所が自事業所内で調理を行っている。

- ・食事を提供する際に実施していることとしては、定期的な体重の測定・記録や、疾患・摂食・嚥下機能の状況把握などを行っている事業所が多い。
- ・きざみ食などの調整食の提供については、提供していない事業所が1/4程度であり、多くの事業所が調整食を提供している。
- ・食事の提供にあたっては、栄養バランスや、食事の楽しさ、食べやすい食事の用意など、さまざまなことに配慮している事業所が多い。一方、食事に関して、偏食、早食い・丸呑み、嚥下機能等で困っている事業所も少なくない。
- ・事業所の利用者に関しては、利用者世帯のひと月の食費の平均額は約56,117円、そのうち、約1,254円を事業所に給食費として、約139円をおやつ代等として支払っている。家庭での食事について気をつけていることとしては、栄養バランスや食べやすさ、食事のマナーなどが多くなっている。

- 食事提供体制加算・食事提供加算は、加算対象サービスを提供している事業所のほぼ半数が算定している。また、加算対象サービスの利用者のうち、約4割が加算の対象者となっている。
- 障害福祉サービス等の通所事業所において、約7割の事業所が利用者に食事を提供している。食事を提供している事業所の半数以上が事業所内で調理を行っており、約2割が加算算定条件に該当する外部委託を行っている。
- 食事を提供する際、多くの事業所では、定期的な体重の測定・記録や、疾患・摂食・嚥下機能の状況把握などを実施しており、特に障害の程度の重い人が利用する生活介護等の事業所では、多くの事業所で実施されている。また、これらの事業所では、調整食の提供を行っている事業所も多い。
- 多くの事業所が、栄養バランスや、食事の楽しさ、食べやすさなどに配慮した食事を提供している。一方、食事に関して、利用者の体重増加や、早食い・丸呑み、偏食等で困っている事業所も少なくない。
- 事業所の利用者の食生活については、食事の栄養バランスなどについて、自分で考えたり、家族等に考えてもらう人が多いが、特に何もしないという人も少なくない。また、食事の準備などについて、困っていることのある人も少なくない。

(2) 利用者の送迎に関する障害福祉サービス等事業所の状況

- ・送迎加算については、対象サービス全体として見た場合、国保連の請求事業所データによれば、加算算定している事業所が約6割という状況である。また、対象サービスの全利用者のうち、加算対象の利用者は約4割となっている。
- ・サービス別では、特に放課後等デイサービスの利用割合が高く、約9割の事業所が加算算定し、利用者全体の3/4が加算対象利用者となっている。
- ・実態調査によれば、送迎加算を算定している事業所は、障害者通所サービスで送迎加算（Ⅰ）が3割強、送迎加算（Ⅱ）が約2割、算定なしが約4割となっており、また、障害児通所サービスでは送迎加算算定が約7割、算定なしが2割弱である。これは国保連の請求事業所データによる分析とも同様の傾向となっている。
- ・一方、送迎を実施している事業所は約7割となっており、加算算定していないが送迎を実施している事業所も少なくない。

- ・送迎に関して、事業所の立地場所を、職員通勤の基準で聞いたところ、公共交通機関で通勤できる事業所が約 7 割、公共交通機関では通勤できない事業所が約 3 割という状況であり、交通事情のみの観点に限れば、利用者が公共交通機関を使って通所可能なところも少なくないと考えられる。
- ・事業所において、通勤・通学や通所のための個別訓練については、実施している事業所は少なくなっている。サービス別で差異が見られ、通勤・通学訓練の実施率が全体で約 2 割のところ、放課後等デイサービスでは約 3 割とやや多くなっている。
- ・送迎の実施理由としては、本人・家族の要望をあげる事業所が多い。また、重度の障害者など自ら通所の困難な利用者があることや、利用者の通所時の安全などの理由も多くなっている。重度の障害者など自ら通所の困難な利用者があることは生活介護で多く、利用者の通所時の安全は放課後等デイサービスで多いなど、利用者の属性に該当した回答も多くなっている。
- ・送迎の必要性についての個別判断については、個別に判断している事業所が多いが、個別判断しても希望があれば送迎を行うという事業所が多く、自分で通所可能な利用者に送迎を行わないとする事業所は約 2 割である。
- ・1 日の送迎状況について、通所方法別の人数を事業所に聞いたところ、1 事業所あたりの平均通所人数は、往路14.4人、復路14.3人となっている。そのうち、事業所が送迎（委託も含む）している人数は、往路6.7人（通所人数の46.5%）、復路6.5人（通所人数の45.5%）となっている。サービス別で差異が見られ、通所人数に占める事業所送迎の割合は、生活介護は往路73.7%、復路75.9%、放課後等デイサービスは往路82.5%、復路71.6%となっている一方、就労継続支援 A 型は往路21.6%、復路22.2%である。

- 送迎加算は、加算対象サービスを提供している事業所の約 6 割が算定している。また、加算対象サービスの利用者のうち、約 4 割が加算の対象者となっている。
- 障害福祉サービス等の通所事業所において、約 7 割の事業所が利用者の送迎を行っている。加算算定していないが送迎を行っている事業所も少なくない。
- 送迎の実施理由は、本人・家族の要望、重度の障害者など自ら通所の困難な利用者があること、利用者の通所時の安全確保などが多い。一方、通勤・通学や通所のための個別訓練を実施している事業所は少ない。
- 1 日の送迎状況について、平均で通所者の半数弱が事業所による送迎を利用している。送迎状況はサービス別で違いが見られ、障害の程度の重い人が利用する生活介護や、利用者が子どもである放課後等デイサービス等では、利用者の 7 ～ 8 割が事業所による送迎を利用している。一方、一般就労に近い人が利用する就労継続支援 A 型では、事業所による送迎利用は 2 割程度となっている。

6 参考資料（調査票）

調査票①：障害福祉サービス通所事業所における食事の提供に関する実態調査

調査票②：障害福祉サービス利用者の食事の状況に関する調査

調査票③：児童発達支援事業所における食事の提供に関する実態調査

調査票④：児童発達支援利用者の食事の状況に関する調査

調査票⑤：障害福祉サービス等通所事業所における利用者の送迎に関する実態調査

障害福祉サービス等に
関する調査

平成30年度障害者総合福祉推進事業

宛先ラベル貼付位置

障害福祉サービス通所事業所における 食事の提供に関する実態調査

【本調査の趣旨・調査内容について】

障害福祉サービス通所事業所における食事の提供は、障害者の生活支援、健康維持等の観点から大きな役割を担っています。一方、適切な食事を提供するためには、事業所において体制・設備等を用意する必要があり、コスト面から事業運営において一定の負担ともなるものです。制度上、食費については原則自己負担とされていますが、「食事提供体制加算」を通じて低所得者等の負担軽減が図られています。

しかしながら、「食事提供体制加算」はあくまでも経過措置として維持されていることや、通所系事業所のみを対象にしていることから、報酬体系上の位置づけ・評価が必ずしも明確ではない一方で、この加算がなければ、適切な食事提供体制を維持できないという意見も多く、事業所における食事の提供について、その評価のあり方が大きな課題となっています。平成30年度報酬改定における議論においても、「平成30年3月末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等について調査・研究を十分に行った上で、今後の報酬改定において対応を検討する。」とされており、実態をふまえたうえで検討を進めることが求められています。

本調査は、こうした背景をふまえ、事業所における食事の提供に関し、評価のあり方等を検討・構築していくうえで、基礎となる情報を収集・分析するために実施するもので、たいへん重要な調査となります。

上記の目的のため、細かな内容をお聞きする設問も多くなっております。ご多忙中お手数をおかけし誠に恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※本調査は、厚生労働省の「平成30年度障害者総合福祉推進事業」の一環として行うもので、三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社が調査を実施します。

【調査実施者】三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社 障害福祉サービス等調査事務局

（調査専用サイト：<https://www.shogaifukushi.jp/shokuji1/>）

問1. ページ上部に記載している事業所・サービスの平成30年9月の活動状況について、該当する番号に○をつけてください。

- 1 活動中（対象サービスの利用者がいる）
- 2 休止中（活動中で対象サービスの利用者がいない場合を含む）、廃止

→ 問1で2と回答した場合は、次ページ以降は回答せず、このまま調査票を返送してください。

【提出期限：平成30年11月20日（火）までに提出をお願いいたします】

次ページからの問については、ページ上部に記載している事業所・サービスについて回答してください。（事業所で複数サービスを実施している場合も、回答は当該サービスについてお答えください。）

事業所についてお聞きます。

問2. 調査対象サービスの運営主体について、該当する番号 1 つに○をつけてください。

1 都道府県、市区町村、一部事務組合	2 社会福祉協議会
3 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	4 医療法人
5 営利法人（株式・合名・合資・合同会社）	6 特定非営利活動法人（NPO）
7 上記以外の法人	

※公設民営、指定管理等の場合は、設置者ではなく、サービスを運営する法人を回答してください。

問3. 調査対象サービスの定員、平成30年9月の利用者数を記入してください。

定員	平成30年9月の利用者数	
	実人数	延べ人数
人	人	人

※多機能型事業所で定員を複数サービスの合計としている場合は、その合計定員（最大の定員）を記入してください。

問4. 調査対象サービスの運営規定上、事業の主たる対象とする障害種別を定めていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1 身体障害	2 知的障害
3 精神障害	4 難病、その他
5 定めていない	

問5. 調査対象サービスの、平成30年9月のサービス提供日数、サービス提供総時間数を記入してください。

サービス提供日数（開所日数）	サービス提供総時間数（開所総時間数）
日	時間 分

問6. 調査対象サービス以外で、調査対象サービスと同一所在地で実施しているサービスがあれば、該当する番号すべてに○をつけてください。（※調査対象サービスには○は不要です。）

1 居宅介護	2 重度訪問介護
3 同行援護	4 行動援護
5 療養介護	6 生活介護
7 短期入所	8 重度障害者等包括支援
9 共同生活援助	10 施設入所支援
11 自立訓練（機能訓練）	12 自立訓練（生活訓練）
13 宿泊型自立訓練	14 就労移行支援
15 就労継続支援 A 型	16 就労継続支援 B 型
17 就労定着支援	18 自立生活援助
19 計画相談支援	20 地域移行支援
21 地域定着支援	22 福祉型障害児入所施設
23 医療型障害児入所施設	24 児童発達支援
25 医療型児童発達支援	26 放課後等デイサービス
27 居宅訪問型児童発達支援	28 保育所等訪問支援
29 障害児相談支援	30 地域生活支援事業のサービス
31 介護保険サービス	

※同一所在地で実施しているサービスとは、同一法人（実質的な同一経営を含む）が同一又は隣接の敷地内で運営しているサービスのことをいいます。

食事提供体制加算についてお聞きます。

問7. 調査対象サービスにおける、平成30年9月の食事提供体制加算の算定有無について、該当する番号1つに○をつけてください。

1 算定している

2 算定していない

▶問8. 前問で「1」を回答した事業所（食事提供体制加算を算定している事業所）にお聞きます。調査対象サービスの平成30年9月の加算算定人数を記入してください。

人

食事（昼食）の提供状況についてお聞きます。

問9. 事業所では、調査対象サービス利用者に食事を提供していますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1 提供している

2 提供していない（利用者が自前で食事を用意する）

3 提供していない（半日利用などで利用者は事業所内で食事をしない）

▶ 問10. 前問で「2」を回答した事業所にお聞きます。

①利用者はどのように食事を取ることが多いですか。最も人数の多い形態の番号1つに○をつけてください。

1 自宅から弁当を持参して事業所内で食べる

2 弁当、パン、インスタント食品等を買ってきて事業所内で食べる

3 昼休みに飲食店などで食べる（事業所内出店の飲食店も含む）

4 その他（

）

②事業所で食事を提供していない理由について、該当する番号すべてに○をつけてください。

1 食事を提供するための調理設備等を用意することが難しいから

2 食事を提供するための調理員などの職員を確保することが難しいから

3 利用者からの希望がないから

4 事業所で用意するより、利用者が自分で食べたいものを食べた方がよいと考えるから

5 食事を買ったり、食べたりする店が事業所周辺に多くあり、食事に不自由しないから

6 食事の提供よりも、他のサービスの充実に力を入れたいと考えるから

7 その他（

）

問9で、「2」「3」を回答した事業所（食事を提供していない事業所）は、以降の質問への回答は不要です。本調査票の最終ページに進んでいただき、「利用者票について」をご確認ください。

問9で、「1」を回答した事業所（食事を提供している事業所）は、次ページの問11に進んでください。

問11. 調査対象サービス利用者への食事の提供方法について、該当する番号1つに○をつけてください。

(※以下の問11～問13については、調整食(問15参照)ではない、普通の食事について回答してください。)

- | | |
|---|---|
| 1 | 事業所に従事する調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している |
| 2 | 調理業務を外部委託し(派遣含む)、委託先の調理員が自事業所内の調理室で調理し、提供している |
| 3 | 事業所の調理員と外部委託先(派遣含む)の調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している |
| 4 | 同一法人の併設する事業所等で調理したものを搬入し、提供している |
| 5 | 食事の提供に関する業務を外部委託し、調理、運搬等についての規程※に基づき食事を提供している |
| 6 | 上記に該当しない配食サービス、宅配弁当などにより食事を提供している |

※クックチル、クックフリーズ、真空調理(真空パック)、クックサーブ等の調理システムを利用するなど、調理から食事提供までの安全管理や衛生管理が適切に行われていること

※クックチル：調理後に食品を急速冷却(0～3℃)して保存し、食事の際に再加熱して提供する方法

※クックフリーズ：調理後に食品を急速冷凍(-18℃以下)して保存し、食事の際に再加熱して提供する方法

※クックサーブ：調理した食品を冷却・冷凍せず、徹底した温度管理のもとで運搬し、速やかに提供する方法

→ 次ページの問 13 に進んでください。

→ 6 ページの問 14 に進んでください。

→ 問 12. 前問で「1」「2」「3」を回答した事業所(食事を事業所内調理している事業所)にお聞きします。

①献立の作成者について、該当する番号1つに○をつけてください。

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 事業所に従事する管理栄養士が作成 |
| 2 | 事業所に従事する栄養士が作成 |
| 3 | 事業所に従事する管理栄養士・栄養士以外の職員が作成 |
| 4 | 調理業務の委託先と事業所の栄養士等が協議して作成 |
| 5 | 調理業務の委託先が単独で作成 |
| 6 | その他 () |

②献立の作り方について、利用者ごとの生活状況や栄養状態等を考慮した給与栄養量(エネルギー量、栄養素)の目標を設定し、その値に基づいて毎食、食事を提供していますか。該当する番号1つに○をつけてください。

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 提供している |
| 2 | 提供していない(給与栄養量の目標を設定していない) |

③献立の種類について、該当する番号1つに○をつけてください。

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 毎食、全員共通の献立(献立は1種類) |
| 2 | 利用者が好きなものを選ぶ、セレクト献立を実施 |

※「2」については、毎食でない場合でも実施していれば○をつけてください。

⇒ 6 ページの問 14 に進んでください。

問 13. 問 11 で「5」を回答した事業所にお聞きします。

①該当する提供形態の番号 1 つに○をつけてください。

1	クックチル、クックフリーズ、真空調理（真空パック）により、調理を行う過程において急速に冷却・冷凍したものを再度加熱して提供	
2	クックサーブによる温度管理のもとで提供	
3	その他（	）

②外部委託の範囲について、該当する番号 1 つに○をつけてください。

1	調理のみを外注し、事業所への運搬以降の過程は事業所が実施	
2	調理から事業所への運搬までを外注し、食品の再加熱や盛り付け等からは事業所が実施	
3	調理、運搬、食品の再加熱や盛り付け等まで外注し、事業所では配膳のみを実施	
4	調理から事業所内での配膳まで、すべてを外注	

③外部委託の食事内容や献立等について、事業所の関わり方で該当する番号すべてに○をつけてください。

1	事業所に従事する管理栄養士が、委託先が用意する食事等のチェックや評価をしている	
2	事業所に従事する栄養士が、委託先が用意する食事等のチェックや評価をしている	
3	事業所に従事する管理栄養士が、委託先が用意する食材や調理済食品等を使って、食事内容や献立等を組み立てている	
4	事業所に従事する栄養士が、委託先が用意する食材や調理済食品等を使って、食事内容や献立等を組み立てている	
5	事業所に従事する管理栄養士が、必要に応じて委託先に要望や指示をしている	
6	事業所に従事する栄養士が、必要に応じて委託先に要望や指示をしている	
7	その他（	）
8	食事内容や献立等について、特に事業所から委託先に関わることはない（委託先に任せている）	

④食事内容や献立等の作成について、外部委託先が栄養管理などをどのような体制で行っているかを確認していますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1	委託先に管理栄養士が配属されており、食事内容や献立の作成等の管理を行っていることを確認している	
2	委託先に栄養士が配属されており、食事内容や献立の作成等の管理を行っていることを確認している	
3	委託先の管理栄養士・栄養士の配属状況はわからないが、委託先の体制についてはおおむね確認している	
4	その他（	）
5	食事内容や献立等の作成について、特に委託先の体制を確認していない	

問 14. 事業所で食事を提供するにあたり、現在実施している項目について、該当する番号すべてに○をつけてください。

1	定期的な身長測定と記録の把握	2	定期的な体重測定と記録の把握
3	BMI 等による経時的な身体状況の評価	4	疾患や摂食・嚥下機能の状況の把握
5	栄養スクリーニング	6	栄養アセスメント
7	栄養ケア計画の作成	8	該当なし

問 15. 事業所では、調査対象サービス利用者に、食形態や栄養素を調整した食事（きざみ食、ソフト食、流動食、経管栄養食、治療食など。以下「調整食」という。）を提供していますか。平成 30 年 9 月の調整食の提供実績について、該当する形態の番号すべてに○をつけ、実績がある場合、平成 30 年 9 月の利用実人数・延べ人数を記入してください。

	利用実人数	利用延べ人数
1 きざみ食（栄養素の調整あり）	人	人
2 きざみ食（栄養素の調整なし）	人	人
3 ソフト食（栄養素の調整あり）	人	人
4 ソフト食（栄養素の調整なし）	人	人
5 流動食（栄養素の調整あり）	人	人
6 流動食（栄養素の調整なし）	人	人
7 経管栄養食（栄養素の調整あり）	人	人
8 経管栄養食（栄養素の調整なし）	人	人
9 栄養素の調整のみの食事	人	人
10 調整食を提供していない		

※「栄養素を調整した食事」とは、糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の治療食、服薬上の禁忌、アレルギー除去などを行っている食事のことです。これらの調整を行っている場合は、「栄養素の調整あり」の項目を回答してください。

「9 栄養素の調整のみの食事」には、栄養素を調整しているが食形態は調整していない食事（一般の形態の食事）を回答してください。

なお、静脈栄養は含みません。

――▶ 問 16. 前問を回答した事業所にお聞きします。調整食の提供方法について、該当する番号 1 つに○をつけてください。

1	事業所に従事する調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している
2	調理業務を外部委託し（派遣含む）、委託先の調理員が自事業所内の調理室で調理し、提供している
3	事業所の調理員と外部委託先（派遣含む）の調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している
4	同一法人の併設する事業所等で調理したものを搬入し、提供している
5	食事の提供に関する業務を外部委託し、調理、運搬等についての規程に基づき食事を提供している
6	上記に該当しない調整食を調達し、食事を提供している

食事の提供に係る職員の状況についてお聞きします。

問 20、問 21 は、**食事提供に係る職員（管理栄養士、栄養士、調理員等）を常勤・非常勤で雇用している事業所**にお聞きします。その他の事業所は、問 22 に進んでください。 ※派遣職員、業務請負の職員は含みません。

問 20. 事業所で、調査対象サービス利用者への食事の提供に係る直接雇用職員について、勤務形態、労働時間、給与の状況等をお聞きします。該当する職員全員分を、以下の回答欄にご記入ください。

※「食事の提供に係る職員」とは、食費の算定にあたり、人件費が計上される職員のことです。食事介助を行う職員（生活支援員等）は含みません。

※複数サービスを実施する事業所で、調査対象サービス以外の利用者への食事提供業務も行っている職員については、労働日数・時間や給与をサービス別に按分する必要はありません。各職員の実際の業務日数・時間、支払給与を記入してください。

	性別		年齢	職種				勤務年月	勤務形態				
	いずれかに○			該当する番号 1 つに○					該当する番号 1 つに○				
	1 男	2 女		1 管理栄養士	2 栄養士	3 調理員	4 その他の食事提供に関わる職員		1 常勤・専従	2 常勤・兼務	3 非常勤・専従	4 非常勤・兼務	
			平成30年 9月末日 時点					対象事業所に配属されて から、平成 30 年 9 月まで の年月					
①	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
②	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
③	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
④	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑤	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑥	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑦	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑧	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑨	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑩	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑪	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑫	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑬	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑭	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→

用語の説明・記入上の留意点

【実労働日数】業務のため実際に出勤した日数を記入してください。1 時間でも就業すれば 1 日とカウントします。有給休暇等で給与支払いがあっても出勤していない日は含みません。

【実労働時間】業務の実際の労働時間を記入してください。残業や休日出勤等も含みます。休憩時間は含みません。

【給与の状況】

基本給：労働契約、就業規則等に定められている支給条件、算定方法によって、決まって支給される給与のうち、手当（超過労働給与額を含む）を差し引いた額をいいます。

手 当：時間外手当などの超過労働給与額及び夜勤手当、家族手当、通勤手当、職務手当、資格手当等の諸手当のことをいいます。

一時金：以下のいずれかに該当するものをいいます。

①労働協約、就業規則等によらず一時金または特別な事由に基づき従事者に支払われた給与

②労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの

・夏冬の賞与・期末手当等の一時金、支払事由の発生が不定期のもの、いわゆるベースアップの差額追給分

・給与は手取り額ではなく、所得税や社会保険料などを控除する前の額を記入してください。

・支給時期が翌月の場合も、9 月分として支払われた給与を記入してください。

・日給、時給等での支払いの場合も、ひと月分の額を記入してください。

・手当等で複数月分をまとめて支払っている場合は、ひと月分にした額を記入してください。

・一時金については、4 月～9 月の半年間に支給した合計額を記入してください。この期間での支給がなかった場合は 0 円としてください。

		実労働 日数	実労働 時間		給与の状況		
		平成 30 年 9 月の 勤務日数	平成 30 年 9 月の 勤務時間総数	うち、食事の提供に 関する業務に 従事した時間 ※調理等のほか、仕込 み、片付け等の時間 も含む	平成 30 年 9 月分の 基本給	平成 30 年 9 月分の 手当	平成 30 年 4 月～9 月に 支給した 一時金（賞与等）
→	①	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	②	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	③	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	④	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑤	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑥	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑦	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑧	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑨	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑩	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑪	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑫	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑬	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑭	日	時間 分	時間 分	円	円	円

問 21. 事業所における調理員等の過不足の状況について、該当する番号すべてに○をつけてください。

1	管理栄養士が不足している
2	栄養士が不足している
3	調理員が不足している
4	その他の食事提供に関わる職員が不足している
5	特に不足はない

食費の状況についてお聞きます。

問 22. 事業所で、調査対象サービス利用者から食費として徴収している費用がある場合、平成 30 年 9 月分の徴収人数、徴収額総額を記入してください。

利用者区分	食費の徴収人数	食費の徴収額（総額）
①一般所得者（食事提供体制加算の対象外の者）	人	円
②低所得者等（食事提供体制加算の対象者）	人	円
③その他	人	円

※食事提供体制加算を算定している場合は、加算対象と対象外の利用者に分けて人数・金額を記入してください（③の欄は使用しません）。食事提供体制加算を算定しておらず、利用者を所得区分で分けていない場合は、「③その他」欄に記入してください（①②の欄は使用しません）。

問 23. 食費の徴収額の算定方法等について、利用契約（重要事項説明書等）や、事業所の運営規程等に記載をしていますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

1	記載している	2	記載していない
---	--------	---	---------

▶ 問 24. 前問で「2」を回答した事業所にお聞きます。食費の徴収額の算定方法等を、運営規程等に記載していない理由について、該当する番号 1 つに○をつけてください。

1	利用者から食費を徴収していないため（食費はすべて事業所が負担）
2	利用者から食費の名目では徴収をしていないため（食費も含む包括的な利用料等として徴収）
3	食費は徴収しているが、特に運営規程等に定めなくても問題がないと判断しているため
4	その他（ ）

▶ 問 25. 問 23 で「1」を回答した事業所にお聞きます。運営規程等に記載している食費について、平成 30 年 9 月分の利用者 1 人あたりとして算定している負担額を記入してください。

区分	食費の負担額		
①一般所得者（食事提供体制加算の対象外の者）の 1 人あたり本人負担額	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円
②低所得者等（食事提供体制加算の対象者）の 1 人あたり本人負担額	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円
③その他	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円

※食事提供体制加算を算定している場合は、加算対象と対象外の利用者に分けて人数・金額を記入してください（③の欄は使用しません）。食事提供体制加算を算定しておらず、利用者を所得区分で分けていない場合は、「③その他」欄に記入してください（①②の欄は使用しません）。

問 26、問 27 は、**調整食を提供している事業所（問 15 を回答した事業所）**にお聞きします。その他の事業所は、**最終ページに進んでください。**

問 26. 事業所では、調査対象サービス利用者の調整食（問 15 参照）の食費をどのように定めていますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 食事の種類に関わらず、普通食と同額の負担としている
2 普通食とは別に、調整食の食材費・人件費から算定した費用で負担額を定めている
3 普通食とは別の負担額としているが、あまり差が大きくならないように調整をしている
4 その他（ ）

▶ 問 27. 前問で「2」「3」を回答した事業所（普通食とは別の負担額としている事業所）にお聞きします。調整食の食費について、平成 30 年 9 月分の利用者 1 人あたりとして算定している負担額を記入してください。

区分	食費の負担額		
①一般所得者（食事提供体制加算の対象外の者）の1人あたり本人負担額	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円
②低所得者等（食事提供体制加算の対象者）の1人あたり本人負担額	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円
③その他	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円

※食事提供体制加算を算定している場合は、加算対象と対象外の利用者に分けて人数・金額を記入してください（③の欄は使用しません）。食事提供体制加算を算定しておらず、利用者を所得区分で分けていない場合は、「③その他」欄に記入してください（①②の欄は使用しません）。

事業所票の質問は以上です。あらためて、記入漏れがないかどうかご確認ください。
ご協力ありがとうございました。

利用者票について

- ・本調査では、事業所の調査対象サービスの利用者を対象とした調査も合わせて行うこととしています。以下を一読いただき、調査対象となった利用者に、同封した調査票（利用者票）と返信用封筒をお渡しください。
- ・利用者票の回答方法は、利用者票に記載をしています。なお、利用者からの質問については、事業所でいったん受けていただいた後、事業所から事務局へ問い合わせをお願いします。

【調査対象の利用者の選び方】

- ①調査票到着日～平成 30 年 11 月 5 日の間で、調査対象サービスの営業日を 1 日選んでください。
- ②上で選んだ営業日に調査対象サービスを利用する人の中から、無作為に 10 名の利用者を選び、事業所で利用者票に必要事項を記入した後、当日、対象となった利用者にそれぞれ利用者票と返信用封筒をお渡しください。利用者が 10 名以下の場合は利用者全員を対象としてください。（なお、利用者に障害者支援施設入所者がいる場合は、その人は対象から除いてください。）
- ③調査対象となる利用者は、食事提供体制加算の対象かどうか等に関わりなく、無作為に選んでください。意図的な選択をされた場合、調査の客観性確保が難しくなります。以下に、無作為抽出の方法を説明します。（あくまでも例示であり、無作為抽出であれば、他の方法を用いても構いません。）

【無作為抽出の方法】

- ①事業所において、上で選んだ営業日の調査対象サービス利用者全員（障害者支援施設入所者を除く）をすべてリストアップし、名字の50音順で並べます。（性別、年齢、障害属性などはすべて無視し、名字のみで並べます。同姓の場合は名前の50音順で並べます。）
- ②リストに、先頭 1 番から番号を振ります。
- ③番号の1番から順に以下の抽出式に基づき計算を行うと、10人が抽出されます。その利用者を調査対象とします。

抽出式：（リストの番号÷P+0.5）の整数部分 （Pはリストの全人数÷10）
抽出式でそれぞれ最初に出てきた1～10に該当する利用者を対象とする

例）37人から10人を抽出する場合

番号	利用者の名字	抽出式	調査対象
1	アオキ	$1 \div 3.7 + 0.5 = 0.77$ 整数部分 0	×
2	アマノ	$2 \div 3.7 + 0.5 = 1.04$ 整数部分 1	○（最初の1）
3	イノウエ	$3 \div 3.7 + 0.5 = 1.31$ 整数部分 1	×
4	エシマ	$4 \div 3.7 + 0.5 = 1.58$ 整数部分 1	×
5	カトウ	$5 \div 3.7 + 0.5 = 1.85$ 整数部分 1	×
6	キシモト	$6 \div 3.7 + 0.5 = 2.12$ 整数部分 2	○（最初の2）
7	キム	$7 \div 3.7 + 0.5 = 2.39$ 整数部分 2	×

31	ナカムラ	$31 \div 3.7 + 0.5 = 8.88$ 整数部分 8	×
32	ニシオカ	$32 \div 3.7 + 0.5 = 9.15$ 整数部分 9	○（最初の9）
33	ホンダ	$33 \div 3.7 + 0.5 = 9.42$ 整数部分 9	×
34	ミキ	$34 \div 3.7 + 0.5 = 9.69$ 整数部分 9	×
35	ムライ	$35 \div 3.7 + 0.5 = 9.96$ 整数部分 9	×
36	ロナウド	$36 \div 3.7 + 0.5 = 10.23$ 整数部分 10	○（最初の10）
37	ワタナベ	$37 \div 3.7 + 0.5 = 10.50$ 整数部分 10	×

障害福祉サービス利用者の食事の状況に関する調査

このアンケートは、障害福祉サービスを利用されている皆さんが、ふだん、どのような食生活をされているかをお聞きするために行います。日ごろ、通所先の事業所で食事をしている人も多いと思いますが、こうした事業所での食事について、よりよいあり方をこれから考えていく必要があります。そのためには、皆さんのふだんの食生活の様子を知ることが大切であり、このアンケートで調べることにしました。

このアンケートで答えていただいたことは、事業所での食事のあり方を考える目的だけに使い、他のことには使いません。調べた結果は、どのくらいの方がその答えを選んだのかなど、ぜんぶ数字にしてまとめます。誰かの答えを他の人に教えたり、答えた人の名前を書いたりすることはありません。とても大切な調査ですので、ぜひ、アンケートにご協力をお願いします。

< アンケートに答えていただくときのお願い >

1. アンケートには、名前や住所、電話番号などは書かないでください。
2. 質問は、障害福祉サービスを利用しているご本人におたずねします。障害の状況などで、ご本人が答えにくい場合は、ご家族や、事業所の職員の方などが、ご本人の立場でお答えください。
3. よくわからないことや、答えたくないことがあったら、無理に答えることはありません。
4. 質問は、たくさんある答えの中から選ぶものは、答えの番号に○をつけてください。
5. 金額などの数字を書く質問もあります。正確な数字がわからないときは、だいたいの数字でもかまいません。
6. 書き終わったアンケートは、11月20日までに、アンケートと一緒に渡した封筒に入れて、切手を貼らずにポストに入れてください。封筒には、名前や住所、電話番号などは書かないでください。
7. このアンケートについて、わからないことがあったら、アンケートを渡された事業所の職員に問い合わせてください。

下の欄は、事業所が書きます。皆さんは、2ページから答えてください。

(もし、下の欄に何も書かれていないときは、アンケートを渡された事業所に問い合わせてください。)

じきょうしよちようさきようばんごう 事業所調査票番号				
せいべつ 性別	1 おとこ 男	2 おんな 女		
ねんれい 年齢	さい 歳 (平成30年9月末日時点)			
しゅ 主たる障害種別	1 しんたい 身体	2 ちてき 知的	3 せいしん 精神	4 なんびょう 難病、その他
しょうがいしえんくぶん 障害支援区分	1 くぶん 区分1	2 くぶん 区分2	3 くぶん 区分3	4 くぶん 区分4
	5 くぶん 区分5	6 くぶん 区分6	7 くぶん 区分なし	
しょくじていきようたいせいかさんたいしやうしや 食事提供体制加算対象者	1 がいとう 該当	2 ひがいとう 非該当		
ふたんじようげんげつがく 負担上限月額	1 えん 0円	2 えん 9,300円	3 えん 37,200円	
	4 た その他 (円)			

※障害福祉サービス受給者証の記載参照

お住まいなどについて教えてください。

問1. このアンケートに答えた人を教えてください。(1つに○)

- 1 障害福祉サービスを利用している本人
- 2 障害福祉サービス利用者の家族
- 3 事業所の職員
- 4 その他 ()

質問の文章のなかの「あなた」というのは、障害福祉サービスを利用している本人のことです。

問2. あなたのお住まいを教えてください。(1つに○)

- 1 ふつうの住宅(一戸建て、マンション、アパートなど)で家族と同居
- 2 ふつうの住宅(一戸建て、マンション、アパートなど)で一人暮らし
- 3 グループホーム
- 4 その他 ()

家族と同居している人にお聞きます。何人家族ですか。人数を記入してください。

人

食費の状況などを教えてください。

問3. あなたの世帯の、平成30年9月の1か月分の収入を教えてください。(1つに○)

※手取り収入で、年金も含めてください。

※「あなたの世帯の収入」というのは、あなた自身の収入(年金や賃金・工賃などの収入)と、配偶者(夫または妻)がいる場合はその収入を合わせた収入のことです。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 5万円未満 | 2 5万円以上10万円未満 |
| 3 10万円以上15万円未満 | 4 15万円以上20万円未満 |
| 5 20万円以上25万円未満 | 6 25万円以上30万円未満 |
| 7 30万円以上40万円未満 | 8 40万円以上50万円未満 |
| 9 50万円以上 | |

「9」に○をつけた場合は、おおよその金額も教えてください。(金額を記入してください。)

万円

問4. あなたの世帯の、平成30年9月1か月分のおおよその食費（食料品の購入や外食費、事業所に食費として支払っている額の合計）を教えてください。

また、そのうち、通所先の事業所に、平成30年9月分として支払っている食費を教えてください。（金額を記入してください。）

※「あなたの世帯の食費」というのは、あなた自身の収入（年金や賃金・工賃などの収入）と、配偶者（夫または妻）がいる場合はその収入を合わせた収入から支払った食費のことです。

もらった食料品などは食費には含みません。

1か月の食費	円
そのうち、通所先の事業所に支払っている食費	円

食生活について教えてください。

問5. あなたは、ふだんの食事（通所先の事業所での食事以外）は、どのような食事をとっていますか。（1つに○）

- きざみ食、ソフト食、流動食、経管栄養食などの調整食をとっている
- ふつうの食事（普通食）をとっている

グループホームにお住まいの人は、これで回答は終わりです。

問5で「1」（調整食）を答えた人は、これで回答は終わりです。

それ以外の人は、問6からも答えてください。

問6. あなたは、ふだんの食事（通所先の事業所での食事以外）はどのようにすることが多いですか。（1つに○）

- 自分で料理をつくって食べることが多い
- 家族がつくった料理を食べることが多い
- インスタント食品や弁当、総菜などを買ってきて食べることが多い
- 外食をすることが多い
- その他（ ）

問7. あなたは、ふだん食べるもの（通所先の事業所での食事以外）をどのように用意することが多いですか。（1つに○）

- 自分の収入を使って、自分で買う
- 自分の収入を使って、家族に買ってもらう
- 自分の収入を使って、ヘルパーや支援者などに買ってもらう
- 家族から渡されたお金を使って、自分で買う
- 家族から渡されたお金を使って、ヘルパーや支援者などに買ってもらう
- 家族が用意する
- その他（ ）

問8. 食事は楽しいですか。(1つに○)

1 楽しい 2 あまり楽しくない 3 特に何も感じない	「あまり楽しくない」を選んだ人は、理由を書いてください
-----------------------------------	-----------------------------

問9. 生活費のことを考えて、食費を節約するために食べたいものを我慢することはありますか。(1つに○)

1 よくある	2 たまにある
3 あまりない	

問10. あなたは、朝ご飯をどれぐらい食べていますか。(1つに○)

1 毎日食べている	2 週4～6日食べている
3 週1～3日食べている	4 ほとんど食べない

問11. あなたは、昼ご飯をどれぐらい食べていますか。(1つに○)

1 毎日食べている	2 週4～6日食べている
3 週1～3日食べている	4 ほとんど食べない

問12. あなたは、晩ご飯をどれぐらい食べていますか。(1つに○)

1 毎日食べている	2 週4～6日食べている
3 週1～3日食べている	4 ほとんど食べない

問13. あなたは、間食(おやつ)をどれぐらい食べていますか。(1つに○)

1 毎日3回以上食べる	2 毎日1～2回食べる
3 ときどき食べる	4 ほとんど食べない

問14. あなたは、食事のときに、栄養のバランスなどを考えていますか。(1つに○)

※野菜をよく食べる、甘いものや塩からいもの、脂っこいものを食べすぎないなど

1 自分で考えている	2 家族やヘルパーなどに考えてもらう
3 特になにもしていない	

問15. あなたは、食事の準備などで、困っていることがありますか。(あてはまるものぜんぶに○)

1 買い物をする	2 食べるもの、料理の材料の選び方
3 献立を考える	4 食事をつくる(料理をする)こと
5 栄養が足りているかわからない	6 困りごとを相談する相手がいない
7 困っていることはない	

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

障害福祉サービス等に
関する調査

平成30年度障害者総合福祉推進事業

宛先ラベル貼付位置

児童発達支援事業所における 食事の提供に関する実態調査

【本調査の趣旨・調査内容について】

障害福祉サービス等通所事業所における食事の提供は、障害者・児の生活支援、健康維持等の観点から大きな役割を担っています。一方、適切な食事を提供するためには、事業所において体制・設備等を用意する必要があり、コスト面から事業運営において一定の負担ともなるものです。制度上、食費については原則自己負担とされていますが、「食事提供体制加算」「食事提供加算」を通じて、低所得者等の負担軽減が図られています。

しかしながら、「食事提供体制加算」「食事提供加算」はあくまでも経過措置として維持されていることや、通所系事業所のみを対象にしていることから、報酬体系上の位置づけ・評価が必ずしも明確ではない一方で、この加算がなければ、適切な食事提供体制を維持できないという意見も多く、事業所における食事の提供について、その評価のあり方が大きな課題となっています。平成30年度報酬改定における議論においても、「平成30年3月末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等について調査・研究を十分に行った上で、今後の報酬改定において対応を検討する。」とされており、実態をふまえたうえで検討を進めることが求められています。

本調査は、こうした背景をふまえ、事業所における食事の提供に関し、評価のあり方等を検討・構築していくうえで、基礎となる情報を収集・分析するために実施するもので、たいへん重要な調査となります。

上記の目的のため、細かな内容をお聞きする設問も多くなっております。ご多忙中お手数をおかけし誠に恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※本調査は、厚生労働省の「平成30年度障害者総合福祉推進事業」の一環として行うもので、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が調査を実施します。

【調査実施者】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 障害福祉サービス等調査事務局
(調査専用サイト : <https://www.shogaifukushi.jp/shokuji2/>)

問1. ページ上部に記載している事業所・サービスの平成30年9月の活動状況について、該当する番号に○をつけてください。

- 1 活動中（対象サービスの利用者がいる）
- 2 休止中（活動中で対象サービスの利用者がいない場合を含む）、廃止

→ 問1で2と回答した場合は、次ページ以降は回答せず、このまま調査票を返送してください。

【提出期限：平成30年11月20日（火）までに提出をお願いいたします】

次ページからの問については、ページ上部に記載している事業所・サービスについて回答してください。（事業所で複数サービスを実施している場合も、回答は当該サービスについてお答えください。）

事業所についてお聞きます。

問2. 調査対象サービスの運営主体について、該当する番号1つに○をつけてください。

1 都道府県、市区町村、一部事務組合	2 社会福祉協議会
3 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	4 医療法人
5 営利法人（株式・合名・合資・合同会社）	6 特定非営利活動法人（NPO）
7 上記以外の法人	

※公設民営、指定管理等の場合は、設置者ではなく、サービスを運営する法人を回答してください。

問3. 調査対象サービスの定員、平成30年9月の利用者数を記入してください。

定員	平成30年9月の利用者数	
	実人数	延べ人数
人	人	人

※多機能型事業所で定員を複数サービスの合計としている場合は、その合計定員（最大の定員）を記入してください。

問4. 調査対象サービスの区分について、該当する番号1つに○をつけてください。

1 児童発達支援センター（主に難聴児）	2 児童発達支援センター（主に重症心身障害児）
3 児童発達支援センター（それ以外）	4 児童発達支援（主に重症心身障害児）
5 児童発達支援（それ以外）	6 医療型児童発達支援（主に肢体不自由児）
7 医療型児童発達支援（主に重症心身障害児）	8 発達支援医療機関（主に肢体不自由児）
9 発達支援医療機関（主に重症心身障害児）	

問5. 調査対象サービスの、平成30年9月のサービス提供日数、サービス提供総時間数を記入してください。

サービス提供日数（開所日数）	サービス提供総時間数（開所総時間数）
日	時間 分

問6. 調査対象サービス以外で、調査対象サービスと同一所在地で実施しているサービスがあれば、該当する番号すべてに○をつけてください。（※調査対象サービスには○は不要です。）

1 居宅介護	2 重度訪問介護
3 同行援護	4 行動援護
5 療養介護	6 生活介護
7 短期入所	8 重度障害者等包括支援
9 共同生活援助	10 施設入所支援
11 自立訓練（機能訓練）	12 自立訓練（生活訓練）
13 宿泊型自立訓練	14 就労移行支援
15 就労継続支援 A 型	16 就労継続支援 B 型
17 就労定着支援	18 自立生活援助
19 計画相談支援	20 地域移行支援
21 地域定着支援	22 福祉型障害児入所施設
23 医療型障害児入所施設	24 児童発達支援
25 医療型児童発達支援	26 放課後等デイサービス
27 居宅訪問型児童発達支援	28 保育所等訪問支援
29 障害児相談支援	30 地域生活支援事業のサービス
31 介護保険サービス	

※同一所在地で実施しているサービスとは、同一法人（実質的な同一経営を含む）が同一又は隣接の敷地内で運営しているサービスのことをいいます。

食事提供加算についてお聞きします。

問7. 調査対象サービスにおける、平成30年9月の食事提供加算の算定有無について、該当する番号1つに○をつけてください。

1 算定している	2 算定していない
----------	-----------

▶問8. 前問で「1」を回答した事業所（食事提供加算を算定している事業所）にお聞きします。調査対象サービスの平成30年9月の加算算定人数を記入してください。

食事提供加算（Ⅰ）	人	食事提供加算（Ⅱ）	人
-----------	---	-----------	---

食事（昼食）の提供状況についてお聞きします。

問9. 事業所では、調査対象サービス利用者に食事（昼食）を提供していますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1 提供している
2 提供していない（利用者がパンや弁当などを持参）
3 提供していない（半日利用などで利用者は事業所内で食事をしない）

※おやつは除きます。

▶ 問10. 前問で「2」を回答した事業所にお聞きします。事業所で食事を提供していない理由について、該当する番号すべてに○をつけてください。

1 食事を提供するための調理設備等を用意することが難しいから
2 食事を提供するための調理員などの職員を確保することが難しいから
3 利用者からの希望がないから
4 事業所で用意するより、利用者が自分で食べたいものを食べた方がよいと考えるから
5 食事を購入できる店が事業所周辺に多くあるから
6 食事の提供よりも、他のサービスの充実に力を入れたいと考えるから
7 その他（ ）

問9で、「2」「3」を回答した事業所（食事を提供していない事業所）は、以降の質問への回答は不要です。本調査票の最終ページに進んでいただき、「利用者世帯票について」をご確認ください。

問9で、「1」を回答した事業所（食事を提供している事業所）は、問11に進んでください。

問11. 調査対象サービス利用者への食事の提供方法について、該当する番号1つに○をつけてください。

（※以下の問11、問12については、調整食（問14参照）ではない、普通の食事について回答してください。）

1 事業所に従事する調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している
2 調理業務を外部委託し（派遣含む）、委託先の調理員が自事業所内の調理室で調理し、提供している
3 事業所の調理員と外部委託先（派遣含む）の調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している
4 同一法人の併設する事業所等で調理したものを搬入し、提供している
5 外部の給食サービス、配食サービス、宅配弁当などにより食事を提供している

-----▶ 問 12. 前問で「1」「2」「3」を回答した事業所（食事を事業所内調理している事業所）にお聞きします。

①献立の作成者について、該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 事業所に従事する管理栄養士が作成
- 2 事業所に従事する栄養士が作成
- 3 事業所に従事する管理栄養士・栄養士以外の職員が作成
- 4 調理業務の委託先と事業所の栄養士等が協議して作成
- 5 調理業務の委託先が単独で作成
- 6 その他（

②献立の作り方について、利用者ごとの生活状況や栄養状態等を考慮した給与栄養量（エネルギー量、栄養素）の目標を設定し、その値に基づいて毎食、食事を提供していますか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 提供している
- 2 提供していない（給与栄養量の目標を設定していない）

③献立の種類について、該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 毎食、全員共通の献立（献立は1種類）
- 2 利用者が好きなものを選ぶ、セレクト献立を実施

※「2」については、毎食でない場合でも実施していれば○をつけてください。

問 13. 事業所で食事を提供するにあたり、現在実施している項目について、該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | | | |
|---|---------------------|---|------------------|
| 1 | 定期的な身長測定と記録の把握 | 2 | 定期的な体重測定と記録の把握 |
| 3 | 成長曲線等による経時的な身体状況の評価 | 4 | 疾患や摂食・嚥下機能の状況の把握 |
| 5 | 栄養スクリーニング | 6 | 栄養アセスメント |
| 7 | 栄養ケア計画の作成 | 8 | 該当なし |

問 14. 事業所では、調査対象サービス利用者に、食形態や栄養素を調整した食事（きざみ食、ソフト食、流動食、経管栄養食、治療食など。以下「調整食」という。）を提供していますか。平成 30 年 9 月の調整食の提供実績について、該当する形態の番号すべてに○をつけ、実績がある場合、平成 30 年 9 月の利用実人数・延べ人数を記入してください。

	利用実人数	利用延べ人数
1 きざみ食（栄養素の調整あり）	人	人
2 きざみ食（栄養素の調整なし）	人	人
3 ソフト食（栄養素の調整あり）	人	人
4 ソフト食（栄養素の調整なし）	人	人
5 流動食（栄養素の調整あり）	人	人
6 流動食（栄養素の調整なし）	人	人
7 経管栄養食（栄養素の調整あり）	人	人
8 経管栄養食（栄養素の調整なし）	人	人
9 栄養素の調整のみの食事	人	人
10 調整食を提供していない		

※「栄養素を調整した食事」とは、糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の治療食、服薬上の禁忌、アレルギー除去などを行っている食事のことです。これらの調整を行っている場合は、「栄養素の調整あり」の項目を回答してください。

「9 栄養素の調整のみの食事」には、栄養素を調整しているが食形態は調整していない食事（一般の形態の食事）を回答してください。

なお、静脈栄養は含みません。

▶問15. 前問を回答した事業所にお聞きします。調整食の提供方法について、該当する番号1つに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1 | 事業所に従事する調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している |
| 2 | 調理業務を外部委託し（派遣含む）、委託先の調理員が自事業所内の調理室で調理し、提供している |
| 3 | 事業所の調理員と外部委託先（派遣含む）の調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している |
| 4 | 同一法人の併設する事業所等で調理したものを搬入し、提供している |
| 5 | 外部の給食サービス等で調整食を調達し、食事を提供している |

問 16. 食事の提供にあたり、事業所として配慮していることについて、該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----|--|
| 1 | 利用者の健康を考え、食事の栄養バランスなどに配慮している |
| 2 | できるだけ国産の食材を使うなど、安心・安全に配慮した食材の調達を行っている |
| 3 | 利用者の食事制限や食物アレルギー等の状況を定期的に把握し、必要に応じて別メニューを用意するようにしている |
| 4 | 摂食・嚥下機能の維持・向上に役立つよう、訓練の観点も含めた食事介助や食事提供を行っている |
| 5 | 楽しく食事ができるように、環境づくりや雰囲気づくりに配慮している |
| 6 | 食事の見栄えにも配慮し、食器の選択や、きれいな盛り付けの工夫などを行っている |
| 7 | 普通食（調整食でない）についても、食材の切り方や調理方法などを工夫して、食べやすさ（食材の大きさ、硬さ等）に配慮している |
| 8 | 旬の食材や地元産の食材を使うなど、食事に季節感や郷土食などを取り入れるようにしている |
| 9 | 食育に関する取組を行っている |
| 10 | その他（) |
| 11 | 特になし |

▶ 問17. 前問で「9」を回答した事業所にお聞きします。事業所で実施している食育の取組の内容について、自由に記入してください。

--

問 18. 利用者の栄養や食べることの問題（咀嚼・嚥下も含む）で、困ったことや不安に思ったことがありますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | | | |
|----|----------------------|----|--------------|
| 1 | 体重減少 | 2 | 体重増加 |
| 3 | 食欲不振 | 4 | 過食 |
| 5 | 拒食 | 6 | 偏食 |
| 7 | 早食い・丸呑み | 8 | 食べこぼし |
| 9 | 便秘・下痢 | 10 | 脱水 |
| 11 | 食事治療が必要な疾患（糖尿病や腎臓病等） | 12 | 口腔機能（噛み合わせ等） |
| 13 | 嚥下機能（むせ、誤嚥等） | 14 | その他（) |
| 15 | 困ったことや不安に思ったことはない | | |

問 19. 事業所における食事の提供についての考え方や方針等、自由に記入してください。

--

食事の提供に係る職員の状況についてお聞きします。

問 20、問 21 は、**食事提供に係る職員（管理栄養士、栄養士、調理員等）を常勤・非常勤で雇用している事業所**にお聞きします。その他の事業所は、問 22 に進んでください。 ※派遣職員、業務請負の職員は含みません。

問 20. 事業所で、調査対象サービス利用者への食事の提供に係る直接雇用職員について、勤務形態、労働時間、給与の状況等をお聞きします。該当する職員全員分を、以下の回答欄にご記入ください。

※「食事の提供に係る職員」とは、食費の算定にあたり、人件費が計上される職員のことです。食事介助を行う職員（保育士等）は含みません。

※複数サービスを実施する事業所で、調査対象サービス以外の利用者への食事提供業務も行っている職員については、労働日数・時間や給与をサービス別に按分する必要はありません。各職員の実際の業務日数・時間、支払給与を記入してください。

	性別		年齢	職種				勤務年月	勤務形態				
	いずれかに○			該当する番号 1 つに○					該当する番号 1 つに○				
	1 男	2 女		1 管理栄養士	2 栄養士	3 調理員	4 その他の食事提供に関わる職員		1 常勤・専従	2 常勤・兼務	3 非常勤・専従	4 非常勤・兼務	
			平成30年 9月末日 時点					対象事業所に配属されて から、平成 30 年 9 月まで の年月					
①	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
②	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
③	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
④	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑤	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑥	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑦	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑧	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑨	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑩	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑪	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑫	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑬	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→
⑭	1	2	歳	1	2	3	4	年 月	1	2	3	4	→

用語の説明・記入上の留意点

【実労働日数】業務のため実際に出勤した日数を記入してください。1 時間でも就業すれば 1 日とカウントします。有給休暇等で給与支払いがあっても出勤していない日は含みません。

【実労働時間】業務の実際の労働時間を記入してください。残業や休日出勤等も含みます。休憩時間は含みません。

【給与の状況】

基本給：労働契約、就業規則等に定められている支給条件、算定方法によって、決まって支給される給与のうち、手当（超過労働給与額を含む）を差し引いた額をいいます。

手 当：時間外手当などの超過労働給与額及び夜勤手当、家族手当、通勤手当、職務手当、資格手当等の諸手当のことをいいます。

一時金：以下のいずれかに該当するものをいいます。

①労働協約、就業規則等によらず一時金または特別な事由に基づき従事者に支払われた給与

②労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの
・夏冬の賞与・期末手当等の一時金、支払事由の発生が不定期のもの、いわゆるベースアップの差額追給分

・給与は手取り額ではなく、所得税や社会保険料などを控除する前の額を記入してください。

・支給時期が翌月の場合も、9 月分として支払われた給与を記入してください。

・日給、時給等での支払いの場合も、ひと月分の額を記入してください。

・手当等で複数月分をまとめて支払っている場合は、ひと月分にした額を記入してください。

・一時金については、4 月～9 月の半年間に支給した合計額を記入してください。この期間での支給がなかった場合は 0 円としてください。

		実労働 日数	実労働 時間		給与の状況		
		平成 30 年 9 月の 勤務日数	平成 30 年 9 月の 勤務時間総数	うち、食事の提供に 関する業務に 従事した時間 ※調理等のほか、仕込 み、片付け等の時間 も含む	平成 30 年 9 月分の 基本給	平成 30 年 9 月分の 手当	平成 30 年 4 月～9 月に 支給した 一時金（賞与等）
→	①	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	②	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	③	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	④	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑤	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑥	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑦	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑧	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑨	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑩	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑪	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑫	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑬	日	時間 分	時間 分	円	円	円
→	⑭	日	時間 分	時間 分	円	円	円

問 21. 事業所における調理員等の過不足の状況について、該当する番号すべてに○をつけてください。

1	管理栄養士が不足している
2	栄養士が不足している
3	調理員が不足している
4	その他の食事提供に関わる職員が不足している
5	特に不足はない

食費の状況についてお聞きます。

問 22. 事業所で、調査対象サービス利用者から食費として徴収している費用がある場合、平成 30 年 9 月分の徴収人数、徴収額総額を記入してください。

利用者区分	食費の徴収人数	食費の徴収額（総額）
①一般所得者（食事提供加算の対象外の者）	人	円
②中間所得者（食事提供加算（Ⅰ）の対象者）	人	円
③低所得者等（食事提供加算（Ⅱ）の対象者）	人	円
④その他	人	円

※食事提供加算を算定している場合は、加算対象と対象外の利用者に分けて人数・金額を記入してください（④の欄は使用しません）。食事提供加算を算定しておらず、利用者を所得区分で分けていない場合は、「④その他」欄に記入してください（①②③の欄は使用しません）。

問 23. 食費の徴収額の算定方法等について、利用契約（重要事項説明書等）や、事業所の運営規程等に記載をしていますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

1 記載している	2 記載していない
----------	-----------

▶ 問 24. 前問で「2」を回答した事業所にお聞きます。食費の徴収額の算定方法等を、運営規程等に記載していない理由について、該当する番号 1 つに○をつけてください。

1	利用者から食費を徴収していないため（食費はすべて事業所が負担）
2	利用者から食費の名目では徴収をしていないため（食費も含む包括的な利用料等として徴収）
3	食費は徴収しているが、特に運営規程等に定めなくても問題がないと判断しているため
4	その他（ ）

▶ 問 25. 問 23 で「1」を回答した事業所にお聞きます。運営規程等に記載している食費について、平成 30 年 9 月分の利用者 1 人あたりとして算定している負担額を記入してください。

区分	食費の負担額		
①一般所得者（食事提供加算の対象外の者） の 1 人あたり本人負担額	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円
②中間所得者（食事提供加算（Ⅰ）の対象者） の 1 人あたり本人負担額	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円
③低所得者等（食事提供加算（Ⅱ）の対象者） の 1 人あたり本人負担額	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円
④その他	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円

※食事提供加算を算定している場合は、加算対象と対象外の利用者に分けて人数・金額を記入してください（④の欄は使用しません）。食事提供加算を算定しておらず、利用者を所得区分で分けていない場合は、「④その他」欄に記入してください（①②③の欄は使用しません）。

問 26、問 27 は、**調整食を提供している事業所（問 14 を回答した事業所）**にお聞きます。その他の事業所は、**最終ページに進んでください。**

問 26. 事業所では、調査対象サービス利用者の調整食（問 14 参照）の食費をどのように定めていますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 食事の種類に関わらず、普通食と同額の負担としている
2 普通食とは別に、調整食の食材費・人件費から算定した費用で負担額を定めている
3 普通食とは別の負担額としているが、あまり差が大きくならないように調整をしている
4 その他（

▶ 問 27. 前問で「2」「3」を回答した事業所（普通食とは別の負担額としている事業所）にお聞きします。調整食の食費について、平成 30 年 9 月分の利用者 1 人あたりとして算定している負担額を記入してください。

区分	食費の負担額		
①一般所得者（食事提供加算の対象外の者） の1人あたり本人負担額	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円
②中間所得者（食事提供加算（Ⅰ）の対象者） の1人あたり本人負担額	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円
③低所得者等（食事提供加算（Ⅱ）の対象者） の1人あたり本人負担額	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円
④その他	円	うち、食材費として	円
		うち、人件費として	円

※食事提供加算を算定している場合は、加算対象と対象外の利用者に分けて人数・金額を記入してください（④の欄は使用しません）。食事提供加算を算定しておらず、利用者を所得区分で分けていない場合は、「④その他」欄に記入してください（①②③の欄は使用しません）。

事業所票の質問は以上です。あらためて、記入漏れがないかどうかご確認ください。
ご協力ありがとうございました。

利用者世帯票について

- ・本調査では、事業所の調査対象サービスの利用者世帯を対象とした調査も合わせて行うこととしています。以下をご一読いただき、調査対象となった利用者の保護者に、同封した調査票（利用者世帯票）と返信用封筒をお渡しください。
- ・利用者世帯票の回答方法は、利用者世帯票に記載をしています。なお、利用者（保護者）からの質問については、事業所でいったん受けていただいた後、事業所から事務局へ問い合わせをお願いします。

【調査対象の利用者世帯の選び方】

- ①調査票到着日～平成30年11月5日の間で、調査対象サービスの営業日を1日選んでください。
- ②上で選んだ営業日に調査対象サービスを利用する人の中から、無作為に10名の利用者を選び、事業所で利用者世帯票に必要事項を記入した後、当日、対象となった利用者の保護者にそれぞれ利用者世帯票と返信用封筒をお渡しください。利用者が10名以下の場合は利用者全員を対象としてください。
- ③調査対象となる利用者は、食事提供加算の対象かどうか等に関わりなく、無作為に選んでください。意図的な選択をされた場合、調査の客観性確保が難しくなります。以下に、無作為抽出の方法を説明します。（あくまでも例示であり、無作為抽出であれば、他の方法を用いても構いません。）

【無作為抽出の方法】

- ①事業所において、上で選んだ営業日の調査対象サービス利用者全員をすべてリストアップし、名字の50音順で並べます。（性別、年齢、障害属性などはすべて無視し、名字のみで並べます。同姓の場合は名前の50音順で並べます。）
- ②リストに、先頭1番から番号を振ります。
- ③番号の1番から順に以下の抽出式に基づき計算を行うと、10人が抽出されます。その利用者を調査対象とします。

抽出式：（リストの番号÷P+0.5）の整数部分 （Pはリストの全人数÷10）

抽出式でそれぞれ最初に出てきた1～10に該当する利用者を対象とする

例）37人から10人を抽出する場合

番号	利用者の名字	抽出式	調査対象
1	アオキ	$1 \div 3.7 + 0.5 = 0.77$ 整数部分 0	×
2	アマノ	$2 \div 3.7 + 0.5 = 1.04$ 整数部分 1	○（最初の1）
3	イノウエ	$3 \div 3.7 + 0.5 = 1.31$ 整数部分 1	×
4	エシマ	$4 \div 3.7 + 0.5 = 1.58$ 整数部分 1	×
5	カトウ	$5 \div 3.7 + 0.5 = 1.85$ 整数部分 1	×
6	キシモト	$6 \div 3.7 + 0.5 = 2.12$ 整数部分 2	○（最初の2）
7	キム	$7 \div 3.7 + 0.5 = 2.39$ 整数部分 2	×

31	ナカムラ	$31 \div 3.7 + 0.5 = 8.88$ 整数部分 8	×
32	ニシオカ	$32 \div 3.7 + 0.5 = 9.15$ 整数部分 9	○（最初の9）
33	ホンダ	$33 \div 3.7 + 0.5 = 9.42$ 整数部分 9	×
34	ミキ	$34 \div 3.7 + 0.5 = 9.69$ 整数部分 9	×
35	ムライ	$35 \div 3.7 + 0.5 = 9.96$ 整数部分 9	×
36	ロナウド	$36 \div 3.7 + 0.5 = 10.23$ 整数部分 10	○（最初の10）
37	ワタナベ	$37 \div 3.7 + 0.5 = 10.50$ 整数部分 10	×

児童発達支援利用者の食事の状況に関する調査

この調査は、児童発達支援を利用されている方の、ふだんの食生活等についてお聞きすることを目的に実施するものです。児童発達支援サービスでは、給食を行っている事業所も多いですが、こうした事業所における給食等について、そのよりよいあり方などを検討していくことが求められています。そのため、児童発達支援利用者のふだんの食生活等について現状を把握することが重要であり、そのため、本調査を実施することとしました。

本調査の結果は、事業所での給食のあり方等を検討する目的のみに使い、他の目的で使用することはありません。調査は無記名で行い、回答はすべて統計的に処理し、個別の回答内容を公表することはありません。お忙しいところお手数をおかけし恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

< 回答にあたってのお願い >

1. 調査は無記名で実施します。調査票には、名前や住所、電話番号などは書かないでください。
2. 調査票は、児童発達支援サービス利用者の保護者が回答してください。
3. 選択肢の質問は、該当する選択肢の番号に○をつけてください。数値を回答いただく質問については、回答欄に数字を記入してください。正確な数字がわからないときは、概数でも結構です。
4. 記入の終わった調査票は、11月20日までに、調査票と一緒にお渡しした返信用封筒に入れて、切手を貼らずに投函してください。返信用封筒には、名前や住所、電話番号などは書かないでください。
5. 不明点などございましたら、調査票を渡された事業所にお問い合わせください。

下欄は、事業所が記入します。2ページからご回答をお願いします。

(もし、下欄に記載がない場合は、調査票を渡された事業所に問い合わせてください。)

事業所調査票番号	
性別	1 男 2 女
年齢	歳 (平成 30 年 9 月末日時点)
食事提供加算対象者	1 該当 2 非該当
負担上限月額	1 0 円 2 4,600 円 3 37,200 円 4 その他 (円)

※障害児通所受給者証の記載参照

お子さんの同居者、障害の状況等についてお聞きます。

問 1. 児童発達支援を利用しているお子さんの同居者（世帯構成員）を教えてください。（すべてに○）

※お子さんから見た続柄で教えてください。

1 母親	2 父親
3 祖母	4 祖父
5 きょうだい	6 その他（ ）

▶ きょうだいは何人ですか。人数を記入してください。（利用者本人除く）

	人
--	---

問 2. 児童発達支援を利用しているお子さんの、障害者手帳の所持状況などを教えてください。（すべてに○）

1 身体障害者手帳を持っている
2 療育手帳を持っている
3 精神障害者保健福祉手帳を持っている
4 発達障害の診断を受けている（疑いを含む）
5 小児慢性特定疾病の診断を受けている

世帯での食費の状況などを教えてください。

問 3. 世帯の、平成 30 年 9 月 1 か月分の収入を教えてください。（1 つに○）

※手取り収入

1 5 万円未満	2 5 万円以上 10 万円未満
3 10 万円以上 15 万円未満	4 15 万円以上 20 万円未満
5 20 万円以上 25 万円未満	6 25 万円以上 30 万円未満
7 30 万円以上 40 万円未満	8 40 万円以上 50 万円未満
9 50 万円以上	

▶ 「9」に○をつけた場合は、おおよその金額も教えてください。（金額を記入してください。）

	万円
--	----

問 4. 世帯の、平成 30 年 9 月 1 か月分のおおよその食費（食料品の購入や外食費、事業所に食費として支払っている額の合計）を教えてください。また、そのうち、通所先の事業所に、平成 30 年 9 月分として支払っている食費（給食費、おやつ代等）を教えてください。（金額を記入してください。）

1 か月の食費	円
そのうち、通所先の事業所に支払っている食費（給食費）	円
そのうち、通所先の事業所に支払っている食費（おやつ代など給食費以外）	円

問 5. 生活費のことを考えて、食費の節約を意識することはありますか。(1つに○)

- | | | | |
|---|-------|---|-------|
| 1 | よくある | 2 | たまにある |
| 3 | あまりない | | |

お子さんの食生活について教えてください。

問 6. 児童発達支援を利用しているお子さんは、どのような食事をとっていますか。(1つに○)

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | きざみ食、ソフト食、流動食、経管栄養食、アレルギー除去食などの調整食 |
| 2 | ふつうの食事(普通食) |

問 7. 児童発達支援を利用しているお子さんの食事は、主にどなたが用意していますか。(1つに○)

- | | | | |
|---|-------|---|------------------|
| 1 | 主に母親 | 2 | 主に父親 |
| 3 | 父母の両方 | 4 | 父母以外(祖父母、きょうだい等) |

問 8. 児童発達支援を利用しているお子さんは、朝食をどれくらい食べていますか。(1つに○)

- | | | | |
|---|------------|---|------------|
| 1 | 毎日食べている | 2 | 週4～6日食べている |
| 3 | 週1～3日食べている | 4 | ほとんど食べない |

問 9. 児童発達支援を利用しているお子さんは、昼食をどれくらい食べていますか。(1つに○)

- | | | | |
|---|------------|---|------------|
| 1 | 毎日食べている | 2 | 週4～6日食べている |
| 3 | 週1～3日食べている | 4 | ほとんど食べない |

問 10. 児童発達支援を利用しているお子さんは、夕食をどれくらい食べていますか。(1つに○)

- | | | | |
|---|------------|---|------------|
| 1 | 毎日食べている | 2 | 週4～6日食べている |
| 3 | 週1～3日食べている | 4 | ほとんど食べない |

問 11. 児童発達支援を利用しているお子さんは、間食(おやつ)※をどれくらい食べていますか。(1つに○)

※朝・昼・夕食の3食では補いきれない栄養素等を補給するために、おにぎりや芋、牛乳などを食べる場合は、除きます。お菓子やジュースを食べている頻度について回答してください。

- | | | | |
|---|-----------|---|-----------|
| 1 | 毎日3回以上食べる | 2 | 毎日1～2回食べる |
| 3 | ときどき食べる | 4 | ほとんど食べない |

問 12. 児童発達支援を利用しているお子さんの食事で、気をつけていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | | |
|---|-----------------|----|--------------------|
| 1 | 栄養バランス | 2 | 食材の安全性 |
| 3 | 食べやすさ(大きさや固さなど) | 4 | 家族と一緒に食事をする |
| 5 | 楽しく食べる | 6 | 食事のマナー(食べ物で遊ばないなど) |
| 7 | 規則正しい時間に食事をする | 8 | 食べる量や食べる早さ |
| 9 | 食事の盛り付けや見栄え | 10 | その他() |

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

障害福祉サービス等に
関する調査

平成30年度障害者総合福祉推進事業

宛先ラベル貼付位置

障害福祉サービス等通所事業所における 利用者の送迎に関する実態調査

【本調査の趣旨・調査内容について】

障害者・児においては、自ら移動することが難しい人も少なくありません。こうした障害者・児にとって、通所サービスを利用する際の送迎は、サービスを身近に利用するためにたいへん重要なものです。

一方、多くの事業所で、さまざまな形態により送迎サービスが実施されており、その利用者も多岐に渡っています。移動の困難な重度の障害者から、比較的軽度の人まで、また、送迎の距離も遠方から近距離まで、送迎の現状は多様であり、こうした状況をふまえ、送迎について適切な評価を行っていくことが求められています。

特に、就労継続支援A型においては、自ら通勤することが基本的な利用者像となっていること、放課後等デイサービスにおいては、通学も含めた移動の能力も重要な自立能力の獲得であることなども指摘されており、先般、就労継続支援A型、放課後等デイサービスに関し、送迎のあり方を考慮すべき通知が出されたところです。平成30年度報酬改定における議論においても、「就労継続支援A型と放課後等デイサービスについては、そのあり方について、送迎対象者の実態を把握した上で、今後の対応を検討する。」とされており、実態をふまえたうえで検討を進めることが求められています。

本調査は、こうした背景をふまえ、障害者・児の通所サービス事業所における送迎について、評価のあり方等を検討・構築していくうえで、基礎となる情報を収集・分析するために実施するものです。

上記の目的のため、細かな内容をお聞きする設問も多くなっております。ご多忙中お手数をおかけし誠に恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※本調査は、厚生労働省の「平成30年度障害者総合福祉推進事業」の一環として行うもので、三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社が調査を実施します。

【調査実施者】三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社 障害福祉サービス等調査事務局
(調査専用サイト：<https://www.shogaifukushi.jp/soge/>)

問1. ページ上部に記載している事業所・サービスの平成30年9月の活動状況について、該当する番号に○をつけてください。

- 1 活動中（対象サービスの利用者がいる）
- 2 休止中（活動中で対象サービスの利用者がいない場合を含む）、廃止

→ 問1で2と回答した場合は、次ページ以降は回答せず、このまま調査票を返送してください。

【提出期限：平成30年11月20日（火）までに提出をお願いいたします】

次ページからの問については、ページ上部に記載している事業所・サービスについて回答してください。（事業所で複数サービスを実施している場合も、回答は当該サービスについてお答えください。）

事業所についてお聞きます。

問2. 調査対象サービスの運営主体について、該当する番号 1 つに○をつけてください。

1 都道府県、市区町村、一部事務組合	2 社会福祉協議会
3 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	4 医療法人
5 営利法人（株式・合名・合資・合同会社）	6 特定非営利活動法人（NPO）
7 上記以外の法人	

※公設民営、指定管理等の場合は、設置者ではなく、サービスを運営する法人を回答してください。

問3. 調査対象サービスの定員、平成30年9月の利用者数を記入してください。

定員	平成30年9月の利用者数	
	実人数	延べ人数
人	人	人

※多機能型事業所で定員を複数サービスの合計としている場合は、その合計定員（最大の定員）を記入してください。

問4. 調査対象サービスの運営規程上、事業の主たる対象とする障害種別を定めていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1 身体障害	2 知的障害
3 精神障害	4 難病、その他（発達障害、高次脳機能障害等）
5 定めていない	

問5. 調査対象サービスの、平成30年9月のサービス提供日数、サービス提供総時間数を記入してください。

サービス提供日数（開所日数）	サービス提供総時間数（開所総時間数）
日	時間 分

問6. 調査対象サービス以外で、調査対象サービスと同一所在地で実施しているサービスがあれば、該当する番号すべてに○をつけてください。（※調査対象サービスには○は不要です。）

1 居宅介護	2 重度訪問介護
3 同行援護	4 行動援護
5 療養介護	6 生活介護
7 短期入所	8 重度障害者等包括支援
9 共同生活援助	10 施設入所支援
11 自立訓練（機能訓練）	12 自立訓練（生活訓練）
13 宿泊型自立訓練	14 就労移行支援
15 就労継続支援 A 型	16 就労継続支援 B 型
17 就労定着支援	18 自立生活援助
19 計画相談支援	20 地域移行支援
21 地域定着支援	22 福祉型障害児入所施設
23 医療型障害児入所施設	24 児童発達支援
25 医療型児童発達支援	26 放課後等デイサービス
27 居宅訪問型児童発達支援	28 保育所等訪問支援
29 障害児相談支援	30 地域生活支援事業のサービス
31 介護保険サービス	

※同一所在地で実施しているサービスとは、同一法人（実質的な同一経営を含む）が同一又は隣接の敷地内で運営しているサービスのことをいいます。

問7. 調査対象サービスの事業所の立地場所についてお聞きします。職員の通勤の観点から見た事業所の立地について、該当する番号1つに○をつけてください。

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 職員が、公共交通機関を利用して通勤することは難しい |
| 2 | 職員が、公共交通機関を利用して通勤することができる |

「2」を回答した事業所にお聞きします。最寄りの駅・バス停から事業所までの時間を記入してください。

徒歩で約	分
------	---

送迎加算についてお聞きします。

問8. 調査対象サービスにおける、平成30年9月の送迎加算の算定有無について、該当する番号1つに○をつけてください。（障害者通所サービスは左欄、障害児通所サービスは右欄を回答）

障害者通所サービス		障害児通所サービス	
1	算定していない	1	算定していない
2	送迎加算（Ⅰ）を算定	2	送迎加算を算定
3	送迎加算（Ⅱ）を算定		

問9. 前問で「2」「3」を回答した事業所（加算を算定している事業所）にお聞きします。

①調査対象サービスの平成30年9月の加算算定回数を記入してください。また、そのうち、30%減算がある場合は、その算定回数を記入してください。

算定回数	回	そのうち、30%減算の回数	回
------	---	---------------	---

②（調査対象サービスが生活介護の事業所のみ回答してください。）重度者等の送迎による加算の上乗せ単位（28単位/回）を算定していますか。該当する番号1つに○をつけてください。

- | | | | |
|---|---------|---|--------|
| 1 | 算定していない | 2 | 算定している |
|---|---------|---|--------|

送迎の状況等についてお聞きします。

問10. 調査対象サービスでは、通勤や通学などを想定した外出、移動等の個別訓練を実施していますか。該当する番号1つに○をつけてください。

※疑似通勤訓練、公共交通機関の利用の仕方やマナー習得、移動中の安全確保、自宅から学校等への登校訓練など

- | | | | |
|---|--------|---|---------|
| 1 | 実施している | 2 | 実施していない |
|---|--------|---|---------|

問11. 調査対象サービスでは、通所のための個別訓練を実施していますか。該当する番号1つに○をつけてください。

※自宅等から事業所までの経路の習得、学校等から自分で下校して事業所まで通所する訓練など

- | | | | |
|---|--------|---|---------|
| 1 | 実施している | 2 | 実施していない |
|---|--------|---|---------|

問12. 調査対象サービスでは、平成30年9月に送迎を実施していますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1	実施している	2	実施していない
---	--------	---	---------

「2 実施していない」を回答した事業所は、問17に進んでください。
問13～問16は回答不要です。

問13. 送迎を行っている理由について、該当する番号すべてに○をつけてください。

1	公共交通機関が不便で、公共交通機関を利用した通所が難しいから
2	重度の障害者など、自ら通所が困難な利用者がいるから
3	利用者本人や家族等からの要望が多いから
4	利用者の通所時の安全に不安があるから（事故や犯罪に巻き込まれるなど）
5	自事業所のサービスの魅力向上になるから
6	他の多くの事業所が行っているから
7	送迎は事業者の責務だと考えているから
8	運営規程に定めているから
9	その他（ ）

問14. 事業所では、利用者に送迎が必要かどうか、個別に判断をしていますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1	個別に判断していない
2	個別に判断しているが、自分で通所可能な利用者にも、希望があれば送迎を行う
3	個別に判断しており、自分で通所可能な利用者には原則として送迎は行わない
4	その他（ ）

▶ 問15. 前問で「2」「3」を回答した事業所にお聞きします。どのような観点で判断をしていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1	利用者の障害程度や障害特性
2	利用者の居住地や通所ルート（自宅等から公共交通機関へのアクセスが不便、通所途中に危険な箇所がある、遠方居住で通所に相当の時間がかかる等）
3	保護者、家族等の送迎、つきそいが可能かどうか
4	通所のための訓練等を行い、その結果から判断する
5	その他（ ）

問16. 利用者から、送迎の費用を徴収していますか。平成30年9月の実績で、1回分として徴収している送迎費用を記入してください。

※送迎費用を他の費用と合わせて包括的に徴収している場合も、送迎費用に相当する額を記入してください。

※送迎費用を徴収していない場合（すべて事業所負担）は、0を記入してください。

送迎費用（1回分）	円
-----------	---

利用者の通所、送迎の内容等についてお聞きします。

問 17～問 19 は、調査対象サービスの平成 30 年 9 月の **1 日分の利用者の通所・送迎**についてお聞きするものです。平成 30 年 9 月 20 日（木）の状況について回答してください。なお、当日が休業日だった場合は、9 月 20 日以降で 9 月 20 日に最も近い営業日について回答してください。また、送迎を実施している事業所で、当日に送迎を実施していない場合は、9 月 20 日以降で送迎を実施した、9 月 20 日に最も近い営業日について回答してください。

問17. 調査対象サービスの上記の 1 日の、通所方法別の調査対象サービス利用者数を記入してください。

区分	往路（自宅等→事業所）	復路（事業所→自宅等）
1. 自分で通所（徒歩、自転車等）	人	人
2. 自分で通所（利用者がバイク、自動車を運転）	人	人
3. 自分で通所（公共交通機関を利用）	人	人
4. 保護者、家族等が送迎	人	人
5. 事業所が送迎（送迎を委託している場合も含む）	人	人
6. その他（利用者が別に送迎サービスを利用等）	人	人

問18. 前問で、「5. 事業所が送迎」の人数が 1 人以上の事業所（送迎を実施している事業所）にお聞きします。その日の事業所による送迎の状況について記入してください。

①送迎に要した時間（送迎車両等が出発してから戻ってくるまでに要した時間）	往路（自宅等→事業所）		復路（事業所→自宅等）	
	約 時間 分		約 時間 分	
②送迎の範囲（事業所から送迎先までのおおよその距離） ※事業所から最も近い送迎先と、最も遠い送迎先までの直線距離を、それぞれ記入してください。（地図などを使っておおよその距離を測ってください。）	往路（自宅等→事業所）		復路（事業所→自宅等）	
	最も近い	最も遠い	最も近い	最も遠い
	km	km	km	km
③送迎先別の送迎人数	往路（自宅等→事業所）		復路（事業所→自宅等）	
1. 利用者の居宅前	人		人	
2. 利用者の居宅内居室・ベッド	人		人	
3. 利用者の通学・通園する学校等	人		人	
4. 事業所最寄駅や利用者居宅近くに設置の集合場所等	人		人	
5. その他（ ）	人		人	
④送迎方法別の送迎人数	往路（自宅等→事業所）		復路（事業所→自宅等）	
1. 送迎車両（事業所による）	人		人	
2. 送迎車両（委託による）	人		人	
3. つきそい（公共交通機関）（事業所による）	人		人	
4. つきそい（公共交通機関）（委託による）	人		人	
5. つきそい（徒歩のみ）（事業所による）	人		人	
6. つきそい（徒歩のみ）（委託による）	人		人	
7. その他（ ）	人		人	
⑤敷地内送迎の送迎人数（事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物への送迎人数）	往路（自宅等→事業所）		復路（事業所→自宅等）	
	人		人	

問19. 前問で、「1. 送迎車両（事業所による）」「2. 送迎車両（委託による）」の人数が1人以上の事業所（送迎車両で送迎を実施している事業所）にお聞きます。その日の送迎車両の状況について記入してください。

①送迎車両の保有台数（事業所で保有している台数）	台	
②保有する送迎車両のうち、送迎に使用した台数	往路（自宅等→事業所）	復路（事業所→自宅等）
	台	台
③送迎委託先の車両運行台数	台	台
④送迎車両を運転した運転手数	往路（自宅等→事業所）	復路（事業所→自宅等）
1. 専属の運転手（事業所で雇用）	人	人
2. 事業所の他職種が兼務する運転手	人	人
3. 送迎委託先の運転手	人	人
⑤送迎車両の同乗職員数（運転手以外）	往路（自宅等→事業所）	復路（事業所→自宅等）
1. 看護職員	人	人
2. 認定特定行為業務従事者※	人	人
3. 強度行動障害支援者養成研修等修了者	人	人
4. その他の職員	人	人

※認定特定行為業務従事者：必要な研修を受け、たんの吸引・経管栄養の業務の登録認定を受けた介護等の従事者

調査対象サービスが「就労継続支援A型」の事業所は、問20～問24を回答した後、問25～問28をとばし、問29に進んでください。

調査対象サービスが「放課後等デイサービス」の事業所は、問20～問24をとばし、問25～問28を回答した後、問29に進んでください。

他のサービスは、問29に進んでください。問20～問28は回答不要です。

就労継続支援A型の利用者の状況についてお聞きます。

問20. 事業所で実施している生産活動の内容について、該当する番号すべてに○をつけてください。

1 農作業	2 パン	3 菓子
4 肉・魚介加工品	5 飲料	6 弁当・配食・惣菜
7 繊維・皮革製品	8 木工製品	9 防災用具
10 部品・機械組立	11 印刷	12 リサイクル事業
13 清掃・施設管理	14 クリーニング	15 郵便物の封入・仕分・発送
16 飲食店・喫茶店等の運営	17 情報処理・IT関連	18 テープ起こし
19 出版業	20 その他（ ）	

問21. 平成29年度（昨年度）の1年間における退所者数全数、そのうち一般就労により退所した利用者の人数を記入してください。一般就労により退所した利用者がある場合は、一般就労の継続状況別の人数も記入してください。その利用者の事業所在籍時の通所形態別に、人数を記入してください。

通所の形態	退所者数全数 (平成29年度)	うち、 一般就労 移行者数 (平成29年度)	一般就労して6 か月に達した者 (6か月に達し た後に離職した 者を含む)	一般就労して6 か月に達する前 に離職した者	一般就労を継続 しているが、まだ 6か月に達して いない者
①自分で通所	人	人	人	人	人
②事業所が送迎	人	人	人	人	人
③その他（家族が送迎など）	人	人	人	人	人

問22. 平成30年9月における、主たる障害別の利用者の実人数を、利用者の通所形態別に記入してください。

通所の形態	身体障害	知的障害	精神障害	難病、その他	(再掲) 発達障害	(再掲) 高次脳機能 障害
①自分で通所	人	人	人	人	人	人
②事業所が送迎	人	人	人	人	人	人
③その他(家族が送迎など)	人	人	人	人	人	人

※主たる障害として「身体障害」「知的障害」「精神障害」「難病、その他」の合計が利用者実人数合計に合うようにしてください。その中に「発達障害」「高次脳機能障害」の利用者がいる場合は、(再掲)欄に人数を記入してください。

問23. 平成30年9月における、障害支援区分別の利用者の実人数を、利用者の通所形態別に記入してください。

通所の形態	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
①自分で通所	人	人	人	人	人	人	人
②事業所が送迎	人	人	人	人	人	人	人
③その他(家族が送迎など)	人	人	人	人	人	人	人

問24. 平成30年9月における、利用者の実人数・延べ人数、労働時間合計、月額賃金合計を、利用者の通所形態別に記入してください。

通所の形態	利用者実人数	利用者延べ人数	労働時間の合計	支払賃金の合計
①自分で通所	人	人	時間	円
②事業所が送迎	人	人	時間	円
③その他(家族が送迎など)	人	人	時間	円

放課後等デイサービスの利用者の状況についてお聞きます。

問25. 平成30年9月における、学年別・学校種別の利用者の実人数を、利用者の通所形態別に記入してください。

通所の形態	小学生(1～3年)			小学生(4～6年)		
	特別支援学校	特別支援学級	通級指導等	特別支援学校	特別支援学級	通級指導等
①自分で通所	人	人	人	人	人	人
②事業所が送迎	人	人	人	人	人	人
③その他(家族が送迎など)	人	人	人	人	人	人
通所の形態	中学生			中卒以上		
	特別支援学校	特別支援学級	通級指導等			
①自分で通所	人	人	人	人		
②事業所が送迎	人	人	人	人		
③その他(家族が送迎など)	人	人	人	人		

問26. 平成30年9月における、主たる障害別の利用者の実人数を、利用者の通所形態別に記入してください。

通所の形態	身体障害	知的障害	精神障害	難病、その他	(再掲) 発達障害	(再掲) 高次脳機能 障害
①自分で通所	人	人	人	人	人	人
②事業所が送迎	人	人	人	人	人	人
③その他(家族が送迎など)	人	人	人	人	人	人

※主たる障害として「身体障害」「知的障害」「精神障害」「難病、その他」の合計が利用者実人数合計に合うようにしてください。その中に「発達障害」「高次脳機能障害」の利用者がいる場合は、(再掲)欄に人数を記入してください。

問27. 平成30年9月における、手帳所持状況別の利用者の実人数を、利用者の通所形態別に記入してください。

通所の形態	手帳所持者実人数				手帳を所持していない
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
①自分で通所	人	人	人	人	人
②事業所が送迎	人	人	人	人	人
③その他（家族が送迎など）	人	人	人	人	人

※1人で複数の手帳を所持している場合は、「手帳所持者実人数」に実人数を計上し、手帳別の欄に重複計上してください。

※療育手帳は、地域により名称・呼び名の異なる場合があります。

問28. 平成30年9月の利用者について、利用者のふだんの通学（自宅→学校）形態別の実人数を記入してください。

ふだんの通学（自宅→学校）の形態	利用者実人数
①自分で通学している（送迎なし、集団登校等含む）	人
②家族が送迎している	人
③その他（家族以外の介助者が送迎など）	人
④不明	人

※利用者の通学形態を事業所で把握していない場合は、お手数ですが利用者本人・保護者等にお聞きいただいたうえでご回答をお願いします。把握が難しい場合のみ、「④不明」に計上してください。

送迎や利用者の通所に関する課題等についてお聞きします。

問29. 送迎や、利用者の通所に関し、課題等を感じていることがあれば、自由に記入してください。

質問は以上です。あらためて、記入漏れがないかどうかご確認ください。
ご協力ありがとうございました。

厚生労働省 平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
食事提供体制加算等に関する実態調査
報 告 書

平成 31 年 3 月

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部

大阪本部 研究開発第 1 部
〒530-8213 大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 25 号
TEL : 06-7637-1430
